

343

4寸



始



ITW-64

343

4冊



通航一覽

第六





通航一覽第六目次

- | | | | |
|--|---|---|----|
| 卷之二百二十六…………… | 一 | 卷之二百三十一…………… | 六 |
| 唐國 <small>浙江省寧波府</small> 、部二十二、○漂着、○御用物持渡并入津給牌、 | | 唐國 <small>江蘇省蘇州府</small> 、部二十七、○漂着、 | |
| 卷之二百二十七…………… | 二 | 卷之二百三十二…………… | 七 |
| 唐國 <small>江蘇省蘇州府</small> 、部二十三、○僧渡來住職、○御谷筋、○醫師渡來、○御用物持渡并信牌願、 | | 唐國 <small>江蘇省蘇州府</small> 、部二十八、○漂着、 | |
| 卷之二百二十八…………… | 三 | 卷之二百三十三…………… | 八 |
| 唐國 <small>江蘇省蘇州府</small> 、部二十四、○御用物持渡并信牌願、 | | 唐國 <small>江蘇省蘇州府</small> 、部二十九、○漂着、 | |
| 卷之二百二十九…………… | 四 | 卷之二百三十四…………… | 九 |
| 唐國 <small>江蘇省蘇州府</small> 、部二十五、○漂流、 | | 唐國 <small>江蘇省蘇州府</small> 、部三十、○漂着、 | |
| 卷之二百三十…………… | 五 | 卷之二百三十五…………… | 一〇 |
| 唐國 <small>江蘇省蘇州府</small> 、部二十六、○漂着、 | | 唐國 <small>盛京統部滿洲山丹</small> 、部三十一、○漂流、 | |
| | | 卷之二百三十六…………… | 一一 |
| | | 唐國 <small>盛京統部滿洲山丹</small> 、部三十二、○漂流、○產物、 | |

卷之二百三十七.....二四

唐國盛京統部、滿洲山丹部三十三、○地理風俗、

卷之二百三十八.....二六

唐國北部三十四、共○政令等御尋、○漂着、

卷之二百三十九.....二七

阿蘭陀國部一、○入津通商、

卷之二百四十.....二八

阿蘭陀國部二、○呈書御返簡并使者拜謁、
附不時獻上物、

卷之二百四十一.....二九

阿蘭陀國部三、○拜禮獻上、

卷之二百四十二.....三二

阿蘭陀國部四、○拜禮獻上、

卷之二百四十三.....三九

阿蘭陀國部五、○拜禮獻上、○御暇賜物并御法令、

卷之二百四十四.....三八

阿蘭陀國部六、○平戶商館并出島館、附鹽贈藏通詞等

卷之二百四十五.....三九

阿蘭陀國部七、○商賣規定并御用物等、

卷之二百四十六.....四〇

阿蘭陀國部八、○御奉公筋、

卷之二百四十七.....四〇

阿蘭陀國部九、○御奉公筋、

卷之二百四十八.....四九

阿蘭陀國部十、○御奉公筋、○御尋筋、

卷之二百四十九.....三〇六

阿蘭陀國部十一、○御答筋、

卷之二百五十.....三六

阿蘭陀國部十二、○術藝并上覽、○雜事、

卷之二百五十一.....三四

阿蘭陀國部十三、共、○漂着并難船破船扱方、

卷之二百五十二.....三八

諸厄利亞國部一、○渡來御朱印并呈書御返簡、

卷之二百五十三.....三八

諸厄利亞國部二、○異舶燔沉、○渡來禁制、

卷之二百五十四.....三五

諸厄利亞國部三、○渡來禁制、

卷之二百五十五.....三六

諸厄利亞國部四、○渡來禁制、

卷之二百五十六.....三九

諸厄利亞國部五、○狼藉始末、肥前國長崎、

卷之二百五十七.....四〇

諸厄利亞國部六、○狼藉始末、肥前國長崎、

卷之二百五十八.....四三

諸厄利亞國部七、○狼藉始末、肥前國長崎、

卷之二百五十九.....四四

諸厄利亞國部八、○狼藉始末、肥前國長崎、

卷之二百六十.....四六

諸厄利亞國部九、○狼藉始末、肥前國長崎、

卷之二百六十一……………四五

諳厄利亞國部十、○狼藉始末、常陸國大津濱、

卷之二百六十二……………四六五

諳厄利亞國部十一、止、○狼藉始末、常陸國大津濱、薩摩國寶島、陸奥國九戸、

卷之二百六十三……………四七四

東埔塞國部一、○御書呈書并通商貢獻拜禮等、

卷之二百六十四……………四八二

東埔塞國部二、止、○御書呈書并通商貢獻拜禮等、○渡海御朱印、○漂着、

卷之二百六十五……………四九一

暹羅國部一、○渡海御朱印、

卷之二百六十六……………五〇〇

暹羅國部二、○渡海、

卷之二百六十七……………五〇〇

暹羅國部三、○渡海、○御書呈書并通商貢獻使者拜禮等、

第六目次終

通航一覽卷之二百二十六

唐國浙江省寧波府部二十二

按するに、寧波府は、東西二百十四里、本邦里法に約し三十五里二十四町なり、下是南北二百八里あり、東定海に出て、蛟門虎蹲天設の險あり、西は紹興府の餘姚縣に接し、南は台州府の寧海縣に界ふ、北は海岸にして高麗を控へて、商舶の往來絶えず、物貨豐衍なり、禹貢には揚州の域たりしが、其後郡縣しは、變革して、唐の開元二十六年、この地の境に四明山あるをもて、明州と改め、宋の紹熙五年升て慶元府とし、明にまた明州府と改め、洪武五年にいたりて寧波府と改め號すと、清一統志にするす、此府本邦に渡海の津にして、唐山いつれの地よりも來りて順風を待、船を出すなり、また古へ本邦よりも渡唐の船此地に着岸せしよし、この港人戸數萬、富豐繁榮なり、山に金木鳥獸の般、水に魚鹽珠蚌の錯ありて、海陸珍異聚り、衣冠文物福建廣東に甲たりと、清一統志及ひ落穂雜談一言集にのす、北窓雜筆に、寧波に媽祖廟

あり、殿前に踊臺を造り置、旅人商客海上安全のため、毎歲祭ありて踊をなす、役者五色の衣服を着、人數十人相列して、唐宋の間の故事をなすよし載す、産物は杭州府に同じければ略す、

漂着

元祿十一戊寅年正月三日、寧波府の商船、肥前國五島た、ら島に破船し、修補のため長崎より職人等呼下しを願ふ、但乗組のものは長崎に護送す、文化四丁卯年正月七日、長崎渡來の寧波府船、下總國銚子浦に海上に漂ひ、書を贈りて挽船を請ふ、よて御代官瀧川小右衛門かの地にわたる、後長崎護送の事、今詳ならず、元祿十一戊寅年二月十一日、五島た、ら島にて破船の唐人共口書の和解
一私共船於寧波、唐人數六十人乗組、去冬十二月廿五日に出船仕申候處に、於洋中當正月二日に逆風に逢ひ、帆并楫を損し、夜中の儀にて御座候に付、東西を見分け不申、水主共船を乗留可申とて働申候内、右人數の内三人帆にまとはれ、海中に被吹落死骸相見え不申候、翌三日に漸五島の山を見かけ申候に付、何とぞ風難を凌ぎ、船をも無恙乗取可申

と仕候得共、西風強く、五島領た、ら島に被吹付、船底損し、尤船も瀬方の乗上水込に罷成、荷物も漸と濡申候に付、無是非瀬方の船中の者走上り、船箇に積居申候荷物の分取揚申候得共、大分あか水込入申候に付、船も乗出し申儀罷成不申、とやかく仕候内、五島漁夫共遠方より見かけ注進いたし候故、段々警固の人々被馳參、稠敷私共并荷物船共に御守有之候、右た、ら島難所にて、其所々水會て無之候に付、二里程相隔候戸樂と申島に、私共五十七人并取揚置候荷物共に、同十八日に引移し被成、かり屋を數十間御構、大勢檢使衆被差出、日夜御警固にて御座候、本船はた、ら島に水込に成居申候に付、即時に浮へかた、其儘にて稠敷御番人を御添被召置候、夫より數日の間本船を浮へ申方便無御座候に付、達て長崎表より船大工石灰師共呼請、船底を修覆致し申たくと奉願候得は、御慈悲の上、大工石灰師共被差遣被下、則た、ら島にて船底假に修覆を加へ、船を乗浮へ被下候、然共其分にては荷物を本船に積申候儀難成、空船にて長崎に送届被下候様にと奉願、人荷物の分は、日本船に御積移

し、一刻も御急き、長崎に送可被下儀申上候得は、此度荷物不殘、并五十七人の内三十六人今日送届被下候、殘て二十一人は、本船未五島に有之候に付、爲見分相殘居申候、本船并殘居申候唐人共は、順風次第御當津に送届被下等にて御座候、此度漂着の様子、於公庭嚴密に御吟味被仰付候段御尤至極に奉存候、其上五島より日本船にて送届被下候荷物迄も、一々御改可被下候處に、少しも相違無御座、重々難有御事に御座候、且又私共儀、大方年々御當地に爲商賣渡海仕候者共に御座候得は、日本御禁制の邪宗門の者、并書簡道具等に至る迄、随分於寧波吟味を相違、少も御法度の品々積渡不申候、右五島領に漂着仕候より外に、日本の地何國にも船寄せ不申候、後日に違犯の儀被爲聞召候上は、一船のもの如何様の罪科にも可被仰付候、爲其口書相認連判仕差上申候、

元祿十一年戊寅二月十一日

寧波船頭王 懋 功 船頭 劉 上 郷
 財副 王 天 宿 客 程 馥 之
 舵工 奚 鳳 雲 總管 徐 小 魏

右の通、破船の船頭并客役者共差上申候口書、和け差上申候、以上、

唐通事目付 唐通事 共

同年同月廿五日、五島の相殘、此度送參候二十一人の唐人共口書の和解

一私共船於寧波、唐人數六十人乗組、去冬十二月廿五日に出船仕申候處に、於洋中當正月二日逆風に逢ひ、帆并楫を損し、夜中の儀にて御座候に付、東西を見分不申、水手共船を乗留可申とて働申候内、右人數の内三人帆に纏はれ、海中に被吹落、死骸相見え不申候、翌六日に漸五島の山を見かけ申候に付、何とぞ風難を凌ぎ、船をも無恙乗取可申と仕候得共、西風強く、五島領た、ら島に被吹附、船底損し、尤船も瀬方の乗上、水込罷成、荷物も漸々と濡申候に付、無是非瀬方の船中の者共走上、船箇に積居申候荷物の分取揚申候得共、大分あか水込入申候に付、船も乗出し申儀罷成不申、とやかく仕候内、五島漁父共遠方より見かけ注進いたし候故、段々警固の人々馳參、稠敷私共并荷物船共御守有之候、右た、ら島難所にて、其所々用水會て無之候に付、

二里程相隔候戸樂と申島に、私共五十七人并取揚置候荷物共、同六日に引移し被成、假屋を數十間御構、大勢檢使衆被差出、日夜御警固にて御座候、本船はた、ら島に水込成居申候に付、即時浮へかた、其儘にて稠敷御番人を御添被召置候、夫より數日の間、本船を浮へ申方便無御座候に付、達て長崎表船大工石灰師共呼請ひ、船底を修補致し申度と奉願候得は、御慈悲の上、大工石灰師共被差遣被下、則た、ら島にて船底假に修補を加へ、船を乗浮へ被下候、然共其分にては荷物を本船に積申候儀難成、空船にて長崎に送届被下候様にと奉願、人荷物の分は、日本船に御積移し、一刻も御急き長崎に送可被下儀申上候得共、先達荷物不殘、并五十七人の内三十六人御當地に送届被成、私共二十一人は船具等の儀能存たるものにて御座候に付、五島の相殘、順風を待本船に相添此度送被遣候、然共風不順に御座候故、本船は未挽届不被申、私共計日本船に御乗せ、先に御當地に來着仕候、本船は順風次第、近々挽届可被下と奉存候、扱又漂着の様子、於公庭嚴密に御吟味被仰付候段、御尤至極奉存候、且

又先頃送參候荷物の外に、私共手廻并船道具等積參候、一々御改被下候處に少も相違無御座候、重々難有御事に御座候、勿論私共儀、大方年々御當地に爲商賣渡海仕候もの共に御座候得は、日本御制禁の邪宗門の者、并書簡道具等にいたる迄、随分於寧波吟味を相違、少も御法度の品々積渡不申候、右五島領に漂着仕申候より外、日本の地何國にも船寄せ不申候、後日違犯の儀被爲開召上候は、一船のもの如何様の罪科にも可被仰付候、爲其口書相認、連判仕差上申候、

元祿十一年戊寅二月廿五日

船頭 劉王 懋功 客 張 虎 臣
船長 鄭 汝 輝

右の通、破船の客役者共差上申候口書、和解差上申候、以上、

唐通事 共以上、華夷通譯、

文化四丁卯年正月七日、下總國銚子浦の長崎渡來の寧波船漂着、

本船于去年十一月廿九日在唐山開駕、於十二月十

一日遇西北大暴風、漂流貴地、通船八十九人、本船現在米水俱無、本船係往日本國長崎島貿易、伏望貴國王上即日速賜小船八十艘、捧進港内、相救得生、則感不淺矣、

文化四年正月初七日

寧波船主牌照 鄭 朗 伯 行商船主 王 永安

同 楊 玉 亭

同二月十二日、通船人名開後

計開

船主 王宗鼎年三十五歲 仁和人 ○同 楊玉亭年五十八歲 蘇州人 ○財副 孫均南年二十六歲 江寧人 ○夥長 李華使年四十八歲 同安人 ○總管 吳得勝年三十九歲 福清人 ○舵工 林海祥年四十六歲 海澄人 ○同 何甫使年四十三歲 同 ○目侶 莊水使年三十八歲 龍溪人 ○那寶郎年四十四歲 鄞縣人 ○楊德勉年三十三歲 福清人 ○許光耀年三十五歲 晉江人 ○林我財年二十九歲 福清人 ○陳金魁年二十九歲 平和人 ○魏光憲年三十七歲 晉江人 ○林元乾年四十歲 福清人 ○楊德振年四十六歲 同 ○謝有福年三十二歲 龍溪人 ○楊德發年三十三歲 福清人 ○王和使年三十四歲 同安人 ○徐萬使年四十二歲 同 ○李項使年二十七歲 同

○陳引使年三十五歲 同 ○陳成使年三十歲 同 ○蔡陳使年三十一歲 同 ○何奕使年四十歲 同 ○翁皆使年三十歲 同 ○徐光輝年二十二歲 同 ○陳阿西年三十二歲 平湖人 ○許子使年三十九歲 同安人 ○高元開年三十二歲 閩縣人 ○季鷗愛年二十六歲 同安人 ○趙光珍年二十六歲 閩縣人 ○黃天生年三十歲 同安人 ○陳汝標年二十歲 福清人 ○薛大波年二十五歲 同 ○陳宗呂年二十五歲 同 ○林時發年二十七歲 同 ○林宜開年三十二歲 同 ○張諸長年二十五歲 同 ○薛大成年三十歲 同 ○魏將禮年二十歲 同 ○吳得高年五十四歲 同 ○陳理侯年四十歲 同 ○陳賢器年二十八歲 同 ○魏瑞香年三十二歲 同 ○鄭德興年二十九歲 同 ○林寶華年三十四歲 同 ○蘇昂弟年三十八歲 同 ○陳存彩年二十六歲 福清人 ○陳純使年三十六歲 自注、卯二月一日病故、同安人 ○趙然使年二十九歲 同 ○同愈使年二十六歲 同 ○郭珍使年二十五歲 同 ○周水使年三十五歲 晉江人 ○張標使年二十九歲 同 ○白學使年三十四歲 西安人 ○鄭周恆年四十六歲 閩縣人 ○莊海使年二十六歲 龍溪人 ○徐觀祥年二十七歲 平湖人 ○皂鼎林年三十歲 鄞縣人 ○王昌木年二十八歲 同 ○陳桂用年四十八歲 福清人 ○吳才澄年三十歲 同 ○林我捷年三十八歲 同 ○林元科年四十四歲 同 ○林朝文年三十四歲 同 ○吳服使年二十一歲 晉江人

○鍾三觀年四十歲 平湖人 ○曹大觀年三十三歲 同 ○劉得元年四十八歲 江寧人 ○胡八觀年二十四歲 平湖人 ○炮手 洪尙友年四十歲 同 ○朱天喜年三十八歲 同 ○邵永寧年三十四歲 同 ○張福觀年四十二歲 同 ○張雙喜年二十九歲 同 ○趙正興年三十六歲 同 ○胡長福年三十歲 同 ○隨使 吳曉雲年四十四歲 吳縣人 ○張松平年五十歲 同 ○宋六年三十歲 同 ○吳陞年三十歲 浙江人 ○密升年三十一歲 同 ○葉明年二十一歲 同 ○黃升年四十歲 同 ○姜曉忠年五十歲 同 ○張元林年二十八歲 自注、卯四月在洋病故、同 ○陳順使同 蘇州人 ○魏寶禮年二十一歲 福清人 通船定計八十八人

文化四年卯二月十二日

漂流船主 王 宗 鼎 印 同 楊 玉 亭 印

財副 孫 均 南 印

王永安號宗鼎別號惺子 唐山職貢

楊承熙號耀文別號玉亭 同

孫大潤號均南別號漁村 唐山監生

以上三人、俱係辨銅官商王、日桂夥計、往貴國

長崎島、貿易辨銅、

衣帽

冬帶 紫貂帽 黑種骨 羊皮帽 素絨帽

冬穿 狐皮袍 同套 羊皮袍 同套
夏帶 緯帽 及棕纓帽
夏穿 紗袍 紗套

金源盛船粗細貨冊

通船粗細貨物開後

計開

- 一開源三套一捲 計五十疋
- 一同四袍一捲 計四十疋
- 一同綿縐二捲 計八十疋
- 一源通色嗶嘰四十四箱 計四百二十疋
- 一色大呢九箱 計二十八疋
- 一永金色給八捲 計雙連二百九十四疋、單連二百十二疋
- 一德和蘭八捲 計二百八十八疋
- 一大順紅氈三十捲 計九百條
- 一萬和同十捲 計三百條
- 一番玳瑁二箱 淨重一百六十四斤七合五勺
- 一同二小箱 淨重四十二斤
- 一玳瑁瓜六箱 淨重一百八十五斤
- 一磅砂八箱 淨重一千零四十三斤
- 一象牙一百零四枝 淨重三千二百七十六斤二合五

勺

- 一明礬二百色 共重二萬九千四百斤
- 一暹木二千七百枝 共重四萬五千六百斤
- 一甘松七十八件 共重八千零六十二斤
- 一口茶六十六件 共重七千零七斤
- 一蘇黃三十八件 共重三千七百六十斤
- 一吳茱萸三十五件 共重四千五百五十斤
- 一山歸來一百六十二件 共重二萬一千五百斤
- 一大黃一百八十件 共重二萬五千零九斤
- 一板柱十五件 共重一千八百八十六斤
- 一黃芩一百二十五件 共重一萬五千六百三十七斤
- 一酸棗仁五十四件 共重六千二百零二斤
- 一昨大海二件 共重三百斤
- 一桂枝二十件 共重二千五百八十六斤
- 一銀珠四箱 淨重四百斤
- 一番三盆二百五十色 共重二萬八千二百二十四斤
- 一二番泉糖三百五十色 共重三萬九千六百三十三斤
- 一小人參三匣 計重四十兩

一人參鬚一匣 計重十二兩

- 一沉香一箱 計重三十斤
- 一胡蓮十五件 共重一千七百三十三斤
- 一蕪蛇六件 共重四百三十二斤
- 一良姜十件 共重九百八十二斤
- 一山奈十件 共重一千零三十四斤
- 一牛膝五件 共重七百一十一斤
- 一蒼朮二十件 共重三千零九百九斤
- 一密陀僧十一件 共重一千三百二十九斤
- 一猪苓三十五件 共重五千二百五十三斤

文化四年二月

漂流難船主王 永安印 同 楊玉亭印

財副 孫均 南印

同月廿一日、御代官瀧川小右衛門漂民に詩を贈る、

憐漂客

滄海颶風煽、驚濤激卷天、一身憑斷岸、萬死免深淵、
西國乾坤遠、東洋日月遷、那知妻與子、絕域送新年、
其二
憐爾漂流客、波濤萬里東、白雲偏見日、滄海只望空、
骨肉音書絕、故鄉思未通、旅魂愁裡夢、定識逐飛鴻、

瀧惟一稿自注、御代官瀧川小右衛門、

欣蒙王使大人頒賜慰弔難人之佳節詩、捧讀之下不

勝感激、謹此稟謝、

卯二月二十日

漂流難船主 永安印 同 楊玉亭印

財副 孫均 南印 文化丁卯唐船漂着記、

文化四年七月朔日

入御の節、御通り掛、御黒書院御勝手、

下總國銚子浦唐船漂着に付、
取締御用仕廻難船候、

御代官 瀧川小右衛門

同月八日

金一枚 御代官 瀧川小右衛門

時服二 下總國銚子浦唐船漂着に付、爲取締罷越、歸府に付

被下之、

右於御右筆部屋縁類、備前守按ずるに、老中牧野忠精、申渡之、以

上、柳營日記、

○御用物持渡并入津給牌

享保十乙巳年五月、さきに牽渡りの唐犬御用になり、
猶敷正牽渡りを黃哲卿にさきに歸唐せし、蘇達すへしと、州府の船主なり、達すへしと、
寧波の船商邵聚文に命せらる、同十二丁末年、寧波の

船主施大典去年命せられし藥種搜求せしか、今に得ざるにより猶採辦し、重ねて持渡るへき旨言上す、再度持渡りの事、同十四乙酉年十月、寧波府の商船數艘今所見なし、同十四乙酉年三月十五日、寧波府の船主鄭朗入津す、明和七庚寅年三月十五日、寧波府の船主鄭朗伯に信牌を賜ふ、

享保十乙巳年五月、御用唐犬の儀、言傳遣候に付請書

前番進上犬四隻内三隻最佳、已充上用、其虎斑毛長雄犬一隻不堪上用、今又要照此三隻之尖、雌雄相配、不拘五隻或十隻、着黃哲卿下次帶來、但是此三隻、大犬些更妙、小者不要縱大、而毛長者亦不要、今聚回唐、將上諭詳細説、與黃哲卿知道、再來之日帶來進上、爲此具呈、

享保十年五月日 第二番寧波船財副邵聚文

右和解

先達て差上候唐犬の内三疋は隨分宜候て、御用に相成候由、虎毛長き男犬一疋は御用に不立候、右三疋のごとくなる女犬男犬取交、五疋にても十疋にても、黃哲卿府の船主なり、重ねて牽渡候様に可申開候旨、勿論右三疋の犬より大ぶりなる程は、殊更

能候、小ぶりなるは御用に無之、たとへ大ぶりにても、毛長きは是又御用無之段被仰付候趣、私歸唐仕、黃哲卿再渡の節、牽渡差上候様に委細可申開候、依之以書付申上候、

年番唐通事譯之

按するに、唐犬また御好はりて、明年八月蘇州府の船主施翼寧に仰付らる、享保十二年丁未年

前年遵依、委帶懸鈎子、在唐山各處尋覓、俱無、故未曾帶來、今典回唐之日、自當用心採辦、下次帶來進上、爲此具呈、

寧波船主鄭大典以上、和漢寄文、

享保十四己酉年、長崎に入津唐船積荷物覽、

一九番寧波十月廿二日入津
白糸千五百斤 大ひさや九百六十端 紋なし
しや二百端 上白縮緬六百端 大白縮緬三百端 續小白縮緬二百二十五端 大紅縮緬六百端 尺長紅縮緬五十端 續小紅縮緬五十端 續小りんす三百端 白紋三百八十端 木綿五百端 眞わた四百斤 毛氈二十枚 白砂糖一萬五千斤 水銀四千斤

そく二千九百斤月堂見開集、

明和七庚寅年三月十五日

樊愈熊

永以 長崎譯司林 特奉鎮臺憲命、爲擇商給牌爲好

葉林劉

貿易、肅清法、紀事照得、爾等唐船通商本國長者、歷有年所、絡繹不絕、但其來人混雜無稽、以致奸商、故違禁例、今特限定各港船額、壬辰年來販船隻内、該寧波港門壹艘所帶貨物、限定估價約結、信永遠、脱カ 伍百兩以通生理、通 所論條款、取具船主鄭朗伯親供甘結在案、今合行給照、即與^信牌壹張、以爲凭據、進港之日、驗明牌票、繳訖即收船隻、其無凭者即刻^脱票、爾唐商務必愈加謹飭、儻有違犯條款者、再不給牌票、按例究治、不輕貸、各宜慎之、須至牌者、

右票給寧波船主鄭朗伯

明和柒年參月拾伍日給

譯司 限到

日繳

白朮六千八百斤 芍藥二千八百九十斤 甘草四千八百九十斤 めうばん一萬斤 大人參十一斤 小人參二十三斤 白朮六千斤 一十番寧波 十月廿三日入津
白糸九百六十斤 大ひさや八十七端 大ひ縮緬千二百九十端 續廣紅縮緬三十端 小人參百四十五斤 白朮八千斤 白砂糖一萬八千斤 山歸來三萬斤 芍藥一萬千斤 黃芪六千三百斤 白朮一萬八千斤 甘草二千八十斤 蜜八千斤 甘松千斤
同年入津、按するに、入津の月日を脱す、次の十五番船同し、
一十二番寧波
白糸八百四十斤 眞綿七百斤 白まかい百八十斤 大白縮緬五百端 大紅縮緬百八十端 續縮緬五百四十端 續小紅縮緬百五十端 續白綸子五百端 白絹五百二十端
一十五番寧波
人參十六斤 白砂糖二萬二千五百斤 水銀二千斤 蒼朮二千斤 甘草六千四百斤 黑絹三千三百斤 木のみらう五千斤 らう

右和解

樊愈照

長崎の通事林

葉林劉

鎮臺自注、長崎奉行なりの憲命を奉はりて、商を擇ひ牌を給て貿易し、法度をきひしくする事、爾等唐船其本國、自注、日本なり通商年久しく、絡繹として不絶、但其來る者共混雜してまきはしく、奸商故に制禁に背く者あり、今ここに諸國各港の唐船の定數を定めて、壬辰の年に來りし唐船の内、寧波といふ所をより來る船積たる貨物の直段玖千伍百兩、自注、唐の九千五百兩は、日本の九十五貫の高につ、めて賣買の定めとし、云渡す所の條款を見せて、船主鄭朗伯自注、人親供の甘結をとり證據とす、即信牌一張をあたへて以て原とす、是より唐船長崎に進み來るの日、各唐船の牌票を吟味して、改め終りて即賣買をゆるさん、其證據の信牌なき者は、即刻に遣回さん、爾等唐商とも、随分と謹みを加へ念を入よ、儻この箇條に違犯の輩には、以來再牌票を給されず、先條によりてきひしく究治して曲事たるへし、決して輕くゆるされず、各こ

れを慎みて信牌をとるべき者也、

右票給寧波船主鄭朗伯

明和七年三月十五日給

譯司

限到 憲教類典、

通航一覽卷之二百二十六終

通航一覽卷之二百二十七

唐國江蘇省蘇州府部二十三

按するに、清一統志に、江蘇省は、東西九百五十里、本邦の里法にして百六十一里六町なり下、これに準す、南北千三百三十里に距る、東は太倉州の海岸、西は安徽省の和州に接し、南は浙江省嘉江府、北は山東省兗州府に界ふ、禹貢には揚州の域、春秋の時は吳に屬し、戰國には楚の地となる、秦に會稽郡を置、漢の初吳楚二國を置、後分ちて揚州徐州に屬す、後漢猶これに因り、三國の時は揚州吳に屬し、徐州は魏に屬す、晉また二州とし、東晉、揚州を王畿とす、梁の大寶以後、江北盡く齊に入り、陳僅に江南を保ち、また揚州南徐州を置、隋、陳を平けて、大業の初、州を改め丹陽、江都、毘陵、吳郡、彭城、東海、下邳等の郡となす、唐の武徳中また郡を改て州となし、貞觀の初、江南及び淮南道に屬す、五代楊隆演吳國を建、李昇これを南唐と號す、宋南唐を平けて、江南、淮南二路を分ち、兩浙路に屬す、元には河南、江浙行中書省に屬する頃、また明に

いたり金陵とし、都をこの地に定め、應天府と號し、京都と唱ふ、永樂二年都を北平府に移し、北京と號す、正統六年北京を京師となし、應天府を南京と唱へ、即今の江蘇省直隸たり、清にいたり江南省とし、また康熙六年に裂て江蘇府を置、八府三州へ口を治むと、清一統志及び唐土行程記、日本防考略等に記す、異國和解には、南京にナンキイグと旁訓し、またナンクイン、ナンシンとも唱へ、今はキアムニグといひ、波爾杜瓦爾人はエンセアグデナンクイグと呼ぶとあり、其風俗清朝に及びて變革あれども、大抵人物禮儀ありて、婦女子にいたるまで書を讀るはなく、またもとより富饒の地にして、居室衣服等甚だ美麗なるよし、唐土行程記、唐山漂民の口書等に見えたり、蘇州府は江蘇省都會の地にして、東西二百二十里、南北二百五十里に距り、東は太倉州、西は常州府の宜興縣に界ひ、南は浙江省嘉興縣、北は大江にして通州に界ふ、禹貢ののちしばしば沿革ありて、隋の開皇中始て蘇州と改め、大業の初また吳州と改め、尋て吳郡とす、唐に蘇州に復し、五代、梁に屬し、宋には蘇州吳郡といひ、明

に蘇州府を改め、南京直隸たり、清に至り江南省治とし、康熙六年江南を裂江蘇省を置て其治とし文カ清一統志に見ゆ、此地の海濱、明の洪武中、備倭臺とて、日本防きのため哨堡を構へ、砲臺を築き、兵卒を置たるよし、日本防考略、大清朝野間答にのす、又この府南京中繁華第一の地にして、所々に海港あり、本邦渡來の船も其數多く、みな北京往來の河船にして、その製造底平かにかつ長く、難風の患なきにより、四季ともに渡來して、南京船と稱する是なり、船主命を請て渡來するもの、古は范氏、中頃には王氏、今錢氏等の家なり、外に十二家ありて、是は一己の交易に渡來せり、いづれも蘇州府の人なりと、華夷通商考、落穂雜談一言集等にのす、又肥前國五島よりは、普陀山蘇州府等の地に甚た遠からず、其行路數多の島嶼を經、大洋を乘らすして至るへし、清朝のはしめ、明朝のごとく航海嚴重になりし時、南京の商船長崎へ來りしは、大船を普陀山にかくし置、小船にて荷物を運ひて、普陀山より船を出せしなり、其頃南京の獵船に荷物數多積來たり、福州府、漳州府等の大船の中を通り入

津せしに、大船より人出て此方の三板のごとき、譯言雜字抄に、杉板或は三板と記して傳馬船の事也と注す舟に、何程の荷物あるへきと笑ひしに、南京人こたへて、船の小さきとても荷物の銀高は、汝等の船をあつめても、此舟には及ふましと笑ひかへす時に、かゝる小船にて大洋を凌ぎ來る事いふかしと尋ねしかば、海上浪おたやかなる時、島傳ひに心安く渡するこそ答へしよし、白石私記に見ゆ、華夷通商考に、本邦より海路三百里と記し、華客問答に、順風の時彼港出帆、僅五六日にして長崎に來るとあり、其船路薩摩國河邊郡野間山を目標とし、夫より瀬島、屋久島の中間を經、肥後國天草おにき崎を諸國郡村名寄嶼に、この地名所見、肥後國天草おにき崎をなし、鬼池村の出崎をいふにや、肥前國長崎に入津せるよし、日本防考略に記せり、持渡る産物は、書籍筆墨紙墨蹟類糸綾錦、其外織物金銀箔藥種、并陶器類等なりと、官中要錄、華夷通商考、萬國夢物語等にのせたり、但し前に擧ることく、此省も江南の地にして、明の時南京と稱し、清朝にいたり江南、江蘇の二省に分つをもて、二省ともに或は南京と書し、また江蘇省治たる蘇州府を江南蘇州府と記せしもあり、すへて南京の商船は蘇州

府より開駕せるよし、華夷通商考に見えたれば、今南京とのみ記して、府名を記さるるものも、概してこの部に收む、

○僧渡來住職

元和九癸亥年、南京の船主等先亡菩提、且乗組の内耶蘇信仰の有無穿鑿のため、さきに渡來せし僧眞圓を江西省饒州府の人なり、住持とし、長崎に寺院開基を願ふ、御免ありて伊良林郷の内にて寺地を賜ひ、東明山興福寺を創建し、邪宗穿鑿寺役の肝要たるへき旨を命せらる、これを俗に南京寺と稱す、後如定庵等、渡來して住職せり

元和九年癸亥年建、唐僧開場、東明山興福寺、禪宗臨濟派、境内五千九十四坪、伊良林郷の内、一當寺開創の事は、元和六年、唐僧眞圓當表に渡り來り、三ヶ年の間、今の興福寺境内に庵室を結び住居せり、其頃邪宗門御禁制嚴厲なりし時節、日本渡海唐人の内、天主耶穌教自注、切支丹宗門也、を信敬する者混し來るの由風聞專なりし故、南京方の船主共相議し、唐船入津の最初に、天主教を尊信せざるや否の事を、緊しく穿鑿を遂げ、且つ海上往來平安の祈願、又は先亡菩提供養の爲、右眞圓を開基の住持とし

て禪院を創建成したき旨、御奉行所に相願ふの處、免許有て、東明山興福寺を開創し、諸船主共布施寄進銀及び香花料を進呈し、佛殿并に船神媽祖堂を造立し、每船持渡る處の佛神の像を不殘寺内に持來らしめ、住持眞圓を始、寺中に役僧を立置、委細可達吟味旨、第一肝要寺役に被仰付之、市中にて南京寺と稱す、

一毎年三月廿三日、船神天后の祭禮なる故、在津の唐人共出館して、當寺に參詣禮拜する事を免さる、但、以後福濟寺創建有て、三ヶ寺同格となり、毎年三月七月九月、廿三日毎に輪番に媽祖祭有て、在留の唐人參詣をなす、

寛永九壬申年、唐僧如定渡海す、是を第二代に按ず、興福寺の繼席なり、住持せしむ、年々諸船主化縁を以て、諸堂塔伽藍山門等全く造營成就せり、以上、長崎志○按ずる西省の人なれども、海濱なき地たるに、より、南京船に乗組渡來せしなり、

東明山興福寺、自注、大唐杭州府徑山寺末寺、元和九年建立、開山眞圓、自注、江西省饒州府浮梁縣之人也、元和六年來朝、慶安元年二月十一日寂、在住十二年、

如定自注、江西省建昌府之人也、寛永九年來朝、明曆三百年十一月廿日寂、在住十年、長崎覺書、

享保八癸卯年、唐僧竺庵渡海、按するに、竺庵の本國所見なれば、南京寺住持をもて姑らく、興福寺第七代の住持と成、長崎紀事、

享保八年、今度南京寺竺庵和尚、長崎に住職に付、持渡り物、

- 甘草千百斤 肉桂四百三十四斤 桂枝二百十斤 縮砂四百十斤 黃芪二百六十斤
- 大黃三百五十五斤 酸棗仁八百十斤 金蝎百九十七斤 肉蓯蓉三百七十六斤 附子三百十斤 貝母百九十斤 此外に絹布織物數多

右は、長崎南京寺に住職の僧渡海に付、唐地にて錢別に寄進仕候藥種也、月堂見聞集、

○御答筋

元祿元戊辰年正月十九日、さきに長崎を歸帆せし南京船對馬國に漂着し、其後長崎にかへりて、普陀山仕出しの由を申す、擲問ありて其偽りなる事を白狀す、享保八癸卯年三月二日、南京船入津す、翌三日町使奉行の密旨を受けて拔買人となり、夜中本船に至りて其

貨物を買得、其後私販の罪を責て渡來を止む、正徳私販懸禁の令ありしによりてなり、以來、

元祿元戊辰年正月按するに、九月晦日改元なり、

南京船頭謝芬如、并客役者水手共御詮議の上申上る和解

私共船の儀、去卯年百三十六番船にて御座候、船頭謝芬如并客役者水手共申上候、今度私共船々來歴に付、昨日各通事衆より詮議被成候節、申上候口書には、十二月廿八日普陀山より出船仕候趣皆々偽申上候、只今從對馬申來段、其紛無御座候に付、實正を不申上候て不叶儀に御座候、私船の儀、實々去十一月廿六日當湊口より致出船、十二月七日に逆風に逢、對馬に漂着仕候て、同十一日に彼所出船仕候得とも、重て出戻り候故、米十五俵并水申請候、此米の儀、當津出船の砌は五十俵所持仕候を、十一月廿四日より十二月十一日迄に、毎日に三俵宛入申候故、殘米少計に罷成候に付、彼所において申請候事、實正に御座候、左候て同十八日に船を乗出候所に、重て惡風に逢、又乘戻り申候て、當辰正月三日に、於彼所水を申請候得とも不被下候に付、無是非

上様無御座候、王上より如何體に被爲仰付候共、違背申上間敷候、爲其白狀如此御座候、

貞享戊辰年正月日

- | | | | | |
|------|-----|----|----|---|
| 南京船頭 | 謝芬如 | 財副 | 謝中 | 馭 |
| 客 | 吳鵬遠 | 徐德 | 敦 | |
| | 洪恆德 | 江幹 | 侯 | |
| | 程本立 | 陸雲 | 祥 | |
| | 吳雲升 | 殷繼 | 恆 | |
| | 金知九 | 汪德 | 兆 | |
| 船長 | 陳楚王 | 船公 | 陳爾 | 王 |
| 總官 | 王君甫 | 工社 | 田奉 | 山 |
| | 陸明宇 | | | |
- 右の通、唐人共申候に付、和解書付差上申候、以上、
辰正月十九日
- | | | |
|-----|--------|--------|
| 唐通事 | 彭城仁左衛門 | 柳屋次左衛門 |
| | 林道榮 | 穎川藤左衛門 |
| | 東海徳左衛門 | 林仁兵衛 |
| | 西村七兵衛 | 陽惣右衛門 |
| | 彭城久兵衛 | 衛華夷變態 |
- 享保八癸卯年三月

致出船候、同五日に平戸にて瀬の上の船を乗上げ、破船仕申候故、同十五日に長崎に御送り被成候外は、去年薩摩に漂着仕、碇をおろし申候、則薩摩より挽船にて御送被成候、入目并雜用銀として、客荷物代銀十貫五百目三分九厘取遣申候、内薩摩挽船の代に八貫五百七十七分二分四厘、相殘る一貫九百二十二分九厘五厘、御當地において雜用に入申候、依夫客共算用方に付、口々に難題を申候により、若歸唐仕候は、客共官家の訟申、右の漂着の入目可取段可申掛候、左候得は及困窮候、私わきまへ銀無之候に依て、長崎の乗參候て、商賣も仕候て、右客共の銀返濟可仕と存申候、右水飯米申請候儀、對馬より可被仰越共存不申候、私共手前よりは不得申上候、着津の節、王上より御穿鑿被爲成候刻も、自然歸國不仕船と申上候は、逗留も御赦免有之間敷と奉存、有體を不申上候、只今各通事衆より及御詮議に、隱可申様無之、有體之段を申上候、最早我と非理を存當り申候に付、皆々罪科可遁様無御座、尤申分も無御座候、誠に御公儀をあざぶき、上をないがしろに仕候事、彌此答難遁候、此上は曾て可申

卯一番船主并財副の申渡書付

當三月三日夜半比、其方船湊内に繋居候節、日本人
兩人元船に乗移、拔買の儀申掛候處、唐人共得其
意、人參并紗綾の切兩品にて、代金百兩餘に賣渡候
由、右兩人の者買取候人參等、直に奉行所に差出、
其時の様子一々自訴仕候、則右兩品今眼前に差置
爲見之候、箇様に正敷證據有之上は、争に言葉ある
へからず候、此上如何様に申争候迎も、其罪顯然た
る上は、御國法に可申付候、兼て御國法を可相守旨
領掌仕候故を以、信牌を相與へ、通商を差免候處、
其約を違候事、誠に奉行所を欺候内存と相聞、其科
甚く候、依之船頭財副兩人召出、及僉議候間、此上
は謹て其罪を白狀可仕者也、

三月

右翻文

本月初三夜半、汝船泊在河下、適有日本人二人、到
汝本船、與汝等商量私貨事、汝等允諾、即將人參及
零綯兩種、價直百片餘、貨賣交訖、彼二人者、仍將所
買人參等貨、直至鎮府衙門、據實自首、今已兩種私
貨現在眼前、有此真贓實據、豈容詭辭巧辯、罪已顯

然、則當以國法從事矣、汝等前者已呈甘結、遵依國
法、然後得領信牌通商、而故違其條約、是藐視我國
法、是欺鎮府、其罪不亦重乎、因此今召汝船主財副
面審、汝等速其服罪、招實供來、
享保八年三月

卯一番船主潘紹文財副陳獻可口書

具口供人壹番南京船主潘紹文、財副陳獻可、本月初
三日夜、文等本船泊在河下時、有做私賣事情、王上
聞知、前日召文等廷審、是晚始末根由、將實情訊問、
當時稟覆退回、所有口供呈上如左、
一文等本船於正月廿六日唐山開駕、洋中遭遇颶風、
本月初二日纔得到港、因是身子困倦更加、次日初
三乃上巳、喜慶聚集、開宴喫酒、至夜五點時、文等在
官艙裏面、將艙門閉上、熟睡直至天明、所以做私賣
的事、兩人絲毫竟不知覺、今日憲諭下來、不勝驚恐、
並無一言分辯、文係給領信牌之人、素知國法、通船
人衆、屢次分付、今一旦干犯法紀、自覺語塞、定是工
社之中、有此做私賣者、一一查究將姓名、開出呈上、
懇賜退回此處、且到館內、
一如此懇求、放回館中、感恩不盡、即刻將通船人衆、

盡行查究、工社之中、果有林預公魏法弟王士俊馬
三哥陳起龍等五人、將其夜做私賣的事、供招出來、
此五人其夜更深未睡、有日本人兩人、從小船上本
船後梢、說將現金私買、本係窮人、不合見財起意、因
瞞了船主財副、邀引日本人到艙內、此五人聚集、各
有所帶人參、湊了五十兩餘并零綯八塊、代金一百三
片賣去等情、五人供招出來、其餘通船人衆、更自每
人查究、此五人之外、並無此番遇犯黨徒、

一此番歹事、文等分辦、不知情由、不肯輕信、允當如
此、不敢再有分辦、但洋中困倦、其夜酒醉、兩人熟
睡、況文等睡臥官艙、離後梢、邀引日本人之艙、其
間約隔四丈路遠、且船上的事、聲息不聞、其夜所
爲、絲毫莫聽如此緣由、伏乞鑒察、大施慈悲、感恩不
盡、
一此番之事、以上外更無他言可稟、倘前夜歹事、文
等知情、日後知道、聽憑處治、甘願受罪、
享保八年三月十五日

第壹番南京船主潘紹文

財副陳獻可同

右和解

預公魏法弟王士俊馬三哥陳起龍此五人、其夜拔賣仕候由及白狀候、右五人の者、其夜更候迄休不申罷在候處、日本兩人小船より參、本船艦の方に乗移、現金に拔買可仕由申懸候故、元より貧窮の者共にて、財物を見候てより慾心差起り、船頭財副に隠し、日本人を箇の内へ引入、右五人打寄、銘々所持仕候人參取集、五百目餘并紗綾の切八、代金百三兩に賣渡候由、五人共に白狀仕候、相殘一船の者共、猶又一人々々に遂吟味候處、右五人の外、此度の犯科一味の者無御座候、

一此度の惡事、私共不存この申分難被開召届旨被仰開、御尤至極奉存候、此上申分仕候にては無御座候得共、右の通洋中よりの疲の上、其夜は酒に哈醉、兩人共熟睡仕、殊に私共臥り候胸の間の船箇と、艦の方日本人を引入候箇とは、其間四丈程隔、船中の儀故、旁物音も聞不申、其夜の様子毛頭不承奉存候、

午年十月趙淞陽、同十二丁未年六月、馬醫劉經先等渡來せり、

享保四己亥年三月

十二番南京船の唐人共申口

一私共船の儀は、南京の内上海にて仕出し、唐人數四十五人、内一人醫師唐人乗組候て、當二月廿四日彼地出帆仕渡海候處に、洋中風不順に御座候て、日數を込難儀仕候得共、漸凌渡り、日本の地何國にも船寄せ不申、直に今日入津仕候、上海跡船の儀、數艘渡海の用意仕罷在候間、追々來朝可仕と奉存候、船願李勝先儀は、去年二十九番船より客仕罷渡り候處に、新加の信牌御與被遊候に付、同年四番船に便乞、先達歸唐仕、則右の信牌此度持渡り申候、乘渡りの船は、去々年の四十二番船にて御座候、然は去年李勝先、鐘聖王兩人を、良醫一人連渡候様に被仰付、則兩人にて御請申上候に付、於彼地段々承合候處に、南京の内蘇州にて吳載南と中醫師、去十二月約諾相究置、此度連渡り申候、本より一人連渡り被仰付候に付、鐘聖王へも右吳載南を致約諾置候間、外に才覺に及申間敷由申聞候得共承引不仕、

後前夜の惡事、私共存候様子に被及開召候は、如何様の罪科にも可被仰付候、

享保八年三月十五日

一番南京船頭 潘 紹 文 財副 陳 獻 可
風説定役 穎川四郎左衛門 唐通事目付 西村作平次
同 游 龍 雲 藏 大小通事 和漢文、

享保八癸卯年三月二日、一番潘紹文船入津す、爲御試翌三日夜、町使二人拔買人の體に謀り、本船に乗、金子百兩餘相渡し、人參并紗綾買取せ、同十三日御役所に右の船頭財副召呼、賣渡の品を以被逐御僉議の處、其日は上巳の節にて、船頭財副等祝酒に醉臥て、曾て不存知の由、船中に歸、私賣の相手吟味の上、水主五人姓名書出す、此五人の者入牢被仰付、退て船頭財副五人の者渡海御停止被仰付、長崎志、

○醫師渡來

享保四己亥年三月廿六日、南京船入津す、去歲命せられしに依て、醫師吳載南渡來す、同六辛丑年六月、陳振先渡り來て、長崎近郊の藥草を點檢す、此頃唐山より藥草なれば、こゝまた命によりて、同十乙巳年六月周岐來來る、同十一丙

鐘聖王も當二月、蘇州養濟院に居申候周氏の醫師を約諾仕、追て連渡り申答に御座候、

右の通、唐人共申候に付、書付差上申候、以上、

亥三月廿六日

風 説 役
唐 通 事 共 崎 港
吳 載 南
醫師江南蘇州府之人

享保四年三月渡海

醫師同所 吳 載 南

同六辛丑年六月渡海

醫師同所 陳 振 先

同十乙巳年六月渡海

醫師同所 周 岐 來

同十一丙午年十月渡海

醫師同所 趙 淞 陽

同十二未年六月渡海

馬醫同所 劉 經 先

大清南京十二省

享保四年三月十六日、江南蘇州府人醫師吳載南渡來、福濟寺に在留、同六月十二日病死、長崎紀事、

享保六年六月、陳振先渡來、近郷山野に出で、藥草見分す、按ずるに、和漢寄文に、この時陳振先、尋求るこゝろの藥のせられし、草百六十二種の功能書、向井元成の和名を傍訓せしむたれば、こゝに略す、

同十年六月十八日、十四番船より江南蘇州府人醫師周岐來渡來、柳屋次左衛門宅に在留せしめらる、

同十二年五月十一日歸唐、

同十一年十月九日、二十六番船より江南蘇州府人醫師趙淞陽渡來、河間八平治宅に在留せしめらる、同十四年八月廿八日歸唐、長崎實錄大成、

○御用物持渡并信牌願等

享保五庚子年二月、伊孚九渡來、嚮に兄伊韜吉に命せられし唐馬を牽渡る、同十乙巳年十一月、明朝以前之古畫數帖を摹寫して持渡るへき旨、費替候に命せられ、また沈玉田には書籍持渡を仰付らる、同十一丙午年正月、藥草の事御尋あるにより、費替候はしめ在館の船主等九人、再渡の時、各持渡るへきむね御請せり、同八月、また丁益謙、施翼亭等に藥草苗持渡を命せらる、よりて外國搜求せるをもて、咬啗吧港門臨時の信牌を賜はらむ事を願ふ、施翼亭は唐犬載渡の事をも奉はる、

享保五庚子年

去々戊年、三十一番南京船頭伊韜吉の、唐國の良馬牽渡り候様に被仰付候に付、去々南京に罷歸、右の良馬相調申覺悟仕罷在候處に、澤旺阿刺蒲坦と申西韃の部類、朝廷に叛き申由にて、爲征伐人數を被

差向候砌にて、諸省において兵馬を被選候故、調申儀難成、殊に伊韜吉御當地の馬を乗せ渡り申筈の由、所々にて風聞仕候に付、不任心段々延引に罷成申候、總て武士の外、民間にて軍用の馬自由に相調申儀難成、右の譯を以、南京表にては彌調兼申候に付、浙江の内舟山は海路を隔候故、幸此所の官府に伊韜吉樞機御座候、則此縁を以、去冬乘馬二疋相求申候、尤伊韜吉儀は、無據用事有之、其上病氣に罷在、自身渡海難成、弟伊孚九の伊韜吉信牌を相讓、此度右の乘馬牽渡り申候、

右の通、唐人共申候に付、書付差上申候、以上、
子二月十一日

風説定役

唐通事目付

唐通

車崎港

享保五年二月、二番伊孚九船より、御眺の唐國牡馬二匹牽渡る、但夜に入本船より馬を卸す、即御用に被差上之、長崎紀事、
享保十乙巳年十一月、明朝以前の名畫寫持渡候儀、費替候御請の書付、
蒙諭委帶、明朝以前之名畫、十家至十四五家、要總

候得は、定て年月を經及延引可申と奉存候、尤私隨分出精仕寫させ候て、相調次第持渡差上可申候、依之以書付申上候、

大通事 彭城藤次右衛門譯

同年

前年承諭委帶、六科錄疏、玉回唐之日、各處尋覓、因係舊刻、近來竟不曾見、所以未及帶來、此番回唐舟行搜訪、下次帶來進上、爲此具呈、

南京船客沈玉田

享保十一丙午年正月、藥種御尋の答、

蒙諭、人參製法、氷片採取之法、自種糖種之始末做法、併委帶各項藥材、俱已知悉、但其中可以帶來者共十種、糖之做法一件、又不能帶來之藥共十種、外人參氷片不知者、一一開明、并遵依等件、開列于後、

一其原枝人參、人參鬚、折人參、生在遼東山中、其制
法土人不肯傳人、所以別省之人皆不知、無處可問、
一氷片出產外國、非中華之產、無有知其採取之法、
一自種糖蔗之始末做法、回唐詢明詳細、容再來之日
報覆、

臨七八十張至一百張内、其畫幅一樣寬大、臨就做成冊頁、每家名畫五六張、若罕有之名畫、即一幅亦不妨、其畫樣山水人物花草虫等、總要照本畫筆勢彩色濃淡墨色、須要酷似各家風儀之別、致臨來畫之總數内彩色七八分、水墨二三分、敢不遵依、但名家古畫係罕有之物、官府富家珍藏、惟恐借來臨畫、勢必延遲歲月、賢自當竭力承辦、須俟臨就帶來進上、爲此具呈、

享保十年十一月日 第十四番南京船主費發候

右和解

明朝以前の名畫十人より十四五人分筆を、總畫數七八十枚より百枚迄の内、畫幅同様に寫し、折本に仕立持渡可申候、右名畫の内同筆五六枚宛有之様相心得可申候、尤稀なる名畫は、一人一幅にても不苦候、畫の模様は、山水人物花草虫の類、隨分本畫の筆勢彩色濃淡墨色等能似候て、夫々の風儀相わかれ候様に寫取候儀肝要に候、且又總畫數の内、彩色繪は七八分、墨繪は二三分の數に相心得、持渡候様被仰付奉畏候、但名人の古畫は稀に有之候に付、官人并富家に珍藏致し候を、借請候て寫取申儀に

一肉菴容易于腐爛、故採取下來、即要醃、要生取晒乾、難以帶來、

一秦芫爵金益智密蒙花獨活羌活延胡索胡黃連甘藷牡荊、此十種所產之地、路途甚遠、難以帶來其葉子花根也、

一肉豆蔻華菱白豆蔻草豆蔻白附子大楓子葉、俱出產外國、非中華之產、難以帶來、

一白朮蒼朮夏枯草威靈仙砂仁百部草菓大青蘆木楓樹葉、其葉貼紙五六張、并其樹可畫圖形、此十種再來之日、其葉子花根遵依帶來、

計開遵依帶來等件

- 一白朮蒼朮 第十四番南京船主費贊侯
- 一威靈仙 第十五番廣南船主董宜叶
- 一藜本 第十七番東京船主翁聖初
- 一大青并糖之做法 第十八番暹羅船主陳憲卿
- 一夏枯草 第十九番寧波船主陳伯威
- 一百部 第二十番寧波船主余一觀
- 一砂仁 第廿四番廣東船主郭裕觀
- 一楓樹葉 第廿五番南京船主沉人長
- 一草菓 第廿八番南京船主丘永泰

享保十一年正月日

右和解

人參製法龍腦取收樣、砂糖草を作り候より、始終の仕方等の儀、并藥種品々持渡可申旨、被仰開奉承知候、但其内持渡可申もの十種、砂糖作り様の一通り、又持渡りかたき藥種十七種、外に人參龍腦の儀不相知趣、并御請申上候品々、一々左に書付候進に御座候、

一生根の人參并鬚人參、折人參等、遼東の山中に生し申候、製法の儀、所の者人に傳へ不申、依之他國の者皆存し不申候に付、何方へも相尋申所無御座候、

一龍腦は外國の出産にて、中華の産にあらず候、取扱様存候者無御座候、

一砂糖草を作り候より始終の仕方、歸唐の上委細相尋、再渡の節可申上候、

一肉菴蓉は腐れ安く候故、取候て早速鹽を致し候、生を乾干し候ては難持渡候、

一秦芫爵金益智密蒙花獨活羌活延胡索胡黃連甘藷牡荊、此十種出產の地、殊の外遠境にて御座候に付、

葉實花根共に難持渡候、

一肉豆蔻華菱白豆蔻草豆蔻白附子大楓子葉、いづれも外國の出産にて、中華の産にあらず候、故に難持渡候、

一白朮蒼朮夏枯草威靈仙宿砂百部草菓大青蘆本楓樹葉、白朮、押葉にいたし、五、六枚木立の繪圖相添、此十種御請申上、再渡の節、葉實花根共に持渡可申候、

御請申上持渡可申品の覺

以下本文に同じ略之、

御用掛大通事 彭城藤次右衛門譯

同年八月、御用藥草苗持渡可申由に付、信牌被下候御請書

前蒙諭、採辦二十八種上用藥草苗子、俱係外國、或産于唐山遙遠之地、誠恐遲延歲月、一時不能採辦、自當盡心帶來、五般船主業已遵依、今復蒙諭、此藥草苗一定、明年内帶來、謙等敢不遵依、因爲及期早來、給賜臨時信牌、感激不淺、但此藥草苗、或在外國、或在遠方採辦、故賜謙等二人咬嚼吧港門信牌各一張、庶得倍加用心、將二十八種、每人各分十四種、各人專心採辦、揀選良品、明年内帶來進上、倘所帶

不善、不堪上用、或託難以採辦、因不帶來、止載貨物即行遣回、謙等敢不遵依、若帶不善之種、或託難以採辦、因不帶來、止載貨物任憑遣回、爲此具呈、

享保十一年八月日 第七番南京船主丁益謙

第八番南京船主施翼亭

右和解

最前被仰渡候二十八種御用藥草苗并實、相調候儀、何れも外國又は唐國遠方の出產にて、年月を經、急には相調間敷候得共、隨分心掛持渡可申之由、五艘の船主先達て御請申上候、然處右藥草苗、何卒明年中に儘に持渡候様重て被仰付、私共奉畏候、就夫早々渡來候ため、臨時の信牌御與へ可被遊の旨、難有奉存候、但此藥草苗、外國又は遠方より相調申儀に候得は、咬嚼吧港の信牌を、私共兩人に一枚宛御與へ被下候様に希候、左候は、彌出精仕、右二十八種を分、十四種宛銘々相調、何れも宜きを相撰み候て、明年中に持渡差上可申候、尤持渡候ても、不宣候て御用に不立品歟、又は難相調由にて不持渡、荷物計積渡候は、積戻可被仰付の旨水知奉畏候、若右の通不立品持渡候歟、難相調由にて不持

渡、荷物計積渡候は、積戻可被仰付候、依之以書付申上候、

譯者 彭城藤次右衛門

同年同月、唐犬の儀重て申渡候御請書、蒙諭、前番黃哲卿帶來犬四隻内三隻最佳、已充上用、其虎斑手長雄犬不佳、不堪上用、前諭如此、因有錯誤、今復諭、四隻之内有毛長雄雌二隻不佳、餘雄雌一隻最佳、但其不佳者亦不因毛長、總之形狀不好又不合式、其餘兩隻看來、生成種類各別、骨格壯大又合式、其雌犬更佳、照此二隻好犬、不拘五隻十隻、傳達黃哲卿、再來之日帶來、敢不遵依、異回唐自當將黃哲卿再來之日、照雄雌佳犬、帶來進上等語、詳細說與知道、爲此具呈、

享保十一年八月日 第八番南京船主施翼亭

右和解

先達て黃哲卿牽渡候唐犬四疋の内三疋は宜敷御用に相立候、虎毛の毛長き雄犬は惡敷御用に不相立候段、最前被仰渡候處、按ずるに、前年浙江省寧波府の商右のあや相違にて、四疋の内毛の長き男犬女犬二疋有之候、此二疋は惡敷、殘二疋の男犬女犬は宜敷、

但毛長き故惡敷と申にても無之、總躰のかつこう共に惡敷候、殘二疋は生得の種類違候と相見え、骨太く其上かつこうも宜、殊に女犬の生れ付別て宜敷候間、此二疋の様成宜犬を五疋にても十疋にても、再渡の節牽渡り候様に、黃哲卿へ可申達の旨、今度被仰付奉畏候、私歸唐仕、黃哲卿再渡の節、右通り宜敷男犬女犬牽渡差上候様に、委細可申聞候、依之以書付申上候、

御用掛大通事

彭城藤次右衛門譯

享保十一年九月

煮烏糖法

蔗有二種、一名甘蔗、一名竹蔗、煮糖竹蔗爲主、甘蔗次之、種蔗在於二月、取蔗尾插在地中、用糞水灌三四次、待至十月、長有六七尺、砍來用石車、使牛拖牽夾出蔗汁、將汁放鍋中、約計蔗汁二百筋、用蠟殼灰三四兩、同蔗汁煮滾、用銅清匙、去其泥渣、直至熟、鍋中糖若滾出、恐滿於鍋外、用麻油渣一滴即止、鍋中糖已熟、取糖些少放冷水中、其糖堅凝爲度、一齊取起放在竹籠中、用木刀按數次、就如沙頭、火去已冷、卽爲烏糖、

煮白糖法

將蔗汁放在鍋中、約計二百筋、用蠟殼灰三四兩、同蔗汁煮滾、用銅清匙、去其泥渣、煮至數滾、將汁取起放在木桶中、俾渣煮沉於桶底、桶下半截、開兩個眼、用木門塞住、拔去木門、清汁流入鍋中、再將上面清汁、煮至二日、又將汁取起放在木桶中、俾渣泥沉於桶底、桶下半截、開兩個眼、用木門塞住、拔去木門、清汁流入鍋中、又將上面清汁再煮、鍋中糖已滾浮滿出、用麻油渣些少一滴即止、煮至三甘、取起糖二十筋、放在糖漏中、用鐵鐵周圍攪下數次、其餘鍋中糖、煮至四甘、取起三十筋、放在糖漏中、再攪下數次、又將鍋中糖、煮至五甘、取些少糖滴於冷水中、其糖堅如龍眼肉爲度、一齊取起膝滿糖漏中、復用鐵鐵攪下至數次、糖如沙頭、方歇遲至十餘天、糖已冷堅凝、將糖漏底下塞住拔去、令其糖水滴下、略盡用爛泥十餘筋、蓋於漏面上、又有糖水滴下、待至泥堅、將泥取去其糖略白、又用爛泥十餘筋、蓋於漏面上、又有糖水滴下、待至泥堅、將泥取去其糖即白、後將漏中糖、取出晒乾、是爲白糖、

一二甘似飯湯、三甘似米漿、四甘似麥芽膏、五甘糖

下冷水已堅凝、

一糖漏乃圓磁器、高有二尺三四寸、上大有一尺五寸、順下小至三四寸、下留一孔二寸、可以出水、放糖時、將孔塞住、方不漏出、待至糖堅、拔去塞住、自出糖水、
一石車樣式、再來之日、以木頭作、就帶來、
一鐵鐵樣式、再來之日、以木頭作、就帶來、
一、水糖、三盆糖、煮法不知甚詳、回唐日細細訪問、再來具呈、
一十二月砍蔗尾長一尺、浸於水中五六日、取起埋在沙中、至二三月自能發芽生根、挖出插於菜園中、至芽發起有尺餘、用糞水灌一次、至四月糞水灌一次、五月灌一次、六月灌一次、有草灰放在蔗根邊更妙、天時早、不時灌水更佳、
享保十一年九月日 第六番廈門船主李大衡

右和解

黑砂糖を作る法

一蔗に兩種あり、一名は甘蔗、一名は竹蔗といふ、砂糖に煮には、竹蔗を上とし甘蔗を次とす、蔗は二月に植、蔗の末を地にさし、こやしに糞水をかくる

事三四度にして、十月に至り高さ六七尺になるを刈取て、石車を牛に引せ、蔗の汁をしめ出し、右の汁を鍋に入れ、凡蔗の汁二百斤に、石花のからの灰を三四十目ほど蔗の汁に入、一同に煮申候、銅の細杓子を以蔗粕などをすくひ去り煮候事、熟するに至り、鍋内の砂糖若煮沸き上り、鍋より外にこぼれ出るとき、胡麻油のかすを少はかりおとし入れば、則おさまるなり、鍋内の砂糖既に熟し候はは、砂糖を少し取水におとし入、其砂糖のかたまるを期とし、一同に取上げ籠に入置、木刀を以數度はませれば砂のこごくなる、火氣をさまし冷へ候て後、砂糖と成申候、

白砂糖を作る法

一蔗の汁鍋に入、凡二百斤程に、石花のからの灰を三四十目を以蔗の汁に入、一同に煮わかし、銅の細杓子をもつてちりかすをすくひさり、數度煮へ上るに至て、蔗の汁を取あげ桶にうつし入、ちりかすを桶底にしつめ、桶の中半より下に穴を二つ明け、木のせんを以ふさき置、木のせむをぬき置れば、清汁鍋の内に流れ入、又上の清き汁を取て煮て二甘

に至り、又汁を取上桶に入、ちりかすを沈め、桶の中半より下に穴を二つあけ、木のせんを以ふさき置、木のせんをぬき置れば、清汁鍋の内へ流入る、又上の清き汁を取て再ひ煮、鍋内の砂糖、煮へ沸あかりこぼれ出れば、胡麻油のかす少計おとし入るればかたまるなり、煮て三甘に至れば、砂糖二十斤を取あげ、糖漏の内に入、鐵鐵にて周圍を數度つきあさり、その餘の鍋の砂糖煮て四甘に至れば、三十斤をとりあけ糖漏の内に入、又數度つきあさり、又相殘る鍋の砂糖煮て五甘に至る、砂糖少とりて水におとし入は、砂糖のかたき事龍眼肉のこごくなるを期とし、一同に取あげ、糖漏の内に入際、また鐵鐵を以數度つきあされは、砂糖すなの如くになれるを仕上とし、十日餘も經、砂糖既にひえ堅くかたまり候節、糖漏の底をふさき置、せんを取、砂糖水をした、れ出し、凡煎候時、じゆる土を十斤程糖漏の上に覆ひ置は、又砂糖水した、れ出るに、土の如くなるを待て土をとり去れば、砂糖少し白く成、又じゆる土を十斤ほど糖漏の上に覆ひ置は、又砂糖水した、れ出る、土の堅くなるを待ち土を取、

されは、砂糖則白くなる、其後糖漏の内の砂糖を取出し、干乾し候へは白砂糖に成申候、

一二甘は飯のとりゆのこごし、三甘は米ののりの如し、四甘は地黄煎のこごし、五甘は水におとしをかたまるをいふなり、

一糖漏、右は丸き燒物器にて、高さ二尺三四寸あり、上の大さ一尺五寸ありて、下はそりにして三四寸ある底に、二寸の穴をあけ、水の出る様にいたし置候、砂糖を入れる時穴をふさげは、漏出る砂糖の堅くなるに及て、ふさき置るせんを抜取は、砂糖おのつから出るなり、

一石車の形、再渡の節木にて拵持渡可申候、
一鐵鐵の形、再渡の節木にて拵持渡可申候、
一水砂糖、三盆砂糖の作り様、委細存不申候、歸唐の節委く尋承り、再渡の節可申上候、
以上、和漢寄文○按始末、この正月南京の船主をばしめ、在崎の船主も一同に御請せしな、こたひ厦門の船主より呈せしなるへければ、便覽のためこゝに附し、また廣東より歸朝せし漂民、在唐中まのあたり甘蔗製法を見聞せし説なれば、こも又左に出す、
寛政二庚戌年六月

記自廣東還人言事、按するに、陸奥國南
田地種甘蔗番諸殆遍、蔗苗長六尺許、莖大如稷幹、

八九月採莖剥皮咀嚼、甘蔗滿口、近根處尤甜、近梢味漸薄、製糖之法、不知其始煎之法、見已成糖者赭黑色、大槽盛水、將糖入内攪泥、待澄定遍水去、更入甕中、其甕底細孔數道、漏瀝水即成潔白糖、然後以細筠爲籠、苞貯買諸四方、其壓榨蔗莖、棄地狼藉、
自注、視棄地之莖、長不過三四寸、似前莖入槽木石鏟壓者、大抵糖霜每一斤、值乾隆錢八文、貴時不過九文、刈蔗以八九月十月、因種之早晚、十月者味更濃、至秋後見有葉枯莖存者、廣東少霜雪、蔗至十月猶在壟畝、故甘蔗液充熟云、近聞寓華、

通航一覽卷之二百二十八

唐國江蘇省蘇江府部二十四

○御用物持渡并信牌願等

享保十一丙午年正月、船主費贊侯始め九人の船主等、定銀の外殘荷物賣拂の事を願ふ、同二月、去年七月唐山出帆せし鄭恭賢外四人の商船沈没し、纔に一人助命す、よて長崎在留の親族船主等も俱に、沈没せし五人の信牌を賜らんことを歎訴す、同六月歸期の商船順風なく、出帆延滞の事を願ふ、同十二丁未年二月、吳送觀に信牌を賜ふ、同十四己酉年十月、産物を積て數艘入津す、寛延二己巳年十二月、余德輝に信牌を賜ふ、この他毎に給牌、且入津ありし事なれども、いふ、記載乏しければ、纔に見る所のみをかく。

享保十一丙午年正月、殘荷物賣拂候儀御免被下度願書、

具呈各港船主費贊侯陳拾三等、爲伏祈一視同仁事切、贊等來販貴國、今生意已竣、感恩不淺、惟有目稍伙食、止准發賣定額、取不遵依、即領進館已訖、茲者自辛丑年、累次盼附伙食、不准多帶、但願格外仁慈、額外伙食、亦蒙准賣、各感鴻恩、豈淺鮮哉、而此番目稍伙食物件、尙有所剩、伏願一視同仁、俯垂慈悲、准賜從寬發賣所剩物件、伏乞本館街主、當年老爹、轉啓五甲頭中王上、稠疊恩惠、以准所懇、則感德無涯矣、

享保十一年正月日

第十四番南京船主費贊侯陳拾三等九人

右和解

以書付申上候者は、諸湊の船頭費贊侯陳拾三等にて御座候、一同に御仁政を被施候儀奉願候事、私共御當地の罷渡候處、商賣被仰付、難有奉存候、然は水主共遣用御定銀高の荷物賣拂候儀、御赦免被仰付奉畏、則唐人屋鋪の持入仕候、然處去る丑年より遣用多く持渡不申候様、連々被仰付置候得共、格外の御慈悲を被施、御定式の外に賣拂候儀御赦免被成下、御厚恩の程偏感佩仕候事御座候、就夫此度水主共遣用の品々相殘居申候條、一同に御仁德を被垂、御慈悲の御上、右残り荷物の分賣拂候儀、宜被仰付被下候様奉願候、此段年番通事衆唐人屋敷乙名組頭衆中迄頼入候條、王上に被仰上、御重恩の上より、右奉願候通御許容被成下候は、難有可奉存候、

大通事

官梅三十郎 譯

仁木幸三郎

同年二月、諸湊の船主共、爲沈没人信牌願書

具呈、各港船主費贊侯陳拾三等、爲環顧垂慈事切、商伴何定扶于去年七月間、託伊親鄭恭賢來販、業已覆舟、而人亡照失矣、更莫謙譽之照、讓與費成侯來販、薛允甫之照、係伊子薛志三來販、俞枚吉之照、係伊甥陳宗遠來販、王君貽之照、讓與林義弼來販、同于七月間開棹、迄今半年、查無踪跡、大抵途遭惡風、均在莫測、然各人妻孥親屬、此刻悉遭唐山官府催比銅劬、而船無影響、慘實可傷、況何定扶之夥伴鄭永祥、費成侯之親朱連城、薛允甫之表侄朱孔音、俞枚吉之親孫碩庭、林義弼之夥伴何爾禮則悉在崎、回唐不無負累、侯等深知而洞詳者也、如不將此照補歸、而詳等五人并何定扶等家屬、總不了比追之苦、侯等誼屬同業、豈容岐視不已、伏乞諸位老爹、轉啓王上、恩施格外、以全痛膚、乞將何定扶等五照、補給與伊親伊夥詳等五人、領歸不獨不失其業、且可免其追呼之苦、格外垂慈、感德靡淺、切呈、

享保十一年二月日

第十四番南京船主費贊侯陳拾三等二十二

右和解

以書付申上候者は、諸湊の船頭費贊侯陳拾三等にて御座候、御慈悲を被遊可被下儀を、連名にて奉願御事、然は商人の輩何定扶儀、去年七月の比、其親類鄭恭賢を相頼、爲商賣渡海仕らせ候處、其比既に破船仕、乗組の人信牌共、致沈没候、扱又吳謙譽信牌は、費成侯と申者の讓り渡海爲仕、薛允甫信牌は、其子薛志三請取之渡海仕、俞枚吉信牌は、其甥陳宗遠と申者請取之渡海仕、王君貽信牌は、林義弼と申者の讓り渡海爲仕、何れも去年七月の比、唐國致出帆候處、最早半年餘に罷成候得共、今に行方相知不申、大方は惡風に逢ひ、いづれも無事の程難計奉存候、然は彼者共妻子眷屬、悉唯今時分は、唐國官府より銅の催促を請可申と奉存候、船も行方相知不申候段、別て傷敷儀御座候、其上可定扶商ひ仲間鄭永祥、費成侯親類朱連城、薛允甫甥朱孔音、俞枚吉親類孫碩庭、林義弼商ひ仲間何爾禮、只今此者共御當地に在留仕居申候に付、歸唐仕候は、難題に逢申候儀、私共能存知居申事に御座候、若信牌を領し

歸り不申候は、鄭永祥等五人の者共、并に何定扶等の家屬、催促の苦に堪申間敷と奉存候、私共同業の好身に御座候得は、餘所に見可申様無御座候に付、不得止事此段各通事衆迄頼入候條、王上の被仰上、格別に御恩被施、身の難儀を御救ひ被下、何定扶等五枚の信牌、右奉願候親類并商ひ仲間五人の者共御與へ被下候て、夫々に領之歸唐仕候は、其業不失計にては無御座、官府より催促の苦みを通れ可申候、何卒格別の御慈悲を被施被下候は、御恩徳奉感儀不淺可奉存候、依之謹て申上候、

諸湊十七艘の船頭共連判

上

第二十八番南京船客鄭永祥、爲乞憐異慘恩補信照事切、祥原與何定扶歷年夥計、唐山領價、在崎貿易、俱係祥料理、近何定扶因老病回籍、其照議歸與祥、永斷萬藤、隨領江南銅劬、置貨來販、將照託付鄭義賢、爲船主前來應番、于舊年七月二十日、在上海開駕、不料二十五日大洋、遇颶風打破、貨物信照俱沒、通船四十一人、只剩一人、其餘盡喪魚腹、可憐已極、遭此奇災異慘、祥腸斷心裂、幾不欲生、復遭官追遭銅

劬、若落拘繫狼狽、幸商友目擊心寒、僉保寬限、祥得逃生前來、全靠貴國、伏乞諸位老爹、轉啓王上、慈憐難商、慘遭奇災異禍、復被官拘受苦、恩准補給信照與祥本來販、庶銅劬稍可寬限、性命可保、不至雪上加霜、永遠感激、切呈、

享保十一年二月日

第二十八番南京船客鄭永祥

右和解

二十八番南京船の客鄭永祥申上候は、至極の難儀を御憐被遊被下、御恩の上より信牌を御與へ被下候儀を奉願御事、然は私儀も何定扶と累年商ひ仲間にて、唐國において銅代を請取、御當地へ罷渡商賣仕、諸事私致支配候處、近比より何定扶老病に付、故郷に罷歸候、其節右の信牌相談の上私引渡し、永く商賣仲間引除申候、夫に付私儀南京の銅代を請取荷物相調、右の信牌鄭義賢と申者爲持、是を船頭に仕、爲商賣渡海爲仕、去年七月廿日に、上海より出船仕候處、同廿五日に不慮に洋にて大風に逢ひ破船仕、荷物信牌共に沉没仕候、一船四十一人乗組候内一人相殘、其餘は悉く溺死仕、不便至極

の儀御座候、右の通災難にあひ申候故、私儀腸も斷へ胸もさけ申計にて、命も保ち難き體に罷在候處、其上官府より被召捕、銅代催促に逢ひ難儀仕候、其節幸商ひ朋輩の者共委細を見届驚入、連名にて請合、上納の限りを相延し申候、夫故私儀も命を遁れ、全く貴國を奉願罷渡り候、此段各通事衆中迄頼入候條、王上の被仰上、御慈悲の上、難商不慮の災難に逢ひ、其上官府より被召捕、苦みを請候儀を御憐被遊被下、御恩の上より、信牌私に御與へ、當年商賣に罷渡申候儀を御免被遊被下候は、銅相納候儀も申延へ、身命も全く仕、難儀を請候儀を免され可申候、然るにおいては永く可奉感激候、

二十八番南京船の客鄭永祥

具呈、第十四番南京船財副朱連城、爲苦訴與情懇祈恩恤事切、有吳謙譽領回信照、原與連合夥、同領官銅發番、蹇因前歲吳謙譽身故、憑衆親友結算所欠銅價總歸於連、其照亦付連貿易、此在館同人、皆所知悉、連故無奈、又領官銅、發番前來、託費成候、在船料理、于舊年七月間開駕、計今將近周年、在庸在崎並無音信、大抵人船俱沒、慘何可言、況兼銅價國幣、回去

追捕難當、人財俱失、後累無窮、不已伏乞諸位老爹、轉啓王上、垂憐苦情、格別施恩、將此信照、給補付賜、連帶回、於官府前、可以抵塞暫爲寬假、挪新補舊、俾得本年前前來貿易、舉家頂戴感德無涯、萬一人船無恙、連則實此照、來長崎繳謝矣、切呈、

享保十一年二月日

第十四番南京船財副朱連城

右和解

以書付申上候者は、十四番南京船の財副朱連城にて御座候、苦情の程を申上、御恩の上御憐を奉願御事、然は吳謙譽儀元私と商ひ仲間にて御座候に付、吳謙譽領し候信牌を以、一同に官府の銅代を請取、船を仕出し來申候、然處不幸にて、去々年吳謙譽病死仕候故、其親類朋輩共、銅代の結算仕候て、引負の分は都て私に掛り申候、尤右の信牌共に私に相渡し、商賣爲仕候段、在館の者共いづれも委細に存知居申事に御座候、夫に付可仕様無御座、又々官府の銅代を請取、船を仕出申候に付、費成候と申者に裁判を相頼、船を仕出、去年七月の比、唐國出帆仕、只今迄最早一ヶ年近罷成候得共、唐國へも御

當地へも曾て其便無御座候得は、大方は船人共に
 沉没仕候と、傷敷儀可申様無御座候、殊に銅代は公
 儀の銀にて御座候に付、歸唐仕候は、被召捕、催促
 に逢申儀難堪、其上一船乗組の者共も相果、元手も
 失ひ申候得は、末々迄及難儀候段限り無御座候、依
 之不得止事此段各通事衆迄頼入候條、王上に被仰
 上、苦情の程を御憐、格外に御恩を被施、右の信牌
 私に御與へ被下候は、持歸、官所において申譯も
 相立、暫く申延の手廻にも成申儀にも御座候間、何
 卒當年商賣に罷渡候様に被仰付被下候は、一家
 の者ども御恩徳を感戴仕儀、限有御座間敷候、萬一
 船人共に別條無御座候は、右の信牌私自身に持
 渡り返上仕、御恩の程を可奉謝候、依之謹て申上
 候、

十四番南京船の財副朱連城

上

第二十三番南京船財副朱孔音、爲事逼難以釋手乞
 啓、仁上加仁事切、音表叔薛允甫叨蒙洪仁、補給信照
 回唐、緣年遇病故、伊子薛志三與音、係屬中表兄弟、所
 以合夥共名領幣置貨來販、志三于舊年七月初五日、

由上海出港開棹先來、迄今將近周年、在唐在崎絕
 無踪跡、大抵人船俱沒、奇慘奇傷、況領辦銅劬國幣、
 關係匪小、唐山官府惟向生者是索、則音同志三妻孥、
 將來勢必至于追比賠償、死者既死、生者難生、不已
 瀝情、乞懇諸位老翁、轉啓王上、仁慈恩准、乞將允甫之
 照給音領歸、庶或再領新幣拮据、本年來販猶可、挪
 新補欠、以清銅幣、俾死者之妻孥可保、而生者之負
 累可脫耳、倘蒙王上疊蔭、而志三或得意外生全、音當
 將補給之照、資送至崎、繳還臺下、死結生啣、激切上
 呈、

享保十一年日

第二十三番南京船財副朱孔音

右和解

二十三番船の財副朱孔音申上候は、事差詰り難默
 止御座候に付、御仁恩の上に御仁恩を御加へ被下
 候儀を奉願御事、然は私叔父薛允甫儀、御高恩の上
 信牌を御與歸唐被仰付候處、極老にて病死仕候、其
 俾薛志三儀は、私從弟にて御座候に付、商ひを組合
 連名にて公儀の銀を受取、爲商賣荷物相調、薛志
 三去年七月五日上海より出船仕候處、最早唯今迄

一ヶ年近に罷威候得共、唐國へも御當地へも曾て
 行衛なく、大方は人船共沉没致し候と、至極傷敷儀
 に奉存候、殊に爲銅の代、公儀の銀を請取申候得は、
 大切の事に御座候に付、唐國官府よりは、存命の者
 の掛り取立被申儀に御座候、然は私并薛志三妻子
 眷屬共に、此後銅しらへの上、必定償を可被申と奉
 存候、死失候者は不及是非、存命の者も身命保ち難
 く御座候に付、不得止事苦情を述、各通事衆中迄頼
 入候條、王上に被仰上、御慈悲の上、薛允甫信牌を
 私に御與へ被下御儀、御赦免成被下候は、領し歸
 り重て銅代銀を受取、船を仕立候て、當年渡海仕、
 商賣相遂申候は、新規に請取候銀を以、以前の引
 負を償ひ、漸々銅代濟し可申と奉存候、左候は、死
 失候者の妻子眷屬無別條、存命の者も難儀を免か
 れ可申候、若又王上廣大の御蔭を以、薛志三儀不存
 寄命全く候は、私に御與へ被下候信牌持参いた
 し返上可仕候、然るにおいては、死失候者存命のも
 の共に可奉感激候、依之謹て申上候、

二十三番南京船財副朱孔音

上

具呈、第二十五番南京船財副孫碩庭、爲人船遭難懇
 恩憐恤事切、庭與厦門船主俞枚吉、向係合夥生理、
 此通館共知、於去年四月間、同領官銅辦貨、七月内
 遣陳宗遠、資信照前來貿易、值命運坎珂、運遭惡風
 之候、迄今杳無音信、大約人船俱沒、慘何可言、銅債
 攸關國幣、官府追比、後累無窮、爲此時懇諸位老翁、
 轉啓王上、垂念苦情、恩憐遭難、將此信照、賜庭帶
 回、俾得即便前來貿易、于唐山官府前、可以抵塞銅
 劬暫爲寬假、倘或意外生全、當資原照叩繳、不特枚
 吉啣恩不朽、即庭亦感德無涯矣、切呈、

享保十一年日

第二十五番南京船財副孫碩庭

右和解

以書付申上候者は、二十五番南京船の財副孫碩庭
 にて御座候、船人共に災難に逢候儀を、御恩の上御
 憐愍被下候儀奉願御事、然は私儀厦門船頭俞枚吉
 と、以前より組合候て商賣仕候段、在館の者共皆々
 存居申事に御座候、然處去年四月の比、一同に官府
 の銅代を請取、荷物相調、同七月の比、陳宗遠と申
 者に信牌を爲持、商賣の爲渡海爲仕候處、運命不仕

合故、惡風の時節に行逢ひ、只今迄曾て便も無御座候、大分は船人共に沉没仕候と、傷敷儀可申様無御座候、勿論右銅代は、公儀の銀にて御座候得は、官府よりは是を催促致し、後難無限儀に御座候、依之此段各通事衆中迄頼入候條、王上は被仰上、苦情の程御据察被遊、災難に逢候儀を御憐愍被成下、此信牌を私に御與被下候て持歸り、當年早速罷渡り商賣相違候様被仰付被下候は、唐國官府に於て、此信牌を以申譯仕、右の銅の儀申延可仕と奉存候、若不幸寄命全く罷在候は、元の信牌持渡り返上可仕候、然においては俞枚吉御恩を奉感儀は不及申上、則私迄も御恩徳奉感儀、限有御座間敷候、依之謹て申上候、

二十五番南京船の財副孫碩庭

具呈、第十五番廣南船客何爾巒、爲俯念窮商給賜原照事切、巒向與魏警卿合夥、緣壬寅年警卿回家養親、將照託與王君貽來販、去年恩君貽家中、未來急於赴番、將照又託林義弼、于七月初在上海放洋、經今八月有餘、日本唐山杳無音信、大抵人船不保未免、在唐

銅價緊急、株累妻孥、巒與合夥貿易、有關痛癢、乞將原照與巒、代爲帶回、以便今年來販、以補銅餉、伏乞諸位老翁、轉啓王上、恩准給賜、許其今年拮据來販、庶生理可全、銅餉可續、生者可脫負累之苦、死者啣結無窮之恩、或有意外生全、仍將原照繳還臺下、永遠戴德、切呈、

享保十一年二月日

具呈第十五番廣南船客何爾巒

右和解

以書付申上候者は、十五番廣南船の客何爾巒にて御座候、貧商を御憐愍被遊被下候上、元の信牌御與へ被下候儀を奉願御事、私儀前々より魏警卿と商ひ仲間にて御座候處、壬寅年魏警卿儀、親養育のため故郷に罷歸候節、右の信牌王君貽に相頼、爲商賣渡海仕らせ候得は、去年王君貽國元より參合不申候に付、差急船を仕出し申度、右の信牌又々林義弼を頼み、去年七月初比、上海より致出帆候處、只今迄最早八ヶ月に罷成候得共、御當地へも唐國へも曾て其便無御座候に付、大方は船人共に無異には有之間敷と奉存候、然は唐國において、銅代の催促

稠敷、妻子眷屬迄も其難題に相懸り可申と奉存候、私儀商ひ仲間にて商賣仕候得は、右の難儀身に引受申事御座候に付、何卒元の信牌私に御與へ被遊被下、持歸候て、當年渡海仕商賣相違、右銅代を償ひ申度奉存候、此段各通事迄頼入候條、王上は被仰付、御恩の上、當年船を仕立渡海致し、商賣仕候様御赦免被成下候は、寔以商賣をも相違、銅代も手廻し能罷成、存命の者は引負の苦みをのかれ、死せし者迄も御恩の及ぶ處無限儀に御座候、若不存寄存命にて候は、元の信牌返上可仕候、於然は永々迄難有可奉存候、依之謹て申上候、

十五番廣南の客何爾巒

以上六通、大小通事會同譯之、同年六月、出帆遲滞に付斷の書付、第四番南京船主何壽仁、爲願恩寬限事切、仁本船貨物裝載、明日理應回棹、但近日港内夜間、雖有些微北風、清晨輒止、傍注、北風吹申候得、共、朝は止申候、若在外洋、仍是南風、難、開駕、傍注、外海は極て南風、即同裕沙船、南京船の、因係布帆先往、布帆放先達て乗出申候、值此數天風信、必然進退難谷、不知略遲可免驚惶、況船身年

久、難支巨浪、兼以舊歲連迄、前鑿未遠、故雖心急回唐以清庫帑、奈天時未遂委、不敢抗、玆在貴港、停泊日久、傍注、去年海上にて風波に逢申候儀不遠候故、少く早く歸不及是、唐仕、官所の銅代も相濟し申度奉存候得とも、天氣の不順非候、有似不諳法度、謹將實情具呈、伏乞當年老翁、轉啓王上、憐仁難商優恤、格外寬容、倚遇惡風、准仁進口躲避、若得好風刻即開駕、一筆陽春、戴德靡涯矣、傍注、願ひ相叶候段、爭御知被下候は、忝可奉存候、切呈、

享保十一年六月日

第四番南京船主何壽仁

以上、和漢寄文、

享保十二丁未年二月廿二日、南市船主吳送觀に被下候信牌、

長崎譯司柳熊命劉劉林葉樊特奉鎮臺憲命、爲擇商給牌貿易、肅清法、紀事照得、爾等唐船通商本國者、歷有年所、絡繹不絕、但其來人、混雜無稽、以致奸商、故違禁例、今特限定各港船額、戊申年來販船隻内、該南京港門玖艘、内壹艘暫販、該年壹次、後不爲例、所帶貨物、限定估價、約致千伍百兩、以通生理、所論條款、取具船主吳送觀親俱甘結在案、今合行給照、

牌

照 即與信牌一張、以爲凭據、進港之日、驗明牌
票 繳訖即收船隻、其無凭者、即刻遣回、爾等唐
商務必愈加謹飭、儻有違犯條款者、再不給牌
票、按例究治、決不輕貸、各宜慎之、須至牌者、
右票給南京船主吳送觀

享保拾貳年貳月貳拾貳日給

譯司

限到

日繳享保見

享保十四己酉年當十月、長崎の入津の八番南京船
積荷物覺、

- 一白糸千九百三十五斤 一大ひさや五百九十
- 八反 一紋なしさや九百反 一續大紅縮緬
- 百反 一上紅ちりめん百四十反 一尺長紅
- ちりめん百五十反 一大紅同五十反 一上
- 白同百八十反 一續白同二百四十反 一尺
- 長同二百八十反 一大白同二百五十反
- 一錦一反 一尺長白島八十一反 一白しよ
- り百反 一島ごんす百二十反 一ごんす一
- 反 一しや二十七反 一紅粉糸五十斤
- 一手ぐす九十斤 一水銀千八百三十斤
- 一木のみらう一萬千五百斤 一甘草三千六百

- 斤 一白砂糖三萬三千斤 一地榆二千四百斤
- 一五味子百三十斤 一地骨皮三百八十斤
- 一肉蓯蓉五十斤 一白附子二千斤 一黃芪
- 百七斤 一大楓子六百斤 一黑砂糖二百五
- 十斤 一桂枝二百斤

同十一番南京船積荷物

- 一白砂糖一萬八千斤 一甘草三千二百斤
- 一白朮三千二百斤 一甘草二千二百六十斤
- 一玄參九斤

同十三番南京船積荷物

- 一大ひさや千二百反 一上白ちりめん六百反
- 一大白ちりめん三百反 一續小ちりめん二百
- 二十五反 一上紅同百七十反 一大紅同六
- 千反 一續小紅同五十反 一白絹三百八十
- 四反 一島絹百二十反 一もめん五百反
- 一まがひ糸三十五斤 一真わた四百斤
- 一白いと千五百斤月堂見開集、

寬延二己巳年、信牌一張給南京船主余德輝

長崎譯司 林吳葉 林文劉 特命奉鎮臺命、爲擇商給牌
熊歐陽余

通航一覽卷之二百二十九

唐國 江蘇省 蘇州府部二十五

○漂流

寬永二十癸未年、越前國三國浦の坂北部に商船、南京
に漂到す、明年にいたり北京より朝鮮に送られ、それ
より長崎に歸る、寶曆十二年七月廿五日、去年十
二月南京通州沖に漂到せし陸奥國新濱の者、夏理部に
し引書にはみな荒濱と記す、蘇州府官所の咨文を添送り來る、
す、いま地圖による。 蘇州府官所の咨文を添送り來る、
糺問して江府に言上す、命ありて奉行石谷備後守よ
り回咨を贈り、船主に米を賜はる、

寬永二十癸未年、越前三國浦の商人竹内藤右衛門
船二艘、同國國田兵右衛門船一艘、三艘に人數五十
八人乗り、松前に行きて難風に逢ひ、異國の島々へ
着く、島人弓を以て人を射殺し、漸十五人助命し、
南京に着く、自注、南京は春秋の吳國にして、京城の周時に
三十六町道にして、十七里ありといふ。 清帝南京より北京に移る、故このものごも、北京
に移さる、自注、北京は京城三十六町
道六里四方程ありといふ。 清帝日本人を憐愍
せられ、着類等を賜て勞り篤し、依之右のもの共北

長崎通商照票

貿易、肅清法、紀事照得、爾等唐船通商本國
者、歷有年所、絡繹不絕、但其來人、混雜無
稽、以致奸商、故違禁例、今特限定各港船額、
癸酉年來販船隻内、該南京港門壹艘、所帶貨
物、限定估價、約玖仟五百兩、以通生理、所論
條款、取具船主余德輝親、供甘給在案、今合
行給照、即與信牌壹張、以爲凭據、進港之日、
驗明牌票、繳訖即收船隻、其無凭者、即刻遣
回、爾等唐商務必愈加謹飭、儻有違犯條款
者、再不給牌票、按例究治、決不輕貸、各宜慎
之、須至牌者、

右票給南京船主余德輝

寬延貳年拾貳月貳拾捌日給

譯司

限到

靈數類典、

通航一覽卷之二百二十八終

京に暫く逗留す、北京は清帝に、に移居有てより、諸民の鬚髮をそり、頭頂に計り一寸四方程毛を残し、それを三ツに組わけ、上鬚は剃らず、下鬚計剃事の由、女は髮を真中より兩方へわけ、鬚卷のやふに引廻し結ふ事なり、貴賤共に冬は革頭巾を被り、夏は笠を着る、刀は指さず、腋刀のやふなるものを腰に提て往來すこと、また役人をはワンスと云、キウワンス、ホウワンスなど呼ぶ、韃靼大明との國界には、高さ十二三間の築地あつて、其長支那道一萬餘里ありといふ、自注、これ長城なり、北京、南京の間、行程凡三十日程に往來すと、斯て日本のもの共、翌年歸國を願ふによつて、北京より十人餘相添、十一月十五日出船し、同十二月九日朝鮮へ着、夫より朝鮮にしはらく逗留し、朝鮮よりまた人數を添へ、長崎へ渡されしこと、甲子夜話、市中雜談、寶曆十二年七月廿五日、上海出し午九番船方拱、輪渡船より、唐國漂流の者十五人送來、一此者共、福吉丸二十四端帆船、興州御代官御米二千七十五俵を積、江戸に可相納旨にて、去巳十一月廿八日仙臺領荒濱より令出船の處、十二月三日難

風に逢、帆柱楫を取られ、何國共不知大洋中に漂ひ出、當午正月廿八日、又々大風に逢、船半分破却し、半分殘船にて數十日漂流し、同四月廿八日、唐國南通州沖にて、商船王長泰といふ者助け救ひ、兩官所に訴し處、夫より蘇州府役所に被相送、彼地にて吟味の上、日本人風難に逢し次第を被開届、厚く撫育を加へられ、糧米遣用等を相與へらる、但十七人の内二人病死、相殘十五人上海に被相送、破却の船に残りし米百十八石、唐國の直段積りにて銀一貫九百九十目、并破却の船代二百七十九匁に可相拂積りにて、銀を封印にて被相渡、蘇州府官李氏咨文一通、銀牌十五枚相渡、商民顧振生方に引請させ、船頭方拱辰、脇船頭沉綸溪に申し付船を仕立、五月廿四日上海より令出船の處、風不順にて所々に船繋り、六月廿三日肥前州五島領玉の浦といふ所に漂着す、即刻其所より役人差出され介抱に預り、警固船相添、七月廿五日、日本人十五人無難にて長崎港に送届らる、其内一人着船數日後、此方にて病死し、十四人と相成る、右の趣委細江府に言上有之處、十月十五日御下知有之、石谷氏より蘇州府官所

に回咨一通被相渡、商民顧振生に米七十俵、船頭方拱辰に同三十俵、脇船頭沉綸溪に同二十俵、通辯陳秀文に同二十俵被相與、本船十月廿九日出帆す、但此船公儀の御米積廻せし其殘米の代銀故、唐製の元寶銀にて相渡し、又船拂代も同元寶銀に付、江府に持參御窺有之、且又十月廿一日志摩守按するに、長崎守なり、歸府の前日、宿制の家來相添、漂流人十四人通し駕籠にて、荷物二十三箇共に持歸しめ、江府まで召連れ、皆々本所に令歸國らる、長崎志、

大日本西海道肥前州長崎鎮府備後守藤原按するに、行の姓のみ記して、實名記すに及ばざる、書簡に奉むれ、正徳五年令せられて、書式なる、爲咨覆事、茲有本邦陸奥下總兩國人民武右衛門等船隻、在洋遭風、漂至江南通州地方、經商船主長泰等撈救、共拾染人、内有人先已病故、其拾五人援救得生、緣該州詳報督撫兩院委飭、貴府詳詢供情、俱係本邦人民、奉差載米貳仟柒拾伍包、運送江戸交卸由、上年拾壹月貳拾捌日開船、疊遭颶風、斷桅失舵、將船損壞、隨水漂流、本年肆月貳拾捌日、遇救得生、米俱拋棄、餘存無幾、即蒙查驗、本邦執照參紙、因無別故、貴府詳奉督撫兩院批飭、賞資銀牌、給與資糧、有病延醫調治、

沿途多方、周恤更蒙、其所撈存之米壹百拾捌石、照時變價、同打壞之船、一併估價、給銀兩、其已故武人、備棺殮埋、繼着地方官、遴選商人顧振生、備辦船隻、令行商方拱辰護送歸國等、因移咨本鎮悉此、定出貴國懷遠之典、覃敷輯綏之化、普偏厚惠良深、榮歡無任、除該行商方拱辰船隻、一路安瀾、丁本年柒月貳拾五日、護送該難民等十五名前來、併將所有撈存米石、變價銀壹佰玖拾玖兩零估價墊給、船價銀貳拾柒兩玖錢零繳訖外着、令該商格外貿易、越例越棹、備咨移覆貴府、併獎該商功勞、須至咨覆者、

右覆 江南漂州府正堂

寶曆拾貳年拾月貳拾玖日覆日石叢書
寶曆十二年、唐國南京の内上海にて仕出候、當午九番唐船、七月廿五日當湊按するに、長崎港をさす、着岸仕候に付、唐人共呼出吟味仕候處、御城米送候船、唐國南通州に漂着破船仕、右船に乗組候武右衛門、善十郎、傳七、兵吉、太郎吉、庄次郎、運吉、老之助、太郎兵衛、佐平、喜右衛門、新七、勘七、勘次郎、五助、都合十五人漂着仕候旨、右破船の節取揚候御米百十八石有

之候に付、時の直段を以代銀一貫九百九十目餘、并破船の船代銀二百七十九目餘、蘇州府官所より咨文相添來候に付、即日漂流人共呼出、漂流の始末相尋、揚り屋に入置、追々吟味仕候處、久保田十左衛門御代官所奥州伊達郡、信夫郡、去已年御城米御藏詰二千七十五俵積送り候に付、上乘船頭水主頭都合十七人乗組、去已十一月廿八日、同國仙臺領荒濱より出船仕、於洋中遭難風、不得止事御米追々勿捨、數日洋中に漂、當四月廿八日、唐國南通州に漂着破船仕、并乗組人數十五人唐船に乗移上陸仕、於官所吟味有之、漂流人共致扶助、濡儀の御米并破却の船、官所にて取計候由、右御米員數の儀相尋候處、破却の船より積移候節、濡儀にて俵損候故、俵數相分兼候得共、凡百俵程も有之候由申之候、漂流人共上陸爲仕、其以後御米の様子委細の儀は、漂流人わ不申開、官所にて取計候に付、俵數代料等何程と申儀不申、破却の船代銀の儀も、是又不申開候旨、右乗組人十七人の内二人、於洋中病死仕、漂着の節破却の船差置候所、是亦官所より申付、葬候由申之候、右の趣官所より差越候咨文に有之候得共、

猶又右九番船乗渡候船頭方拱辰、脇船頭沈淪溪、并從蘇州漂流人爲介抱差越候陳秀文呼出、逐一吟味仕、乗組の者并在留の諸船主迄相糺候處、於唐國御米の儀は、吟味の上官所にて取計候由、其外漂着の次第、疑敷儀不承候旨申之候、右漂流人十五人の内水主五助儀、長病に付、長崎着岸の上、早速療治爲仕、人參等相用候得共、養生不相叶、八月八日於揚り屋病死仕候間、吟味の上禪宗禪林寺に土葬に取置申候、殘十四人の者共申口の趣、左の通御座候、相分り不申儀は、唐人共申口朱書仕差上之申候、

一眞言宗 信夫郡福島上大笹生村大福寺旦那
久保田十左衛門御代官所
 奥州信夫郡福島上大笹生
 村上
 武右衛門 午五十一歳

一禪宗 亘理郡箱根田濱東行寺旦那
松平陸奥守領分奥州仙臺
 亘理郡荒濱茂右衛門船沖
 船頭
 善十郎 午六十四歳

一同宗同寺旦那
同國同郡箱根田濱水主
 傳 午五十八歳

一同宗同寺旦那
同國同郡荒濱水主
 兵 午五十歳

一同宗同寺旦那
同所水主
 太郎 吉午三十五歳

一同宗同寺旦那
同所水主
 庄次郎 午二十七歳

一同宗同寺旦那
同所水主
 運 吉午二十八歳

一眞言宗 名取郡北方藤塚濱高福寺旦那
同國北方藤塚濱水主
 老之助 午二十八歳

一禪宗 同郡北方ゆり上村東福寺旦那
同國同郡ゆり上村水主
 太郎兵衛 午三十一歳

一同宗 たなぶ郡大畑濱大安寺旦那
南部信濃守領分同國南部
 田名郡大畑濱水主
 佐 平午三十二歳

一同宗 宇田郡中村興善寺旦那
相馬彈正少弼領分同國相
 馬宇田郡原釜村水主
 喜右衛門 午五十一歳

一同宗 同郡同所見立寺旦那
同所水主
 新 午三十六歳

一同宗 銚子飯沼圓福寺旦那
下總國銚子、わごう市兵
 衛子水主
 勘 午二十一歳

一同宗 宇田郡大戸濱觀音寺旦那
松平陸奥守領分奥州仙臺
 宇田郡大戸濱領
 勘次郎 午二十一歳

私共儀、奥州福島御料御城米積請、同國仙臺領荒濱より出船仕候處、難風に遭、唐國江南省の内南通州に漂流仕候に付、當午九番船に被相送、先月廿五日御當津着船仕、即日御役所被召出、踏繪被仰付、漂流の次第御尋の上、揚り屋に被遣、猶又段々御吟味の節、委細有體申上候趣、左之通御座候、私共儀、奥州仙臺領荒濱木村屋茂右衛門船福吉丸二十四端帆、乗組十七人、久保田十左衛門御代官所奥州福島御料御城米八百三十石、此俵二千七十五俵、但四斗入、并私共糧米六十四俵、上乘糧米二俵、但五斗入、右仙臺領荒濱濱より積込、江戸に相廻り候に付、去已十一月廿八日、類船大祥丸沖船頭清藏、茲現丸沖船頭利兵衛一同乗出し、三艘共常州きくた浦迄罷越、天氣見合、同十二月朔日七ツ時、三艘一同乗出し、私共船は先に乗抜け、類船二艘に見失申候、然所同夜五ツ時分に、段々風波強罷成、桁走折、地方離れ、沖の方を走候に付、無是非常州川尻

と申所の船繋仕、翌二日桁拵、七ツ時分丑寅の風に
て走申候、暮方より雨降、曉頃下總國銚子近邊に有
之候哉と、神圖を上げ候得は、申酉と下り候に付、
其通り走申候、翌三日明け六ツ時分、辰巳風にて雨
降、無據跡走仕、八ツ時分亥子の風相成、七ツ時分
酉戌大風罷成、大波打込船危候故、無是非糧米不殘
刎捨、帆柱を折申候、然共彌大風に御座候間、船中
の者髻を拂、立願等仕候得共、段々雨風募、楫損船
横に成、雙方より大波打込、如何様にも不相叶候
故、上乘を始、船中の者共談し合、御城米少々刎捨、
船足軽く、垢水を汲干、殘御米大切に圍、たらし綱に
碇四頭附候て挽せ、同七日迄流れ、同日風和らき候
間、桁を帆柱の代りに拵、翌八日破船用心の爲、船
を三ヶ所綱にて巻流し候處、同十一日に又々戌亥
大風に罷成、夜明け方碇一頭綱共に吹切られ、大槓
の口打破り、表押し前の處大に開き、波打込候に付、
隨分相働候得共、垢水汲干候事難相成、無是非御米
過半刎捨、垢水入候場所漸雨、汲干候て、殘御米圍
置、何國ともなく數日吹流され申候、同廿三日晝時
頃より彌大風に罷成、雙方より大波打込、垢間圍水

にも潮水打込致方無之、又々御米刎捨、垢水汲干、
殘御米圍置申候處、當正月元日五ツ時分より、酉戌
大風に罷成、此節も碇一頭綱共吹切られ、艦のもぎ
と申所波に打取られ、垢水押込候故、暮頃より御米
又々刎捨、垢水を汲候得共、何分にも汲干候儀難
成、何れより垢水入候哉相知不申候間、神圖を上げ
候得は、大艦に下り候に付、艦の方吟味致、漸見當
留候て、垢水汲干、殘御米圍置、又々たらし綱に碇
を増、何國ともなく流れ申候處、呑水少も無御座難
儀仕候故、天水祈念仕、同十日雨降候間、桶等に溜
置、呑候て助命仕流れ申候、同廿五日夜明け方よ
り、又々酉戌大風罷成、此節も碇二頭綱共に吹切ら
れ、甚大風に御座候に付、助命立願のため、船中の
者共又々髻を拂、櫓道具并船頭脇差一腰海中に投
込候得共、段々風募、表五尺波に打破られ、みよし
の方五六寸程開き、其上桐柱てんま迄波に打とら
れ、雙方波打込、如何様にも致方無御座、又々御米
刎捨申候、大灘の儀に御座候得は、一向方向も相知
不申候故、破船の儀無心元、又々船を三ヶ所綱にて
巻、刎殘し候御米大切に圍置、風次第に仕流れ申

候、右追々刎捨候御米員數は覺不申候、糧米は先達
て不殘刎捨候間、殘御米漸水にふかし、或は生米に
て給申候、同二月中相成、呑水一向無御座、船中の
者共甚難儀致し、天水祈念仕、同十七日雨降候に付
溜置、呑候て助命仕候、右の通難難仕候故、船中の
者七八人相煩申候處、仙臺宇田郡大戸浦與市儀腫
氣相煩、同三月十九日病死仕候、數日風にまかせ、
一向山も見えざる洋中に漂ひ申候、又々呑水無御
座候間、祈念仕、同四月六日雨降候故、給申候處、惡
水にても有之候哉、其節より何れも腫氣相煩、仙臺
荒濱新藏儀段々大病に罷成、同廿日病死仕候、難船
の儀に御座候間、右兩人の死骸所持の品等、船中に
差置候儀心障に罷成候に付、地方に流れ着候は、
葬申度、衣類等不殘詰に致し水桶に入、艦の方に結
付置申候、同廿八日辰巳大風にて、夜明方淺瀬に
乗揚、船底真中より折れ候故、みよしの方所々開け
破船致し候間、艦の方櫓に上り取付居候處、風和ら
き候得共、一向地方も相見え不申候故、致方無御座
其儘に罷在候、
朱書
此所は南通州の沖、五條沙と申五筋の大瀬有之、

南通州上海縣崇明縣三ヶ所に亘り、日本里數に
仕候得は、凡百里程も有之、此所は外海にて、山
も見え不見候由、右の瀬沙滿候節は見え不申、様
子を不存者、瀬の横に乗掛候得は、多くは破船仕
候間、此節の難船右の瀬に乗揚、破船仕候哉と存
候由、此度漂流人爲介抱、蘇州より附添罷渡候陳
秀文と申者申之候、
然る處船一艘見かけ候に付、日本船と存、混と相招
き候得は、船を寄せ申候處、土を積候船にて、不見
馴人九人乗居申候故、甚驚候得共、何船に成共乗
移、何卒助命仕度、助けくれ候様辭をかけ候處、言
語相分り不申候に付、無體に乗移候て、大切の御米
有之候間、積くれ候様に相頼候得共、辭一向相分り
不申候故、仕方にて相頼候處、其船積候土を捨、私
共船に彼者共參り候に付、武右衛門、太郎吉、老之
助、庄次郎、太郎兵衛、運吉、勘七、傳七、兵吉參り積
移、善十郎、新七、喜右衛門、五助、勘次郎、佐平は腫
氣故働候儀相成不申、土船に罷在候、且又與市、新
藏死骸の儀は、彼者共積乗かたき趣に付、其儘にて
差置き船を出し、同夜三十里程走候様覺申候、右の

者共辭遣等一向不相分候故、唐國と申儀心付驚入申候、右土船に乗居候九人の者形衣類は、此度私共連渡候唐人と同様御座候、

朱書 是は南通州にて、瓦に成候土を積候船の由、唐人共申之候、

一翌廿九日人家有之所に着船、船頭體の唐人一人上陸仕、暫致し役人體の唐人兩人同道致し船に參、私共を改、其上御米相改候處、凡百俵程も御座候得共、濡儀にて俵損し居申候故、俵數委細相分り不申候、

朱書 此役人體の唐人と申は、南通州より差出候總兵官の下役の者にて、右改候節、御米凡百俵程も相殘居申候由及承候段、陳秀文申之候、

夫より一里程先草葺の人家に、私共を連參、三四人宛車に乗せ、病人等は駕籠に乗せ、役人體の者附添、三四里程隔候所に連參り候、此所大きな門三つ、石の門六つ、夫より堀重門三つ越候上、役所の様成所の呼出、役人體の者罷出、

朱書 此所は南通州の城門にて、役所の様成所は、知州

官の役所の由、役人體の者は總兵官の由、陳秀文申之候、

吟味の様子に候得共、言語相分り不申候故、私共所持の送狀を出し見せ申候、左候て右役所圍の内寺に連參り、其所二階に私共を差置、番人附添、食事等相與申候、此所はナントンチウと申所の城下の由に御座候、此寺の本尊彌陀の様相見え申候、

朱書 此寺は南通州の城内に有之候、天寧寺と申寺にて、番人は知州官より附置候由、ナントンチウと申は、南通州の唐音にて御座候段、唐人共申之候、

一同閏四月六日、役人參、白米一石と錢一貫六百文相與、

朱書 右は南通州の知州官より差遣相與候由、陳秀文申之候、

賄人等も附添、彼方にて煮焚仕、野菜は、にら、豆腐様のもの給させ申候、右錢は百文餘程宛銘々配分仕、たばこ、酒等調給、相残り候錢は持歸申候、

一右逗留中、善十郎、太郎吉、喜右衛門、新七、兵吉、

太郎兵衛、五助、佐平儀腫氣相煩、五助儀は別て重

く御座候處、役所より申付有之候様子にて、醫師一人附添、藥相あたへ、追々快氣仕候、同廿八日シャウガウと申唐人參通辯仕、少日本辭通し申候、

朱書 右醫師は、南通州の知州官より差遣候儀に可有之候、シャウガウと申者は存不申候由、陳秀文申之候、

一同五月朔日、又々右の役所の私共を呼出、吟味の様子に付、御米持戻、日本に歸國仕度候得共、濡儀に相成候故、何卒代銀に成共持歸度段仕形にて相歎候所、聞請候様子相見え申候、其節酒一器玉子肴たばこ等相與、最初の所に相歸し申候、右の所逗留中、始終寺に差置、外出不爲仕候故、見物等一向不仕候、

朱書 陳秀文儀蘇州の者にて、南通州にも參候間、土地の様子所の名は覺罷在候得共、此度漂流人南通州に在留の節は罷越候間、委細の儀は存不申候、蘇州より南通州迄七日路程隔候由申之候、此度南通州の唐人乗渡不申候間、巨細の儀は相知

不申候由、唐人共申之候、

一同六日、ソウチウと申所に連參候由にて、役人附添、私共を車に乗、三四里程隔人家有之候船場迄連參、同夜其所に泊、

朱書 ソウチウと申は、蘇州と申唐音にて御座候由、役人は知州官より差添候旨、泊り候所は存不申候由、陳秀文申之候、

一翌七日、船乗組せ七ツ時分、福山と申所の着船

朱書 福山は南通州の外山、蘇州支配地の海邊にて御座候由、唐人共申之候、

夫より私共を小船三艘に乗移らせ、役人船一艘下役人船二艘、都合六艘、一同堀の様成細川を夜中乗通り、翌八日ソウチウに着船、直に上陸爲仕、寺の様成所に差置、

朱書 此川は蘇州府の支配、常熟縣の内、往來の川筋にて、寺の様成所は南京總督官の館驛にて御座候由、唐人共申之候、

翌九日役人唐人并チンシウブンと申通事唐人參、陳秀文儀、每度長崎に渡海仕候に付、日本辭承覺

通辯仕由申之候、

吟味の様子に付、私共日本仙臺の者にて、御城米を積、江戸に相廻候筈にて、去巳十一月廿八日國元出船、難風に遭、漂着致し申候段申入候所、何程積候哉の旨相尋候に付、御城米二千七十五俵積候得共、難船に相成候間、追々刎捨、濡俵百俵程御座候由申達、右送狀其外書付等見せ候所、寫取申候、

朱書
漂流人吟味の儀は、石館驛にて、布政司知府知縣等の官人立合、陳秀文通辯を以、御城米の俵數并漂着の様子相尋、破船の節取上候御米凡百俵程有之候を、南通州に殘置候儀委細吟味仕、漂流人所持の書付等寫取候由、陳秀文申之候、
一其後破船の節取揚候御米相拂、此所より代銀出候趣、

朱書
右御米并破却の船、南通州差置候に付、兩様共相拂候積を以、銀高申越候様、蘇州の巡檢官より南通州に申遣候所、則銀高積書を以返答有之候得共、風順違に相成候ては、漂流人歸國延引可及候間、右兩様の代銀、蘇州の官所より差出、早々護

送被致候様、巡檢官より知府官に申付有之、御米并破船の代銀咨文一同知府官より、荷主願振出に相渡、致護送候様申渡候付、咨文并右代銀官所より差出候、封印の儘船頭方拱辰に相渡候間、此方漂流人護送仕、長崎着船の上差出候旨、唐人共申之候、

チンシウブン申聞候間、俵數直段等の儀承候得共、相分り不申候故、再應承合候所、右御米代役所の封印にて、書物を添被相送候間、チンシウブン存不申候由、右に付外に承様も無御座、漂着破船の様子、御米石數書付くれ候様相願候得共、存不申候由申聞承知不仕、其上委細には辭も相分り不申候故、無是非右書付等取不申候、私共乗捨候船も、流寄候を取揚拂候様相聞候間、是又承合候得共、船の様直段の儀相知不申候、右兩様の代銀私共には相渡し不申候、

朱書
右御米員數并破却の船、兩様の拂代銀等委細承度由、漂流人再應申聞候得共、右は官所の取計にて、代銀も官所封印を付、咨文を以差送候事故、委細の儀は、不存旨返答致し由、陳秀文申之候、

且又與市、新藏死骸も、葬候段承申候、

朱書
右破却の船、呂四墩に申所に流寄候間挽揚、兩人の死骸其所に葬候由及承候旨、陳秀文申之候、
右逗留中、喜右衛門、五助儀、又々腫氣相煩候所、醫師兩度相見え、藥を相與、其已後喜右衛門儀清快仕、五助儀は大病にて、追日相勝不申候、

朱書
此醫師は長州縣の役所より附置候胡景庵に申者に候由、陳秀文申之候、
一同十二日右役所に呼出、サンハイと申所に連參候由にて、

サンハイと申候は、上海と申唐音にて御座候由、唐人共申之候、
私共を小船二艘に乗せ、役人乗候船一艘、下役人乗候船一艘、

朱書
此役人は長州縣の知縣より差出、下役人は蘇州の知縣より差出候由、陳秀文申之候、
チンシウブン乗候船一艘、賄船一艘、都合六艘、一同晝夜通船仕、同十四日サンハイに着船、道に上陸爲致、町家二階に私共を差置、朝夕三度の食物相

與、日々酒出し、チンシウブン并賄人二人、番人四五人附添、丁寧に世話仕候、

朱書
町家二階と申候は、上海縣媽祖廟の後、梳粧樓に差置候由、見物の大勢集候に付、警固のため役所より營兵差出し、賄は願娠生仕候由、唐人共申之候、

翌十五日屆の様子とも候由、私共を役町の様成所に連參り、間もなくつれ歸申候、

朱書
此役所は、上海縣知縣の役所に御座候由、唐人共申之候、
其後大きな高家に二度連參、茶菓子等いだし馳走仕候、此所家主はコシンセイと申唐人、

朱書
此商家は願娠生宅にて御座候由、唐人共申候、此者申聞候は、頓て日本に送遣候由咄仕候に付、先安心仕罷在候、右逗留中も、外出不爲仕候故、見物等不仕候、
漂流人は外出爲致候ては、見物の者大勢集り候間、番人を附置、外出不爲仕候由、唐人共申候、

一唐國所々にて貨物、着類其外品々別紙帳面の通相與申候、且又コシンセイより銀牌と申物の由、銘銘一枚宛相與候、長崎着の上襟にかけ候様申聞、貨物一同相渡申候、

此銀牌は、蘇州の巡檢官より差出、知府官より願振生に申付有之、則漂流人の相渡、長崎着の上襟にかけ候様申聞、送物一同相渡候由、唐人共申之候、

一同廿四日朝、唐船に乗組せ、其所乗出し候處、風不順に付、所々の船繋仕、同六月廿三日、肥前國五島玉の浦と申所に碇を入申候、然處同所より御役人中船にて被參、私共御吟味御座候間、書付を以申上、并所持の書付差出し候處、御寫取被成候、其後御役人御附添、先月二日同所出船、きしの浦、おふら浦、鯛の浦、鯛の浦、其外所々滯船仕、同廿二日同所出船、同廿五日御當津の着船仕候、
一五助儀、唐國より病氣に罷在候に付、長崎着の上、早速醫師御懸け被下、人參服藥等被爲仰付候得共、長病の儀、殊に腫脹病にて、養生不相届、當月八日病死仕候、

通航一覽卷之二百三十

唐國江蘇省蘇州府部二十六

○漂着

无和元辛酉年十月朔日、去月薩摩國野間崎にて、河邊大破船せし、南京の難商を送り來る、九六騒動記に、慶長南京船一艘漂着せり、領主本多出雲守忠朝家人をして點檢せしむるに、金銀財寶數多積載たり、よて上聞に達せしかば、積來る所の器物其外悉く忠朝に賜ひ、かの船の破損を修理し、追返すへしと命せらる、よて忠朝船中の財寶器物悉く陸上し、家人臼杵六兵衛に船修補を命し、遂に歸唐せしめしと載せられたるも、慶長十一年、外國より船船渡來の御印書を賜ひ、同十五年福建の周性如には、勘合符再興の事を仰せ含められ、御請はせりしかども、それよりして有京、福建等の商船長時に渡來せしなれば、この頃南京の商船、上總浦に漂着して、かくのこなき政のありしも思はれず、信享保十一丙午年六月、南京の商船肥後國天草即郡名に漂着して水を乞ふ、後長崎に護送ありしなるへし、

天和元酉辛酉年十月朔日

薩摩野間にて破船仕申候南京船之唐人共申候私船之儀も、南京之内鎮口と申所より、ひそかにしのひ候而、今度之船を仕出し申候、荷物高は先達而

一私共儀、國元出船の節より、一切武具類積乗せ不申、且又猶唐國邪宗門勸に逢候儀決て無御座候、武右衛門、善十郎計、脇差一腰宛所持候處、善十郎儀は立願の節海中に打込、武右衛門計一腰所持り申候、善十郎儀國元より金一兩三分所持仕候處、是又持歸申候、此外日本金銀所持不仕候、尤在留中商賣のため買物等決て不仕、持戻の品々別紙帳面の通、按するに、この帳面今所見なし、此度御改を請候外、隱物毛頭無御座候、

右の條々、少も相違不申上候、以上、
寶曆十二年午八月

勸	次	郎	勸	七
新	七	郎	喜	右
佐	平	太	郎	兵
老	之	運	郎	衛
庄	次	太	郎	吉
兵	吉	傳	郎	吉
善	十	郎	武	右
			衛	門

御奉行 所奥民唐土漂流記

通航一覽卷之二百二十九終

書付上申候通にて、無恙御當地の罷越申候得は、賣高も八九十貫目は可有御座候處に、今度薩摩にて船を損し、彼地より御送被成候仕合にて御座候、鎮口を出船候は、八月廿九日にて御座候、九月朔日洋中の船を乗出申候處に、無仕合にて、同三日に大風に逢ひ、同五日に又風波之難に逢、一命大事に存、積居申候荷物大方海方へ捨申候、同七日に漸薩摩之山を見掛申候而悅申候處に、同十一日之朝、船を瀨に掛け、船底破れ散々に潮入、殊に大波船之上に打乗せ、一船之者共一命あやうく罷成申候により、無是非野間山海邊の船を乗寄せ、相残り申候荷物少し濡不申候様に存、早速陸に取上げ、并濡れ申候手廻り等も、皆々陸に上げ、一船之者共も不殘陸に上り申候て、漸露命相助り申體に御座候、則薩摩より小船數々御出し被成、元船并我々唐人共皆り被成候事、難有仕合御座候、此外別に申上る儀無御座候、
右之通、南京船之唐人共申候に付、書付差上申候、以上、

酉十月朔日

唐通事 共華夷變態

享保十一丙午年六月、天草漂着之唐船差出候書付具報、丙午當番南京船主施翼亭通船共二十九人、于四月二十六日在乍浦開駕、於六月初一日因霧慢山頭、不能跟尋崎口、無奈拋碇于天草地方、所報是寔、

享保十一年六月日

南京船主施翼亭

同水を乞書付

本船因風不好耽擱、日久缺水、懇祈王上給發、以資日用、感無既矣、

計開 水三十斗

享保十一年六月日

南京船主施翼亭

寶曆三癸酉年十二月十日、南京の商船難風に遭て八丈島に漂着す、時に流人和田藤右衛門島役人に代り筆談して、其漂着の始末を究む、よて島役人これとばかり、船主等を上陸せしめ、寺院に舍て荷物等も陸揚せしむ、後和田藤右衛門、處置を賞せられて賜物あり、

寶曆三癸酉年十二月、異國之商船難風に遭、八丈島へ漂着、言語不通、書通を以助を乞、島役人土地之者、右應對調兼候處、浪人和田藤右衛門按ずるに、藤右衛門は、蜂屋民

部組御徒たりしが、頭違背により、享保十三年十月廿三日、遠島仰付られ、八丈島へ漂流、此頃在島なり、のち御救ありしが、在島中病死のよし、島にて、醫業手跡指南いたし、素讀指南等もいたし候に付、島役人とも藤右衛門へ相談候處、右異國之書通悉致和解、島役人相談にて返簡を贈、糧米其外贈助置、島之土人流人等も右商船へ狼に立交、應對等不致様之法令相定、夫より支配御代官へ相達、按ずるに、江戸注進ありしに、明年三月なり、御代官より御勘定所へ伺、御勘定奉行一色安藝守掛りにて、伺之上御手當有之、右商船歸帆候由、右藤右衛門取計宜に付、御褒美被下、御徒方萬年記、

寶曆癸酉冬十二月、南京商船遭風難、飄到八丈島、島長發舟救渡、而舍房給糧、明年甲戌三月、具狀轉奏東都、聖朝宵旰之餘、感恤遠人、於是議移送長崎、轉回唐山、八丈島豆州所理也、知尹山本公按ずるに、代官山本平八郎、奉命督護送之事、余按ずるに、關假書記、執楮墨之役、故叙其事云、

癸酉冬十二月十日、南京商船飄至八丈島、乞紙筆書示曰、船是唐山、要到長崎、去的在唐山、十一月初八日開船、到十八日遇大風、失去舵桅、順風吹到此山、此地可有鐵錨否、若有即送下船、島長按ずるに、伊豆島諸風土記に

載する長樂寺山門の記によるに、地役人菊地某なるへけれとも、書通和解返輪等、和田藤右衛門調し出して、菊地に與へしなるへし、日無、船主高山輝程劍南曰、本船在洋日久、米水全無、懇祈貴地單給賜、則感不淺矣、

一水五俵 一米二十斤 一菜二百斤 一酒一桶

一大根菜二百斤 一魚五十斤

寶曆三癸酉年十二月日

廣南船主 高山輝程劍南

島長曰、日本伊豆國之附八丈島、狐島而萬品不足之地、米穀殊乏也、併價之際限有之者、凡搜求島中民家可送也、當島與伊豆國、離於陸地二百餘里也、本船自是長崎可有開船哉、宜可有裁斷也、

寶曆三年酉十二月

同月十一日、兩船主上岸、

南京難商、高山輝程劍南爲泣訴苦衷、懇救事切、山等係唐山南京人民、壬申十一月在唐、合發本船、資帶余德輝名信牌一張往廣南、置買沈香藥材白糖等貨、裝載滿船、于癸酉年七月初八日、由廣南開船、前往長崎貿易、因洋申風汛不順、七月二十八日、無奈轉回唐山、暫泊普陀守風、直至十一月、于普陀開棹、復往長崎、不料運命多蹇、于十八日、洋中狂風大颶、打斷正

舵、折去大桅、巨浪冲天、船將沈沒、命在須臾、危險異常、慘傷極矣、無奈捨貨物八百餘包、庶得船輕浪浮、隨風漂流、痛哭之聲晝夜不歇、狼狽苦狀、筆難盡述、今幸于十二月初十日、漂至貴地、荷蒙島長仁慈垂憐救護、通船人衆得賴全命、今實再生之日、永感不朽矣、

寶曆三癸酉年十二月日

南京難商 高山輝程劍南

信牌壹張、給南京船主余德輝、

長崎譯司林吳業 熊歐陽命特奉鎮臺憲命、爲擇商給牌

者、歷有年所、絡繹不絕、但其來人混雜無稽、以

信崎致奸商、故違禁例、今特限定各港船額、癸酉年

來販船隻內、該南京港門壹艘、所帶貨物、限

通定估價、約玖千伍百兩、以通生理、所論條

商款取具船主余德輝親供甘結在案、今合行給

照、即與信牌壹張、以爲憑據、進港之日、驗明

牌照、繳訖即收船隻、其無凭者、即刻遣回、爾

等唐商務必愈加謹飭、儻有違犯條款者、再

票 不給牌票、按例究治、決不輕貸、各宜慎之、須至牌者、

右稟給南京船主余德輝

寬延貳年拾貳月貳拾捌日給 譯司 限到

船主等寫出遇難始末、

一本國南京午浦港、於壬申十一月二十一日開船、十二月廿七日到廣南、一廣南自癸酉年七月初八日開船、因洋中風信不順、七月二十八日轉回普陀、因船發漏、收入午浦、一碇繩在普陀傷損、斬去貳拾餘丈、十一月初七日、在午浦開船、一十月十八日、在洋中遇颶風、打斷正舵、一十月十八日夜十九日、捨去貨八百餘包、一十月二十三、亦遇大暴風狂浪、大斬去大桅、一十二月初九日、洋中見山、初十日隨風飄至山邊、蒙貴地引路、方能收進、島長曰、通船失去舵桅、雖然可為開船乎否、船主等曰、本船山等在洋、不幸遇難、飄到貴地、蒙貴長垂憐救護、今日之時、實再生之日、但船上失去舵桅、離日本長崎、水洋遙遠、懇求貴長哀憐、異國之人、大開仁慈、商議一法、山等通船七十一人、得到長崎、感激恩德不淺矣、山等五人懇祈、借鋪屋一間、留住任在土以便、與貴

長朝暮相商言談、至懇至禱、船主等曰、本船在外、恐有風浪、祈發小船牽到近處、船上木碇二隻、要左右拋開、島長曰、此地異于他港、及于大碇而海岸波甚急也、自往昔到于今、日本之漂泊船、大碇以數隻雖繫船、遂不得全也、此地今時西風甚烈、若今日今夜有大風者、恐不能保兄等之船者明察焉、船主等曰、弟家住唐山南京、身往日本長崎貿易、迄今十年矣、不幸命運多蹇、今于洋中失舵去桅、隨風飄到貴地、荷蒙貴長引船入津、今日得有身命、皆叨貴長救全之恩、乃再生之日、船上尚有六十餘人併糖藥等貨、若有西風狂烈、仰祈仁人救護、弟當餽酬大恩不淺也、又曰、通船七十一人、并一船貨物、洋中被難漂泊貴地、實再生日、若海岸波急、難於拋碇、伏乞貴長仁人、用心相商裁、難人貨物兩全、則通船人眾感激不淺、島長曰、此地西風烈、則不能下小船、今已風波靜、貨不起上恐難保、由是明日貨物揚于陸地、可使人警護也、船主等曰、洋中遇風、捨去貨物、約八百餘包、今船上所有貨物、約一千二百包、承蒙明日將貨物起上岸來積於鋪屋內、伏乞貴長明日發小舟、則感不淺、

江戶府

御用 一伽楠二匣 一人參三十斤 一玉帶一副 一法藍蓋茶碗二百五十副 一書二十一箱

一廣圓即龍眼肉、八箱 一荔枝二箱

又曰、船中發漏有水、恐糖貨打濕、欲懇貴長、今日即差人起上為感、

同月十五日至十七日、起完貨物雜物等、船主等曰、蒙起貨之後、船上人在岸居住、至明年春間、日期長久、恐我工社水手人等、下愚粗魯之人、閑居無事、往山上海邊散走為此祈、貴長借大鋪屋一所、通船人一併同居以便、嚴嚴拘管此禱、

於是假修房屋、安歇全船唐人、船主等寫出信件、一船上貨物、極承貴長勞心、今已起上、感激慈恩、銘刻肺腑、但本船天后聖母意、欲請上海雲山長樂寺內供奉、未識可否、一數日起貨、有勞各位村長、當何以酬勞辛祈示下、聊表寸心、一書記貨物諸事幾人、應何酬勞辛祈示下、聊表寸心、一員役幾人、每人應送白糖何斤數、一小船幾艘、每船應送白糖何斤數、一每日雇起貨人數、只該白糖若干、幸祈照人數分送、一前日大風之時、有傷唇者一人、有傷手

者一人、下水勇力帶繩者兩人、乞查其名、亦欲送糖酬謝、一在外番守貨物幾人、每人應送白糖何斤數、一走差役使幾人、每人應送白糖何斤數、一長樂寺、宗福寺、每寺欲送白糖何斤數、以助香燭之敬、一今井甚三郎鋪屋、應送白糖何斤數、以上應何分送酬勞、乞祈貴長至裁、是禱、島長答曰、天后聖母欲請上長樂寺、尤然、可任其意矣、一村長員彼書記走差役小船、暨貨物番人、大風之時擢眾者四人、為謝貨物起上之勞、欲送白糖數斤、其意志雖不堪甚感、聊不及謝、一旅館甚三郎是亦不及謝、一宗福寺、長樂寺、每寺為助香燭之敬、欲送白糖、是莫奈何言也、唯宜任料簡焉、船主等曰、本船停泊兩岸、繩索俱斷、兩傍損碎、中間積水恐沈在、即欲懇貴長委員差人折開、未識貴長意如何、乞示知此禱、島長曰、本船將來欲難繫停、愚意解於船而可矣、是日高山輝有病不來、獨程劍南來曰、懇求折解、島長曰、諾、求折解、然與高山輝先并船上眾人商議、而以一冊印之、明日可告、程曰、敝夥計高山輝并船上眾人、已經商議、乞求折解、再造冊送呈、

南京難商高山輝、爲仰祈折船事切、因本船發漏、不能久泊、已經沈水、若不折解、勢必被波浪衝散、恐板木無存矣、爲此伏乞島長委員行折解、或修廟宇、或改小船、或填崎嶇道路、以充公用、幸祈裁酌、則感不淺矣、

唐船折開證佐

寶曆三癸酉年十二月日 南京難商高山輝
南京船圖略 深三丈長十二丈幅三丈 桅十二丈 又七丈 舵四丈 木碇 帆布又竹 藤繩棕繩
船主等曰、本船漂流貴島以來、蒙各村長并島民人等勤勞、感感之至、今將砂糖三十二包、聊爲謝勞之意、伏懇貴長配分贈送爲感、巡海錄

寶曆三年十二月十一日、南京船七十一人乘組、大賀郷八重根に漂着、依て同四戌年、三根村年寄彦次郎爲御注進出島之處、早速口島船十一艘御雇に被仰付、船都合能追々入船す、同年夏中に不殘便船出島す、且右南京人豆州下田迄口島船にて相送、下田より筑前船に乗せ替、直に肥前國長崎表に通海之由、

但右爲御用、山本平八郎様御手代衆古川幸助殿、

八丈島、小島、青ヶ島年代記、
寶曆三年の冬、南京船七十一人乗漂着し、此島へ上り、長樂寺を旅宿となしければ、唐人皆々往昔明人此島へ漂流して破船し、數多死亡人の懷舊、并宗感高德を感し、彼船の殘木を集めて此寺の門を建立すといふ、此門今に依然としてあり、南京人は御下知あつて、伊豆國下田湊まで、島々より雇船にて積送り、下田より大船に乗替、肥前國長崎へ遣はさる、八丈裁衣織、

長樂寺はいにしへより妻帯の寺にて、子孫たえず世を繼來りしといふ、かゝるゆるにや、ものこと宗福寺には、按するに、宗福寺は寛正のころ瑞雲開、おごりて見え侍りしか、ある中にいと唐めきたる山門あり、住持の僧にまみえて、寺の由來をもきかまほしくおもひけるに、此はと病の床にふしぬとてあはず、十五六なるしんぼちいに事とひぬれば、しとみのほごりより額やうのものとりおろして、これもてしり給へかしなごまうしけるにより、取て見侍りければ、
海雲山長樂寺、乃日本伊豆國八丈島之古刹也、山

辯魯翠、林木蟬、茅簷數椽、勿弱於華棟畫棟列刹、山岡無異於南海普陀、昔年始創、菊池武郷之令祖也、而今奉祀者、吾邦先朝大明國宗感師六代之僧通詮師也、開林以來、相傳二百有八年矣、歷世諱修、敬奉大士、滋寶雨而潤及四生、布香雲而蔭乎十界、予自癸酉之冬、航海失舵、料無得生、皆賴神明默佑、安寧治此、深蒙島長菊池正武之仁慈、各長者之厚愛、通船七十一人、全得保餘年、予居寺半載、承通詮師朝暮安慰、其憐故國之人、情意綢繆、實有同郷之誼、予胸中素無文墨、序賦不能、勒碑勿克、惟略敘銘感之心、以記懸寺之新造山門而垂後耳、

時大清乾隆十九年歲次甲戌四月、建造山門、惟望後之同志者、樂輸整修、永遠惟新、千秋不壞、則後之功德於無量者也、

寶曆四年甲戌三月

江南雲間程劔南 浙江蒼溪高山輝
福建榕城董昌仁 暨通船人衆同立

筆跡は程劔南と聞えける、こゝにいふ菊池武郷は織部か父なり、前にもいふごとく、かれか家には久しぶしき世の記録もありと聞えけるにより、大明の宗

感か此島に來りし事、開林のよしをも織部に尋ねければ、詳ならねともて、記録の中より寫し出して見せけるは、明應四年乙卯七月のころ、異船流れ來り、此島にてくたけ、人みな波に溺て死せり、その中に明人宗感一人およきあがりていのちたすかり、つゝに一字をそむすひて是にをるとあり、寺號の事をたつねければ、宗感かくてあまたの天年をたもちけるにより、みづから海雲山長樂寺と號し、宗福寺に附屬して、淨土寺とせしとんかたり傳へたりと聞えける、志滿土津理○按するに、此書天明元年、命を蒙りて御普請役佐藤玄六郎、御代官江川太郎左衛門、手代吉川義左衛門、見分として渡海せし時、玄六郎の紀行なり、
寛保元年辛酉年、按するに、此書年代を誤れ十二月十日、御代官山本平八郎支配八丈島へ、南京船一艘漂着、筆談にて長崎入津の商船、難風に逢此處へ着のよし、八丈島は荒磯にて船繋きかたく、島の人足差出陸へ運ひあげ、番人附置、委細書立注進有之旨、御勘定奉行より申上有之、

七十一人乗南京船一艘、捨残り荷物、
一伽羅十一箱 一玉帶一箱 一ふた茶碗二箱 一人參一箱 一書籍二十一箱 一龍

眼肉八箱 一荔枝二筥按ずるに、巡海録に據るに、以上七種は御用物なり。
 一氷砂糖五千四十貫目 一白砂糖八斤九百一貫目
 一藥種一萬千九百六十貫目但藥種、茴香、大黃、益智、山查梔、白朮、甘草、黃芩、木香、薺本、椿皮、馬錢、沈香、白糖、淫羊鶴、骨碎捕、穿山甲、烏藥
 一鉛四千五百七十一貫七百八十目 一次人參八筥 一天香絲六筥 一龍眼肉二箱
 一珠錠四筥 一碗青藥三包 一辰砂一桶 一品々入箱一箱 此外水主船主之荷物、一人前竹筥二つ三つ充所持す、護花圖隨筆、
 明和二癸巳年秋、按ずるに、此書、中華雲南省の江南の誤りなる、年代を誤り、中華雲南省の江南の誤りなる、商船八丈の沖に漂ひしを、島人船を出して湊に引入れしに、楫帆柱を初め船道具ごとく損しうしなひ、せむかたなくてたゞ風にまかせ潮に流し、覺悟きはめし人なるを、島人いたはり長樂寺に止宿せしめ、住僧念比になしければ、大ひによろこひ、船をよきて寺の樓門を建立す、中に大工の妙手ありて、中華の制なる門を建つ、見る所めつらしくて、彫物の工みなる事目を驚かすはかりなり、華人は其後に公儀より長崎へ送り給ひしなり、八丈筆記、

同四甲戌年閏二月、船主等書を島役人に贈りて歸唐を願ふにより、三月其書を伊豆國下田に送り、支配御代官山本平八郎に告ぐ、頼てまつ下田に移すへしとの官命ありて、四月下田より迎船數艘を遣はし、五月廿五日より船主程劔南はしめ、漂民次第に下田に着船す、高山郷等船の事は後册にあり、六月朔日平八郎、江戸より下田に來着して、長崎護送の事を諭し、かつ日毎に食菜等を給す、次卷併せ看

寶曆四甲戌年閏二月 再訴南京船主高山郷程劔南
 南京難商高山郷程劔南、爲再訴苦情懇求速賜來船事切、因山等自壬申之冬、前往廣南、癸酉之秋、由廣南開駕、不料在洋遇風、受無數驚駭、往返跋涉、迄今一年有餘、此中苦情、莫能盡訴、今微天之幸、飄至貴地、極荷島長并員役哀憐、日給米糧、周濟難人、得全生命、山等感激之心、筆難盡謝、但本船苦遇嚴冬天氣風浪猛烈、帶繩毀傷、已經激碎沈沒矣、今山等七十一人併殘剩貨物、無船可渡、念及於此神魂俱失、更兼唐山、杳無音信、山等衆人家、或父母妻子遠處、或伯叔兄弟牽賜、俱望眼將穿、憂心如割、含淚悲傷、慘苦難鳴、爲此山等人衆仰叩、島長并員役垂憐憫恤苦

衆、轉達江戸府、啓奏國王、弘開天地之德、滋澤萬國之恩、速賜來船、使山等得渡長崎、早歸故鄉、勿致父母有倚門之苦、妻子有悲憂之慘、則感戴洪恩於不朽矣、

寶曆四年閏二月日 南京難商高山郷程劔南

右願書、去る閏二月、兩船主致持差出申候、此願書格別之儀御座候間、本書三宅島八郎左衛門船にて指上、當船にも爲念寫一通奉差上候、以上、
 寶曆四年戊三月 八丈島地役人連名

御代官宛所

右八丈島御預御代官山本平八郎より言上、命ありて彼島より海路を被相送候て、按ずるに、此書、八丈島より直に長崎へ送りし、こゝに誤りなり、長崎に到着歸國いたし候よし、續談海、意誤りなり、
 寶曆四年八月十七日夕、豆州下田より、八丈島漂流の程劔南、一船七十一人送來、此本船去十二月十日、八丈島にて破船のよし、唐人とも彼地寺院に令止宿扶助差置、但此島荒磯にて、九月より翌年三四月迄は渡海難成に付、當二月五日、八丈島役人より船を出し、閏二月十三日、下田に訴へ相届、仍て下田支配の御代官山本平八郎より、江戸表御勘定奉

行に相窺ひ、夫より御老中堀田相摸守按ずるに、堀田被言上の處、爲上意彼島に迎船被差遣、扶持米、粟、大豆、黒胡麻、酒、油、醬油等數多積入、十一艘の船に御用日の丸の幟を建、四月晦日出船、五月七日迄に追々八丈島に着、唐人并取揚げ荷物等積載せ、五月廿四日より六月廿五日までに下田に着、長崎志、四月山本公着、吏員發舟往八丈島、迎到唐人於下田港、其在八丈島也、命帶破船板木往長崎、船主等曰、山等自去冬遇難到此、幸蒙島長見憐救護、得以御用等物併殘存之貨俱無所失、在此半年、仰給米糧、今蒙國王洪恩、賜米給船、得渡長崎、全命歸國、山等人衆、感激王恩于無既矣、但本船破板皆朽木、無用之廢物也、若積船帶往長崎、而海洋難渡、小船亦已難裝、而村村人民、自去冬至今、勞身勞力久矣、今無用之廢板、不敢帶往長崎、伏乞各位憐海洋難渡、人民勞疲之苦、免帶板木爲感、吏員曰、破船板木積而送于長崎者、是王命也、惟今所存在之板木而已送之也、船主等曰、王恩浩蕩憐念之、山等五内銘感、但此破船板木、帶至長崎亦無所用、惟作柴薪耳、今積船渡海、是爲兩難、幸祈免帶、至懇至禱、又曰、爲海

洋艱難、免帶板木事切、破船之板、皆已朽木無用之物也、雖帶至長崎、亦將捨去耳、今積之船中、其船甚重、若過洋中風信、更加危險、爲此懇祈、各位俯察情、免帶此破船板木、庶人貨平安、叨仰鴻恩于無既矣、自注、以上係八丈島長筆語、文有誤錯、唯存其舊、不敢改削也。

五月二十五日、程劔南及從者九人、進來下田港、同月二十六日、八人進港、同月二十七日、六人進港、是日余按するに、關修齡、從山本公發、江戶到川崎、時下田港報唐人進港、六月初一日、山本公稅駕于下田港、同月初二日、程劔南請給食菜、今因食菜全無、懇祈給付、

一魚八尾 一豆腐十塊 一菜十斤 一葱一把
以上懇祈給付、以便日用爲感、程劔南具

菜、豆州吏岡慶助 一蘿蔔 一葱 以上送給食

程復曰、今蒙賜鮑魚、荳腐、蘿蔔、葱、俱已收明、感謝不盡、是日、余到下田港、寓稻田寺中、即叩程劔南船曰、爾等在洋遭風、收到八丈島、其際艱危苦情、可憐可憐、雖則毀損貨物、衆人安穩、收至敝港、恭喜之至、余姓關、名修齡、字君長、是夜、贈魚酒醬油曰、

爾們就關日久、無聊可知矣、茲贈魚酒醬油、求醉興中、以慰客思、程復曰、劔等今得以命貨兩全、實再生之身也、今又蒙賜美酒佳餚、甚感隆情於無既矣、同月初三日、二艘進港、一艘七人、一豆腐二十塊、供下飯之具、

紅紙短柬、寫出謝程劔南拜字、

豆州書記關修齡等、承知尹旨示知、爾等難商、去歲洋中遭風、飄至管內八丈島、島長具狀以聞朝廷、愛恤爾等苦艱、飭裝船隻、移送長崎、轉回唐山、特命我知尹、總管其事、業經着吏往八丈島、護帶爾等七十一名來、今也知尹特來迎接矣、後船還未到來、想應尋到矣、船都進港、再計日期、轉送長崎、纔有好風、則宜開船矣、

寶曆四年六月初三日

書記關修齡 同具

程復曰、劔等通船七十一人、遇難飄收八丈島、島長援救、又叨平八郎公大恩、奏聞國王、給賜米糧各物、以及船隻、今日渡洋、如見天日、此恩此德、劔等人衆永世不忘也、爾停泊數日、食菜必盡、其日用所給、不論菜蔬鳥魚、寫字來報、隨便資給、未詳其嗜好如何、又且本州是末界鄙地、或時有無念難卒致、有則辨給、

戀於父母妻子、不言而可知矣、朝廷命我知尹、加意撫恤、茲發船隻、迎來敝州、多方保護、亦惟邊徼之地、款待有闕、敢不愧于心乎、此有蘭花、使良贈之、雖則本邦之物、本是貴國所出也、把玩消日、聊慰思鄉之情是幸、程曰、荷蒙高情、憫恤難商、感感之情、銘刻五內矣、又承賜佳蘭、品端而色素、真上品也、只恐惠於俗人、有褻明花月謝謝、以上、巡海錄、

無則購求四方、當以供耳、所以預先告示也、程曰、蒙問日用食菜、劔等各艘、每日只消、或荳腐、或蘿蔔、或魚、隨意每日給賜爲感、又曰、今日承賜荳腐、感謝之至、又曰、劔意欲面謁叩謝平八郎公、或待高山輝船來、同叩如何、請教二位先生、按するに、關修齡、宮士文をさす、大才主奪、答曰、待後船人貨進來、我公親來查檢明白時、與高船主相共面謁是便、此方人士摻簡挾策、無不欽慕貴邦文物教化、今天假良緣、得接高風、意出望外、

同月初四日、六人進港、昨日承教、食菜每日供給、已經轉達、今弟將此簿品送來、一紅魚貳尾 一青魚貳百頭 一酒壹桶 一醬油參小桶 際

程曰、今又蒙厚賜、劔甚不敢當、即今拜領謹謝、今日送來的魚、此方叫做紅魚及青魚、貴邦稱謂亦或同異、程曰、唐山與此紅魚相同者、南京未見、長崎亦有此魚、名曰黃山魚、未知是否、其味甚佳、其青魚唐山亦無、此是醬油、唐人之物必有異、程曰、乾者爲醬、麥麪和荳爲之、其荳爲油者相同、名曰醬油、是日、使秋山良送蘭花、爾的漂洋過海、風汛不順、飄收八丈島、多歷歲月、懸

通航一覽卷之二百三十終

通航一覽卷之二百三十一

唐國

江蘇省蘇州府部二十七

寶曆四甲戌年六月五日、難商の内病者あり、其願ひによりて藥材を與ふ、同六日より廿五日にいたり、船主高山輝等悉く下田に着船す、皆大船二艘に移し乗せ、荷物をも之に配裝して蒸暑を避しめ、病者は病癒るまで保養のため上陸せしむ、七月朔日、山本平八郎及ひ浦賀役人相會して、人數荷物を點檢す、先に兩船主より書付をもて、江戸にて交易せん事を願へとも許されすして、同六日下田より長崎に護送あり、八月十七日彼地着津して、歸唐せしめらる、

寶曆四甲戌年六月初五日、程請給藥材、
一黃連三錢四分 一黃芩二錢四分 一生白芍藥二錢四分 一山查肉二錢四分 一枳殼一錢六分 一紫厚朴一錢六分 一檳榔子一錢六分 一青皮一錢六分 一當歸一錢 一甘草一錢 一紅花六分 一地榆一錢 一桃仁一錢 以上藥十三味、每種各包以便分服、今有痢症要用、懇祈速即賜下爲感、

承因有痢症、請給藥材、速即轉達、今照其計開以送來、爾如意保養、救活其生命、只恐凡品不當服用耳、

一黃連五兩 一黃芩五兩 一生白芍藥五兩
一山查肉五兩 一枳殼三兩 一紫厚朴二兩
一檳榔子三兩 一青皮三兩 一當歸三兩 一甘草一兩 一紅花一兩 一地榆二兩 一桃仁二兩
以上十三味、每種各包、本邦斤數所開、程曰、今因患病一人故而請藥、今蒙賜甚多、感德實深、倘使病人早癒一日、此即叨恩於不盡矣、
是日 一荳腐貳拾壹塊、一芝麻油陸斤、以上收明爲感、程劍南具白注、下一室魚陸拾頭、以上收明爲感、此魚土人曰室魚、唐山亦見此魚否、即鱈魚之類、程曰、南京無此魚、福州人曰、福州亦有乃鱈魚之類、
同月初六日、二艘進港、一艘六人、又一艘七人、一乾魚貳百尾、一蘿蔔壹百拾個、爾等收至敵港爲日久矣、惟是租暑炎熱、船亦狹窄、不堪久止、我公憐愛殊甚、多方爲計、茲有二隻船、繫在傍邊、比今所住略敞且寬矣、轉換安置于此、少足避暑也、爾船上兼他船人衆、要一同科住者有幾人也、寫出姓名、但高船

主未見來、故不可強命、移住與否、則隨爾主意、程曰、承蒙御公憐慈、難商人等感恩不淺、但高山輝諒在、即日亦可以到此、況劍等人衆不必動移、再候幾天可也、伏懇二位先生轉稟爲感、病人食物本有禁忌、把食菜適口以送來、程曰、昨蒙給賜之藥、劍即合配二劑與病人服矣、今日痢症減去一半、甚感大恩之至、但此刻調理無昨飲粥、亦不必食菜、如若要食何物、另日懇求、昨夜二艘進港、風波調順、人衆安穩、欣喜可知也、程曰、昨晚二艘進港、叨二位先生福庇、一路順風、俱各平安、有費掛心、

同月初七日 一荳腐貳拾壹塊、以上收明爲感、患病之人、今日有起色否、兄配藥調養、必無不至也、今客千里外、多資勞心、是爲可憐、亦遙勞鄙懷、程復曰、病人今日略有起色、荷蒙記念、感謝之至、啓者晚賤字國銀徽夥計、高山輝字瑛端此奉聞、叨在愛下、幸恕不莊、

同月初八日 一金口魚肆拾頭、一黃豆壹包、金口魚一名年魚、南京亦有此魚、其名同異、程復曰、金口魚、南京無有此魚、故不知其名、特此奉復、
同月初九日 一茄子參百隻、一山茶油陸斤、山

茶油、搗山茶子爲之、和羹可食、南京亦有此物否、程曰、山茶油、唐山亦無此物、只有煮菜油、蘇油、豈油是也、一大蘿蔔貳百箇、一生薑肆斤、一生瓜壹百箇、一葱、又藥、一桃仁壹兩、一紅花壹兩、一厚朴三兩、一中綿紙二刀即二帖、以上拜懇、明日有便給付爲感、

同月初十日 一蘿蔔貳百箇、一生薑壹把、一生瓜壹百枚、一葱壹把、一桃仁參兩、一紅花參兩、一厚朴伍兩、一美濃紙拾刀、中綿紙不知是何物、此是美濃州所出之物、稍可寫字、今以代之、程曰、昨日寫中綿紙、正是今日之紙、此復、
同月十一日 一荳腐參拾塊、以上收明爲感、
同月十二日 一索麪貳百把、一酒壹桶、以上收明爲感、今緣時行痢疾患者已癒、不病者又染故而藥料已缺、再祈給付爲禱、一生白芍藥六兩、一枳殼五兩、一山查肉六兩、一地榆三兩、一黃芩六兩、一檳榔五兩、一青皮五兩、一黃連六兩、一橘紅五兩、一當歸五兩、以上仍照貴邦斤數所開、今病人要食糟瓜、未知有否、如便亦望給付爲感、
同月十三日 給賜藥共十種并糟瓜柒塊、程復曰、

俱已叙明為感。各船人衆食菜全無、或蘿蔔、豆腐、魚物等懇祈、隨意給付、則感不淺。一鯧魚伍百頭、一茄子貳百伍拾隻、一香瓜壹百箇、以上收明為感。今欲相懇給付、一煙四斤、逕啓者今給之瓜、唐山稱曰香瓜、不能作菜下飯、以後祈勿給可也、其生瓜與此瓜各別、可以作菜、未知貴地有否、今因倉卒便紙冒瀆、幸恕罪為感。生瓜香瓜、此方亦各別、其香瓜又名胡瓜、或盛水盤、以待賓客、生瓜則有胡瓜、一名黃瓜、越瓜一名白瓜、作菹可食、敵港今無此物、所以不送來。鯧魚、土俗呼做鱒魚、唐山亦有否。程曰、其香瓜唐山亦以水盤待客、其鱒魚南京無有此魚、福州人云、福州亦有、名曰鱒魚。

豆州書記奉知尹旨示告、爾各船人進港之後、停泊日久、天時炎熱、船且狹窄、於是其工社水主等、縱意放舟、散走海邊、管船之人禁而不得、以後船還不全到、開駕亦未有定期、而不忍其鬱悶之所也、有如何可憐者、此故欲從其所為、則恐風波驟起、有不虞之變、則無如之何、若然違朝廷柔遠深仁救濟至意、而我知尹以保護不謹為咎、則無辭以解焉、寧無貽知尹之患乎、各小心謹飭毋、慢吾命也、我亦令吏日夜鑿

視、儻有違禁者、為後累亦未可知也、各宜慎之、工社等偽寫程名稟呈、

具呈、南京船主程劍南等、為懇乞恩准難商、盛夏難當、因熱致病事切、南舊歲航海、失舵棄桅、料無得生全、賴神明默祐、收至貴國八丈島地方、荷蒙菊池島長垂憐惠愛、俱得再生、此乃貴國之大德耶、更稟者南等自八丈島開船、而來到此貴地下田村、住艇半月有餘、俱遵王法、並不敢半忽違條、奈因盛夏船小無處緩步履土、又兼天時炎熱、各受暑氣患病、伏懇御君大人法外施仁、恩准各艘之唐人、登岸緩步、履土以絕病源、再求恩准、各寺進香、以賴神明庇祐、得保平安、此恩戴德無涯、伏乞御君大人臺下全諸寬宥、乞賜明日登岸、南等再不敢犯法非為、如有此情願甘坐罪、具稟是寔、

呈上御君大人臺下、戊六月初十日、具呈南京船主程劍南、

與程書曰、祝融行令、炎威逼人、宛如坐甑中、雖有大廈高堂、不得逃暑、況爾等累日住船不得寬坐、貨物亦稠載在焉、無地于招涼矣、先命爾等移住大船、而不肯、以為待高山輝來而相共謀焉、言有其理、故不

強說也、今盛夏暑熱、侵人殊深、若不早計、則因苦熱、施及患病、雖為悔恨、不可及也、我為爾等不取矣、為之計則不如移住也、但不要轉推貨物、而單身移換、猶不肯動移、則引船轉近、停邊以時、移座為道遙之。程曰、今日蒙諭告示、不許衆人上山、劍奉令盼付各船、劍方知前日衆人中、有唐人啓呈稟御公、要上山乘涼、況又寫劍出名具稟、劍實在不知、更兼已蒙換船、劍即具口不必動移矣、今又無知工社人等私自啓呈冒瀆、工社人等具稟、寫爾姓名、願其書則頗有異焉、知其不出爾手、故不轉稟耳。程曰、前日工社私自啓呈、荷蒙不稟、感德實深、即承放轉近之船、以時移坐、道遙亦不敢有勞動移、特謝。又曰、劍在此地、被工社私自啓呈、今劍實汗顏無他、伏祈恕罪為感。高山輝未進來、獨兄在此地、拘管衆人、亦惟粗魯之人、假意怠慢、故爾多費勞心、

同月十四日 一荳腐參拾貳塊、一茄子壹百伍拾隻、以上收明為感。一飯卓壹架、此物極粗惡、不當贈儀、徒取其耳。程復曰、屢蒙二位先生清心照拂、

晚受恩感激、今又承厚賜、使劍何以安、汗顏拜領謹謝、使歸承見索煙、此方上品者其味平和、其下者甚

惡、喫得多則醉人、或至腹痛也、此地今無上等等者、最下等中擇略可者三種、以各種少許示之、其中稍可口者示知、應照斤數以送也。程復曰、煙其上者色淡味清、乞賜壹斤、其第三等亦懇貳斤、一煙八斤、上者三斤、第三等者伍斤、

同月十五日 一蘿蔔壹百箇、一茄子壹百伍拾隻、一葱壹拾把、以上收明為感、

同月十六日 一鯧魚五百條、以上收明為感、

同月十七日 一荳腐參拾貳塊、一生薑陸拾把、一糟瓜柒塊、以上收明為感、

同月十八日 一鯧魚貳百條、一茄子壹百捌拾隻、以上收明為感。土俗呼此魚做鯧魚、唐山有否。程復曰、示問此魚、晚唐山從未見過、亦不知其名、專此復上、

同月十九日 一荳腐參拾貳塊、以上收明為感、

程曰、桃仁再懇、付二兩為感、

同月二十日 一鯧魚壹尾、以上蒙賜、謹此拜登附稟東申謝、一鯧魚參百條、一桃仁五兩、以上收明為感、

同月二十一日 一餅兒伍百八拾片、一茄子貳百

隻、一山茶油九斤、以上收明為感、程曰、啓者今有夥長劉盛謙、患病在船、意欲請內科先生看視、為此懇祈、即於今日來船為感、因劉盛謙患病、請看醫視病調理、即已轉達、今遣堀要者看視、程復曰、荷蒙清心、即倩先生、降臨已經診脈、賜藥則感不淺、同月二十二日 一鷄卵壹百箇、以上收明為感、程曰、屢蒙先生隆情、晚何以能報、惟勒肺腑而已、今後面二艘不知何以、尙未見來、晚日夜懸懸也、八丈島水路甚險惡矣、候風開船、今日天色清明、風汛稍順、晚間見來亦未可知、與程書曰、秋令已行、亦猶炎暑如灼、侵人為病、方是之時、住舟彌月矣、各人患病亦惟為之、是次先已命移住大船、而以待高山輝、不肯動移、我切恐爾等侵暑染病、必有不可言也、今小舟幾且朽敗、難久停繫矣、今且掃館舍、延進各人、攬起貨物、更裝大船、若人番守、則無損沒之懼也、不肯上岸、則換船移住、此二事隨便報知、勿以後船不進為辭、而違保護至意、程復曰、蒙御公憐憫、更費先生清心、晚等感德實深、今晚同人衆、商議妥當、明日奉復、同月二十三日 一荳腐參拾貳塊、以上收明為感、

程書曰、昨日有勞玉趾、深費清心、今晚具復一呈、并居住大船人數一單、伏祈先生轉稟為感、貯候回示此懇士文公、按するに、御代官山、本平八郎手代なり。乞轉候台安、程復曰、昨日蒙諭貨物起裝大船、人衆遷居上岸、或換船移住等事、劔已逐一通知、各船人衆俱感激不淺、但每船貨物之外、各人俱有隨帶衣箱等物、意欲候每船貨物起裝大船明白、并各人衣箱安放定妥、然後人衆同日上岸就居房屋、內有十一人不欲上岸者、愿住大船、為此奉復、懇乞轉稟御公、以得其便、則感德無盡、今有願住大船姓名言計開、郭良珠、劉建謙、鄒則雅、李昌受、陳朝仲、劉海謙、鄒則見、王奕崇、張順意、鄭序密、周啓元、以上拾壹人、程曰、求賜珊瑚壹兩、以便合藥、此懇再醬油一小桶、今日漁人結網、得此松魚、茲送三頭充庖廚、擊鮮以勸加餐、只恐不堪不箸、此魚一名鯉魚、長崎人曰夏子魚、南京亦有否、程復曰、蒙賜松魚、敢不拜嘉、附東申謝、晚果是在長崎看見此魚、唐山無有、某歷年來、此魚晒乾者、帶往唐山送人、其味甚美、稱曰夏子魚是也、此復、今送饅一筐、味不能佳、我公按するに、山本平八郎、得之東都、令其轉致、以慰客思無聊、復程曰、蒙賜佳餅

一筐、謹此拜登、伏乞轉謝御公之惠、今日遣內科土屋玄佐代堀要診脈、宜相俱商議調理、程復曰、今又蒙轉請玄佐先生來船、已經看視病人、承惠藥二劑、明日且暫停止、一日期完藥、再請診視為感、便紙草草、乞恕罪、同月二十四日 一室魚參百條、一醬油壹小桶、以上收明是感、附呈

一病人如思食、何物另日懇求也、

一昨日所起之呈、未識二位先生轉達否、不知何日起裝貨物、伏乞預先通知、賜玉音為感、又及、

承問、起裝日期今已轉達、當以明日起貨轉裝、預先通知各人、

同月二十五日、高山輝董昌仁等八人收港、一茄子參百隻、以上收明為感、

是日起貨、配裝和合丸大杉丸兩船、亦照看、今日起貨、配裝兩船、我輩為來監視、亦着唐人、相俱照看、程曰、今小舟上的總管名張發鼎來此、照看起貨、今總管同我輩去看起貨、又不勞兄等同去照看、在此乘涼、程曰、有屈先生、不當之至、晚亦去照看、又

曰、今日天氣清明、諒八丈島二艘、明日有好消息也、先生以為如何、衆人以爲不容兩日而進、亦當必然也、又曰、今欲拜懇配裝大船、計開呈覽、

一和合丸船 三大島中右衛門、五利島彦左衛門、七三宅島甲斐、九新島權左衛門、一大杉丸船 四大島七郎平、六新島太左衛門、八三宅島平三郎、十新島藤右衛門、十一新島長三郎、以上仰祈照配裝船為感、

今將唐人數計開、

和合丸船 三印唐人十人、五印同七人、七印同六人、九印同七人、以上共唐人三十人、大杉丸船 四印唐人六人、六印同六人、八印同八人、十印同七人、十一印同六人、以上共唐人三十三人、內二人要搬過和合丸、懇祈將衣箱給付過船、爲此先稟明、

承大杉丸內唐人二人、欲將衣箱搬過和合丸、隨其便可也、程曰、晚小船上有人參箱、將來裝入船中、恐有靈壞、爲此懇乞吩咐此大船上人、務必放在上面、透風爲妙、此懇、承喻曉、得爲示喻船上人等、程曰、今日承、起貨之船已經明白、但其衣箱雜物等、懇

祈亦大船將來、人衆上岸隨帶、只消衣包被褥鋪蓋而已、此懇、裝貨已完、又更轉起衣箱雜物、放在上面、干日後搜索乃便、程曰、極感盛情、另日候貨物起完、再懇起衣箱為禱、今日二艘貨物、已經轉裝大船、意欲唐人移住番守、程曰、大船上今夜不必唐人移住、未識尊意可以否、為此請教、管船人等恐貨物失落、必有後累、故懇祈每船二三人移住、程曰、晚今刻即去着人、每船一二人去住當今、又曰、今日一日有費清心台玉、明日尙要於候駕臨、晚則幸更甚矣、曰已晚矣、我輩且去、明早更來、相俱照看裝貨、程曰、今日晚、小船起貨照帳、缺少紫珠錠三箱、又龍眼肉二箱、俱已查過船上並無、劍思在八丈島、起身日一時匆忙、不知錯裝他船、又不知尙存彼處、今且起完各船貨物、并高山輝船進港、即知明白也、為此具呈、缺少貨物、今查檢一過、管船人等實在不知、起完各船、而後始知也、程曰、頃刻為缺少貨物、一呈拜懇、二位先生主裁、轉啓御公無外、管船之人為感、敢不如教、無費勞心、劉盛謙今日病勢、比前如何、程曰、蒙問病人、今日比前甚好、只是心煩燥悶故、而要先上岸調理消鬱鬱之心、此復、又曰、今病人劉盛

謙、意欲先上岸、再三懇求、為此仰祈、先生轉啓御公、唯彼先上岸則感不淺、

計開

一病人劉盛謙、王青弟、共二人隨帶衣包被褥鋪蓋等、
承、病人欲先上岸調理、歸府轉達、而後當以回報、
同月二十六日 一荳腐肆拾塊、一戛子魚壹拾伍尾、以上收明為感、高程曰、今日山劍欲親自拜謁御代官平八郎公、并有事相求、伏乞先為致意、承喻、爾等今日進見我公、會有王事鞅掌、不遑啓處、無由延接矣、改日再計可也、其相求事體、備細寫字示知、可為轉稟也、高曰、山自遇難之後、船破貨失、日夜思之、中心如焚、有萬不得已之事者貳、
一本船已破、所殘貨物無多、恐又霉蛀、舟至長崎、更加不堪、則資本全喪、窮困命也、但山劉上不能奉養父母、下不能顧及妻子、中無顏見親友矣、
一貨物者至長崎、更加船隻費用、而貨物恐有霉蛀、其價必賤、所賣之銀、難償費用之不數、歸國無期、每念及此、惟枕上流淚、今日之生死、交關之日、為此哀求御公、諸位先生仁慈提救、當啣報高誼不淺矣、

一山等因遭風難飄流至此、深蒙國王洪恩、賜米糧船隻、救渡難商、感激之至、山等有謝表一通、欲祈進呈江戶府、

一山等本船貨物、去年洋中拋捨甚多、而今殘存貨物、只有一千四百餘包、但此貨物、去年廣南裝船以來、迄今一年有餘矣、恐有霉蛀、若再裝至長崎、勢必更加霉蛀不堪、山等必資本全喪矣、今有訴呈一通、祈求御公啓奏國王、恩准江戶府發賣、即將此二艘、裝往江戶府、
謝表

恭惟、日本國王殿下、福如東海、壽比南山、德被生民、功施社稷、光輝於萬邦、明並日月、茲山等去冬航海、失舵洋中、遭遇難風、飄至貴國八丈島地方、幸賴島長并員役救護、得保殘生、此皆王上教化仁政之所致也、今復蒙天恩垂憐、賜米糧賜船、如此隆恩厚澤、山等拜受之下、感謝無窮、今七十一人得渡長崎、再歸故國、舉家感戴、沒世難忘也、足見王上德量包天地之外、使海內諸士聞高風而望餘光矣、山等歸國之日、稟明南京總督撫院方伯公、啓奏本朝君上、以顯貴國仁風善政耳、臨表不勝惶恐感激之至、

寶曆四年六月日

南京難商高山輝南領首百拜

訴呈

南京難商高山輝南領首百拜、為懇祈轉奏恩准所求事切、山等本船貨物、去冬慘遭風難、洋中已經拋捨八百餘包、今殘存藥材糖貨、只有一千四百餘包、但此貨物、自去年廣南裝船、遭風飄至八丈島以來、迄今一年有餘矣、餘各種貨物、恐有霉者蛀者、今蒙積船、再往長崎、感激之心、實銘肺腑、但積船再往長崎、水路遙遠、風信難定、倘為日再久、其貨物更加霉蛀不堪矣、此宗苦情、親物傷心、山等意欲懇求國王恩准、御用玉帶伽楠人參法藍茶碗書籍龍眼肉荔枝、以及次人參白鉛并各種藥材糖貨、盡皆裝至江戶府、將次人參藥材糖貨盡發賣、一則可免殘貨之霉蛀、二則免船隻海洋之遠涉、三則在八丈島所蒙賜米糧并船隻、以及諸色雜用、即在商賣銀數內、奉償實為感激、至於山等七十一人、即在下田、乘船一艘至長崎、仰候公命、伏乞御代官平八郎公、啓奏國王、憐恤山等遭遇風難、洋中捨去貨物甚多、本船又被風浪揉碎、種苦情狼狽、非別船可比、仰求國王格外施仁、恩准貨物於江戶府發賣、則感戴鴻恩無既矣、

寶曆四年六月日

南京難商高山輝具

昨日承教、病人劉盛謙并王青弟按するに、大杉丸船唐人姓名には、黃青弟とあり、いづれかは二人、先上岸就房、路上更又給肩輿、欲不勞病人也、程復曰、今日蒙令、病人劉盛謙并從者王青弟二人、已經上岸、更承賜肩輿、足見隆情之至、謝謝、但二人不能舉筆通言、懇祈眷顧為禱、

同日二十七日

連日風汛順、海渡調船上人等、俱各安穩收港、欣慰何馨、玆有海參、進以充廚膳、非敵州土宜、不可多得、所以送贈少許也、雖是薄物、情發于中、

一海參參拾架、以上蒙厚賜、謹此拜領申謝、

高船主爾客寓多日、念多所乏美濃紙十刀、致之案頭、短幅可恨、而雪白堅緻、亦足以聽役文房矣、風月興趣、多題佳句、是亦揮酒一助、

一美濃紙拾刀、以上荷蒙厚賜、謹此拜領、感謝不盡、煩祈仁位先生致謝御公為感、

病人劉盛謙配藥人參、今已全無、醫生代請、即覓求藥舖、無有可者、此種參自下等、示之爾等、如中配用、則可以轉交醫生否、高復曰、病人荷蒙垂顧、感激不淺、今已覓得人參八分、以配藥用、承所賜人參、

便可也、

同日二十九日

一茄子參百隻、以上收明為感、程曰、劔前開、各小船管船三人、領漆碗以充唐人食飯之用、即劔船上亦有八套、每套大小四隻、管船之人云、御公所發、不知足否、

但小船共十艘、內中有無不知數月、乞查各小船誰有誰無可也、懇示知、

一蒙賜每人漆碗大小四個、內中有者有無者無、伏乞查明是禱、

一尊論、二艘炊爨、其菜蔬唐人自為爨之、其飯欲煩和合丸大杉丸船上之人代燒為感、

漆碗即我所發也、尙在後船收港之前、故不盈其數、今查過各人有無、以給付其無者、如其代燒、另外差人作之、程曰、前日所賜來人參、看過甚好、本船雖有些須、亦不中用、將來配藥、伏乞用前日所賜之參配用、為感不淺矣、

承、前日所示人參、今給配藥、差人取來、中用是幸、一人參壹錢壹分八厘、以上已經收明、懇交劉盛謙聽用為感、

七月初一日

一荳腐肆拾塊、一生薑壹拾把、以上

留於後用、謹此復謝、高曰、弟意欲先往和合丸船夜臥、未識可否、幸先生教我、此禱、裝船未完、待明日而移居、高曰、前日謝表訴呈、未識御公尊意以為如何、可曾有人進呈江戶府否、乞先生知、此禱、謝表訴呈、即已差人轉奏江戶府、但其道路險惡、往反十日程、今未有回報也、客日使歸、速即可報、高曰、如此深感御公垂憐、諸位先生見愛不殘矣、移居和合丸船大杉丸船、停在敵港、以及到長崎、沿路海上、每船員役各二人供炊爨也、高曰、蒙諭、於和合丸船大杉丸船、每艘二人作飯、甚感盛情、但二船之內、皆可以有一二人、能以作飯矣、御公號外差人、不敢煩及遠勞、可以不用也、乞致謝之、

同日二十八日、唐人等換船移居、一室魚伍百條、一酒壹桶、以上收明為感、是日、童子顏延發來府、以煙包煙筒手巾賜之、高曰、今復蒙賜手巾煙包煙筒、如此佳物何敢當也、謝、又曰、前日大杉丸鄭序密欲來此船、今復仍舊、在大杉丸船上、又曰、前彼船二人、欲來此船今止、有一人來此船也、今來一人名陳叔茂、前日欲搬過此船二人、其一人仍舊在彼、其一人今過此船、從其

收明為感、一飯案壹架、雖粗惡不堪贈儀、充其不具、以供食飯之用、高乃短束、寫謝高山輝拜字報謝、

一漆碗貳拾伍套、唐人二十五人、各一套、每套大小四隻、

一煙伍斤、昨日承諭、一查漆碗有無、得其無者二十五人、今已發給、乞照人數轉交也、

一漆碗貳拾伍套、一上煙貳斤、以上收明為感、各船唐人計七十一人、今移居和合丸大杉丸兩艘人數姓名、併裝完貨物、已經查檢、明白宜錄清具覆、

同月初二日

高程按するに、高山輝具、復曰、昨已將和合丸大杉丸兩船所裝貨物、併人數姓名、錄清兩冊、今呈上、

和合丸兩船貨物

和合丸船貨物 計開

一沈香二十八件 一白鉛五百五十五塊 一白糖一百六十三件、外又隨帶食用白糖八包 一冰糖一百三十二件、外又隨帶食用冰糖一包 一木香八十五件 一藟本二十四件 一茴香八十二件 一椿根皮五十五件 一甘草二十七件 一白朮三十六件 一白芷三件 一馬錢子七件 一黃芩十七件 一山

查六件 一烏藥五件 一淫羊藿三件 一骨碎補一件 一穿山龍 一件

大杉丸船貨物 計開

御用 一大人參二箱 一法藍蓋硯二箱 一書籍二十一箱 一伽楠二盒 一玉帶一盒 一龍眼肉八箱 一荔枝二箱、

殘存貨物 計開

一白鉛五百八十四塊 一白糖三百零六件 一甘草一百一十一件 一冰糖四十四件 一山查七十八件 一藜本三十一件 一白芷十五件 一益知仁三十五件 一大黃二十四件 一馬錢子四件 一白朮一百零八件 一次人參八箱 一麝香一瓶 一天蠶絲六箱 一辰砂二件 一碗青三件 一紫硃墨四箱 一龍眼肉二箱、又 板箱一隻內計 大人參三斤 鶴頂二十個 紅纓六斤 白纓六斤 參條二十兩外 臺祕要一部 千金翼一部 曆五本

和合丸兩船姓名冊

和合丸船唐人姓名 計開

高山輝 董昌仁 葉其真 徐永年 吳秀山 來三 觀 顏延發 林富弟 張孟立 劉朗謙 陳朝仲

來 張義發 錢九珍 劉盛謙 柯世高 黃青弟 陳德觀 裘昌言 顏廷有 顏廷奇 顏廷方 朱徵 茂 方景富 葉遇春 楊繼昌 卜金觀 楊才喜 趙留觀 錢全福 張法鼎 黃奕珍 黃祈利 陳福壽 李香弟 王奕崇 鄒則見 徐開遠 以上三十三人

隨帶衣箱鋪蓋等物 計開

天后神廚一座 竹器一件 冥衣香紙三袋 錠齒一付 燭一箱 襪物三箱 釘三包 碗一桶 鍋三隻 金鑊二面 天后燈一對 竹箱五十一隻 皮箱四隻 襪物箱三隻 賬箱五隻 帽籠十一隻 衣包二十七隻 受百菓四隻 鋪蓋三隻 布袋十二隻 挾棧箱四隻 家伙箱三隻 木盤九隻 日本箱一隻

發給唐人食用漆碗 計開

新島權左衛門船漆碗七套 三宅島甲斐船同六套 新島太左衛門同船六套 大島七郎平船同六套 新島藤右衛門同船七套 新島長三郎船同六套 三宅島平三郎船同八套 以上共四十六套、每人一套、各大小四個、已經交發各人、 大島仲右衛門船漆碗十套 利島彥左衛門船同七隻 三宅島利右衛門船

郭良朱 鄭丈鳴 王良桂 林克舉 陳世瓊 王奕順 王奕和 鄒則雅 張順意 江仙哥 劉海謙 劉建謙 劉良歲 李昌受 林世瑞 王孔悅 劉良庚 李開成 潘成助 李興祖 鄒仁達 許其興 蔡武使 邱宗弟 池謀順 鄭序密 陳叔茂 以上共三十八人、

隨帶衣箱鋪蓋等物 計開

襪物板箱一隻 伙食竹箱一隻 磁器一桶 伙食器用桶一隻 燭一箱 糯米三包 黃豆一包 赤豆一包 芝麻一包 醬油一桶 菜油一桶 飯鍋三隻 秤一件五把 秤錘一件五個 丸盆三隻 鏡器一件 林頭三隻 飯桶四隻 大小水桶七隻 大小蒸籠七隻 竹器一捆 棹二張 襪物一件 燈籠兩傘一件 水藤十小捆 麻皮八十四 竹箱六十八隻 日本箱七隻 家伙箱四隻 受百菓四集 食物箱二隻 衣包二十二隻 鋪蓋三十七隻 皮箱四隻 帽籠十三隻 木桶一隻 賬箱五隻 布袋三隻 挾棧箱一隻 風籃一隻

大杉丸船唐人姓名 計開

程劔南 王代顯 黃瑞觀 周啓元 陳智弟 王萬同八隻 以上共二十五隻 每人一隻、各大小四個、今又交發各人、

一鱈魚肆百條、以上收明為感、

爾等遭難彌年矣、念多費盤纏、今又候風返棹于長崎、其水路四十日程、順風則二十日而至矣、其日用伙食器財及衣服藥材等物、宜備後用者、隨意寫出、則我加意辨給、只恨僻陋之地、無有不虞之儲、卒迫求覓、即難為辨得、所以預先告示也、程以承諭、客日開單奉呈、但開船之期未知、可定日乎否、承問開船之期、即是係朝旨、我實在不知矣、不可得定日期、病人劉盛謙今已全癒、攜來回船、高程曰、遙啓者病人承蒙先生眷顧、今悉全癒、不勝欣喜、謝非筆墨、程曰、今日病人全癒、不勝祈悅、只是有費先生清心、感謝感謝、其醫生玄佐兄亦懇轉謝、為禱、高程曰、山劔等承先生費心、更蒙隆情厚惠、銘感之心、筆難罄謝、別期在邇、後會無期、此心常抱耿耿也、啓者今有粗扇一匣、筆一匣、墨三笏、意欲聊表寸心、奉乞笑納為幸、某嘗聞之、春秋之義、大夫無外交矣、然則庶人非此限也、亦可知矣、本邦異於是、庶人亦禁外國私交不通贈賄也、今厚賜種種、深領至意、受之則違

犯國禁、不受則逆于高意、事出兩難、一意難決、今歸于府報知尹、待其主裁而後回報也、高程曰、今候台命、又曰、當今炎暑之際、御公又且勞心、邇日諒玉體安泰乎、乞先生代為致候、我公起居無恙奉職、仍舊幸不勞高念、

同月初三日 一茄子貳百隻、以上收明為感、捐餉種種、感激銘肝、已經稟達、而亦不准收領、我公之意、外交之事置而不論、切憐其遭遇風難、毀損貨物、故不欲一切有損折也、我輩之意亦不異于是、欲遺薄誼以供路費、亦惟國有常禁、不得聊表下悃、遺憾曷歇、況敢當嘉貺、已領其意、而辭其物、如物有量、豈有窮哉、敢祈莫見訝也、高程曰、昨日面瀆諒在、愛下必勿以答、但並非儀物、無非筆墨扇而已、雖是國禁、諒此無妨、幸勿他却、祈莞存是荷、高諭再三、諒在不辭、奈嚴令不許、乞幸恕罪、

同月初四日 一荳腐肆拾塊、以上收明是感、前日已說、沿路盤費備於後用者、開單示教、開船之期在不遠也、今又再說、程曰、承諭、少停開單奉上啓者、江戶府公命、未知何日可到、先生曾相聞否、餘亦在不知、想容三兩天即到、程曰、路菜等物、因時

下大熱、不能久用、但往長崎有月餘程、未知沿路地方、可以增添否、或帶錢現買如何、請教主裁商酌、路菜等物、往長崎沿路地方、即護送員吏帶錢現買、不勞高念、其隨帶器用等物、有缺少則可資給也、程曰、器用等件無缺、可以不必求給矣、一盞二包、一醬油二桶、一味贈一桶、一糟瓜四塊、一油一桶、以上祈明日賜下、

開船時路菜 一小魚乾三百斤、一茄子二千隻、一冬瓜二百個、一醃蘿蔔五十斤、高曰、連日甚費各位先生清心、今日稍為事畢、謝謝、山等維靜江戶府公命到日、即可開船矣、同月初五日、朝旨不准唐船貨物發賣江戶府、即移送長崎、於是知尹親自往船寮視唐人、仍命開船之期、示諭曰、爾等唐商前奉訴呈、請欲紉裝貨物、帶往江戶府發賣、業經轉啓、但因長崎之外、無有來販商船、於是不准他港發賣、再裝貨物往長崎、既申報其鎮府、另給口糧、差員吏轉送長崎、今親自來船查檢收回、天幸好風、宜卜明日為開船之期、

高程董同共下船、立三板上、二揖而坐、讀過示諭、程即執筆書對曰、屢蒙恩德、感激實深、今承諭往長崎、發賣貨物、俱已領悉、感德不淺、但山等此番苦情、難以盡訴、惟懇御公念、山等狼狽不堪之苦情、轉致長崎鎮臺、格外施恩、更感洪恩於不既矣、再示唐人曰、爾等船主兼通船之人、自去歲洋中遇風飄至八丈島、以至收港、備經危險、其際艱難辛苦、諒為可憐也、獨喜各人幸無疾病、回棹長崎、亦更差人護送矣、念爾等今日喜豫、足慰往日憂患也、明早揚帆、順風相送、即為千里之阻、再會無期、思念至此、則悲喜交集、回唐之日、幸報平安、一接華牘、以擬面觀、聊慰永懷、

高程董捧讀一過、起坐一揖拜送、一青魚伍百條、以上收明為感、高程曰、山等在八丈島、所食米數并菜蔬魚鹽柴等、暨勞村百姓、寔為於心不安、今具呈開單、求賜米以酬其勞、代乞轉啓御公、轉奏江戶府為感、山等去冬在洋、遭遇風難之際、號天不應、隨風飄流、幸叨福庇、飄至八丈島、不料本船無津可繫、被風擊碎、無船可渡、甚於傷弓之鳥、有翅難飛、荷蒙御公發船救濟、

實出再造之德、感激之心、筆難盡謝、茲復蒙恩慰、使山等感激之心、依左右寤寐難忘也、但恨關山遠隔、拜謁無期、今當遠離、不勝嚮感之至、謹此辭謝、高曰、山等所用米糧船隻、費用不知許多、何以償還多少、山寔不知幸先生愛下、祈為示知教我是禱、承問、米糧船隻費用、是自有司存焉、亦寔不知敢、乞恕罪、高再問、費用結算曰、一各件米糧船隻所該之價、候御代官到江戶府、付書與勘定府、結算一書付長崎奉行府乎、一御代官結算、付書與長崎乎、一長崎奉行府、自為主意結算乎、

乞先生指示、各件示問官有其人、余不與知也、性拙于經濟、而不諳官府故事、承問而不能報聞、慚愧之至、竊謂長崎鎮臺奉政府指意、以商酌也、如其結算、不知如何處置矣、巡海錄、寶曆四年、伊豆國附八丈島、南京人七十一人漂着仕、右南京人荷物、八丈島より同國下田へ御廻、是より長崎へ被遣候に付、右南京唐物改として、與力二人、同心組頭一人、目付役一人、封印役一人、平同

心五人、下田へ被遣候、右御用相勤候者へ、宿代銀雜用金御扶持方分銀一倍被下置候、浦賀同心由緒書、天明二壬寅年七月、伊豆國新島島役人書上、一山本平八郎様御支配之節、八丈島へ南京船漂着之荷物、并南京人豆州下田迄爲積出、當島長三郎船、太左衛門船、藤左衛門船、權左衛門船四艘、寶曆四年戊四月、積出御用被爲仰付、同五月八日より追追島出帆、八丈島より唐船荷物、并南京人五六人宛乘、豆州下田へ同六月七日迄に追々着船、御雇御用相勤申候、七島巡見志、旅衣阿津免章、寶曆四年七月初日、平八郎下田に參着、按するに、平八は六月朔日にして、前册にあり、こは荷浦賀役人在會、荷物改めの月日と混淆せしなるべし、浦賀役人在會、荷物等相改め、大船二艘に積移さしめらる、萬一何國の海上にて、風難可有之も難計よしにて、兼て御奉行所より可令救護旨、浦觸有之、最八丈島迎船、并下田よりの船賃、其外船中糧米諸品共に、一切公儀より被下置、同六日下田出船、海上無難にて、八月十七日夕、長崎湊に着船す、唐人は即刻館内に令安住、積荷物商賣相達させ、諸定式出銀は被差免、銅は與湊格にて多分に被相渡、總人數七十一人内二

十七人、當八月出帆の船々に便乞せ、三十人同十二月出帆の船に便乞、翌年亥正月十日、十四人沖繫の船に便乞、各糧米を與へられ、不殘歸唐仰付らる、その節論文一通相渡さる、按するに、論文いよ所見なし、○長崎志、

通航一覽卷之二百三十一終

通航一覽卷之二百三十一

唐國江蘇省蘇州府部二十八

○漂着

安永九庚子年四月晦日、安房國千倉浦に朝夷部に屬す、唐船漂ひ來りて救を乞ふ、よて村民等風波を侵してこれを憐救し、五月三日にいたりて漂民全く上陸せしめ、近郷示談の上、これを假小屋に移し、糧米等を與へて警護す、その始末連々に注進に及ふ、

安永九庚子年四月晦日、大岡兵庫頭領分房州朝夷郡千倉と申所は、南京船漂着候に付書付、本船無舵無蓬、難走進港求貴國速着小船捧進救命、幸勿再遲、感恩不淺、南京船主沈敬瞻

上 具呈南京船主沈敬瞻爲祈轉啓救命事切、本船現在日本港照、前往長崎辨銅子、上年十一月十一日在唐山、乍浦出口放洋、行至廿二日、不料中途遇颶共舵去蓬、飄宿大洋一百五十餘日、船中所帶水米食物俱已用盡無存、併索路楨棋招日久風雨不能駕驛、性命危急、幾至難保、今頼天地神力庇覆、飄至貴

國、但未識是何地面、幸垂憐、難商久宿海洋、兼之乏食、苦楚異常、務懇速發小船六七十艘、牽入貴治港内、人命得生、則感恩無既矣、南京船主沈敬瞻 印

右之書は、沖合漂流罷在、松魚釣船を招、陸地へ送り候よし、一陸より五七里沖之間漂流罷在候故、何れの浦にても可致様無之、房州千倉と申所、汀より二十町計沖へ船繫、別書は船掛りより送る文體に相聞、及挨拶候よし、

本船被風遇難、飄在貴國、現在波大椀地不好、即速稟明王上、即差小船五六十艘并通事一員、來至大船、捧引難船進港、幸勿再遲、通船七十八人性命、干累非輕、速來救命爲感、南京船主沈敬瞻

右者千倉に乘込候節、陸へ送り候書翰寫之由、本船遇難、飄流至此、不知貴處何地名、山中可有王家頭目唐通事、即速來船、聞我知道、此山是前是後、港在何方、長崎在何方、向路多少里、南京蘇州府 船主沈敬瞻

右者千倉にて認差越候、

元須

右船之名にて可有御座と奉存候、ともの方に有之、
とも皆唐草唐子の模様有之由、柳煙雜記、
安永九年四月廿九日、大岡兵庫頭領分房州安房郡、
七十八人乗組唐船、難風にて漂着、稻垣藤左衛門御
代官所、津田日向守知行所、其外近郷數千人出立引
揚之由、其節出立ものへ遣候文左之通り、
本船無舵無蓬、難駛進港、求貴國速差小船捧進港
内救命、否則有風飄出、通船七十八人、惟命難保、現
在柴米缺乏、速即救命、則感不淺矣、

南京船主 沈 敬 瞻

舵舟之具也、蓬霞之具也、港行舟之道、我乃大唐人、
前往長崎辨銅、于乾隆四十四年十一月十一日、在唐
開駕、被風飄、宿海洋一百六十餘日、于四十五年四
月卅日到貴所、又遇大風、于五月二日打破千倉浦
下、

南京船主沈敬瞻 財副顧寧遠

右船より上り候て認之、續談海、
安永九年五月、難商筆談、

安永九年四月晦日、安房國朝夷郡朝夷村の南京船
漂着の事、同所町家より江戸町家へ知らせ來る、其
狀に曰、

此度房州ちくら浦と申所、是は東の荒海に御座候、
南京船かじ折、先月晦日の夜着仕候、人數七十八人
と申事に候、私共村より二里半計、私も見物に參申
候、珍敷大船にて候、長二十間餘、横十間計と相見
え候、は先の方に日の丸なり船に書て御座候、帆柱
赤かねにて巻、は先に礎柱とて、吹なかしに似せて
あり、階子にて上り下り仕候、其櫓皆朱なり、金物
にて奇麗なる事ともなり、唐人あたまけしぼうず
にて、おみ頭巾を着し、朝鮮人などは相違にて、髷
もなし、日本人に少も相違無之候、口口仕候、積物
は砂糖類澤山に御座候様に申候、代物は一切あけ
不申、所之役人なんざ致し候事に候、何角江戸御役
人御出之上、如何様にも相濟可申様奉存候、取込早
早、以上、

五月十三日

猶々、毎日近國より見物夥敷事に候、唐人とも皆
せんたくなど致し、着物干かへし致物有、田ばこ

本船乃唐船、同日本通商已久、所在難船多相救、現
在船身打破、各貨物俱被水浸透、遲則貨物無用、兼
之七十八人衣物箱籠多未起上、現在各人寒冷至甚、
倘則生病、有死無活、

又

大頭目潤恩、必今日起上、感恩不淺、否則今日先將
衣物箱籠起上、餘再候王令、

沈 敬 瞻

又

本船被難貴國、現在打破、各貨入水、如等王法來、各
貨物俱已壞去、今先求大頭目沙吟、付著小船數十
艘、務要今日起清、現在今日風息浪靜、倘則有風不
能起上、現被難三日、各樣貨物衣箱等入水、遲則毫
無商程、速予著小船取上、

沈敬瞻 游房筆談
附錄補遺

安永九年五月五日、大岡兵庫頭より注進、
去月晦日、領分安房國朝夷郡南朝夷村平館村忽戸
村遙之沖、不見馴大船、當朔日凡二十町程沖へ懸り、
同二日南風強、兵庫頭領分へ漂着、南京之商船にて
去年十一月出帆之由、船長三四十間、人數七十八
人、船主陳敬瞻、柳營年
表誌錄、

も日本に相違無之、乍然國のもの入迷惑仕候、
南京野沈敬瞻七十八人乗、尤四月晦日漂着、漁師
二十三人船へ乗上引取申候、右之趣遠使申進候、
按するに、此書帆柱を礎柱、櫓草を田ばこ、南京の云々
を南京野と書せしは、野人の書なるによりてなり、

右領主大岡兵庫頭よりの達には、五月二日、朝夷郡
南朝夷村平館村忽戸村柴邊へ、南京船漂着、人數乘
組七十六人有之候由、五月五日達公聽之後、御吟味
之上、無故障に付、船之破損補理出來之上、長崎へ
送り遣給ふと聞えぬ、くわしくは重て可記、
安永九年四月、房州朝夷郡千倉浦の南京船漂着に
付、村々にて取計之儀、村役共答候趣、左之通、

一安永九年四月廿九日晝時頃、千倉浦より沖の方
に相當、唐船體之船見受候間驚入、早速近村々寄合
見届候處、折節所にていなさと申丑寅風強、殊之外
波立候故、耽とは難見極候得とも、無相違候に付、
段々様子見届候内、次第に陸へ船寄來候に付、段々
見届候處、最初は暫平磯沖に相懸候得共、旋と唱木
にて造立候碇に候間難留哉、次第に陸へ近寄候、乍
然日本船と違ひ、唐船之事故、萬一如何様之工も可
有之哉に疑心仕、獵船等差出見届候事も難致、無據

暫見合居候内、次第に風強相成申候、
一同日夜に入候處、風替り辰巳風に相成申候て、大
風高波にて、平磯村沖之方陸より凡一里程相隔、唐
船寄來申候、

一五月朔日、村々評議之上、唐船漂着之趣、御支配
江戸御役所、并地頭所浦賀表へも注進申遣候内、追
追獵船之者共之内にて風聞有之候者、最初沖之方
へ獵事に出候處、唐船より書物竿之先に付差出候
間、無據受取來候得とも、村役人へ其趣申遣候は、
事六ヶ敷様に相心得、答めを受候ては如何に付、差
控居候よし申之候間、早速船手之者とも相糺候處
無相違、唐人共より出し候眞之物按ずるに、此筆談
前に見えたり、差
出候に付、見届候得共、漢文之儀に付急難相分、近
所之寺院へ爲見候處、南京之商船長崎へ入津可致
處、去亥十一月十一日南京出帆、同廿二日大風に
逢、楫帆を失ひ、夫より段々沖中に致漂流候處、糧
米も國元出帆之砌、漸三月之用意ならては無之候
間、不殘給限り、殊に船中水絶候て、殊之外及難儀
候處、當廿八日當所之山を見付候得とも、楫帆も無
之候に付、不任心風に隨ひ此處迄漸流寄候間、何卒

相助り度旨認候間、漸長崎入津之商唐船に無相違
段致承知候間、翌二日組合共一ヶ村申合、白米取集
都合十俵其外薪野菜杯取集、船へ差遣候積にて、獵
船積乗せ差遣候處、二俵は唐船へ取入候得とも、
次第風烈敷、中々唐船近所へ寄候儀難叶、無據船差
戻申候、

一二日晝時頃より寅丑風に相成、次第に大風雨高
波にて、海上殊之外荒れ強御座候所、八ツ時頃に相
成、千倉浦方へ乗込候様子に付、陸之方へは岩根も
多有之片濱之荒磯故、無難陸揚難計故、何卒最初之
通平磯沖に差置度候へとも、其儀者難叶、段々風は
相増致方無之、徒に見物仕罷在候處、次第に船を
寄、同日七ツ半時頃、千倉浦より半道程之沖之方に
相當、川戸山と唱候大岩海中に有之大岩へ唐船乗
上げ候に付、既に此所にて船を屈返し候様子に見
請、種々評議も致候へとも、別段取計方も無之、誠
に無詮方差控居候、然る處船中には唐人とも覺悟
相極め候事と相見申候、一統白き裝束いたし、驅
樓へ昇り白き幡を八本程相立、鉦太鼓を打、高聲に
叫ひ候間、陸之方にて、最早段々夜には相懸り、

唐人とも、別て心細く可有之に付、陸之方にては
力を添へ遣候は、可宜哉に存知、近所寺院より鉦
を取寄打ならし、其上所々にて響を夥敷焚、獵船よ
り松明を取集燈候間、船中之様子も委敷見え透申
候、乍然始終無難に陸上げ之儀無覺束、節角最初よ
り村々にて晝夜之無差引、大風雨も不厭世話仕候
ても、萬一唐人の内怪我等有之候ては、骨折候説も
無之、御上へ對し候ても、取計不行届様に相當、申
譯も無之、其上大勢之唐人とも、是迄於沖中に千辛
萬苦いたし、漸當國迄漂着致候事痛敷候故、何卒無
難に陸上をいたし相助遣度、何れも身命を投打世
話仕、猶又近邊之寺院へ申遣、南京人無難に陸揚之
ためごまを修し、種々祈念仕候得者、加護にも候
哉、川戸山を波に被相越、磯之方へ段々船吹寄候に
付、すこしは何れも安堵仕候、右川戸山を越候節、
唐船之敷破損致し候哉にて、船中悉沙入相成申候、
一右川戸山を乗越、陸之方へ向海へ飛入候に付、陸
にても大きに騒動致候所に、折節少は波も靜に相
成候間、船手之者一人早速海中へ飛入、漸引揚候
處、正氣を取失ひ候間、氣付杯相用、火に當杯いた

し候内、漸人氣付申候、然る處段々陸之方へ船乗寄
せ、大岡兵庫頭様御領分南朝夷村濱千倉浦へ船乗
込申候、陸よりは漸五六十間程ならては無之候へ
とも、片濱之荒磯故、悉足場あしき場所には候得
共、右場所左右四五十間内は、近所の磯よりはすこ
し波も靜成所にて、陸之働方も少々便有之間、全唐
人とも無難に助候へ共、もし左右寄三十間程も
脇に候は、如何様に働候ても、中々相助け候儀者
決て相成間敷、右濱近邊三四里四方之濱方は、何も
同様之難場に候所、寔に運強右場所へ乗懸候、然る
處陸より小船數多差出し、舳下乗候積に候處、又々
大風雨に相成、唐船近所へ小船差寄せ候儀難相成
候故、陸にて仕方にて救へ、板子を綱へ付海へ入候
體爲見候處に、唐人とも早速合點いたし、無程敷へ
候通板子一枚放、綱先を船之大棍に結付、板子を投
候處、無程波に被打揚、此方へ相届候間、右綱を陸
へも繋ぎ置、綱を便に手繰に小船を唐船に差寄せ、
先唐人とも小船に移し乗せ、陸へ上げ候處、唐人共
正氣を失ひ申に付、追々氣附杯用ひさせ置、最初之
通り綱を便に參、船にて七八人程宛陸揚いたし、都

合廿三人迄陸へ上候處、如何致候哉、最前船より差出繫留候綱もみ切候間、最早船差置候手段も無之、船中に綱も無之、致方無御座候に付、揚候唐人共之介抱而已致居候、乍然船主財副其外にも重立候もの共は、未一人も上り不申候間、唐人ども是のみ氣遣候哉、船の方へ向泣かなしみ候體、中々言語難演事に候、

一無程夜明に相成候處、彌風波強、海上恐敷體に御座候間、陸揚之手段も無是、打寄評議而已致居候内、瀬戸村にて源之丞と申船手稼候もの一人、名主宇右衛門へ申達候は、私一人命を捨一働致候は、縦令過有之候迎も、唐人は五十五人、此方は一人之事故、首尾能唐船へさへおよき付候得者、大勢之唐人一同相助候儀故、是非海中へ飛入、如前同船へ綱を附度旨申之に付、任其意候處、綱を腰に挟み、海へ飛入候所、續々船方稼候與助、作兵衛、武助、玄之丞と申者追々飛入候處、無程無難に唐船におよき附綱を付候間、依之多少便を得、始て活候心持仕、又候如前小船も手繰に差寄、追々陸揚仕候内、解下一艘の唐人十六人乗候處、波は靜下候小船之上を相

越候間、唐人之内三人波に被取、船を離沖へ流出候故、陸より早速見付、尙又追々事馴候者ども、腰へ小繩を挟み、海へ飛入追掛け、沖にて追付、流出ものどもに綱を付、陸へ差遣し、其身は銘々唐人に引添、時々かつき揚杯仕、靜に陸の方へおよき寄せ、陸にても右綱を靜に引候て、漸三人とも引上候處、いづれも氣絶致候間、氣付杯用ひ、暫之内正氣付申候、所之ものどもは不及申、二三里四方之村々之老少男女之無差別、磯際へ罷出世話仕、食事杯與へ種種介抱致遣候、前條之通船手之者共身命をも不惜、海へ飛入、十死一生之働仕候間、七十八人之唐人ども、一人も無恙無難に陸上仕候、始に上り候唐人之内媽祖之神を守護致陸へ上げ候處、右神體を舟に殘候唐人へ見え候様差上げ、頻に祈念仕、船にても拜し候體相見え、痛敷事共候、媽祖と申候は、舟中守護之神之由、一名天妃嬢に又天后聖母とも申、左右の脇立は千里眼、順風耳之よし候、於場所媽祖之本體はいづれの神と相尋候處、沈敬瞻矢立、を以認め差出候に付、其儘にて張置候事、

天后聖母、兩傍歷者、一尊千里眼、一尊順風耳、

姓林、女身、十三歳陸天、在唐山興化縣住、救封天妃娘娘、加封天后聖母、執掌天下海洋事務、

一唐人ども最初認差出候南京唐山出帆之節、漸三月之糧米用意致候間、海中にて漂流之内、二月頃より食事を控、一日に糧一ツ二ツ位ならては食し不申、其上渴水之儀故、千辛萬苦いたし、右場所へ漂着致し、陸へ上り候ても、いづれも足も立兼、殊に衣服は不殘潮腐に相成候間、其儘に難差置、急に村々より着替之布子杯取集爲着候、

本船失楫不自在、故見請使小艇助捧入港、然官廳有制、不得私諾之速、已告官不日命下、當如所請姑忍之、且圖糧食空匱、餽精米十俵、幸勿却之、蒙賜來米十俵已領、感恩不淺、來諭一切已悉知、但旋地不好、更兼無逢無舵、懇祈速救入港、則感無既時、此奉覆、

南京船主沈敬瞻

唐人七十九人之内一人者、當子四月上旬、船中にて病死仕候よし、唐人共申聞候者、何卒土中へ葬度、桶に入目張致し、日數五日船中差置き見合候得共、山をも地をも一向見付不申候間、國例には無之事

に候得とも、無據水に移入候旨申之、唐人どもより眞之物差出候、但し此ヶ條唐人共此方より相尋候所、右之趣認め出し候、

南京船主沈敬瞻

- 通船人計開 船主沈敬瞻 四十二 蘇州祀媽祖
- 財副顧寧遠 同二十九 上海同 副船主方西國 同四十五
- 新安同 夥長蘇孟堪 同四十四 廈門同 總官林天從 同二十九 福州同 船工簡得意 同四十三 廈門同 同元
- 廷玉 同四十四 浙江同 目侶李達使 同三十八 福州同
- 王廷顯 同四十四 同 林德海 同四十三 同 王太山
- 同三十九 同 陳丕光 同四十三 同 周榮便 同三十七 同
- 七 同 陳伯俊 同二十八 同 陳友富 同三十七 同
- 鄭朝與 同四十五 同 周文使 同二十八 同 林諒
- 使 同四十四 同 李同寶 同四十 同 張以修 同三十八
- 同祀關帝 劉則師 同四十 同 朱守瀆 同三十八 同
- 同 林得星 同三十 同 陳相習 同三十三 同 陳
- 尙丹 同三十一 同 陳來福 同二十三 同 姜得傳 同
- 三十八 同 張清弟 同三十三 同 劉蘭茅 同三十八
- 同 劉淑遠 同三十四 同 姜來遠 同三十 同
- 王振元 同二十八 同 林全順 同三十 同 鄭久使 同

三十八同 黃魏使同三十七同 黃希使同二十六同
 同 高枋使同二十八同 劉良使同二十八同 錢
 安慶同二十八同 陳邀使同三十二 厦門祀三官 林
 天伸同三十二同 林得與同二十四同 陳朝華同
 三十四同 林得祖同二十八同 高潤弟同三十二
 同 陳孝立同四十四同 蔡元魁同二十八同
 林共棟同三十同 劉良與同二十九同 林良光同
 三十三同 魏惠侯同三十八同 張謨弟同二十八
 同 李禮弟同三十同 劉益弟同三十同 陳
 孝國同三十六同 紹河松同三十四同 周夫明同
 三十八同 尤德通同四十四同 劉敦祈同三十一同
 同 陳雲卿同四十同 馮賢用同四十二同 吳
 象使同三十七同 童南使同三十九同 陳友和同
 三十二同 高尊光同三十二同 劉示嵩同四十四同
 同 楊立侯同四十一同 郭送弟同二十三同 鄭
 鳳弟同二十八同 高龍文庚子歲四月初三日在船病歿 鄭子位歲四
 十 厦門祀三官 朱豐同三十同 隨斯曹永安同四
 十 湖州同 陳榮同三十 蘇州同 姚才同三十五同
 紀高同四十同 王三隆同二十八同 李永興同二
 十二同 王進財同二十六 上海祀媽祖 通船共計

七十九人、内一人病死、實七十八人、
 五月四日

一陸上げ仕候唐人七十八人、早速可差置場所無之
 間、南朝夷村之内明納屋を三軒取片付、五月四日迄
 差置、廿一ヶ村相談之上、同所海手之方殘置長六十
 間餘横五十間餘、三方竹矢來仕、右之内に新規長十
 間横二間假小屋三ヶ所相仕立、七十八人之内別て
 重立候もの一ヶ所に差置、殘二ヶ所へは一ヶ所三
 十二人宛差置申候、尤飯米野菜等之儀、是又二十一
 村申合、右村々總高八千石餘、高百石に付白米五升
 宛取集め、五月六日米四石八升唐人ともへ相渡、其
 後又々取集め相渡、兩度に白米八石一斗六升相渡
 申候、乍然焚出し等之儀は、南朝夷北朝夷二ヶ村に
 て引受取計ひ、唐船并小屋番人足者、地元南朝夷村
 にて重に差出し、其餘者組合之内にても、浦付白子、
 瀬戸、平館、忽戸、川口、平磯、千田都合七ヶ村にて夜
 番兩人宛差出し、其外人足者二十一ヶ村申合、平均
 に相勤め、竹木繩俵總て入用之儀、廿一ヶ村高割に
 て差出し、所々物置小屋焚出し場等相仕立申候、
 一唐人七十八人之内十人程は、人柄も格別宜相見

え申候、公邊向は船主沈敬瞻、財副顧寧遠兩人にて
 取計、其餘之唐人は相構不申、水主取計方は總官林
 天從差配いたし、副船主方西國は名通之由、外六十
 四人之水主等は、日本にて引當候へは、馬方船頭杯
 之輕き身分にて、南京出帆之節、何れも雇入候者ご
 も之由、依是陸上げ致候節は、頭を地に付歎合候へ
 ども、翌日より最早救命之恩をも打忘れ、所々に
 徘徊いたし候間、村役人差留候へども不相用、二三
 人宛百姓家へ踏込、土足之儘にて座敷杯へ込入、或
 は臺所へ押入食櫃杯取出し、無斷抓喰杯いたし、又
 は百姓之妻女を捕へ、帶を解き押すくめ、狼藉不法
 を致懸け、又は乳を吸、其外言語道斷之振舞、悉持
 あぐみ候間、其趣船主沈敬瞻へ申聞候處甚恐入、此
 科萬死に相當申譯無之候へども、畢竟右之ものと
 もは恥をも理合も不辨不法之ものもにて、船主
 總官等何程申付ても不相用、救命之大恩を忘れ、本
 邦之恥をも不顧、不届至極候へども、何分所犯之科
 御免被下度旨、眞之物差出誤入候、萬事に付船主一
 人之心遣に相見え、此儀も甚氣之毒に存候程之事
 どもに候、右之通水主人等心之儘徘徊いたし、萬一

唐物之品物易等にて仕候ては、後日申譯難相立
 候間、村々申合、唐人一人罷出候へは、百姓ごも三
 人宛付置、其外は召仕之男共付遣候て、跡にて考候
 へは、召仕候者は輕き身分之者共、何程申付候ても
 欲に迷ひ、代物替等にて致間敷候間、召仕候もの
 迄心遣仕候、然る處追々御領主役人中被相越、取締
 方被申付候間、靜謐に相成申候、

組合二十一ヶ村 大久保仁三郎知行所白濱
 村、白間津村、大河村、大貫村 大久保榮之助
 知行所乙濱村、川戸村 津田日向守知行所千
 田村、川口村 大岡兵庫頭領分忽戸村、平館
 村、南朝夷村 水野壹岐守領分北朝夷村
 松平左金吾知行所下瀬戸村 大久保新之丞知
 行所上瀬戸村、白子村、安馬谷村 前田安房守
 知行所牧田村、久保村、川井村 本多彌八郎知
 行所峯村 松平孫左衛門知行所宇田村 稻
 垣藤左衛門御代官所平磯村、瀬戸村、廿三ヶ村
 有之候へども、上中瀬戸村三ヶ村にて一ヶ村に
 相立、實は廿一ヶ村なり、
 一最初唐船千倉浦漂着之節、村々取計方之儀、其外

村役人ども心遣等致候儀、難盡筆紙程之事に御座候、混雜之内、近村々より見物人多候故、萬一荷物之内、猥之儀も可有哉と、晝夜心をいため、何れも陸揚五六日之内、夜分も一向眠り不申、食事杯も塲所にて立なからした、め候程之事に候、

一組合之内牧田村戸右衛門儀は、身元も宜もの故、召仕之男女も多候間、一同召仕之男女を集め、唐物之内、萬一如何様之輕き品にても賣買致候歟、又は品物替等致、後日露顯候へは、重き御科被仰付趣精精申聞せ、男女ども一同爲致神文、其上萬一唐人居候塲所近寄候儀見付候得者、急度答申付候旨法度書認、三四日に一度宛、右法度書并神文罪文を爲請聞、村内小前百姓共へも同様いたし、其上夜分召仕之男女之他出を差留め、難叶用事有之節は、平生氣質を能存知、慥成ものを目付に差添候て遣杯いたし、種々心遣ひ致、其身は外村役人一同塲所詰居候事故、村内并宿元之取締第一に申付候旨申て、組合村之内は一同右之通いたし候間、塲所へ罷出働候人足之ものも、村役人ども申付方嚴重に付、聊以心ゆるみ無之、唐物之内聊猥々間敷儀無之内、無

難相片付、長崎へ出帆致し候、船主沈敬瞻者不及申、其外重立候唐人ども、いつれも陸上げ之節より取締方之儀感心いたし、村役人共を致尊敬候事に候、
梁園漫抄

安永九年四月

一房州朝夷郡南朝夷村平館村忽戸村之沖へ、見馴不申候大船、四月晦日には三里程沖に漂相見え申候處、南風強、當朔日晝九時頃、二十町程沖立田と申所迄吹寄候處、同日夕七時頃より風雨強、碇もたわひなく流寄候處、波甚強碇綱大方切れ、漸一本に相成候、右之綱も切候上、波にて船中へ水打入、到てあやうく相見申候、船中にてはごらにゆう鉢をならし、聲を上さけび候故、濱岸にても最早破船と見請、村々集り、海際にてそうはん杯たゝき、念佛或は題目高聲に唱、ごもく添念佛致、其外海上をだやかに成候様にて、村々鎮守にて祈禱致、すてに破船と相見申候、同二日朝風も少々和らぎ候處、岸より竹に綱を付海へなけ入、綱をゆるめ見せ候事三度に及候へは、船中にて心付候哉、板に綱を結び、海へ投入候へは、南風にて岸へ吹寄、岸迄付申

候、岸よりも大き成綱を結付、船中へ引候様にとしかたをいたし見せ候へは、早速船中へ引付候間、大勢にて右之綱を引候處、六七十間程岸へ引寄、夫より村々より米十俵程送り遣候處、甚悦候様子にて書を差出候、其後てんま舟を出し、七十八人を目出度と申候、右之言語は相分申候、右七十八人之内、随分丈夫成もの有之候へとも、殊之外つかれ候様子にて、白あわ杯吹申候故、介抱致遣候へは、何れも丈夫に相成候、夫より納屋へ入置候處、汐にて衣類ぬれ候故、村々より男女之衣類取交着替させ候、中には振袖杯も有之、唐人甚困り候様子に相見申候、

五月四日

一漸波も靜候故、着替等てんまにて上げ申候、其外竹にて組見事成御膳籠體之ものも上げ申候、其内より鍋たらい桶やうのもの出し申候、右籠之内を皮にて張、錠前等有之、一人前に二つ、も持居候様子に御座候、此節生たるぶたを一疋あげ申候、捨置候へはあらし候故、村役人申合、てんまにのせ取仕廻、唐船之廻りへ矢來を結、村々より堅勤番仕候、

唐人も日本珍敷候哉、五六町程外へ出歩行、濱にて女杯を見候へは、側へ寄りやらしき體にて有之、友達と何か嗺指差杯致候間、渡世のさまたげにも相成候故、納屋之廻りへ矢來を結、一向外へ出し不申候、書面にて相尋候處、あの方よりも書面にて南京商人船之由、去年霜月彼地を出船致候由、彼國之年號は乾隆四十四年に相成と申聞候、

一人相合能、日本人之者之芥子坊主に剃、髮之長さ二尺五六寸も有之、髮を八つ打にいたし、先の方をしんちう玉にて結留、月代は久々剃不申候哉、目上迄下り居申候、其内一人剃候もの相見、右人數之内髭など二三寸も延候も有之、何も五十歳位より以下にて御座候、内兩人十四五歳成至て美敷少人も有之候、船頭三十五六歳に相見申候、唐人共右船頭に差圖を請候様子、
一衣類、木綿つ、ぼう袖、右何れもぼたん懸、脚半ひざの所、びろうと其外いろくの切にて見事にかゝり有之、衣類木綿着し、色は淺黄鼠色多く、もふるの類着候者も相見候、かむり物は唐人笠の様成頭巾を着、沓かさ杯は日本に替り候事無之、

一夜具、淺黄木綿にて、ふとんは四ツ敷、内の方へ敷綿を毛せんのごとく拵、白き木綿糸にてかがり敷、其上へ寐申候、夜着もふとん同様なり、枕黒縹子く、り長枕一ツ、網代枕一ツ、何も形日本之通、一喰物、此方にては飯味噌汁、魚類折々爲給申候、唐人多給候ものは赤米之干飯、何か黒き切身の干たるものを取出し、彼鍋にて自身焚喰申候、鰯鯉など好にて、此二品言語は少相分申候、ひたひに指を角のごとく當て、手を重ねて何か貫度此形致候、是は牛にても喰度哉と奉存候、食し方日本之通、此方之格にて喰申候、一人前二合位の積りにて、一日に米七斗程宛喰申候、

一たばこ之事をゑんと申、させるの事をどうと申、たばこ入をゑん箱と申候、させる長さ三尺位、上下しんちうらうから竹、火皿中程に有之、或は尺八の様成ふしの込たる竹のさせるも有之、紙杯と申事も相分申候、あの方の紙は、淺草紙のごとく相見申候、

一彼國に妻子有之哉、守袋戒名證之もの懐中いたし居申候、何と珍敷切にて、長さ三寸位之袋に御座

候、
一あの方の桶は朝顔形り、めうはちの大きさ、手たらいなど、其外船中には種々可有之候へども、船中之様子は如何、一向見候者無之候、南京船漂着記

通航一覽卷之二百三十二終

通航一覽卷之二百三十三

唐國江蘇省蘇州府部二十九

○漂着

安永九庚子年五月十八日、御代官稻垣藤左衛門安房國千倉に至りて、漂民の事を沙汰し、同廿九日船主等をその役所に招きて國禁を示し、頓て長崎に護送あるべき旨を諭す、また浦賀の役人等相會し、彼荷物を點檢す、時に潮腐の藥種は揚るに及はず、解船の諸財は燒捨の事を船主より願へども、船木は官財にて送らせらるゝ旨を命す、六月十九日、護送の船中火戒の事を船主に達し、同卅日千倉より解にて同國館山浦に送り、こゝにて護送の本船に移し、七月二日出帆す、船木は同七日別船にて積み送る、尋て藤左衛門歸府し、同廿八日拜謁、後に賜物あり、護送船は八月十二日長崎に着し、其後歸唐せしめらる、

安永九庚子年五月十八日

一御代官稻垣藤左衛門場所着、牧田村へ旅宿申付、通掛唐人小屋へ被相越、取締方一と通被致見分、大

岡兵庫頭家來物頭郡奉行兼帶兒玉宗吾、目付役安藤重兵衛兩人罷出、是さて取計方逸々申演、

一唐人共大勢之儀、其上水主人等悉く不法狼藉も
の故、申付をも不愼、垣を乗越、外へ出なご致し、不法に付、船主人に申渡候所甚恐入、一言も可申上様無之、歸國之上右之趣官へ達し、逸々其罪相糺可申候へ共、何分當御國に居候内は、罪之糺方も無御座候間、御免被成下候様申て、重て誤入候旨眞の物差出し、不依何事船主一人甚心遣致し候體相見え、都て諸人足之費、諸役人之辛勞までを殊之外相考、種々心遣等致候、人足なご氣絶致候を承候へは、裝束をも不付走出、仕形を以種々騒き候へども、言誠通し不申、一人にて氣をもみ候儀痛敷程に候、乍然是まで數度長崎へ來候間、和語をも能覺え、靜に申談候儀は、推量にも相知れ、其外一と通之儀は、随分委く相分候事に候、乍去少も入組候事は、何も筆談に不致候得は相分不申候、

王使下到、有王命、深愍念諸客困苦、其命惻惻、非書不可以盡、且水手人等不法、漫出于牆外、爾來嚴禁止之、前日已告、似不可必更言者、然爲有王使命、故

此告、使總官再曉諭可也、

接諭已悉、頂印將尊命通知總官、曉示衆人矣、
此覆、

五月十八日

難商沈敬瞻具

同月十九日

一船主財副場所役所へ呼出し、取締方之儀眞之物を以申渡、早速右受書眞之物差出し、直に寫置、勿論其節信牌本紙差出させ、御代官直に被見届、尙又直に唐人ともへ相返す、

王使下到、特奉王命、撫循爾等、唐商謹守國禁、勿敢致不法、蒙王命撫循、有費台神難商、感恩無既、謹遵國法惟命是從、

特奉王命告爾等、敬瞻以下、去歲十一月、船發南京、遇海颶漂宿殆半歲、幸到本邦地界、嚮到長崎夥計船、未聞爾等消息、中心是悼、爾等亦宜以無恙欲告知彼、官既命有司、因便處置、且告速送致崎陽、爾等七十八人、悉知國家恤窮之意乃安焉、敬等特蒙王命撫恤、不勝感激、難商切念開海以來、遇颶之船、故屬不少、至于宿洋半載、累遇颶風、不測之期難、述此亦罕見之事、皆因命拜時、幸所至

幸邀王眷、得至貴邦、始蒙救命、既蒙給食種々隆情、非紙筆不能盡述、此思此德、再世不忘、今亦悉既命有司、使達崎音、感謝之至、但商等久客他鄉、兼之人衆難流、仰懇速賜歸途、則感戴不止一人也、此覆、

安永九年五月

難商沈敬瞻具

一唐船之内悉く潮入相成候事故、荷物其儘差置候ては、潮腐に相成難用立趣を以、陸上商之儀船主相願ひ、其上信牌をも見届候事故、江戸表へ申遣候上、陸揚取掛候ては、日數相立腐損候間、無據取計、御代官按するに、船垣、着四五日以前より、按するに、御代官、陸揚取掛り、用立候品大切の品織物等は何れも早速取上候事故、差て損しも無之、山歸來甘草砂糖水砂糖は急に難取上、數日潮入候間、悉く朽腐臭氣甚強く御座候、

一唐船潮入相成、甘草山歸來砂糖腐候間臭氣強く、大勢之人夫相掛候間、取上候ても人力を費候まてにて無用の品に付、取上候儀無用之旨船主財副より眞之物差出し候、乍然唐物之儀故、其儘にも難差置、數日人足大勢差出し、陸上商致し候へとも、唐

船之儀は日本船と違ひ船底も深く、其上船中一間ほとも厚板にて仕切、其上を厚板にて蓋を致し、大釘を以打付候て、其内に藥種類籠置、如此に致候事、何れも三重程船底まで有之候間、早速一枚取放しても急之間に合兼、日數相立にしたかひ臭氣は強く、足場は不宜、人足之働も抄取兼、人足どもの内藥氣に當り氣絶致し候もの、日々五三人つ、有之、逆も不用立品に多分之力を費し候事、全く無詮儀に御座候間、御代官より其趣申立候所、取捨之積被仰出候、

謹稟者、刻下本船水手等協同、貴地民夫上船、起貨具甘草山歸來俱在水中、現在其味已出不堪收拾、同糞一樣甚臭、況色皮繩索腐爛不堪、則思起上無益、望懇大頭目大人、轉達王使、飭令不必起上、現在所撈日內收拾洗洒、速賜歸結、早送崎陽、則感不淺矣、

五月二十日

難商沈敬瞻具

同六月

一唐船解き取板子類まで不殘長崎送之積被仰出候間、其趣申渡候處、船主財副とも悉く難有旨之眞之

物差出し候上、尙又書付を以申開候は、於南京右體之船打立候儀夥數日數相掛り、大工之遣方都て一萬餘口相掛候事故、其外長崎へ來候南京商船二三艘を以、此度之本船一艘に掛合候事故、解き取候節、多分之人夫相掛り、是まで御國之大恩を蒙り候儀に付、本船其儘差置、放火致し燒捨候方至極に便利に可有之間、此趣を以王使へ相願ひ吳候様數度申立、眞之物差出候へとも、公儀より一旦被仰出、王使より申渡候事故、決て變替不相成旨申渡候へとも、唐人とも相願ひ候趣意は、第一解き取候人夫費、第二には長崎まで解き船板運送之費、此兩様は公儀より被成下候へとも、甚多分之費恐入、其上長崎着岸之後は、唐人入用にて板子類陸揚可致事に候處、右板木長崎において賣拂候ても、陸上商人夫之入用ほどには相成間敷、難船仕候程之儀に付、少之費も甚難儀之趣申立無餘儀事故、其趣を以江戸表へ被申上候處、御老中方へ御伺之上被仰出候は、長崎着岸之板木陸揚難儀に存候は、公儀御入用を以陸上可被仰付候間、船主其外とも苦勞に存間敷旨被仰出候間、王使より眞物を以申渡候處、重々

之大恩再世不忘旨眞之物差出候、但し王使とは藤左衛門を差候て唐人とも申、於長崎奉行を王使と唱へ候由に御座候、

上 具呈南京船主沈敬瞻、爲祈轉啓事切、本船所有大桅頭桅鹿耳正副二旋等物、商等檢視情形、決難起上、決不能帶往長崎、已屬無用、不必起矣、再舵梗一椀長三丈八尺、如貴地匠工有大鋸懸令挽、起鋸去兩頭、留中間二丈一段、又中線鋸開分作二片、倘口處置可同舵牙二枚帶去、餘不必、並伏祈轉致王使吩咐免議可也、此稟、

安永九年六月

船主沈敬瞻印

總官林天從印

官命爰到、爾唐商沈敬瞻等七十八人、並所起上諸貨、用國船二艘、一齊送崎矣、至于漂宿本船、損壞不堪用、別屬匠一折解把、前所申六件之物、及全船板木一同收結、以他船送去、現今船中沙水侵入、所有腐敗藥貨、令爾等監察洋中放去、官命至意、爾等切宜體審、感國恩誠其所也、

右告

上 具呈南京船主沈敬瞻、爲祈轉啓事切、本船不

料今日蒙諭、別囑船匠、折解一同收結、以他船送去、故屬恩典、但折下之料、俱是柴極無用之物、若以貴處破口日工船費送長崎、商等斷然不安、就論送到崎港登岸、夫費皆係難商應出之項、具數亦不少者、以累千重價、而買此炊飯柴薪、普天之下無此愚人、而況財東處難以割白、乞爲原諒、以愚見論之、如貴國有法不便、陳留莫妙乎、去海中爲上計、仰祈轉達王使、恩准所求則感不淺矣、

一唐船 長二十四間〇一中的間 五間二尺五寸〇一椀 堅二丈五尺橫二丈〇一同 橫際一丈五尺六寸、欄干三尺七寸〇一橫間數行側三間宛 一間六尺五寸四分〇一同中道 上段より二丈一尺六寸〇一椀穴 橫三尺二寸 堅八尺三寸〇一同際左右二段に一間宛〇一椀柄 長一丈八尺、丸目通二尺八分〇一同 長一丈八尺、丸二尺五分〇一帆柱 金輪三寸五分二十七、廻り八尺九寸〇一大椀 八丈六尺、内二丈六尺紅木といふ〇一頭椀 船先より二間前に有、帆柱長六丈八尺〇一舵牙 但椀柄之事、長一丈八尺、丸二尺八寸〇一舵樓 艦にある樓之事〇一舵挾 椀柄のしん〇一鹿耳 帆柱の左右

を押へ候道具〇一椀 木にて拵候碇の事

御勘定奉行の書上

覺

一大椀 長八丈六尺 右是は日本之帆柱之儀に御座候、金輪二十七有之、幅三寸五分、厚五分、尤末は段々細く、但八尺九寸廻りに御座候、一頭椀 長六丈八尺 右是は船先に有之候帆柱を唱申候、一舵牙 長一丈八尺 右是は椀柄之儀を唱申候、一舵挾 右是は椀柄之眞木を申候由、長さ等之儀者、海中に有之難相分候、一鹿耳 右是は大帆柱の左右を挾候木品を申候、一椀 右是は木にて拵候碇之儀に御座候、長等之儀は、海中に有之難分候、六品之儀は、長崎まで被遣被下度旨、唐人とも相願申候、其餘之分は何れも燒捨願ひ申候、栗園漫抄、

海畔風烈、諸客相俱能護其屋上、是知其謹慎、由是想之、如火戒雖不行、僕言怨暴風、所及往往有不料之失、因自炊、最宜相慎戒、萬中之一失、貨物存沒係焉、僕等罪戾與焉、是以備其不虞、非必言諸客之不戒也、此亦曲突徙薪之意、

曉諭諄諄、商俱已悉知、況蒙救之恩、刻不能忘、理應守法謹慎、緣今日本船水主冒犯乞恕、初次今已戒飭、又同總官特尊諭通告衆人矣、此覆、

蒙諭、自館山開駕至崎港、每食料等項、因唐人在貴邦舟上、不能自炊、故不告請尊處辨就、給食至于益、各人自帶、不必另具、餘無別事、此懇、

六月十九日

南京船主沈敬瞻

昨日蒙諭一切、商等均已領悉、口前撈取各貨、又承爲商修細結封、併開悉員護送、種種隆情難以筆罄也、至于猶恐水手人等在船喧嘩、接諭後、商等即傳同夥長總官、曉令衆人、況一艘有夥長官押、且貴邦如此、恩渥疊加、彼衆爲敢抗違理、今時奉覆、恭謝治恩、

六月二十日

南京船主沈敬瞻

同月晦日

一千倉浦より解下三艘を以、館山湊本船まで道法海上十二里之場所差遣し候所、折節海上風吹不宜、途中に相掛り致、翌日朔日房州平郡館山湊着、村々より引船等差出申候、唐人七十八人之内船主財副船主、其外とも一艘三十人乗、唐物之内重立候品々

を積入、尤筑前殘島船頭德藏船にて御座候、大岡より役人一人、稻垣より一人、都合兩人、其外侍足輕中間等差添、其外一艘は筑前殘島新藏船にて、總官始水主人等爲致乘船、唐荷物甘草山歸來等之高物計積立、是又雙方より役人一人つゝ、致乘船候、一七月二日、天氣快晴に付、辰中刻二艘とも館山湊出帆致し候、外一艘は唐船木積出來次第出帆之事に候、右船は筑前殘島惣作船に御座候、同七日明六ツ時頃、解き取候板木類船積仕候、同日午刻館山浦出帆致し候、

房州朝夷浦より肥前國長崎まで船道

廻船問屋 苦屋九兵衛
一房州朝夷浦より 相州浦賀まで海上凡三拾里〇一浦賀より 三崎 豆州真鶴 大かしろ ぞと浦 下田 凡四十里〇一豆州下田湊より 志州鳥羽 此の間七十五里、遠江灘と云ふ〇一紀州さう、う 九鬼 大島 二十袋 綱しらす ひろ 加田 凡百十一里半〇一播州兵庫 播州室 備後牛窓 備中下つゝい 備後鞆 安藝御手洗 周防上ノ關 長門下ノ關 凡百五十二里〇一豊前小倉 筑前共かい

肥前唐津 同平戸 同長崎 凡八十八里半〇一安房國千倉浦より 長崎まで 海上里數合四百九十七里
右浦之日和次第にて船掛仕候、尤右浦々へは御浦觸被成下候様奉願候、以上、

六月十八日

廻船御用達 苦屋久兵衛代 苦屋平三郎 淺抄、

安永九年五月

具呈南京船主沈敬瞻爲祈轉啓事、商等遇難至此、疊蒙恩賜、感愧益深、前有以下情、備冒瀆切、難商所帶貨、除未起上者、船中尚有千餘件多、糖貨包皮在外種、屬臭腐不堪之物、又俱浸入沙水之中、以理推詳、斷難起盡、至于船身現在水底碎漏、萬難修理、若論折阻、釘密厚板、急切不能明白、必致遲遲、況貴治現在農作殷芒之候、因難商一事、而稽農家重務、心抱不安、今特不揣冒昧、略陳愚見、切思三十年前、敝地有洋船一艘、亦因遇颶失舵、至貴國八丈島地方、人貨幸俱無恙、船身亦緣破碎難修、縱火焚去板料、只存鐵釘、完給送崎、按ずるに、寶曆三年、南京高、刻下本船若照前例辦理、亦可即日告竣、庶免日久廢弛徒勞民

力、實乃難商之罪也、是否有當、伏祈致明王使應使主裁可也、此稟、

安永九年五月

南京船主沈敬瞻 印

飄人懇求

具呈南京船主沈敬瞻爲祈轉啓事切、難商于上年十一月間起身、不料中途遇颶、漂洋半載、幸蒙神庇、得至貴國、救命之恩、沒齒不忘、奈商等離鄉半載、音信杳然、風傷之苦莫此爲甚、承諭、官命下始始有氣期、倘程途遙遠、命下未卜、歸期難計、未免遲延、切念長崎現有夥計船五艘在館、懇祈大人先達長崎、俾夥計船知悉、回棹時得有口信到家、以免父母懸念之苦、故特哀懇、如蒙俯准、則感戴不止難商一人矣、

安永九年五月

南京船主沈敬瞻 印

頃接來諭知悉、政府俯准難商情詞、通達崎陽、使商夥得悉便寄家音、特蒙馳傳、捧讀之下、深感厚恩、卽家下聞知、亦治雲誼、商乃傳同總官、曉諭通船人衆、使彼等亦叨恩渥、今端申謝、仰祈照鑒、此稟、

五月二十六日

難商 沈敬瞻 印 顧寧遠 印

船身長三十間、中艙廣十間、檣柱高八丈六尺云、船

首又施一小橋、船尾有樓方八間、高常云、蓋皆黑塗、樓左右各設三廳、格白塗凸而外出、上有朱欄、其柱楣梁桁亦皆朱塗、扁曰海若瀾云、然以其在三十步外且斜視之、扁樣字形不復可識、船腹黑塗、飾以白圓眼一白方眼三、船脚入水處、又皆白塗、漂船雖已膠於淺潮沙淤中、多樹短柱沙上、引數條大索維之、以備漂流、

船主

頭 梶の自注、礎

總官 自注、諸事の世話役、

杉板工 自注、傳馬の世話役、

亞 班 自注、帆檣を主る、

安永九年五月

夥長 財 副自注、帳面等會計を主る、
舵工 工 自注、船神の香火を主る、
社 自注、水主〇游房筆語附録補遺

一南京船國元出帆之節、荷物白砂糖水砂糖五六十樽、蘇木之木大分持渡、藥種其外品々積交、右之品日本之相場にて金三千兩程之品に有之候處、難風にて道々海へ投入申候由、殘砂糖十樽程有之由、一船大さ大概二十間餘に相見え、甚美敷、朝鮮船之形、帆は三ヶ所にて、みよしとにも二ヶ所小屋くら有之、らんかんより上残らす朱塗、水際黑塗、白き

枅形附有之、水へ入候處、しつくいの様なるものに
て塗、舳の方石火矢の間など有之、人形體の模様至
て美敷彩色有之候、尤石火矢兵具等は無之候由、
船水際よりみよしの高さ十三間程、舳の方にて五
間程有之、尤船三重に拵へ、一かは破れ損し申候、
一碇、木にて此のこゝろ兩方へたれ、かめの様
なるもの付、綱はこにて組候、或はしゆる木綿等の
綱も有之、太さ何も一尺三寸廻り、南京船
漂着記、
安永九年五月

一南京商船房州浦へ流來り、浦賀奉行并公儀より
見分にて、六十軒藥種問屋行事召連れ、荷物改有之
分、書付相渡候事、

覺

一白砂糖 二十六萬二千五百斤、一氷砂糖 五十
桶、一萬二千五百斤、一山歸來 五萬五千八百斤、
一甘草 七萬五千七百三十斤、一犀角 二箱、二
百二十七斤、一阿片 三百五十斤、一上々沉香
十斤、一虎皮 十一枚、右之外に蘇木二十三萬斤、
右者薪に致し候由、
一伽羅之員數不知、其外瀬戸もの花布唐木之分、右

行事へ被申付候事、
右之節之船圖寫置、漂着南京船之圖、○圖省略、
續談海、
安永九庚子年、安房國朝夷郡千倉村沖へ、南京人七
十八人漂着仕、右南京人并荷物とも、同所より長崎
へ被遣候に付、右南京人唐物改御用として、與力二
人、同心組頭一人、目付役一人、封印役一人、平同心
二人被遣候、依之宿代銀雜用金御扶持方分銀一倍
被下置候、浦賀同心
由緒書、
安永九年七月廿八日

房州朝夷浦南京船漂着に付、取締御用仕廻罷歸候
付御目見、
同年同月廿九日
黃金二枚
時服二枚
同 人

右房州朝夷浦へ南京船漂着に付、取締爲御用罷越
候節、差懸候に付今日被下之旨、於御右筆部屋縁
類、松平右京大夫按するに、老
中輝高なり、申渡、頂戴之、
同年八月二日

通航一覽卷之二百三十四

唐國江蘇省
蘇州府部三十

○漂着

文化四丁卯年、下總國銚子浦に海上部
に屬す、南京船漂着す、
仰により御代官瀧川小右衛門及び浦賀與力同心等來
着して、其荷物を改め、尋て長崎に護送せしむ、同年
十一月四日、小右衛門に賜物あり、此時の記載乏しくして、
詳にする事を得ず、
文化四丁卯年、一柳献吉殿、按するに、浦
賀奉行なり、御勤役之節、
下總國銚子浦に南京船乗組八十九人漂着仕、右南
京人并荷物共、同所より長崎に被遣候に付、右南京
人唐物改爲御用與力二人、同心組頭一人、目付役一
人、封印改一人、平同心二人被遣候、依之宿代銀雜
用金御扶持方分限一倍被下置候、浦賀同心
由緒書、
文化四年十一月四日

金一枚 御代官
瀧川 小右衛門

右、下總國銚子浦に唐船漂着之節、爲取締罷越骨折
候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、伊豆守、按するに、
老中松平
明申渡之、柳營日
次記、

黃金一枚

御右筆部屋縁類
同 人

右、房州朝夷浦南京船漂着之處、彼是取締御用相勤
候に付被下旨、右京大夫申渡之、以上柳營
日次記、
安永九年去亥十一月十一日、乍浦出帆之船、沈敬曉、
方西園、
於洋中逆風に逢ひ、半年程漂ひ、當子四月晦日、大
岡兵庫頭領分房州朝夷浦へ合漂着に付、江府より
御代官稻垣藤左衛門被差越吟味有て、本船は其所
にて解離し、残り荷物并乗組人數七十八人、日本船
二艘に乗替、七月六日同所出船、按するに、此書六日出帆
を混濁せしは船板積送の日
なり、八月十二日當湊に送來る、依之番外船に立
られ、荷物割増を以商賣を遂、尙又船造り雜費と
して、元代十五貫目五割増にて外賣差免さる、右乗
組人數追々出帆之船より便乞歸唐す、長崎志
續編、

通航一覽卷之二百三十三終

同十二乙亥年十二月晦日、南京船伊豆國下田賀茂郡に屬すに漂着す、其地の御代官江川太郎左衛門手代をして、其次第を筆談せしめ、明年正月江戸に注進す、其頃船主頻に上陸神拜の事を願ふにより、上裁を経て下田町の寺院に參詣せしむ。同月五日船主より、長崎在館の唐商に漂着のよし告ん事を願ひ、また同十二日本船修補の材木、及び長崎にいたる旅資を乞ひ奉る。長崎の信書をゆるされ、旅資をも賜ふ、材木の事のみ引書に缺く、同十九日又針路指南のため、本邦の水主本船に乗組の事を願ふ、恩免ありてこれを乗組せ、二月廿二日下田港を出帆せしむ、後御恩儀を謝せんかため、唐物數品を獻る、江川太郎左衛門等此事に與かりし輩に御褒美あり、

文化十二乙亥冬十二月晦、有一巨舶、詣於伊豆下田、船長三十八尋、廣十八尋、深五丈、立三桅其中、大者周圍五尋、以大材不加鋸琢者造之、其製最堅牢也、所乘者凡百有二十人云、漢土南京商舶、詣于肥前長崎者也、會洋中暴風起、漂於此地、按唐山商舶來肥前長崎者、自古未嘗有如此堅牢而長大者矣、安知非清人誘道商託漂流、伺形勢之強弱、察腹裏之虛實乎、或海寇掠唐山商船、奪貨物盜信牌、詭稱漂流、

催小船、捧進內港、以便通船人衆平安放心爲感、

正月初一日

南京船主楊秋棠印

正月五日、四度目注進狀之節來書簡往復六通、具稟、按するに、此所南京の二、字を脱せしなるへし、楊秋棠、本船船名永茂、向來往日本長崎貿易、于十一月二十日在大唐開行、洋中大遇惡風、槓損傷損、漂到貴地外港寄碇、因風甚大、不能放心、恐怕走碇、即速催進小船、捧進內港、感不淺矣、亦不知地名、往長崎港門、又不知明來去有求貴地人、護通本船、在大唐開行之際、所配柴米水等、在洋中日期以久漂蕩、柴米水已今欠缺、本船共有九十人、難已度日活命、有求貴地衆人、即稟貴地大頭目、恩准上船、細細稟明、貴國牌照、爲憑所求、則感不淺矣、

文化十三年正月

南京船主楊秋棠印

本船在洋中遇惡風槓損傷、斷去蓬櫓、漂收貴國外港、因風浪甚大、恐傍碇地不好、即速催小船、捧進內港、但此船往長崎貿易、現在通船水手九十人、在洋日久、柴米水俱已用完、通船人衆驚惶、速請通事老爹下船、細細商酌、再行詳稟、

正月初一日

南京船主楊秋棠印

亦未可料也、是以子龍竊、按するに、子龍は平山行藏の實名なり、欲白于縣官詣其船而察事焉、因記筆談數事、以備遺忘、

問唐山海商

自往時以來、唐山商舶、未見如此大而堅牢者也、若夫將本船泊于其南海普陀洛山下、沿于吾五龍山而來、則雖用小船、而猶能達於崎港、今也變其常也、然吾邦古來得天地間之正氣、地靈人賢、以神武而立國、開闢以來、萬世一系、天主即天孫也、是以自古至今、國內有呵護之神、威靈赫然、存而不亡、實蓋當時颶風、亦是吾邦武神叱咤之餘響也而已、由是觀之、元忽必烈以八荒來王之威、猶不得志於吾邦、況於其下者乎、我固知非其所企及矣、海防の注進今所見なし、書簡往復二通、

文化十二甲子年正月三日、三度目注進狀之節來

卒啓、船是何國之住人、將行長崎貿易哉、將行他邦、洋中值惡風、漂流于此哉、意旨如何、貴國王大王一一書之、可通于此鄉、次船中衆人幾回人、詳誌之可呈、答、本船大唐國、于十一月二十日、由乍地按するに、浙江、昔年浦なり、開駕、往長崎貿易、在洋中過暴惡風、漂收貴地外港、但此船在外崎碇因風甚大、即速

右二通、番船相招、船中の投入候書翰、

具呈船主楊秋棠、本船在外港、寔已不能放心、于十二月三十日、已經走碇受驚甚多、明日朝天、即速催小船、捧進內港、有求大頭目、恩准所求、則感不淺矣、

正月初二日

南京船主楊秋棠印

出役同心見廻之節、船中の投入候書翰、昨通折簡已審、本船大唐國、往長崎貿易、洋中遇暴惡風、漂泊于此地、即請捧入港內茲諾、奈屬日遇風緊外港泛漲不任小船力捧大船渡、故遲滯也、俟風色稍穩時、速催便通船、捧而入內港、宜使君等心得平安、勿忡忡矣、

孟正二日

豆州下田津 出役

再見投尺素茲審、本船大唐國開行之際、所配柴米水等、在洋中日久漂蕩、今已欠缺、通船九十人、難已度日活命、茲承請求、即命小船、米九斗柴百束水等、聊送給一日之用耳、其他乏用之物、不日入津時、更寫字報知、本船長崎護送之事者、他日承蒙、官令之命可圖也、且曰、此地日本南海之濱、名伊豆州下田津、

孟正二日 豆州下田津 出役

本船即要捧進内港、應用大鐵錨兩門大棕索兩條、即日付下、以使進内港、應用爲感、

計開 一大鐵錨兩門 一大棕索兩條

正月初二日 南京船主楊秋棠印

右、同斷出役同心見廻之節、船中の投入候書翰、

正月六日、五度目注進狀之節來書翰之内、

尋 船主尊公也乎、唐人之書楊秋棠、唐人之書財副陶栗橋、唐人之書本船在留長崎館、船主一人名張秋琴、

本船補去、

右和解

問 船主は貴公候哉、答 楊秋棠、財副陶栗橋、本船長崎館内に在留仕、船主一人張秋琴、船之代に參候、

問 本船入津如是、却後在此、宜運官令之命、且船中之人員名字詳記之、後時可通之、唐人之書人名册明朝准有、

右和解

本船入津之後、上より之御下知を相待候様可致候、船中乗組之人數名前等、詳に相記差出可申候、答

私共乗組人數名前書付、明朝差上可申候、

本船往長崎之際、大遇惡風、在洋中漂蕩、日期以久、柴米水魚菜等項、俱已用盡、難以度日、即速付來、祈照後開、稟准爲感、

計開 一食米乙百苞 一柴乙百擔 一水五十轆 一豆腐四百塊 一蘿卜二百斤 一番茄四百斤 一鮮魚三百斤 一鹽魚三百斤 一青菜五百斤 一活鶏二十斤 一雞蛋乙百斤 一米麪粉五十斤 以上銀額、即向長崎會所給付是荷、

正月初二日

右和解

本船長崎に入津可仕候處、洋中にて難風に逢候て、日數を歴候間、薪米水魚等皆々遣切候て、送日候儀難相成候間、早々書付之通御渡被下候は、難有奉存候、

覺 一白米百俵 一薪百束 一水五十荷

一豆腐四百丁 一大根二百斤 一球球芋四百斤 一生魚三百斤 一鹽魚三百斤 一青菜五百斤 一鶏二十羽 一鶏卵百斤 一米麥之粉五十斤

以上代銀之儀、於長崎會所勘定仕度候、

正月二日

南京船主楊秋棠 本船寄碇在山邊、必得尊處借用大鐵錨兩門描索兩條、□□用以便放心、稟准爲感、

計開 一鐵錨兩門 一描索兩條

正月三日

南京船主楊秋棠印 右和解 本船當所山邊に掛り罷在候間、何卒大碇二挺碇網二筋借用いたし候て、安心仕度、右之通被仰付被下候は、難有奉存候、

覺 一碇二挺 一碇網二筋

正月三日

南京船主楊秋棠 本船有事商量、即請貴地人員上船、細細請教、即刻候駕、是感、

正月初四日 南京船主楊秋棠印

右和解

本船より御相談申上候儀御座候間、貴國之御人數之内、本船に御乗移被下、委細御直にて被仰付を承度奉存候之間、即刻御乗船被下候は、難有奉存候、

正月四日

南京船主楊秋棠

本船接來諭、所說柴米水、寔在現以無有度、並非抗積、懇求落掌、付來度日、感不淺矣、

正月初四日

右和解

本船より申上候薪米水等之儀、當時差當入用之分計、如何程と申儀は不申上候、可相成儀御座候は、追々落手仕、日數をも送候は、難有奉存候、

正月初四日

出役之御方様

本船于前日付來、柴米水應昨日一日之用、今日尙無度日等候、此時未見付下、故而要急開單呈上、即付入本船、爲感、

正月初四日

右和解

本船に前日被下置候薪米水等之分は、誠昨日一日分之内にて、今日以後日數を歴候分無之候間、當時早速被仰付被下候様、別紙書付を以申上候、早々本船に被下候は、難有奉存候、

正月四日

南京船主楊秋棠 計開 一食米二苞 一柴乙百擔 一水二載

以上收裝本船、所該銀額、祈向長崎會所給付、爲感、

正月初四日

南京船主楊秋棠印

右和解

覺 一白米二俵 一柴乙百擔

一水二載

右之品々本船の御渡被下、右代銀之儀は、於長崎會所勘定被仰付被下候は、難有奉存候、

正月初四日

南京船主楊秋棠

本船于十二月二十九日、在外港寄碇、因風甚大矣、去山木一枝、在西面山邊、祈速遣小船、撈入付本船、是感、

正月初四日

南京船主楊秋棠印

右和解

本船は十二月廿九日、湊口に船掛り居候所、風惡所持之山木一枝を取落し、西方之山邊に有之候、何卒早々小船を以、本船の御取入被下候は、難有奉存候、

正月初四日

南京船主楊秋棠

本船大碇一門、承貴地鐵描、船往外擲起、在內港切不可抛下水、但此碇未知有損傷否、過入大船、看過

抛下水、爲感、

正月初四日

南京船主楊秋棠印

右和解

本船大碇一丁有之、貴國之碇有之船は外に有之、湊内にて下しかたく可有之哉之旨承候處、本船之大碇之儀も、定て損し有之哉も難計御座候間、可相成儀に候は、右之碇大船の御入被下、早々御下し被下候は、難有奉存候、

正月初四日

南京船主楊秋棠

本船接來諭、所說本船捧於別處、未知何處、但天色以晚、于明日清晨捧進、感不淺矣、

正月初四日

南京船主楊秋棠印

右和解

本船の被仰下候着岸場所替之儀、未地理も不相辨、晚景にも及候間、早朝御引付被下候は、難有奉存候、

正月初四日

南京船主楊秋棠

本船之碇視看、今日天色以晚、明日早上一看、即覆種貴勞、神感不淺矣、

正月初四日

南京船主楊秋棠印

呈出役貴人 足下

右和解

本船有之候碇之儀も、今日及暮候間、明日早朝再應相改候上にて、御取扱被下候は、難有奉存候、

正月初四日

南京船主楊秋棠

出役之御方様の申上候

正月十一日、七度目注進之節狀來書簡二通、具呈南京船主楊秋棠、爲祈轉啓事切、本船在洋中、大遇惡風、傷去積椶、斷去蓬櫓、船身不能起碇、甚屬惶恐、只得本船粗細貨等拋入洋中、可能起碇、但此刻通船之貨、缺數准已查點、預先稟明、將來到崎之日、再行清理、臨行報明、並無噓言、伏乞稟上大頭目大人、則感不淺矣、

文化十三年正月六日

南京船主楊秋棠印

右和解

以書付申上候者は、南京船主楊秋棠にて御座候、言上仕候儀被仰上被下度御事、本船於洋中大に難風に逢、船具を損し、帆を破り、本船進退難仕、甚驚入候に付、本船積入候荷物之内、荒物細物等洋中に打

入申候、但此節船中之荷物一々吟味難致候間、荒増に此段申上置候、長崎に到着之上、再應相改候は、其時爲無之段相分可申候、此段御役人中様の被仰上被下候は、難有奉存候、

文化十三年正月六日 南京船主楊秋棠

本船抛去粗貨細貨、日前捧進入内港、却不知明、且船上目侶人等抛去、尙未知報之故、而捧入内港之日、故不申明、收港之後、目侶人報于知明、即日具呈稟上、斷無噓票、況且我帮長崎正經貿易之船、但其放心之致、稟准爲感、

正月初八日

南京船主楊秋棠印

右和解

本船より荒物細物等之荷物を打入候節、港内に引入候間、私共一向存不申、船中罷在候水手共荷物を打候間、私共不申聞候内、最早湊内に引入申候、跡にて水手共其旨申聞候間、此節に到り此段書付を以申上候、少も偽之儀不申上候、其上本船何れ長崎往來之商賣致し來候船之儀候故、安心仕罷在候、此段御聞濟被下候は、難有奉存候、

正月八日

南京船主楊秋棠

同月六日、注進狀之内、

本船在大唐往崎之際、洋中大遇惡風、告許神前、收港之後討飯愿、各山間走以使完愿、稟准爲感、

計開 一唐人上山二十人 隨身上岸 一籃一隻 一飯碗一隻

正月三日

南京船主楊秋棠印

右和解

本船唐國より長崎の渡海之時、洋中にて難風に逢候節、神前の祈願仕、入津いたし候は、何れの地にても飯愿之行を任可申祈願仕候間、一寸上陸いたし、右宿願を遂げ申度、御許容被下候は、難有奉存候、

覺 一唐人上陸二十人 隨身之者 一籠一飯碗一

本船于十二月二十九日、外港寄碇、赫夜走碇、告許貴地各廟燒香、以便各山領引完愿、隨身物件、開列於後、

計開 一唐人上十人 一冥衣大金十隻 一香燭十札

正月三日

南京船主楊秋棠印

右和解

本船去十二月二十九日、湊口に罷在、夜通しに走候節、貴國土地之神前の燒香仕度祈願仕候、何卒上陸御案内之切手御免被仰付被下候様奉願候、隨身之もの左に相記申候、

覺 一唐人上陸十人 一冥衣大金自注、紙に而辭候衣服之形歟、

正月三日

南京船主楊秋棠

右和解

正月八日、六度目注進狀之節來書簡之内、本船今日所稟、在洋中遇惡風、告許神前討飯愿、今日必得上山間走、今日不能、明日准清晨來、小艘、上山完愿、即准爲感、

正月三日 南京船主楊秋棠印

本船より今日申上候は、此度洋中難風に逢候節、何れ之湊に着候共、神前の御膳差上可申致祈願候間、何卒上陸仕度奉存候、若今日相成不申候は、明日早朝小艘一艘被下度、上陸仕候て宿願を遂申度奉存候、右御許容被下候は、難有奉存候、

正月三日

南京船主楊秋棠

正月初六日

南京船主楊秋棠印

右和解

本船より度々申上候、飯愿之祈願成就仕度候事、實に肝要御座候、右祈願相濟候へは、月代剃可申候得共、未祈願相濟不申候ては、月代剃候事相成不申、天氣も宜鋪暖氣にて、月代剃不申罷在候事、誠難儀に奉存候、何卒御免被下候は、難有奉存候、

正月六日

南京船主楊秋棠

附紙

唐人登山願之儀に付江川太郎左衛門よりの伺書

唐人共願筋申立候趣伺書

漂着唐人共、去亥十二月廿九日夜、逢難風候節、若逢危難無滯湊に入津仕候は、山の登祭可致旨立願仕候間、何卒登山之上、願はごき仕度旨申立候に付、登山之儀は決して不相成旨、浦賀奉行組之者よりも再應申聞候處、猶又申立候は、右立願仕候故、危難相逃候事に候へは、何れにも登山仕度、尤多人數登山仕候儀にて決て無之、乗組之内重立候者三人而已、右爲願解登山仕度、右祭不致候ては、第一神前に對し偽之儀申立候筋に相當、甚心痛仕罷在、去故髮月代不致、并に魚鳥獸肉等一切食不申程之儀に

同月十二日、注進狀之内、

本船連稟數次、討飯愿之事、寔在要緊、愿心完出之後、亦可剃頭、未成完愿、不能剃頭、天氣暖熱、不能剃頭、寔在難矣、故而要緊、稟准爲感、

正月四日

南京船主楊秋棠

右和解

被仰下候趣にては、本船より申上候上陸飯愿を仕事、御上より御下知無之候ては、上陸難仕候儀、強て御願不申上候、唯洋中にて祈願仕候儀に付、何方之湊にも着候節、右宿願を遂げ申度、昨日申上候人數之儀も、二十人にも限り不申、左候は五人にても、十餘軒程も相廻宜御座候、私共、心之落付候より外他事無之候間、御許容被下候は、難有奉存候、但文中而矣の字は、而已の同音に而、相通候儀と相見え申候、

候間、是非登山仕度旨、先達而中より浦賀奉行組同心へも、度々願出候儀も有之、右三人登山之積り申立候ても、萬一多人數登山仕候哉と再應相糺候處、聊相違之儀不申立、是非右三人之者登山相願候旨、強て申立候間、浦賀奉行支配向并御普請役元へ共申談、尙祭方之様子等相糺候處、怪敷儀と不相聞候間、下田湊内人家無之濱邊續に山有之候間、右へ登山爲致、願之通願解爲致候ては如何可有之哉、尤右に付ては尙又浦賀奉行支配向并御普請役元へも申談、下田湊有合之小船を以、往返とも乗船爲致、其外取締等は嚴重に心付、聊猥之儀無之様可仕奉存候、右願之通可被仰付哉、依之唐人願書和解相添、此段奉伺候、早速御下知御座候様仕度奉存候、以上、

文化十三年正月 江川太郎左衛門印

御勘定所

同二月江川太郎左衛門より差出、

具呈楊秋棠爲祈轉啓事切、本船打索業已明白、所有竹頭尙未劈、就祈准上岸、目侶四人劈竹、爲有三四之間、告竣再行、稟打勤肚、但秋等欲于明月初一日

罷出見届、都て靜謐にて無滞相濟申候、依之龜繪圖相添、按するに、輪所見なし、御届申上候、以上、

子二月

御勘定所

江川太郎左衛門印

同月十二日來書簡之内、

具呈楊秋棠爲祈轉啓事切、我邦所發長崎貿易共六船、本船洋中大遇惡風、漂泊于貴地、于長崎路離遠不少、我邦一年貿易來去兩次、本年三月間、俱要回唐、說啓本船長崎并無收港、不知漂入何地、音信不通、本船共有九十人、各家俱有父母老少、不知明本船長崎、亦無不俱悽慘、必有冤死之矣、有求貴地出役大人、啓稟大頭目、恩准即委員、通信長崎唐人館内、知明所求、則感不淺矣、

正月初五日

南京船主楊秋棠印

右和解

書付を以申上候者は、楊秋棠にて御座候、被仰上被下度候御事、私共長崎の渡海いたし、商賣仕候船六艘御座候處、本船洋中にて大に難風に逢、貴地に漂着仕、長崎表は各別相隔申候、私共商賣にて往來仕る事、一箇年に兩度有之、當年三月中にて、皆々歸

往岸、各寺拈香、叨求我船開行之際、祈賜好風、平安抵崎、爲此伏乞垂山大頭目、恩准上岸所求、則感不淺矣、

計開 一上岸唐人十人 隨帶 一香燭二十

紫 一冥衣大金二十紫

文化十三年正月三十日 南京船主楊秋棠印

別紙上岸人名 船主楊秋棠 財副陶栗橋 夥

長邱友斌 舵工江允弟 同林得珠 同傳楊弟

總官林能桐 隨使賈朝林 同費云 同王升

唐人士陸相濟候御届

下田湊漂着唐人共、長崎表の海路無滞罷越度心願に付、唐人拾人上陸之上、最寄寺院の參詣祈誓仕度旨、船主楊秋棠書付以相願候に付、其段奉伺候處、願之通寺院參詣爲仕可申旨、右に付取締方等御下知之趣承知仕候、依之唐人共都合十人、當月十九日、下田町禪宗大安寺の參詣爲仕、暫之内休息致し候上、船人罷歸り申候、尤右參詣之節は、前後の浦賀奉行支配向并御普請役私手代等差挾、松平肥後守、松平越中守按するに、肥後守、越中守とも、詰合家來人數之者罷出、途中往返共警固仕、且又私并梓倉次郎儀も、

唐可仕候處、私共本船長崎の着不仕、何方に漂流仕候哉、音信不通に有之、本船乗組人數九十人、各家内父母老若共、本船之左右を存知不申、皆相歎き氣病にても可仕哉と奉存候間、何卒貴地出役之御方御役人中様に被仰上、早々長崎唐館迄文通之儀、御免被下候は、難有奉存候、

所問長崎唐人館内通信之事、恩准可去今日寫、好明日送上差走、于抵入長崎、唐人知明、感不淺矣、

正月初七日

南京船主楊秋棠印

右和解

御願申上置候長崎唐人館内の文通之事、御免被成下、左候は、今日受書いたし、明日差立申度、右長崎の相届候は、唐人共にも様子相知、難有奉存候、

正月七日

南京船主楊秋棠

同月十八日來、具呈楊秋棠爲祈轉啓事切、本船之大蓬、昨日看明碎破之事、所論修葺、但本船衆目侶人等、現已駛往長崎之路、一切事務俱不知明、但本船大蓬之事、必要問明、貴地駕駛之人、可以合用、于修葺倘不合用、

且到長崎修葺、但本船現在、俱已求託交于各位、大頭目恩念之意、趕緊酌議、配濟貴地駛船之人、併大小船早送長崎、本船遂舵一切繩索、即請大頭目、邀全駛船之人等、上船一一看明、應該添配濟濟為是、但本船目侶人等、辨就繩索大蓬等物、恐傍貴地駛送人等、不能合用、預先申明各位、大頭目恩准、即發令諭我等、知明所求、則感不淺矣、

文化十三年正月十二日 南京船主楊秋棠印

同月十九日來、
具呈楊秋棠為祈轉啓事切、即日所問本船入水深淺之數、秋查問、押工回答一丈五尺、但報明空船之入水、現在裝貨之重、船入水不數即刻、細細大明入水、寔在二丈四尺之入水矣、即于申明各位、大頭目恩准、以便知明所求、則感不淺矣、

文化十三年正月十四日 南京船主楊秋棠印
同月廿三日來、

具呈楊秋棠為祈轉啓事切、本船現在船面上一切什物傢伙、俱已傷破、必須修理、故而開單稟呈、所辦一切板木料竹事、祈照後開之尺數、付下大船、以便端整修葺為此、伏乞大頭目恩准、飭令貴地人員、

趕緊辨就、則感不淺矣、

- 計開
- 一 松木板二塊 長二丈三尺、調一、一 杉木一
 - 根 長二丈五尺、一 松木板四塊 長一丈、調一、一 樟
 - 木引條五條 長三尺二寸、一 樟木一塊 長一丈四尺五寸、
 - 一 同二塊 長一丈、調一、一 同二塊 長六尺、一 樟
 - 木板四塊 長五尺五寸、調一、一 曲樟木一塊 長一丈、
 - 一 樟木板二塊 長七尺、調一、一 松木一塊 長五尺、
 - 一 椀檐十五根 長一丈、一 杉木椀檐一根 長七丈二尺、
 - 一 樟木蓬蛇一根 長二丈一尺、調一、一 蓬竹三十根 長一
 - 尺、一 草蓆二百張 長一丈、一 七寸竹百五十根
- 以上之木料等、前已開單稟上、到今尙未付下、現在面上、急須趕緊修理、以便二月初旬、可能往長崎、祈照單備下、是感、

具呈楊秋棠為祈轉啓事切、所問本船修理木料、另開呈上、趕緊配好、即日付來、本船修葺之事、所費工夫約口之間上岸、打索路三日共十一日、船上一切槓槓索路、俱已辨就、所問船身入水二丈四尺、舵脚入水一丈三尺、濶三丈五尺、長十丈零五尺、木料之事、即日送入本船、開工修理明白、然後上岸、打索路之開

二月二日
承蒙王上好生之德、恤愛我等恩典之心、所賜度日之物件等、領命摠謝萬千之念、刻時轉意望恩之情、則感不淺矣、

二月二日

同月廿三日來書翰之內、
具呈楊秋棠為祈轉啓事切、昨日所諭本船駕送長崎之路、此地到遠江灘、放洋亦有七十五里路程、此路潮內、以有暗礁如此、奈何所問本船行路之情、好風順大、日夜可走十更之數、但本船現在膠長舵工衆目侶人等、往長崎之路數、俱不知明、一切事務、多要交託此地駕駛之人等收官、駕送長崎之路、必然要走遠江灘之路、不知別處港門可以好走、但此地放洋到遠江灘、洋面甚遠、兼帶暗礁恐怕、風色缺順如何可矣、所求斟酌、必要走得穩當為是、前稟上、此地大小船只之事、大船者但本船裝貨、船身甚重、必故本船之貨物、併我人等略須過裝、此地大船、本船之船身入水輕矣、可以好走、小船者捧送本船之事、伏乞蕪山大頭目恩准、飭令人員、趕緊諭明此地駕駛之人、商量穩當早日送入長崎所求、則感不淺矣、

南京唐商楊秋棠同拜具

單、人數隨帶物件、另行稟上蕪山大頭目恩准、以便知明一切要急、辨就所求、則感不淺矣、

正月十九日

南京船主楊秋棠印

具稟楊秋棠為祈轉啓事切、本船往長崎之際、欲添柴米水魚菜什物等項、但通船九十人、每日食米二芭、柴大捆二十把、水二艘可能濟用、但此刻往長崎、路途遙遠、行未知幾天可到、難已約數、祈大頭目酌量配就、路上幾天到長崎數日、其餘格外多備數日、伏乞各位、大頭目恩准、飭令人員、照後開之數約配、早為端整、不然臨行時踟躕也、祈動身時、付下大船、感不淺矣、

- 計開
- 一 白米 一水 一柴 一鹽魚 一鮮魚
 - 一 芋芡 一蕃茄 一菜油 一炭 一飯碗 一豆

正月十九日

南京船主楊秋棠印

以上之物、祈為端整辨就、動身時付大船、是感、
江川太郎左衛門書面往復
諭備唐商入港後、給送米柴魚菜等日用物件、奉旨賜下、不煩于長崎打算、寔係國家柔遠深仁餘波所及、備唐商放心拜受為是、

文化十三年正月十九日 南京船主楊秋棠 印

本文所商議緊要之事、畢竟不過二宗、遠江灘七十五里、此船可一舉而走耶否、于本船上、若搭載日本船人、以指示針路、則備夥長舵工衆目侶人等、可以放洋進港耶否之義、但本船之人、搭貴處人、恐傍言語不能知明、我等思想、本船之過入貴地之大船同行、本船人衆過入日本大船同行、則日本船人專拿本船一切事務、但本船所用篷舵索路等、在日本船人、一一不能合用、不知此處置如何、貴處所有鐵錨船放下數艘、我船人等分派過船、分派過船此非所問、遠江灘七十五里、風波險惡、并無港灣、非日本大小船所能捧送、此船可一舉而走耶否、本船不放大洋、內港未知有路可去否、一舉之外、無路可去、一舉而走、不能知明、總要請貴處配濟人等上船、辦理行船之事、過遠江灘之後、日本大小船可能捧送、貴處之人可知風汛、但我等不知可去不可去、諸事拜託穩當可也、此船一日走行凡幾更、本船之行路、風色順大、日夜可行十更之數、

出候伺書、
南京船護送之儀に付申上候書付
下田湊に漂着仕候南京船、長崎表に差送方之儀、護送之船江戸表より被差遣、質唐人爲乗組、本船之儀は、其儘一同出帆之積之處、下田湊より志州鳥羽湊迄、海上七十五里之間は遠州灘と唱、掛離候場所に付、引船等之儀は難相成、洋中を乗切候事に付、唐人共海路方角等不存儀候間、右護送之船先立、海路案内可致處、風波之順逆、沙之様子に寄、前後左右に流走候儀も可有之、右護送之船を目當て仕候ても、夜中は勿論之儀、波立候節は潮煙強、見留候儀難相成儀も可有之、何れ本船之儀は、一手に乘切不申候ては相成間敷奉存候、追々唐人共存寄、筆談之上承紀候處、何れにも國地之船頭共、右唐船に爲乗組、針路方角進退致吳不申候ては、洋中乗切難相成旨、唐人共申聞候趣も無餘儀相聞候に付、護送之者は一同別船に乘組、本船には功者成水主五六人爲乗組、針筋方角之儀は、國地之船頭共爲司、船進退之儀は唐人共取扱候積、右之通水先手配被仰付候ては如何可有御座哉、依之唐方より相願候書簡相

添、此段申上候、尤本船に日本人乗組候之儀難相成御趣意にも候は、其段早々御下知被下候様仕度、右御下知之趣を以、急速出帆手配申渡候積御座候、尤右之趣、浦賀奉行支配向、并御普請役元締共申談候儀に御座候、依之奉伺候、以上、
文化十三年正月 江川太郎左衛門 印

御勘定所

江川太郎左衛門 印

同月十六日來

具呈楊秋棠爲祈轉啓事切、本船永茂補子在留船主張秋琴、本船所帶牌照、南京祝大源牌上之名、本船于十一月二十日由乍浦開駕、所帶粗細貨葯材等、洋中遇颶漂入水、于十二月二十九日漂收下田、本船所損積棋拋去貨物一切等、預先申明、抵崎之日、清理之後、開單細呈、即交差送長崎會所、伏乞當年老爹、轉啓王上恩准、以便查明所求、則感不淺矣、

正月初九日

南京船主楊秋棠 印

書付を以申上候者は楊秋棠にて御座候、言上仕度儀被仰上被下度候御事、本船之名は永茂と申候て、當時唐館に罷在候張秋琴代りに參り候、本船に持仕候信牌は、南京祝大源と申候宛名に御座候、本船

は十一月廿日に乍浦より出帆仕候處、洋中にて難風に逢、積入候荒物細物藥種等水中に打捨、十二月廿九日下田と申所に漂着仕候間、損失之船具打捨候品々等之儀、前廣に申上置候間、長崎到着精荷之後、書付之通委細御改可被下候、此段長崎會所迄御届申上候間、何卒年番通事衆より御奉行所被仰上、御序之節、願之通被仰付候は、難有奉存候、

正月九日

南京船主楊秋棠 印

計開 一大炮一門 一小炮六門 一火葯大小五籃計重二 一鉛子八芭 一炮心十二個 一桶三隻 一又袋二芭 一炮筒三十三個 以上俱已交上

正月初十日

南京船主楊秋棠 印

同年二月

本船前起上鐵炮併火葯一切等、祈照數收裝本船爲感、

二月廿一日

南京船主楊秋棠 印

同月、唐船に炮器類相渡候届書、
南京船中に有之候炮器火藥類、先達而浦賀奉行支配向御普請役元締立會取上、下田町御用所の園置

候處、此度出帆に付、右品唐船の相渡申候、依之御届申上候、以上、

子二月

江川太郎左衛門

御勘定所

同月、江川太郎左衛門差出候届書、

豆州下田湊漂着唐船荷分之儀相願、其段先達而申上候處、可成丈荷分不仕積、實々荷分不致候而不相濟節は荷分いたし、爲荷守質唐人其外重立候者一兩人、爲乘組候様可仕旨、御達御座候に付、荷分不仕罷在、再應申論候處、護送人御普請役私手代足輕小もの等上下八人、水夫一人、水先五人、都合十四人、居所取補理候に付ては、船中手廣には候得共、一體荷物積重、其外は唐人乗組人數一同罷在、且又船中働候場所は、明置不申候ては差支候に付、財副陶栗橋居所明渡、陶栗橋儀は船主楊秋棠居所の同居いたし、右兩人居所に有之候荷物并右部屋々々入口際積込有之候手廻道具類、取除不申候ては、住居向出來不申、外場所の巻返可仕甘き場所無之、其上唐人共よりは、分荷之儀強て申立、何程申論候ても、何分承引不仕、右一條而已に拘り居候ては、船支度

にも差支、追々出帆時節相後候に付、一同評議之上、再應申論候上、護送又住居に相成候場所丈之荷物取除、護送船の船移仕、右跡間仕切等直に取補理申候、尤右場所の御普請役并私手代共、明荷其外雜物等差置候儀に付、不殘之住居向には引足兼候に付、供廻并火所は、さんはん之内取補理、水先五人之者休息所は、橋脇少々之甘き場所の差置候積、右之通不仕候ては、唐人共打混罷在候より外無之、左候ては御取締向にも拘候間、旁一同評議之上、前書之通取極申候、尤船積いたし候荷物之下に、手廻箱籠其外共、何れも錠前付候て、取締も宜儀にて候得共、猶又其上の十文字之繩締仕、唐人護送人立會封印致、錠前無之少々にても貫目に拘り候分は、是又唐人立會貫目相改、木札の相記番立仕、一同御取締向第一に申合、無滯護送船の積入申候、多分之荷物にも無之に付、船中混雜も不致、速に積入相濟申候、

一質唐人兩人之外、重立候者一兩人可能出旨申聞候處、船主財副は本船に不罷在候ては差支候間、難罷出旨申之に付、左候は、右兩人に引續候もの可

同年二月、下田御代官より長崎奉行の送狀、

送狀目錄

此度漂着南京船、長崎表の被差立候に付、本船并右護送船共乗組人數、其外護送船の分荷物送り狀之事、

一漂着南京船 船主楊秋棠、外乘組八十五人

外水先日本人五人

護送船榮力丸

補杉槓三年造

一千二百石積

右道具附

一橋杉

一桁杉

一楫白檣

一木綿

帆廿八反

一綱十二房

内苧綱四房

市皮同

檜同

一鐵碇八頭

百二十貫目一頭

百二十貫目

同、百十貫目同

一百貫目同

九十貫目同

百十五貫目同

百五貫目同

九十五貫目同

八十五貫目同

一傳馬船一艘

其外走小道具一式

質唐人張仲策

張得洪

荷守唐人張垣山

劉豐珍

分荷積入

一胡絲

但貫目風袋共

一箇限封印附十四箇

内、六十二番

十貫目一箇

六十四番

十貫目同

六十八番

十貫二百目同

八十一番

子二月廿一日

江川太郎左衛門 印

御勘定所

罷出旨申聞候處、針役楫役總官等は何れも可能出由にて、外唐人共之内重立候者兩人差出可申旨、強て申之候間、一同評議仕候處、此上再應論候ても承知仕間敷、彼是手間取、却て出帆之時節後れ候ても如何に付、右願之通申付候、
一右唐船の日本水先之もの五人、并護送役人上下八人乗組に付、護送船之振合を以、猶又水夫一人乗組申付候、尤糶米其外入付之品々不殘、兩船の積入相濟、其上護送船の分荷等いたし候上は、御普請役元締始、私手代共一同、今廿一日日本船并護送船の乗組、明廿二日風順次第、當湊出帆之積御座候、右之通分荷積入之儀は、浦賀奉行支配向并御普請役、拙者手代、唐人一同立會、改之上荷分致し、本船護送船共間仕切出來、質唐人荷守共、唐人護送船の請取、糶米其外入附之品積入相濟、護送人一同、今廿一日乗組、風順次第、明廿二日當湊出帆仕候積手配仕候、猶出帆之上、御届可申上候得共、先此段御届申上候、以上、

十貫目同 八十二番 十貫二百目同 八十三番 十貫二百目同 八十七番 十貫目同 九十一番 十貫四百目同 九十六番 十貫目同 九十八番 十貫二百目同 百十番 十貫二百目同 百十一番 十貫目同 百十五番 十貫目同 百十九番 十貫二百目同 一屏線 但貫目風袋共一箇限封印附十箇
 内、六十三番 十六貫十目一箇 六十六番 十六貫目同 七十二番 十六貫目同 七十五番 十六貫目同 八十五番 十六貫目同 八十八番 十六貫二百目同 九十四番 十六貫目同 百三番 十五貫六百目同 百十七番 十五貫六百目同 百二十八番 十四貫八百目同
 一暉岐 但貫目風袋共一箇限封印附十箇
 内、六十七番 九貫八百目一箇 七十一番 九貫六百目同 七十三番 九貫六百目同 七十四番 九貫四百目同 八十番 九貫四百目同 八十四番 十貫目同 九十九番 十貫目同 百九番 九貫四百目同 百十番

十貫目同 百二十二番 九貫四百目同 一玳瑁并爪 但貫目風袋共一箇限封印附十四箇
 内、六十九番 十貫六百目一箇 九十七番 十貫六百目同 百番 十貫四百目同 百四番 十四貫八百目同 百二十番 九貫二百目同 百二十一番 十貫八百目同 百二十九番 十一貫二百目同 百三十一番 九貫四百目同 百三十四番 十一貫二百目同 百三十五番 十四貫六百目同 百三十六番 十二貫目同 百三十七番 十四貫四百目同 百三十八番 十五貫八百目同 百三十九番 十六貫目同
 一鹽紬 但貫目風袋共一箇限封印附二十箇
 内、七十番 十五貫六百目一箇 七十六番 十六貫目同 七十七番 十三貫六百目同 七十八番 十九貫目同 七十九番 十六貫目同 八十九番 十五貫八百目同 九十三番 十三貫八百目同 百一番 十三貫六百目同 百五番 十六貫目同 百六番 十六貫目同 百八番 十六貫二百目同 百十

二番 十九貫四百目同 百十三番 十三貫四百目同 百十八番 十五貫二百目同 百二十三番 十五貫八百目同 百二十四番 十八貫目同 百二十五番 十六貫目同 百二十七番 十五貫目同 百三十番 十八貫二百目同 百三十三番 十六貫四百目同
 一大呢 但貫目風袋共一箇限封印附八箇
 内、八十六番 八貫四百目一箇 九十番 九貫二百目同 九十二番 十貫二百目同 九十五番 七貫二百目同 百二番 九貫六百目同 百七番 九貫四百目同 百十四番 九貫二百目同 百三十二番 十貫目同
 六十五番 但貫目風袋共一箇限封印附一箇
 一線緞 二十五貫六百目 封印附一箇
 百二十六番 但貫目風袋共一箇限封印附一箇
 一縐紗 二十一貫目 封印附一箇
 百四十番より百七十番迄 封印附三十一丸
 一紅毡 封印附三十一丸
 一番より六十一番迄 封印附六十一箇
 一手廻箱籠 封印附一箇
 百七十一番 封印附一箇
 一市皮包箱 但錠前附 封印附一箇
 合 百四十箇、三十一丸

但唐船に殘有之候荷物は、於下田湊改不致候間、送り狀に相除申候、外、
 番外 十 二
 一手廻夜具包其外
 是は質唐人二人、荷守唐人二人、都合四人之分手廻夜具にて、護送船に銘々持越乗船に付、番外にいたし置候分、
 右は、豆州下田湊に漂着之南京船、長崎表に護送に付、本船の水先日本人五人、護送役人一同乗組、護送船には質唐人二人、荷守唐人二人、其外護送役人一同乗組、分荷積入之儀は、浦賀奉行支配向并御普請役立會改之上、下田湊において、廻船御用達苦屋休兵衛差配之廻船に積入、本船護送船とも一同、今廿二日同所出帆申渡候、其御地着岸之上、宜敷御取計可被下候、仍而送狀如件、
 文化十三年二月 江川太郎左衛門 印
 松山伊豫守殿 以上偶視録○按するに、松山伊豫守に長崎奉行なり、
 文化十四年六月十三日、先達而唐船豆州下田湊に漂着之節、厚御手當を以、長崎表に挽送被遣、船荷物とも全く無事に着船仕候付、奉謝御恩儀度、微薄之品持渡、唐船より献上左之通、

竹細工太平有象一臺 竹細工壽星一臺 木瓜形多寶盤一組 内御飾附、端溪爪形硯一面 紫水晶墨置一臺 水晶水入一臺 靈璧石筆架一臺 紫檀七寶細工筆立一 瑪瑙筆洗一臺 孔雀石文鎮一臺 京銅文鎮一臺 水晶印肉入一臺 御書棚、但御飾附、水晶獅子筆架一臺 水晶筆洗水入附一臺 茶色水晶麒麟置物一臺 但、右二桁組合一臺 宣德年製京銅香爐并宣德臺附一 水晶三組印一臺 御書棚、但、御飾附、宣德年製黃銅耳附香爐一臺 水晶手附盃一臺 水晶片手蓋物一臺 錦手燒物花瓶一臺 青磁五岳筆架附立一臺 大紅毛氈二枚、但、一枚丹通 紗張燈籠二對 以上

沐恩十二家總商楊思高惶悚頓首拜
右大將様の獻上

竹細工南極壽星一臺 竹細工載來花甲一臺 角形多寶盤一組 内御飾附 角形端溪硯一面 玉石墨置一臺 青手水晶水入一臺 水晶筆架一臺 紫檀七寶細工筆立一 京銅象文鎮一臺 瑪瑙置物一臺 瑠璃石置物一臺 堆朱印肉入一臺

御書棚但御飾附、宣德年製鼎附香爐一臺 水晶角花瓶一臺 堆朱菓子入一臺 水晶獅子頭蓋物一臺 水晶瓢形筆洗一臺 但、右二桁二重臺に組合せ 御書棚但、御飾附、水晶菓子一臺 七寶細工紫檀筆立組合一 青磁花瓶一臺 宣德年製琴形香爐一臺 水晶仙人置物一臺 大毛氈二枚、但、一枚丹通 紗張燈籠 以上

沐恩十二家總商楊思高惶悚頓首拜
大通事 神代太郎 穎川四郎太
小通事 平井社郎次 游龍彦次郎
右、御勘定奉行服部伊賀守、長崎奉行松山伊豫守より取扱にて差上之、文化年録、柳營日記
文化十三年九月十六日

金二枚 御代官 江川太郎左衛門
時服二 名代 羽倉 外記

右は、豆州下田湊の唐船漂着之節、骨折相勤候に付被下旨、於御右筆部屋縁頼、下野守按ずるに、老中青山忠裕、申渡之、柳營日記
文化十二年十二月、豆州下田湊の南京船漂着、同十三年正月、右御用取扱御用掛組頭田中惣次郎、目付

通航一覽卷之二百三十五

唐國盛京統部 滿州山丹部部三十一

役今西幸藏、封印役土屋造酒右衛門、道家丹次、山本和多五郎、平同心中田類右衛門、岩田良右衛門、淺野牧五郎、吉村海助被仰付、御用中下田の相詰候に付、御扶持方分限一倍、宿代銀一ヶ月銀半枚、雜用金一ヶ月金一兩宛被下置、右御用骨折相勤候に付被下旨、土井大炊頭殿按ずるに、老中利和、被仰渡候段被仰渡、金三百疋組頭、金二百疋宛目付役以下八人頂戴仕候、浦賀同心、由緒書

按ずるに、諸書を閱するに、漢土北方の國を韃靼といふ、其地廣大、滿洲山丹もまた其域中にして、皆清朝に服屬す、明史に、韃靼は即蒙古にして、故の元の後なり、元の順帝北走の後、六傳坤帖木兒にいたりて弒逆に遭ふ、鬼力赤なるものあり、篡立して可汗と稱し、國號を立て、遂に韃靼と稱す、其後數十部に分る、清一統志に、其境界東は兀良哈に抵り、西は脱忽麻及ひ撒馬兒罕に接し、北は沙漠に連る、増譯采覽異言、近代翻譯の西書に、漢譯また大韃而韃に作る、羅甸語これをゴロトタルタリヤと呼ぶ、此名蓋し中北亞細亞の總稱なり、北は氷海に臨み、東は東方の大洋に至り、南は漢土及び印度百兒西亞等に界ひ、西は歐羅巴魯西亞に接す、部内に四大河あり、其一西よりして東に流るゝを黑龍江といふ、此地近世分れて三大部となる、其一部漢土に屬するものを支那韃靼といふ、朝鮮滿洲蒙古喀爾

通航一覽卷之二百三十四終

喀等是なり、其一部魯西亞に屬するものを魯西亞
 鞑靼、一に止百里亞といふ、封境最廣大、新增白臘
 等其域中に在り、其一部を獨立鞑靼といふ、これ支
 那及び魯西亞に屬せず、割據自立する所の數國を
 總稱せるにて、圖伯特、大佛加里、小佛加里、都爾格
 斯坦、烏斯伯斯、哈薩克、加烏葛須等是なりと云々、
 滿洲はまた清一統志、盛京通志等に、即鞑靼の地に
 して、古の肅慎是なり、肅慎、ミシハセと訓せる、清の遠祖
 三姓の地を定め、はしめて寧古塔に居り、國を滿洲
 と名く、建州女直始末に、清朝は元來建州女直の
 奴兒干といふ夷種なりしか、後に夷を諱て滿洲と
 改む、明の萬曆中、東西鞑子を滅し、尋て遼東を取、
 遂に漢土に帝たり、北京の東を遼東といひ、西北を
 宣府といふ、遼東の東北より朝鮮に至るまでを女
 直といひ、遼東の西北より宣府の東にいたるまでを
 兀良哈といふ、是東鞑子なり、宣府の北より西域
 に至るまでを蒙古といふ、是西鞑子なり、女直にま
 た三種あり、海西女直、建州女直、野人女直是なり、
 建州女直は古の渤海國の子孫、海西女直は唐に黒
 水鞑靼といひたる夷の子孫なり、また獻暄錄には、

鞑靼は即女直にして、古の肅慎の地なりといへり、
 滿洲の境界、東は黒龍口に劃し、北は雅克薩城に至
 り、魯西亞所領に接す、域中三大府あり、第一は即
 遼東にして、清の世祖及び太宗の廟あり、第二を
 吉林といふ、總鎮あり、第三を弟杜支加爾といふ、
 其北邊に尼布楚城あり、近世清人魯西亞と和議し、
 此地に界碑を建て、其封境を定む、又清祖降誕興隆
 の處を寧古塔といふ、長白山其近きにありと、これ
 近代翻譯西書に載る所なり、山丹は山且また山鞑、
 或は山達に作るものあり、山丹と書するもの多き
 により、今これに従ふ、蝦夷記等によるに、其地蝦夷
 の西北カラフト島より西にあたり、同島の内ナツ
 コーといへる所より涉海す、其程甚た近し、蝦夷拾
 遺に、此地朝鮮と鞑靼との間に在り、古へ高麗に夷
 丹あり、其地開けて夷丹退き山に隱る、これに因て
 山丹と稱するならんといひ、一宵語にも、山丹は高
 麗夷丹の地にして、遼の本國契丹の種類なりしが、
 山に因り深く住せしをもて、山丹と呼るよしを記
 す、また松前志に、天平寶字六年、東海東山の節度
 使藤原惠美朝臣朝借碑を鎮守府門に刻み、四方道

里の遠近を誌せしに、鞑靼國界を去る事二千里と、
 是まさしく山丹をさしたるならんといへり、蝦夷
 風土記に、女直考によるに、或は是野人女直の種な
 らん、邦人は索木達莫と呼ひ、蝦夷人は索木達莫詩
 利と唱ふ、其地より滿洲の接界に關あり、要烏吉關
 と名く、索木達莫人毎に往來貿易すと云々、此山丹
 の事、漢土の書に詳ならず、東鞑紀行附錄に、東鞑
 地方よりカラフト島に來るものを、本邦の人槩し
 て山丹人と呼ひ、其地方をさして山丹と稱し來れ
 り、然るに文化年中、蝦夷地在住間宮林藏、其地方を
 經歷して、普く諸夷を觀するに、其集俗各異にし
 て、たゞ一種にあらず、スレングルと稱するものあ
 り、ジャンタンと名つくるものあり、コルデウチと
 呼ぶものあり、各地境ありて、其部落を分てり、サ
 ンタンは則ジャンタンの訛音にして、其一種なる
 時は、これ其集俗の名にして、地方の名とすへきも
 のにあらずといへり、此説いか、あるへきにや、凡
 鞑靼の地方氣候甚た寒く、冬月雨なく、夏に至りて
 微雨あり、大山及び沙地多く、其人強健にして其色
 黒く、潤眼小目、鬚髯荒麤、其性勇を好み、病を以て

歿するを恥辱とす、また田獵を事とし、能く馬上に
 長槍を使ふ、極北の地にいたりては、城廓宮室を設
 けず、水草を逐て徙轉する所あり、其土産は皮革爾
 紙馬等なるよし、萬國圖說、華夷通商考等に見えたり、
 鞑地はかく本邦に隣れるをもて、古より通せし
 と見え、日本書紀に、欽明天皇五年、肅慎國の人佐
 渡國御名部崎に來りて妖術を行ふ、齊明天皇四年、
 肅慎國を征伐す、同六年また阿部比羅夫を將とし
 てこれを征せられ、生熊二疋羆皮七十枚を得て歸
 りし事を載せたり、

○漂流

寛永二十癸未年、越前國三國新保村の坂北郡、商船鞑
 靼國に漂到せしか、其頃清朝革命、北京遷都の時にし
 て、明年の冬、北京に送られ殊に懇遇あり、其後鞑人
 を副て護送あり、朝鮮國を經對馬國に渡り、正保三丙
 戌年六月十六日大坂に着船し、それより本國に歸る、
 護送の鞑人は頓て朝鮮に送らしめらる、此漂民を殊遇あ
 り、日本の事を尋問し、引書中に見え、延寶年中、福建にて琉球人を捕
 球國之部、唐國往來の條に、
 出ず、正にこれ照應せり、

正保三丙戌年、越前國新保村之商賣船朝鮮より送

ものとも引出、着物をぬがせうつふしに寐させ、大竹の厚きを割り、是にて尻と腰とを五十宛強く扣き申候、尻さんくりに破れ血出、半死半生の體に見え申候、韃靼國にて科人は輕重により、數を定て扣き申候由、其後は日本人を殊外御懇に被成、着類を被下様々御馳走被仰付、韃靼の都に廿日餘罷在候、其後又奉行所へ御呼寄、鞍置馬十五疋揃へ、十五人の者共を乗せ、大名と思敷人、日本の者二人三人宛請取召連都を出候て、大明の北京へ三十四日或は五日にて着候人も御座候、又四十日計にて着候者も御座候、其時は申の十月霜月の間に御座候、韃靼の都に罷在候内は、朝夕の食御賄被仰付被下候、上下共に韃靼にては粟飯にて、米は一切無御座候、北京にて奉行所へ被召寄、家を御渡し被成、作事は我等共望次第に仕候へと被仰付、人足三人御渡し候て、日本人一人前に、一日白米一升充、豚子一人前に秤目一斤、麥粉蕎麥粉茶酒、白き大なる鳥二羽、此鳥は日本にて鷲と申鳥にて御座候、薪は燒次第、肴油菜味噌塩米一日宛御渡し、着類は絹布夜着蒲團木綿帽子肌袴の裝束迄被下候、少氣分惡

敷候へは、醫師を御懸候、日本は奇麗敷奇なる由にて、切々行水仕候、また毎度奉行衆奥方へ御呼候て、日本の諷ひ小歌等御聞、其上にて色々御馳走被下候、明る酉の五月、我等共談合仕候は、何程御馳走被成候ても、明暮我朝戀しく御座候間、縱殺され候共歸朝仕度由訴訟可仕と存、五月五日、大明之御禮日にて御座候を心掛、奉行所へ訴訟申候へは、御聞届け、日本へ御歸し可被成よし被仰付候、其時は大方詞も聞知申候、我等共詞をも御聞知候、右之通にて致満足、同年霜月迄待申候處に、同十五日に被召出、羊の皮の着物并下着肌袴踏皮沓皆々被下、同廿日頃、日本へ可被遣御申、其如くに十日目に、羊の肴二十疋計、酒澤山に被下候、同廿一日馬十五疋に我等共を乗せ、侍と思敷人迎に參り候、五ツ爪龍の紋付たる大旗二本、白き小旗八本、赤き小旗四本、笠鋒三本、棒二本、諸事その馳走の札持たる人百人計附添、朝鮮國の境迄爲送被遊候、賄は所にて御座候、朝鮮境までは、十二月九日に着申候、夫より朝鮮人請取に二百人計參候、又大明より送人の内十人着添參候、我等へのあてがひ中々能付添申

候、朝鮮の都へ同廿八日に着申候、朝鮮にての御馳走難申盡候、道々にて遊山心の儘にて御座候、朝鮮にての御馳走、夜着蒲團、紬の着物一ツ宛、帶一筋充、枕、木綿の拾一ツ宛、木綿三反、墨三挺、筆五對、紙五帖宛、させる、煙草迄被下候、其年は朝鮮にて越年仕候、明る正月七日に都を出候て、十日路程參候得者、シンサツと申大名の御館へ召れ、日本の音曲を望申候故、國多吉右衛門、宇野與四郎諷杯諷ひ申候、十五人之内一人は最前江戸者にて、小歌など能うたひ候故、唐人衆感涙を流し、面白かり申候、韃靼に罷在候時、諷なご方々にて諷申候、唐人の歌は音太く、能御座なく候、是にての御馳走、色々結構に御座候、紙五帖、菓子一袋、煉菓一包、煙草五斤、させる一本宛被下候、其所を出、同廿一日當念喜按ずるに、異本に東葉に作ると申所へ着申候、其所の地頭大名にて御振舞被下、紙二帖宛、申柿十五連、米五俵、干鱈二百枚、酒肴味噌鹽等被下候、其所より宗對馬守様御家來古川伊右衛門殿へ懸御目候、韃靼大明の物語御聞候て、對馬守様御家老衆へ御狀御添被遣候、伊右衛門殿よりも酒樽一駄、椎茸一升、鳥賊百枚、

紙十五束、金米等新糖十斤、させる二十本、多葉粉三十箱被下候、三月十七日に對馬國鶴浦へ着申候、同廿二日に府中へ着申候、對馬守様より御賄被仰付、色々御馳走難申盡候、木綿拾十五、下帶十五筋、帷子十五被下候、六月二日に對州を出、同十六日大坂へ着申候、一韃靼之都にて御振舞の次第、膳の大きき三尺五寸程の膳を、一人前に二膳宛居へ、一膳には肴の類を色々高盛にして作花を置、鶏其外の鳥とも丸なから居る置、牛羊魚の類、菓子の類數々高盛にて、一膳に六七色可有御座候、又一膳には饅頭餅菓子の類、結構の品積前に置候事、是も六七色も可有御座候、此二膳をすへ候て後酒を出し、數へん盛返し、酒納候て膳引申候、其跡へ又膳を出し申候、是は飯の膳にて、二尺五六寸程御座候、魚鳥の料理色々御座候、汁五ツ、菜數は二膳に五六寸も可有御座候、都にて如此に御座候、都を出道中にて、大名衆大振舞も、大方同前に御座候、其外御馳走の次第申計無御座候、韃靼國は越前國より乾の方に當り可申かと存候、韃靼へ參候時、初め詞を聞知不

申候て、仕かた真似にて兩方合點仕候へとも、具には開分難く御座候、後には聞馴候て、大方合點參候、物の名も差合の詞も大概覺申候、日本人十五人の内、物書候者は國多吉右衛門、宇野與四郎、權右衛門と申者計に御座候、諸事彼國の言葉書付申上度候得共、清濁の品書わけかたく候故、物の名計此奥に書付申候、按ずるに、これ韃靼十數、北京十數、及び北京童等、諸等の事なれ、兵類はしければ、今これを略す。一我等共流着候所より、韃靼の都迄三十五六日路之間、田一切無御座候、粟稗其外雜穀は日本のごとくに御座候、山路計にて、其内深山も御座候、大木など大方日本に御座候樹に相見え申候、又日本にて見不申木も御座候、松は五葉にて御座候、深山其外蘆原野山にて、山の間に廣き所も御座候、右之所より五日路程出候へは、蘆原を分通り候所計御座候、道中に宿無之候故、大かた山に泊り申候、食物は馬に付候て、泊々にて給申候、人數何ほど多く候共、上下ともに皆馬に乗申候、都へ着申候三日路程前方より、道筋も相見え、所々民家も御座候、人の形日本の人より大きに御座候、上下共に頭を剃て、てへんに一寸四方程丸く毛を殘し、長々敷三ツに

組置申候、うは髭は其儘置申候、下髭計取申候、大小名下之百姓迄も右之通に御座候、女は頭の毛を真中より兩方へ分け、前後を引廻ししはり巻のやうに仕申候、上下共に頭にかぶり物をいたし候、冬は頭巾を丸く仕りへりを取候、大名はトワヒと申皮にて鼠色に御座候、此皮高直成由、へりに色々のふさを付申候、下々の頭巾の形りも同前に候得共、てへんにふさも付不申、へりは狐の皮、其外毛の類にて仕候、夏は上下共に笠を着申候、此笠の形りも大きさも、頭巾のごとく仕候、日本へ參候唐人笠と申笠にて御座候、着物の様子大小名下々まで、身上次第に結構は替申候得共、きもの形は同前にて御座候、是は我等共持參仕候て、皆々へ見せ申候、袖はいかにも細く、手の甲迄懸り長く、腰より裙廣にて御座候、韃靼の都は、日本の道二里四方程御座候、其中に王の御座候所、日本の城の様子にて御座候、但日本の御城より倉相に御座候、角々に櫓も御座候、二里四方の内屋形作り、町屋もひしと作りならべ、屋形は大きく作り、丸柱にて御座候、瓦は藥を懸け五色に光り申候、常の瓦も御座候、町屋も日

本のごとく作り、不殘瓦葺にて御座候、結構成事は無之、只丈夫にて、皆々切石に御座候、韃靼王の御名チャウテンと奉申候、御年八歳に御座候よし、我等共北京に居申候時、此王北京へ御引越被遊候、臣下衆の事キウワンス、ハトロワンス、シイワンス、ホウワンス右四人の名覺申候、ワンスと申候は、王の御名代に仕置被仰付候を申候、此外歷々御座候由申候、仕置八人にて被仰付候よし申候、右のキウワンスは王の伯父にて御座候由、御年三十四五と見え申候、細く瘦たる人にて御座候、此人第一の臣下にて、上下恐れ申候、町を御通り候刻、見申候町人其外も頭を地に付罷在候、日本は不便に被思召候由にて、御前近く度々被召出、御懇意に被仰候、右之ハトロワンスと申は、キウワンスの兄にて候得は、是も王の伯父にて御座候得共、荒き人にて分別も荒き故、御仕置には構無之由、年は五十計と見え申候、痘顔にて太くたくましく、おそろしく相見え申候、大剛の人にて、合戦の時も、敵におくれを取たる事なく、城を攻候にも、無比類働被成、大明と韃靼と合戦の時も、度々手柄ごも有之、内に降參

に出候者共を、戦場の習なれば、王より御赦免可被成と被仰候を、此人合點不被申、數萬人殺し被申候、此科にて何程やらん知行被召上候由申候、國の風俗にていかにも律儀正直に御座候間、此儀述懐無之由申候、シイワンス是はキウワンスの弟にて、三十三に御成候、殊の外學者にて御座候よし申候、其外タクダズイ、トウセイクハ杯と申人も歷々にて、軍功有之候衆と承候、ホウワンス鷹野に御出候を一度見申候、大鷹千宛出候よし、御供の衆夥敷御座候、大唐の廣き事は思はれ申候、アントテイと申大名へ被召寄候時、馬を御せめ候を見申候、前後自由成事難申盡候、弓の稽古馬上にて自由自在に御座候、的も二十間程にて、はづれ申事稀に御座候、其矢を馬上にて取申候、總て弓馬の上手成所にて、見物仕候へは、殊の外面白候、御法度萬事作法明に見え申候、上下共に慈悲深く正直にて、偽申事一切無御座候、金銀取らし置候得共、盜様子無之、隨分いんぎんに御座候、但日本人を殺候所は遠國故、御法度をも聞請不申候て、御穿鑿の様子に相見え申候、殊の外御立腹の様子に相見え申候、主と下人

この作法、親子のこころ仕候故、上下共にしたしく、下人如何程召仕候共、女房をつれ合、夫婦共に扶持仕候、出替と申事も無御座候、大名之儀は不存候、五人三人十人二十三人程召仕候もの、此通りに相見え申候、

一韃鞮にても、大明の北京にても、評定場七ヶ所に定置、一ヶ所々々の奉行人定り申候、何にても一色穿鑿有之時、七ヶ所之評定場一ヶ所宛にて開届、面々の分別次第、理非を七ヶ所にて書付、八人のワンス衆へ一度に持参仕、七ヶ所の書付ワンス衆披見被成候て、奉行の依怙最負穿鑿をとげ、開様悪敷奉行人へは過錢懸り申候、是も度々不埒御座候へは、輕重により色々科に被仰付候、右之如く七ヶ所にて吟味をとげ、ワンス衆詮議の上にて、死罪の族有之時は王へ申上る、其時帝天道へ御圍を上げ、死罪に仕間敷御圍下り候へは、縦令重科の者にても御赦免に候、或は流罪又は割竹の杖にて數を叩申候、但不忠不孝の科は重々被仰付候、大方の儀にて人を殺し申事無御座候、科の者有之時は、最前一度の科は御免候、是は人の身の上には、誤て科仕事も

夜馬を休候時は、粟からを細かに切候て、大豆にませかひ申候、米は無之候故、糠も無御座候、馬のきを被申候、荷鞍は一切無之、鞍なしに荷物附申候、

一軍法の事、先代より御書付有之由申候、武頭仕候人々、其外下之小頭迄も、書付を讀せ御覽被成候、讀候事不成人には過錢出させ、其上心掛惡敷とて御いませのよしにて、能々讀覺申候、軍勢にも常常被申聞、軍法を不斷覺候て罷在善のよし被仰出、戰場にて討死仕候者には、領地其外男女を不嫌、諸式被下候、手柄仕候忠孝の人には、縦討死仕候ても加増被下、又臆病の者は罪科に被仰付候、如斯御法度堅く、妻子は關所に被成、召仕之者に被仰付候故、嗜申事下々迄右之通に御座候、ケ様成儀、我々も存候事にて無御座候得共、韃鞮へ參候時分、大明と合戦以後の事に候故、韃鞮の人爲申聞候、縦敵にても大將たる人の首なごさらし申事無之由申候、夫も心々にて御座候由、韃鞮の御仕置は此通りに御座候、奉行衆被仰候者、日本人は義理堅く武道も強く、慈悲も有之よし御傳聞、依之御馳走のよし

有之物なりとて、御免或は杖にて三ヶ程宛叩き、二度及科に候得者、御法度の通被仰付候、他國より參居候者は、小科なれば三年の内御赦免に候、是は他國の作法不案内故、三年過候得は、御法度之通被仰付候、上下共に刀は指不申、一尺五六寸或は二尺程有之脇指の様成ものをさけ、鞘の様に仕腰にさけ申候、拵様大方は絞鞘にて、鰐もかけ申候、此脇差にて竹木も伐申候、

一大名衆他行の時は、印の幅鋒爲持、鍵長刀は爲持不申候、武器は弓第一と見え申候、長さ四尺御座候、唐弓とて日本へ渡り申候、具足は日本のさね帷子のこころ、鐵をさねに拵、透間なく縫取着申候、馬自由なる事、中々可申様無之候、我等共馬に乗候事下手に御座候へ共、馬自由に候故乘能、手に懸候鞭を馬に見せ候得は、一文字にかけ出、鞍の内いかに平かにて、留度時は手綱をはなし候得はごまき申候、脇へ切れ候事もなく、何程懸廻り候ても息仕事も無之候よし申候、ケ様に馬自由に御座候故やらん、韃鞮人馬にて山坂細道を自由自在に乗申候、朝より晩迄強く乘候時は、草も水も飼不申候、

被申候、韃鞮人は老若共寒氣を少も痛不申、着物は肌着一ツを定めて着申候、夫に薄綿入候物一ツ、上着には皮の着物、毛の方を裏にして、表には紗綾緞子縞珍、其外何にても結構に仕候、大名は大かたトウヒの皮、毛色は鼠色にて、やはらかにてむくくご仕候、是は着物一ツにても三貫目程入申候由、其以下は羊の皮、其外狐の皮にても、毛有皮を着申候、上下共に裏は皮にて、表は絹布を付申候、袖なし羽織にて、我々共に被下候而着申候、殊の外暖に御座候、日本の着物袖の廣き着申候得共、殊の外寒く御座候料理の仕様、魚鳥牛羊豕子其外の獸、水にて煮申候、鹽醬油を付給申候、味噌にて煮申事も御座候得共、味噌の味日本とは違ひ、口にあひ不申候、酒はしやうちうにて御座候、韃鞮にては粟にて作り、北京にては米にて作り申候、

一夏の暑さ韃鞮北京共に日本に替り不申候、冬は日本一倍も寒く御座候、韃鞮は雪降り、北京は降り不申候、韃鞮の都より海邊迄は、三四日路有之由、着一切無御座候、荷物などはロドウに付申候、韃鞮にて此馬をトリと申候、鞍は置不申、脊中に物

を敷、筋瘤の脇より繩を懸下腹へ廻し、からくりにて荷物付申候よし、是は見不申候、象は澤山に見申候、韃靼の都より北京迄道中平に御座候、山道も御座候、道の幅八間程宛結構に作り申候、道中日本のごとく結構には無御座候、大方は能候、三十五六日路程の間に、海邊は一日路程御座候、小川は御座候得とも、船渡程の川は無御座候、北京より少前方に、トクテヨと申二町程の川御座候、船橋を懸申候、道中筋に大名の居城大分御座候、我々共北京へ參候時、韃靼より北京へ引越候男女、三十五六日路程の間引もさらず候、韃靼と大明との境に石垣を築申候、萬里有之よし、高さ十二三間程に見え申候、但石にては無之、瓦の様成物にて、厚さ三寸計に重ね、漆喰詰に仕、堅くなめらか成事、焼物に藥をかけ候ごとく、殊の外能く見え申候、何年過候ても痛不申候由、道通りの所には、此石垣を丸くくり、貫門櫓立申候、此丸き所にも藥をかけ、爪も立不申候、

一北京の城は、日本道五六里四方程御座候、北京の人は、大明の道積りにて申候、總廻りは北京へ參廻

韃靼の都は殊の外違ひ申候、北京より海邊五六日路も有之由、生肴一切無御座候、鯉鮒其外川魚澤山に御座候、北京人の心は韃靼とはかはり、盗人も御座候、偽も申、慈悲も無之候、乍去只今は韃靼王北京に御座候に付、御法度萬事韃靼のごとく、被仰付候間、心もよく罷成候はんと申候、北京南京ともに、韃靼のごとく頭に少し毛を残し申候、大明には米澤山に御座候、白米にて賣買仕候、我等共罷在候内は、銀一兩に白米一升宛仕候、近年は國亂故高直と申候、文字は韃靼大明同事に通し候由申候、北京より南京への道、急候て三十日には參候よし、此間も大川有之よし、南京も韃靼へ切取申候、討手の軍勢北京へ罷歸申候、但一頭は南京に残り候由、其後南京の者共北京へ禮に參り候を、我等共體に見申候、南京人も皆頭を剃、韃靼のごとく仕候、正月の祝、大かた日本に替り不申候、門松も立申候、三ヶ日能祝申候、其外は祝不申候、互に禮に參候、三ヶ日の間、王城へ御禮衆殊の外多く御座候、装束にて大名は日本の狩衣の様なるものを上に着申候、其外は常の装束にて新敷御座候、三月の祝無之、五

り候時と、又朝鮮へ參候時と、王城の兩方見申候、何方も此通りのよし、口々に石垣を丸く練貫、上に門櫓立置申候、廻りに石火矢掛置候所御座候、六里四方の真中に、二十町程堀をほり、其内に御殿の數殊の外多く見え申候、瓦は五色に藥をかけ光り申候、四方に門四ツ御座候、大手の御門には大きな石橋を五ツ掛申候、橋柱行桁踏板欄干何れも石にて御座候、欄干には龍を彫付申候橋五ツ懸候事、何之爲にて候と尋候得は、正月其外禮日の時、この外込合候故登申候、其内一ツの橋は、王行幸の時御渡り候橋之由申候、残る三方の門に石橋三ツ宛掛申候、六里四方の中に、屋形作りの家透間も御座なく候、日本の堂寺のごとく丸柱にて、瓦には五色の藥をかけ申候、細工結構成事は無之、只丈夫に仕候、板は敷不申、切石を敷、屋鋪廻りは日本のごとく成長家も御座候、但五六間梁程のよふに見え申候、この外大きにて、長屋の外は漆喰詰の石垣にて、町家も不殘瓦葺にて、物賣申所も日本の借棚のごとく仕候、家主は引込居申候、又左様無之所も御座候、商物萬澤山に御座候、富貴に見え、結構成事、

月五日は祝申候、七月十四日十五日十六日のうち佛を祭り候事、日本に少も替り不申候、寺々に木佛を立置候事、一寺に一萬も可有之様に相見え候、大寺に餘り假屋を作り置申候、其内に繪像も御座候、佛前に香花種々の物御座候、七月の外佛數多く無御座候、水向施餓鬼日本に替り不申候、八月十六日を祝申候、何の祝と尋候へは、星をまつり候よし、誕生日下々迄祝申候、九月に祝無御座候、一寒は霜月の中と申より入、四五十日めに明申候、韃靼大明共に寺多く御座候、何れの寺にも經を佛前に積置候事、夥敷事に御座候、念佛はナムヲミトウブと申候、一遊山見物の事、舞臺を構へ何やらん仕候へ共、合點不參候、放下猿引御座候、大名は長柄の輿に乗申候、北京より朝鮮の境迄通り御座候、此間幅二三町程の川御座候、水の上を人馬渡申候、夏は船にて越申候、此外小川多く御座候、是も國境より朝鮮迄の間は大川御座候、水上を通り申候、朝鮮國の内大方山路にて、廣き所は稀に候、右之趣者、韃靼國より罷歸候國多吉右衛門、宇野與

四郎と申者兩人、江戸へ罷歸候に付、御老中方様子
委細に御尋被爲成、口上にて申上候、韃靼物語、
漂流雜記、
寛永中に、越前の新保と申所の船頭、建州へ船を吹
つけられ、よき時節に参り合せ、其時は北京遷都の
砌にて、北京へつれられ、北京より返され候事に
候、其者申候ひしとて、慥に承候、建夷奴兒部の邊
の人家の門々に、こなたにて元三大師の像を札に
貼し候如く、義經の像と辨慶の像との如きもの一
枚つ、貼し候を、慥に見候と申事に候、義經蝦夷よ
り韃靼部へ後に遊られ候歟、蝦夷よりは建夷の邊
遠からの境と承及候、これも奇説に候間、次手に申
述候、皷白石
遺書、

通航一覽卷之二百三十五終

此段去々卯月、奥州松前突符村金右衛門所持六端
帆の船に、私とも三人乗組、同國の内海上凡二十里
程隔候オコシリと申離島の罷越、小屋を補理、昆布
を取候積、逗留中の糧米四斗入三俵鹽味噌薪等積
入、突符村年寄田中勘左衛門よりの往來切手受取、
同月十一日村方出船、右切手を同國熊石村と申所
の番所に差出改請、同夜セキナイと申所一宿致し、
翌十二日明六ツ時頃過出船、十里程沖の走出候處、
同日暮頃より俄に寅卯の風起り、十五六里程先の
オコシリ島を見掛、段々風烈敷相成候付、種々相働
候得共、凌方無之、同十三日夜四時頃、帆柱吹折、翌
十四日夜四ツ時頃、楫も被打破、一向山も見えざる
大灘に被吹出、何分難相凌、食事いたし候間合無
之、飲水も遣切候に付、生米を給、風に任せ流れ漂候
内、同十五日朝西風に替り、少々に和き、同日晝過
より雨降出候間、桶鉢等に請溜、渴を凌居候處、同
十七日朝より、又々西風烈敷、晝夜共吹續、度々船
中波打込、船危相成候付、身命限垢水を汲相凌候
處、同十八日明け六ツ時過より南風に相成、差て大
風にて無御座候得共、折々烈敷流漂候内、何國とも

通航一覽卷之二百三十六

唐國盛京統部
滿州山丹部三十二

○漂流

寛政七乙卯年六月、松前志摩守資廣所領陸奥國松前
突符村の漁夫三人、蝦夷地オコシリより漂流して、
滿州の地吉利魚皮韃境に到る、後彼地より清朝に送
り、同九丁巳年二月十八日、通商の唐船より肥前國長
崎に連渡り、明年四月歸國せしめらる、唐荷主及び船
主財副等には、前例のこく褒米を與へらる、
寛政九丁巳年十二月

松前若狭守領分奥州松前
突符村金右衛門

一向宗

同人伴

同宗

右同人領分同國同村

禪宗

重兵衛

私共儀、韃國の漂流仕候處、當已二番唐船より送來
候付、踏繪被仰付、國許出船積荷物之品、并漂着の
次第、韃國又者唐國逗留の始末、委細有體可申上
旨、御吟味御座候、

不知山を見出候付、一同力を得、何卒地方に乘寄可
申と存、金毘羅の祈誓を掛、昆布取候長き木を柱之
代り押立、莖を帆に致し走寄候處、同十九日曉、荒
浪にて岩に乗掛け、破船致し候、安次郎者襦袢一ツ、
孫太郎、重兵衛は裸の儘濱邊の游上り候得共、(朱書
此濱邊の儀、漂流人連渡り候唐人共の相尋候處、韃
國吉林の内伊皮韃の地方の由、唐國乍浦迄送狀を
以申越候段申之候、)人家も無之、日本の地とは不
被存、及饑候に付、同所に有之候濱梨子の實、又
は岩間之昆布を取食物にいたし、三日程罷在、夫
より濱邊傳ひ人家を尋歩行、納屋體之家(朱書此家
の儀、唐人共の相尋候處、不存旨申之候、)十軒計
有之所の參候處、頭上少し髪を残し、筒袖の襦袢
の様成物を着、股引之ゆるきものをはき候不見馴
人、家一軒に三人宛住居いたし、此度私共を日本
に連渡り候唐人同様の姿に候得共、其節始而見請
候故、甚相驚居候處、私共は日本と書見せ候の間、
其通と相答候得共、互に詞通し不申、食物無之及饑
候様子、手真似仕形等致爲見候處、心得候様子に
て、私共の手を取、小屋の内へ引入、粟を煮爲給、革

之着物一宛吳候間致着用、若唐國にても可有之哉
と存、其儘逗留致し、日本に歸度趣、度々相歎候得
共、耽と通し不申、日々薪拵手傳等いたし、同十月
初比迄罷在候處、私共を外に連參候様子仕形致し
爲見、右唐人五人粟鍋等を持添出立、道中明家に一
夜泊、右粟を煮爲給、翌日家數百軒程有之候所
着、(朱書此所の儀、唐人共一相尋候處、不存の旨申
之候)長け三間幅二間程の茅葺土間の家に私共を
差置、附添參候唐人五人は罷歸、其所の唐人七人
同居いたし、日々粟を搗又者薪拵等いたし、私ども
臥候節者、土間に床を置、葦の莖を敷、同所に去辰
三月十二日迄罷在、食事者粟飯并魚肉等を、毎日唐
人共拵相與、此所逗留中に濱邊に漁業致し候者
を見請候處、男女ども總髮にて、詰候儀も無之後
下ケ、衣類者都て革にて拵、男は黒色女者赤色、仕立
方は外唐人衣服と同様に有之候、女者笄も無之、耳
に眞鍮の鐶を下け、鼻片穴にも同様の鐶を下け居
申候、(朱書此耳鼻等鐶を下け候譯、唐人共相尋
候處、是迄改見聞候儀も無之、定て韃地の風俗にて
も可有之哉に候得共、彼地の様子存候者、長崎に居

合不申候、然處同日私共は長一丈五六尺、幅二尺
五六寸程の繰船一艘、權三本添相與、右船に乗、西
の方を志參候様仕形いたし爲見、船中爲給料粟五
六斗程と、鍋一ツ吳候に付貫請、唐人は附添不申、
私共計乗組、目當は無之候得共、教之通西の方を志
乗出し、凡十日程漂ひ、同四月廿一二日比と覺、所
之名不存、鹽釜之有之候濱に着申候處、役人體之唐
人參居、(朱書此鹽釜有之候濱、并役人之儀、唐人共
相尋候之處、不存旨申之候)同所にて鹽商賣いた
し候者、右役人體之者、私共をボンチョンと申候
(朱書此ボンチョンと申所の儀、唐人共相尋候の
處、韃國船廠の地に可有之、尤韃音にてはボンチ
ョンと申候哉、其儀不相辨由申之候)可參様子仕
形いたし爲見、三人共罷歸候上、無程何方より參候
哉、外役人體之唐人四人參、(朱書此役人の儀、唐人
共相尋候處、不存由申之候)右之内一人者重立
候者、相見、私共陸に上り候様仕形いたし候に付、
船其儘差置致上陸、右唐人一同出立、日數七十日路
程にて、ボンチョンと申所の由着、有福の者の宅と

相見、(朱書此有福の者の儀、唐人共相尋候處、不
存知旨申之候)馬など多飼有之候町家の連參、同
所小屋の様成所、土間に腰かけを置、其上に藁を編
候敷物いたし、私ども一緒に差置、番人六人附添、
十二三日致逗留候處、同五月初比、又候外に送り遣
候様子にて、私共馬に乗せ、役人體の唐人二人、并
(朱書此役人の儀、唐人共相尋候處、不存旨申之
候)小者と相見候もの二人、何れも馬に乗り附添、
出立いたし候處、途中に役人二人、(朱書此役人の儀、
唐人共相尋候處、不存旨申之候)供二人馬を牽
せ出迎罷在、ボンチョンより附添候役人の致對談、
私共を請取候様子にて、又々馬に乗せ出立、先方賄
を請、ノコダイと申所の由着、直に役所體の所わつ
れ參、(朱書此ノコダイと申所、并役所の儀、唐人共
相尋候處、ノコダイは寧古塔の韃言にて御座候
由、役所者同所將軍の役所にて可有之、右將軍は唐
國の總督に相當、一切の武官を司候故、唐國よりは
都て將軍と相唱候由申之候)石門を通り内に入候
處、正面に重立候役人一人罷在、外役人五六人並
居、(朱書此役人共之儀、唐人共相尋候處、守備都

司の類にて、武役を司候者に可有之旨申之候)私
共は何歟相尋候様子に候得共、一向詞通不申、同日
右役所より二町程隔、觀音の様成佛安置有之候
寺に連參、(朱書此寺の儀、唐人共相尋候處、不
存旨申之候)右寺内七疊敷程の小屋に私どもを差
置、番人附日々二度宛米之飯野菜魚肉等、彼方にて
拵相與、三日程逗留いたし、夫より又々重立候役人
二人、(朱書此役人の儀、唐人共相尋候處、寧古塔の
將軍より差出候把總と申、盜賊并諸改方等司候役
人にて可有之旨申之候)供三人召連、私共を馬に乗
附添出立、ギリンと申所の由、(朱書此ギリンと申所
の儀、唐人共相尋候處、韃國吉林の地方にて可有
之、尤唐音にて者ギリンと相唱の由申之候)家數
凡千軒餘も有之所に召連、私共三人を役所と相見え、
練堀石門等有之所に召連、右門を通三町程參り、尙
又役所體の所を案内いたし、(朱書此役所と相見候
所、并役所體の儀、唐人共相尋候處、吉林將軍の
所にて可有之旨申之候)十疊敷程の臺の上に、重
立候役人罷在、左右に役人體の者十四五人並居、
(朱書此重立候役人の儀、唐人共相尋候處、吉林の

將軍にて可有之旨申之候、)重立候者は狸々耕之様成赤衣類、其外は飛色又は黒色の絹紬の様成衣類を着、何歟尋候様子に候得共、一向不相分、其後も兩度安次郎一人呼出尋事有之候得共、詞通不申、安次郎儀、三人と認爲見候處、唐人よりは一百三十と書、(此一百三十と書候譯、唐人共相尋候處、不存旨申之候、)安次郎に相渡候を見請候迄にて、如何の譯候哉相分不申、其場を爲引取、同所長屋の様成所の差置、(朱書此長屋の儀、唐人共相尋候處、吉林將軍屋敷の長屋にて可有之旨申之候、)ノコダイより附添候役人は罷歸、私共は番人附添、門を必切、見物人等一向不立入様にいたし、此所にても朝夕米飯并野菜魚肉、又者菜漬の様成もの爲給、同所に凡九十日程罷在候内、銘々の帽子衣類風呂敷等相與申候、(朱書此衣類等相與候儀、唐人共相尋候處、吉林將軍より被與候儀と存候旨申之候、)然處同八月初比と覺、又々外に連送候由致仕形、役人と相見え唐人三人、(朱書此役人の儀、唐人共相尋候處、把總武職の類に可有之旨申之候、)私共儀も同様馬に乗せ出立、ゲクリと申所の由着、宿屋體の所

に差置、(朱書此ゲクリと申所并宿屋體の儀、唐人共に相尋候處、ゲクリと申は、鞆音にても可有之哉不相分候得共、漂流人とも乍浦迄送來候月日を以相考候處、極て北京の儀と存候段、左候得者宿屋は四譯官と申、外國人止宿爲致候舍所にて御座候由申之候、)番人附添米の飯并魚肉煎海鼠など爲給、同所に三十日程逗留仕候處、同九月初頃、猶又外に送越候由にて、八尋程有之川船に、役人體の唐人五人、(朱書此役人の儀、唐人共相尋候處、不存旨申之候、)私共一同乗組、船中凡三十日程にて、ソシウと申所に着いたし、是又宿屋體の所の三十日程逗留、(朱書此ソシウと申所并宿屋體の儀、唐人共相尋候處、ソシウ者蘇州の儀御座候、全唐音を漂流人と聞違候儀と存候、)宿屋は客店にて御座候由申之候、)同十一月初頃、同所より又々役人四人、(朱書此役人の儀、唐人共相尋候處、組の者預り候把總武職等の類にて御座候由申之候、)私共一同船に乗組、船中三十日程にて、ハンシャウと申所に着、(朱書此ハンシャウと申所の儀、唐人共相尋候處、杭州の儀に御座候、是亦唐音を聞違候儀と存候

旨申之候、)上陸いたし、此所にても米の飯、家鴨、家猪、豆腐など爲給、二十日餘と覺、長屋體の所の差置、(朱書此長屋の儀、唐人共相尋候處、)客店にて御座候段申之候、又々外に連參候由仕形いたし、船に乗、右ソシウの役人上陸いたし、當已正月三日、乍浦と申所に着船いたし候處、船場に唐人大勢出迎、銅鑼を鳴し、右の内役人體の唐人一人、(朱書本文乍浦と申所并銅鑼を鳴し候譯、唐人共相尋候處、乍浦は浙江省嘉興府平湖縣之内にて、)唐船商の津口に御座候、都て官船着岸の節は、銅鑼を鳴し相迎候事の由、且又役人の儀は、平湖縣之地方役人にて御座候由申之候、)供三人召連、ソシウより附添の役人の致對談、私共を請取渡いたし候様子にて、ソシウの役人は罷歸候上、役所の様なる所に連參、石門を這入候の處、唐人五十人程罷在、重立候役人二人罷出、(朱書此役所の様成所并役人の儀、唐人共相尋候處、役所は船手を司候海防廳と申役所にて、)役人の内一人は海防の文官、今一人は武官の副將にて御座候の段申之候、)左右に唐人十人程並居、尋事有之候得共詞通不申、夫より四町程隔り候間

屋體の所に連參、(朱書此間屋の儀、唐人共相尋候處、漂流人共乍浦に送來候上、日本商の荷主に撫育を加差置候様、海防官より申付候間、日本に護送仕候處の船宿順興と申者宅に引請、明家を補理差置候之由申之候、)亭主と相見候者私共引渡、役人は罷歸、同所地内三間二間半程の明家二階に、私共を差置、番人二人通事一人附添、(朱書此通事の儀、唐人共相尋候處、漂流人共相互に詞通不申候而者、船中介抱も行届不申候に付、度々日本に罷歸候王兆龍と申者差添、)通語爲致候由申之候、)詞少々相分、食事等も世話致しくれ、逗留中唐人共大勢、日私共を見物に參候内、女も相見候處、髪は結候而弁も有之、衣類は男に差て不相替、杏も同様候得共、下賤の者と相見申候、然處同二月初頃、近々日本に送歸候旨通事申開候間、一同相悅、數日世話に成候御禮申述、荷拵等致し、同五日乍浦湊船場迄役人附添罷越、通詞唐人共外大勢乗組、私共三人は一間を仕切差置、直に出船、晝夜相走り、何方へも船寄不申、同十八日長崎着船仕候、)右之通申上候處、韃國并唐國逗留中、切支丹宗門勸

めに逢候儀は無之哉、若右體の様子有之候は、有體可申上旨再應御吟味に御座候、此段私共韃國又は唐國逗留中、切支丹宗門被勸儀者勿論、宗旨體之儀、神佛拜み候様成筋合は一切無之、右體の様子及見分不申、如何と心附候儀も毛頭無御座候、若隠し置、外より相顯れ候は、如何様の御答にても可被仰付候、

一私共武具類積乗候哉、且金銀所持いたし候哉、彼國逗留中、商賣かましき儀不致候哉、委細可申上旨、是又御吟味に御座候、

此段私共國元出船之節、武具類積乗候儀は勿論、金錢所持仕候者無之、尤漂着之砌、革之着物一つ宛賣候を、乍浦逗留中賣拂、食物調給候外、商賣かましき儀決て不仕候、

一往來切手并札守等致所持候哉、御吟味に御座候、此段國元出船の節、突符村年寄より請取候切手所持仕候處、破船の節、手廻の品共不殘流失いたし、右之外札守等所持不仕候、

一於唐國龍牌等相與候儀は無之哉、且金銀其外賈物の分御吟味に御座候、

節は縁盆に銘々椀をおき、箸にて給、漂流人共ねも同様にしたし相與候由、酒、茶、酢、醬油見請不申、たばこは干立候を粉にいたし、錫并鎮鏝のきせるにて給候由、

一家作の事、屋根は茅葺、柱は丸柱にて粗末に相見、疊は無之、葎を編敷物に致し、漂流人とも臥り候節は、右敷物の上に野牛の皮を敷候由、夜に入候得者、木にて拵候燭臺の様成物に火を燈、行燈者無御座候由、

一城郭體の所一向見掛不申候由、
一土地の様子一體打開き、高山は見掛不申、海は潮色青く澄、濱邊者砂多有之候由、

一草木の事、茅の類多、小山に檜の様成木植有之、其外草木種々有之候得共、譬可申品無之、松、杉、竹并花の類、一向見掛候儀無御座候よし、

一鳥獸の事、牛、馬、犬、家猪有之、牛馬には荷鞍を置、袋に粟を入爲附候を見受申候、鴈、鶴は見懸候得共、其外鳥獸及見不申候由、

一氣候の事、去々卯年六月、漂着仕候處、日本の四月比の様有之、差て日本に相替候様にも覺不申、

此段龍牌と申物被與候儀無之、衣類道具類錢其外墨跡小問物類、所々にて貰ひ候分、別紙に申上候通持歸、御取上に相成申候、

右之通、少も相違不申上候、以上、
寛政九丁巳年十二月日 三 人印
御奉行所

韃國ボンテヨン、ノコタイ、キリン之様子
一人物の事、顔色白く、男は坊主にて中に少し髪を殘し、髪のを結び、役人體の者は、絹袖の様成黒色筒袖の衣類の下に、木綿股引のゆるき物を着、輕きものは何れも木綿にて拵候、同様の衣類を着いたし、女は見懸不申候由、最初漂着いたし候所の人物者、男女共總髮にて結候儀も無之後わ下り、衣類は都て革にて拵え、男は黒色、女は赤色、仕立方は右同様有之、女は笄も無之、耳には鎮鏝の鏝を下り、鼻の片穴にも同様の鏝を下り居申候由、

一食物の事、粟又は米の飯、野菜は木瓜、茄子、水菜、西瓜、大角豆、葱等多相見、右之内を油揚或は鹽煮等にいたし爲給、肴は給候儀無之、其外鶏、家猪、家鴨、野牛も見請、右等を重々食用にいたし、給候

逗留中、同十月比、雪は少々降候得共、雷地震無御座候由、

一産業の事、町家に木綿又者絹布等、見世々々に品品出し有之候所は見請候得共、振賣杯致候もの及見不申、其外諸職人醫師等有無相知不申候由、

一新作の事、田地一向見掛不申、畑には粟蕎麥稗植付有之候を見受、農具は見不申候由、

一祝儀の事、有無相知不申候、正月に麥并粟の餅を拵、漂流人共相與候儀は御座候得とも、年始衣服拵を改、禮廻等いたし候様子一向及見不申候由、

一寺院の事、家作格別相替候儀も無之、出家は衣は不着、俗同様の衣類を着いたし候由、佛像并佛事營候様子も見請不申候由、

唐國ゲクリ、蘇州、杭州、乍浦之様子
朱書右ゲクリと申所の儀、唐人共相尋候處、韃音にても可有之哉不相分候得共、漂流人共乍浦迄送來候月日を以相考候得者、極て北京の儀と存候旨申之候、

一人物の事、日本に相替儀無御座、男は坊主にて、中に丸く髪を殘し、三つ打に組、後わさけ、縞子又は

天鵝絨の帽子、赤き糸鎮鏝、水晶の玉にて飾候を被り、夏中は編笠を赤糸にて飾候を被り、衣類は天鵝絨、縹子、紗綾等を筒袖に仕立、胸をぼたん掛にいたし、上着に羽織、下には絹の股引のゆるき物を着、綿入の足袋并草にて拵候杓をはき、役人體の衣類も差て不相替、輕きものは右同様の衣類を木綿にて仕立着いたし、多く上着は無之、帽子杓も龜末に有之候、雨天の杓は裏へ鐵釘を打、膝の際迄引込候様に筒長くいたし候をはき申候、女は乍浦にて見請候處、髪は結び候て笄も有之、衣類は男に差て不相替、杓も同様に御座候由、

一食物の事、朝は米の粥、晝夕は飯、肴は鹽漬の體を給候儀有之、其外鶏、家鴨、家猪、野牛の肉を相用申候、野菜は大根、大豆、葱等有之、右魚肉、野菜并豆腐、煎海鼠杯を、醬油又は鹽煮、油揚等にいたし、鉢或は茶椀に盛臺に乗せ、匕にて汁をすくひ、箸にて給申候、漂流人への食事も同様にいたし相與へ、酢は無之、酒、茶、醬油の類、日本に相替儀無御座候由、
一家作の事、屋根は瓦葺二階造にいたし、壁は白

壁、下は土間敷石にて腰掛を置、疊は無之、戸口は開戸丸柱、役所體の所も右同様の内、塀圍門等有之、日本の堂の様に造、百姓町人の家居は龜末に相見、夜分は掛けどうだいに火を燈し、行燈は無御座、漂流人臥り候節は、二階に蓆を敷、夜着は無御座候由、

一城郭體の所見請不申候由、
一土地の様子一體打開き、山は遙に見掛申候、海は遠淺にて波荒く、潮揚り泥多く有之候、
一草木の事、檜の木柳は見請、其外の木見懸不申、草は種々有之候得共、心附候程替候品無之、花の類一向見掛不申候由、
一鳥獸の事、牛、馬、家猪、野牛、雀、鳥、鳩、家鴨等は見掛申候、此外不見馴鳥獸見請不申、牛馬は農業に遣ひ候由及承候得共、見掛候儀は無御座候由、
一氣候の事、日本に差て不相替、逗留中大風雨も有之、雪も降候得とも、雷地震は無御座候由、
一産業の事、諸職人醫師見請不申、町並に蕎麥屋并梨子、柿、栗、蜜柑杯見世に出し置候所、或者米屋も有之、其外葱、柿、栗之類籠に入、賣歩行候を見請候

由、

一耕作の事、如何いたし耕候哉見懸不申、畑には麥、蕎麥、大角豆植附有之候を見請候由、
一祝儀の事、一向相知不申候由、
一寺院の事、差て日本に不相替、出家は黒木綿の衣を着いたし、佛像并佛事營候様子及見不申候由、
一唐國逗留中、乍浦其外とも靜謐に有之候段及承候由、

右之通申立候得共、逗留中猥に外に出し不申候故、諸事委儀存知不申候由、漂流人共申之候、以上、
巳十一月

松平石見守

漂流人貫物改帳

松前若狭守領分奥州松前
突符村金右衛門伴 孫 太 郎 巳三十
 同 人 伴 安 次 郎 巳十八
右同人領分同國同村 重 兵 衛 巳五十

右三人の者共、於韃國并唐國貫物品々の覺
一革着物（朱書是は唐國、乍浦逗留中不殘賣拂、食

物相調給申候、

右は、漂着致上陸候所にて貫申候、
一木綿毛裏袴袴三（朱書是は追々着用にいたし、破捨申候、）
一綾木綿襦袢三（朱書右同斷）
一木綿蒲團三（朱書右同斷）
一同股引三足（朱書右同斷）
一帽子二（朱書右同斷）
一真田打之様成物三（朱書右同斷）
一革風呂敷之様成物三（朱書右同斷）
右者、韃國ギリンにて逗留中貫申候、
一小巻輪子六端 一日本仕立黒木綿綿入羽織三
一同花色兜羅綿給羽織三 一同黒紋紗薄羽織三
一同飛白木綿綿入三 一同絹袖單物三 一同淺黃木綿單物三 一黒縹子帶三筋 一花色縹子帶三筋
一淺黃木綿帶三筋 一丹通風呂敷三 一紅布六端
一扇子十本入六箱 一紫金錠六錠 一籠具三（但、錠右は、於浙江乍浦、日本商荷主より貫申候、）
一縮緬單物一 一木綿小帶二筋 一唐仕立木綿胸當一 一同股引七足 一同足袋四足 一木綿蒲

團七 一同縊枕一 一同風呂敷九 一唐仕立木綿綿入二 一同襦袢三 一黑紗綾切二 一木綿切三十筋 一木綿紐二筋 一帽子一 一絹糸二包 一提たばこ入一但、きせ 一角たばこ入三 一同根付二 一印籠一 一巾着四 一火打二 一きせる十一本 一きせる等八本 一目鏡一 一火取目鏡八 一硝子五二 一鉄二挺 一小刀二本 一象牙箸二膳 一木箸一膳 一針三包 一耳搔一 一木櫛三枚 一指金三 一眞鍮鍵二 一眞鍮ばらん十一 一唐錢四十六文 一同大錢三文 一和錢二文 一紙入一 一心經一冊 一孟子一冊 一百家姓一冊 一墨跡四枚 一ごみ取一 一蓆二枚 一細引四筋 一沓九足

右は、於浙江乍浦、私共を見物に参り候唐人共より追々貰申候、

右書面の通、御改請候處、相違無御座候、尤右品々御取上被遊、追而可被及御沙汰旨被仰渡、奉畏候、以上、

寛政九丁巳年十二月 孫 太 郎

安次郎 重兵衛

御奉行 所轄國漂流民口實

寛政七年六月、松前突符村漁戶孫太郎、安次郎、重兵衛、往屋骨什里探昆布、中路爲惡風被飄去、漂流已六七日、忽至海岸之邊、拾舟上岸、通望人煙、則連陸處、是必吉林地方、自注、吉林在盛京東北、清雍正中置永吉州、即船廠城也、又作吉臨、農林、積林、雞陵、雞林、滿文、コヒョク、詳見附書室之作口也、魚皮韃自注、此地方之夷、常衣魚皮、詳見附書室之章傳及清彭孫貽客舍偶聞蓋含薯薯隨筆之境云、

同九年二月、清國商船、送還松前突符村難葬孫太郎、安次郎、重兵衛三人、初孫太郎等、由突符村往屋骨什里探昆布、中路俄遭大猛風、舟如枯葉、隨波漂流六七日、危命僅一綫耳、風定波恬、忽泊泊于大國之境、望人煙行三日程、到一小聚、屋十戶許、風俗同清國、有一人、見孫太郎等寫日本以示、即遮擁令入舍給衣食居之、孫太郎等手語意頗通、日夜情願回國、由是十月之始、渠挈孫太郎三名起行、翌年四月抵船廠、自注、龍沙紀略云、戰艦五年大修、十年折造就村、積林又抵船廠、又人參考云、去鳳皇城三千里、名曰船廠、其地多巨木、相傳開海禁時、曾於五月過寧古塔、自注、地理詳見安此地造洋船出洋、故名船廠、五月過寧古塔、自注、地理詳見安

るに、其注次出吉林烏喇、自注、按、吉林烏喇即船廠、留二月條にあり、也、漂流民記記必多錯謬矣、

餘、至八月、自吉林烏喇起程、到乞庫俚、自注、地、從河水駕舟、抵江南省蘇州府、十一月本府官人同乘舟、到浙江省杭州、翌年正月、入嘉興縣乍口、衙門鳴金鼓盛威儀相迎、蘇州護送官託付孫太郎等三人于本衙而返、二月孫太郎等付搭東洋船戶、自乍口開駕還長岬、北海島海記、

寛政九年、二番沈敬瞻船より、松前の者三人送り來る、此者共辰年四月、韃國へ漂着、按するに、辰年四月、其所より繼送られ、道路丁寧撫育有之、當二月五日、乍浦出の商船より護送し、同十八日長崎港入津す、依之翌年四月十六日、松前若狭守使者高橋壯四郎到着、右漂流民共引渡之歸國せしめらる、尙又在唐荷主并船主財副介抱唐人共へは、先例之通現米被褒賜之、長崎志續編、

○産物

接するに、これ實は貿易にして、其品山丹人滿洲より買得て、北蝦夷カラフトに渡し、カラフトより西蝦夷ソウヤに持來りしなり、蓋し其貿易、唐、阿蘭陀のこま、陽に御免さいふにあらざるへし、た其名本邦所屬のカラフトより來るさいふをもて、捨て替め給はさりしならむ、よて今貿易の目を懸せず、

寶曆元年辛未年、松前志摩守資廣か家人加藤嘉兵衛、はしめてカラフト島の交易を開て、交易場は西蝦夷ソウヤの地にして、其持來るものは滿洲より出る蟒錦、青珠の類なり、松前蝦夷記さいへる書に、松前よりソウヤにいたる行程二百七十里許さいひ、蝦夷巡見録に、ソウヤよりカラフトにいたる海路十餘里あり、また蝦夷記には、松前よりソウヤまでの道程三百六十里、ソウヤよりカラフト島への海路四十三里と記す、いづれ

寶曆元年辛未年、松前吏加藤嘉兵衛、始與革頼多通交易、自注、已以爲服者、青珠自注、淡紫紺、縞布自注、一種、其赤髮なるをもて、く、い、へり、其地蝦夷の近傍にあり、白銅最奇○按するに、赤夷は魯西亞の屬島東加等の事にして、其人赤髮なるをもて、く、い、へり、其地蝦夷の近傍にあり、

煙管皆其所齎來也、實自滿洲出索木達莫、傳之革頼多、革頼多傳之足島也、蝦夷風土記、

北蝦夷、自注、夷中呼之、厥産青玉、雕羽、雜之以蟒緞、文縞、綺帛、即是漢物、其所從來蓋道韃韃地方而已、志、蝦夷カラフトより蝦夷へ交易する産物に、青玉、彫羽、煙管、蟒緞、文縞、綺帛等あり、其中青玉はカラフトの産なり、彫羽はカラフト及び蝦夷の産なり、煙管は韃韃の物と覺えて、皆滿字を彫なり、蟒緞、文縞、綺帛は唐山の物なり、北京より滿洲に道して、カラフトに

至り、ソウヤを経て松前に来るなり、然れども蝦夷カラフトの間には暗瀬多く、陸には千山峩々として、兩道の通路難儀なる故、大交易はなくして、僅に貨を通するのみなり、三國通覽圖説、

蝦夷地より渡る青玉の緒留、唐木綿、菊、鮫純子類、朝鮮綸子等、總て唐物の類は、蝦夷地の内ソウヤと申所へ、カラフト島と申所より渡り申すよし、
松前蝦夷記、

山丹人共、滿洲のヤウキクハンといふ關に到り、此所において日本土産の鐵銅類鍋船釘等の下金、或は獺皮豹皮の類を持出し、滿洲人より蝦夷錦の古着、青珠等杯と交易して歸り、松前所在島の内ソウヤまで涉海し、又日本國諸産と交易するなり、又山丹國の内キンチハクといふ所へ、一年に一度つ、滿洲錦、青玉等を持來りて、鐵銅類皮類と交易して歸るといへり、
蝦夷草紙附録、

蝦夷より出す所の錦類、蝦夷の産に非ず、山丹人カラフトへ携へ來りて交易し、ソウヤより出るなり、右錦、高麗及び女直の産と見えたり、舊衣はマンヂウの官服と見えたり、
自注、僅俗錦を山丹切といふ、舊衣は十能切といふ、其外唐

北の方に當りて、サンタン、マンヂウといふ所あり、是北高麗なりと松前者はいへり、錦青玉等も此兩國よりタライカイへ渡し來る、タライカイの者共は、兩國へあきなひに行て、常に交易するとなり、言語は蝦夷とは又違ひて通さるゆゑ、タライカイの幼稚なる者を兩國へ渡し置て、其語をならはせ是を以通辭とせり、サンタン、マンヂウ共に文字もあり、人物よし、米酒たばこもあるゆゑ、交易物は鐵類を望むゆゑ、鍋釜出刃の類を渡すとなり、
北海圖筆、

青玉の事、カラフト島の方北高麗より渡り申すよしなり、蝦夷地には無之候、津輕の虫の巢など、申せども、中々此地よりも出不申候、外の石玉は、大方津輕なごにても、濱邊に目馴れぬ見事なる石の、自然と打寄て有之候を拾取て、緒じめにも仕立候を、すへて津輕石と呼申候なり、青玉は中々一向に津經、松前兩地に無之と相見え申せども、何にて拵へ申すや相知不申候、評議の上にてためしに焼て見申候へは、くだけ候へども、色は中々少も變り不申候、虫の巢と申傳候は偽にて有之候、先年常憲

木綿類、彼方より來れども、蝦夷人衣服として賣出さす、青玉は世俗一名を巢玉とも歸す、海底に生すといふ、然れども蝦夷地の産にあらず、マンヂウの方より山丹を経て、カラフト島へ渡り、カラフトの蝦夷ソウヤへ持來て、大玉二三を米八升に換ふ、玉大小五色氣眼あり、我輩按するに、巡島の御普請役同下り、御普請役山口鐵五郎、庵原彌六、佐藤玄六郎、皆川沖右衛門、青島俊藏、同下役里見平藏、引佐新兵衛、大塚小市郎、大石逸平、鍊木清七にして、其名、過ちて火に墮せしに、忽ち碎けたり、仍て焼てこれを試みるに、盡く解け流る、是等の品、商人の賣買を禁し、みな領主へこれを收む、
蝦夷拾遺、

ソウヤの交易物の内、錦、青玉等はカラフト島より持來るなり、カラフト島、總名はタライカイといふ、周廻三百里程の島なり、此島西南海の方は遠淺にて沼のごとく、又潮も濃くしておもき故に、船乗かたし、西面へは大蘆椰子の實流れよるを取來て、松前商人へもあたふる事あり、蝦夷地へ近き所をカラフトといふ、此カラフトより、蝦夷地シラスンといふ處へ海上三里といふ、シラスンへは、ソウヤより陸續き五十里計といへり、此タライカイより

院様御代、御吟味委しく有之、決して虫の巢にては無之に究り、此節より献上にも究り申候、此事何事なき人々には、于今青玉を虫の巢と呼申候、渡物の内虫の巢と申す名目のみにて、彼御代殊の外御吟味有之、その譯は御清の節、大小の目貫、縁の模様までも、生類の體停止、鞘の下地に用申候さび皮も、馬の皮なれば紙にて下着せ被仰付候程の御制禁ゆゑ、名目の如く虫の巢と極り候ては、御目通り御清勤られ候衆の、切れ巾着の緒じめにも成不申、煉物と極り候てより、此節献上にもなり、無用捨御用立候ものにも成申候ゆゑ、重寶にも被遊よしなり、
蝦夷記、

山丹滿洲兩國より、錦青玉類其外品々交易いたし候、此錦を唐ふごより松前へ交易致し候、江戸表にて蝦夷錦と申物にて御座候、
巡周蝦夷誌談、
西蝦夷地宗屋といふは、韃靼の滿洲サンタン杯いふ地への渡り口にて、纔に七里計といふ、夫故宗屋には、彼國の産物多く來りて、帙入唐本杯もあるといふ、日本の商船の通ふ西蝦夷は、此宗屋を限りとす、
北窓瑣談、

前奉行戸川筑前守、河尻肥後守、村垣淡路守、荒尾但馬守より、仙臺會津兩家へ申渡候書付之内、唐太は者サンタン并オロコ人罷越候間、魯西亞と相違ひ、手荒の取扱不致候様可心付候事、文化丁卯松前異事に來りしは、みな貿易のためなり、

通航一覽卷之二百三十七

唐國盛京統部滿州山丹部三十三

○地理風俗

天明五乙巳年、御普請役同下役等に、蝦夷の諸島巡察を命せらる、同六丙午年、彼等カラフト島に到り、山丹人に遇て、山丹及滿洲の地理を問ふ、寛政四壬子年、享和元辛酉年また其事あり、文化五戊辰年、間宮林藏、蝦夷地夷舟に乗りて山丹の地界を究覽し、終に遠く滿洲テレンといふ地に到り、其風俗等を熟察して歸る、

通航一覽卷之二百三十六終

天明五乙巳年、我輩蝦夷巡島の命を蒙り、同六丙午年五年、カラフト島オホトマリに到りしに、蝦夷告て曰、山丹人二十一人此地に來居すと、則蝦夷の會帥を遣してこれを迎ふ、ビヤンコ自注、ビヤンコは山丹中の總長なり、即長をチンケと稱ふ、マンヂウに隨ひ扶持せらる、よし按ずるに、蝦夷草紙附録には、ビヤンコをヒヤンフに作り、チンケをコバク自注、キントバクの産なり、是も縣主にチンケに作る、コバク自注、キントバクの産なり、是も縣主に作る、コバクをコバクに作る、キントカ自注、ツワンといふは、コバクをコバクに作る、キントカ自注、ツワンといふは、コバクをコバクに作る、所のカンダなり、ギ

ヤク自注、ビヤンコが僕にて、蝦夷地の産なるべし、以上四人隨ひ來り、合掌して跪て我輩に見ゆ、地理風土の事を問はんと欲するに、文字不通、言語不相分、故に蝦夷に因てこれを問ふ、ビヤンコは山丹の長にして、外に守護人なし、マンヂウに屬すといへども、マンヂウ人稀に來て、ビヤンコか家に泊り、交易をなす、丹人マンヂウへ往んと欲するに、ヤウキ關より内へ不許入、且地理の大概は蝦夷の會帥等か語ると齊しく、カラフト島ナツコーより、海を渡る事一日にして、彼地の岸に到り、海濱三日、山路八日往て、澗の流れに順ひ下ること一日、ホウハといへる湖水あり、其邊を行こと五日にして、キンチハクに到るへし、自注、キンは山間の地にて、屋舎六十餘戸あり、山丹第一の大郷なり、キンチハクよりマンヂウへは、湖上を渡ること一日にして、マンコウといふ大河に到る、自注、マンコウの源詳なるを知らず、いへば、此度赤人の語るを聞、推て考ふるに、ハキヤアフタより流れ出、コロタラハンと大唐の界を過て、東海に落アモルといふ大河あり、其支流なるへし、此流を界として、向岸はマンヂウの地なり、然りといへどもヤウキ關迄は、岩石突元として踏絶え、攀る事能はず、是を三十日升りてマンヂウのヤウキ關に到る、山丹人交易の爲にヤウキ關に到る時は、室内に入れて他行を許さ

す、故にマンヂウの地理更に知る能はず、云々、又山丹の地廣狹を尋るに、東南には海を帶ひ、西北は大山嶽々累々として、今人の通する地は、縦合はカラフト島の半に不過、人物所産俱に乏しく、鳥獸を獵して喰ひ、其皮を集めて以てマンヂウに送り、僅のマンヂウの穀及び絹布、青玉、雕羽の類を求めて、又是をカラフト島に携來て、蝦夷人と賣買するを以て生活すと云々、◎山丹人立體之圖省略、天明六年、大石逸平といふ者、自注、無録人、按ずるに、予か舊友にて、カラフト島のヲホトマリといふ所に到りしに、山丹人此所に涉海せり、其中に頭たちたる者三人あり、其人の名ヒヤンフといふ、此者は滿洲の國守より官職を請得たるものなりといへり、此者は山丹國のキンチバクといふ所の有司にて、チヤンケといふ役目をするといへり、即蝦夷地の乙名といふ役目のこと、滿洲の國主より役料を賜ふといへり、又其一人はコハタといふ者にて、キンチバクのカシンタといふ役目をする者なりといへり、是は蝦夷地の小使といふ役目のこととし、其一人はキンタカといふ者にて、山丹のツワンといふ

所のカシタ役也、以上三人、各滿洲國守より名を賜はりたるといへり、然は文字あるべき筈なれども文字なし、吾の名を書する事不能なり、やはり日本地の蝦夷土人に異なる事なし、又山丹人のカラフト島より滿洲へ往還するには、カラフト島の内ナツカウより海上一日を渡りて、山丹國に着岸す、夫より海邊を三日ゆき、山中を八日ゆき、漸く廣き濱間に出れば大河あり、此大河に隨て河上に一日登り、ホウハといふ地にいたる、此地を小船にて五日ほど掻き送り、岸を副て廻りてキンチハクといふ所に到る、此キンチハクは山丹國中の繁榮の地にて、土人多き所なり、其人品日本の蝦夷土人に等しき人物なり、此キンチハクを出て、又池の涯につき沿ひ掻き送り、二日路ゆけば、マンカウといふ大河にいたる、此河を凡三十日ほど溯りて、滿洲のヤウキクワンと云關に到る、山丹人ヤウキクワンに到れば、門外に旅館ありて、是に滞留するなり、門内に入るを制禁する事至て嚴し、旅館は國王よりの造作物なりといへり、又旅館の土人も私に用ゆる事を不許なり、蝦夷草紙附録、

寛政四壬子年五月四日、御普請役最上徳内、和田兵太夫ソウヤ出船、七ツ時カラフト島シラヌシ着、同五日サンタン人の饗飲、兼て申上置候通、旅宿の布交御幕張り、赤飯酒煙草土産硝子鉢の砂糖を入、種種錦たばこ入薩州たばこ入差遣、名面左之通、フヤンコ シヨシヨ セボノ キニバ トンコ トーロコ ケブテ 通詞蝦夷所シラムキリ 右の外僅に候ものへは別段差遣、此内にイコイベと申候もの有之、是はナイボ、申所の蝦夷人に候處、四年以前、錦青玉の代りサンタに差遣す、其外にも數多有之趣承る、同十一日ラクマカ出船ナヨロ着、同廿一日クシユンナイ測南中高度、得經四十八度二十四分、當所にて饗飲いたし候、サンタ人名面左之通、ソロクンナイ カリアシ フンタツカ スンカレ マサレ チチノ イクンタ スチヤカ ママノ ニチャツカ ナナ タラカナ ハツコノコハツコ チチャヌ ニニ アンツカ 右の内カリアシ儀は、ソウヤ出生の蝦夷に候處、若年之頃、錦青玉の代に、サンタに取られ候もの

に付、別にカリアシ、コハツコ、チチャヌ三人を呼て、飯酒等差遣し、サンタ風土等相尋る、サンタ人住居は、マンコウといふ大河の西岸に、キチ、クワレ、チャレ三箇邑あり、此所より大河溯り、一箇月程にて、イチヨートルと申所、耕作もいたし、是より一箇月程にて、ボチヨンと申所に到り、國主をモイレヂヤンチャといふ、甚繁華の地なりといふ、サンダ人の役名はハラタ、カシタ、其次シチセ、其次ウツセといふ、サンダ人共は、日本の事は兼てガウレバンチャより委しく承り罷在候旨申之、日本人の事をカウレシヨツコといふ、カウレバンチャも即シヨロツコにて、滿洲にも隣國、日本にも隣國なりといふ、 享和元年辛酉、中村小一郎、按するに、函館奉行 支配調役下役元、高橋次太夫按するに、于五月晦日、自蘇牙放洋、入失刺扭什口、二人各分巡、小一郎巡東邊、經路程一百八十里、到合伊弗多、不得進而返、次太夫巡西邊、到蕭亞、自注、到山丹界訥可、九路途險惡乃回、此役次太夫在失刺日行路程凡一百里許、扭什、遇山丹商、因問其會他伊喀山甘埜加逸二人、

以加刺佛脫山丹分界、彼中名加里牙心者、善爲通事、乃答云、二國之間、一衣帶水爲分界、非連陸、或云、二國接界、限以大山、加里牙心者、内地蘇牙之夷、賣身爲山丹奴、每年五月、隨彼商來互市、文化五年戊辰、調役下役松田傳十郎巡視加刺佛脫島、又在住間宮林藏棹夷舟、窮覽加刺佛脫山旦地界、卒沂薩哈連江、一百五十餘里、到滿洲得云、以上、北海島船記、 文化五辰年の秋、再び按するに、これより先巡視せしは、前記の北海島船記に載る、享和元年の事なるに、間宮林藏一人をして、北蝦夷の奥地に到らしむるに、其年の七月十三日、本蝦夷地ソウヤを出帆して、其日シラヌシにいたる、此所土着の住夷多からされは、從行の夷をやとふ事あたはず、夷船の奥地に赴く者あるを待ち、とかくして日數三日逗留し、同十七日夷船に乘組、此所を發し、日數五日を経、同廿三日トンナイ自注、地名、に到る、此所もまたシラヌシの如く番屋ありて、番人これに居し、地夷を指揮す、土着の住夷もまた多き所なれば、則番人をして船子となすへきものをえらみやとふと雖も、此年の夏初見分の時、從ひ行きし蝦夷等歸り來りて

後、奥地異族の夷情悍猾の甚しき、又は土風の異候、行路の難苦なる事を語り傳へければ、從ひ行へしといふもの一人もなく、彼是して日數八日の間此所に遲滞し、種々の謀をなして漸々船子六人を雇ひ、八月三日此所を發船し、日數十三日を経て、同十五日ツヨナイ地名に泊しぬるに、翌十六日山旦夷數十人、船六艘に乗組此所に来り、從夷をさらへて種々の謎言妄語を吐き、奥地に到る事なり難しなご罵り、且其齋し行處の糧酒、諸雜器を、暴に奪ひ取らんとしける故、從夷は大に恐怖し、言語は通せず、實に施すへき謀なく、能々從夷を諭して、其暴意に逆せさらしめ、其程をはかりて米酒など若干分與し、其心を慰めければ、漸にして暴をどまり、船を出して南方に進み去ぬ、從夷其始末を察して、是より南方に歸り去らんとし、ひ出し、更に奥地に進むへしといふ者なかりしかは、林藪苦心する事當ならずといへども、從夷のいふ處實に眼前見る處なれば、其恐怖する事其理なきにあらず、さらはとて是より歸り去時は、何れの時にか奥地に到り得へきご、夫より酒など與へ、色々の甘言惠辭を

以て其心を慰めければ、漸くに解心して、從ひ行へしといふに至り、大に力を得て、和洋を伺ふの間、日數十一日に、漸く風波も穩なれば、同月廿五日此所を出、九月三日にトツシヨカウ地名にいたりつきぬるに、是より奥地は異俗の夷域に入る事既に深く、日をおふて寒威増劇に赴き、貯糧も又多からされは、從夷頻に歸り去んと云て、強ゆへからざる勢ひなれば、やむ事を得ずして終に船をかへし、九月十四日ツヨナイにかへりつきぬ、さるにても初志を空しくして、徒にかへりさらん事の口惜ければ、如何にもして海上の凍合するを待、氷上を経歴して、奥地に到るへしと思ひ、九月廿四日迄此所の酋長ウトニンと稱する夷人の家に寓宿しけるに、日を追ふて積雪山をなすといへども、海上更に凍合せされは、如何に思ふとも奥地に到るへき術なく、且日々食糧も残り少になりしかは、終に雜具を約して、船もにウトニンに託し置、六夷を率ひて積雪をおかし陸行して、十一月廿六日トンナイに歸り到り、夫より此所の番屋に寓居して其年を越え、巳年正月廿八日まで此所に滯留し、食料の貯な

ご調へて、廿九日此所を出、又奥地にむかひしに、二月二日ウシヨロに到る、是より奥地は悉く滿洲附屬の夷域なれば、初島の夷恐怖するご、ろあるに、地夷の流言する處、初島の夷奥地に入る時は、往時より交易の諸品を貸置し、贖の爲に質ごなし、奥地の夷是を捕んどいひしなご聞及ひ、且は去年山旦夷の狼藉をおもひ出し、從夷等悉く恐怖し、さらにしたかひゆくへしといふものなし、このゆゑに六夷のうち悍勇なるもの一人をのこし留め、餘は悉くかへらしめ、やうやくにして地夷五人をやごひ船を出して、四月九日ノラトの崎にいたりしに、海上なほ凍合して、船をやる事あたはず、ゆゑにやむごを得ず、五月七日まで此所に滯留せしに、ウシヨロといふごころより僱夷等、またこれより奥地に入るごを、おそればかりけるゆゑ、かれこれこゝろをいたため、この所にしてまた一夷をやごひ、これをして先驅のものごなしければ、從夷等みなやうやくこゝろを安んし、船を出すへきに決したり、さらはとてやかて山旦船一艘をかり、これに乗て同八日この所を發し、山旦夷行舟圖省略、同十日

イクタマー地名に到りしに、從夷亦行事を恐る、に依て、やむ事を得ず地夷一人を備ふて又先導ごなし、同十二日此所を發し、その日ナニョ地名にいたりつきぬ、此所此島極北の地にして、夷家僅に五六屋あるごころ也、ノラトより此所に到るの間、島ご東麓地の相對する迫處にして、潮水ありといへども、波濤激沸の愁もすくなく、小軟の夷船なれども、進退さまで難からず、此所よりして此地は、北海漸々にひらけ、潮水悉く北に注ぎぬ、濤大に激起すれば、船をやる事かなはず、さらは山をこえて東岸に出んといへご、從夷また從ひかへんせす、やむごを得ずして同十七日船をかへし、同十九日終にノラトにかへりいたりぬ、然るに貯糧既に盡なんごすれば、心を用ひて米飯をくらはず、大抵魚肉草根木實をのみ食し、其精心の堪ざるに至て、僅に一握二握の米粥なごす、何卒して此島の周廻を極め盡さんと欲すといへごも、東岸は大洋をうけて覆没の愁多ければ、從夷船をやらす、又從ひ行へしといふものなければ、如何ごもすへき術なく、此上は我一人山を越え谷を渡りて、東岸に

いたるへしと覺悟し、從夷は悉くウシヨロにかへし、初より從ふ所の初島夷一人を殘し置て此所に滞留し、奥地の事もコーニにたよりて質問せしに、ロシヤの經界も此島をさる事遠からず、時々其屬夷等船に乗して燈巧の火器を持し、ヲニヲの海上に遊獵する事すくなからずと聞ければ、猶更其經界の詳を極めさらんも、いひかひなき事におもひ、幾年此所にあることも、是非其經界を極むへしと決し、終にコーニか家に寓居し、其業を助け、魚獵をなし木を樵り、網をすきなどして在けるに、此所の夷風殊に女を尊みて、男夷は徒に奴僕のことくなれば、つねに女夷に媚ひ、専ら其作業をたすけ、木實草根をさらんとして出行時は、船を漕ぎ行て是を助け、あるひは衣服を裂てこれに與へなごす、しかれども嫌疑の事ある時は、男夷また妬忌の恐あれば、事々巨細に其別をなし、疑を避るの計をなしてありけるに、地夷漸くに和し來て、相あやしまさるにいたりければ、時々東岸の地理、東韃魯西亞の經界の事を聞くに、此島は本より離島にして、接境の夷壤なく、縱令東岸にいたり得ることも、ロシヤ

境分明なるへき事ならず、東韃に入て其事實を極めたらんは安かるへしと云え、且は猶此島の如く鳥爾古、諸野人、ヲロコ、スメレンクル、シルンアイノ、キムンア人、飛牙略、兀的改金史、サントタン、コルテツケ、キヤツカラ、イター、キーレン杯稱せる異族のもの、幾程もなく其部落分てる趣なれども、何國の屬夷なる事も分明ならず、所謂テレンの官符と稱する者、何者の置し所にや、言語不通の夷語なれば、詳にする事かたく、命なくして異域に入るも、亦國禁のおそれありといへども、皆此島にあづかる事の専務なるに、其一事の蘊奥を探り盡さずして歸り來らんも、再見を命せられし其詮あるましく思ひ、何卒東韃入貢の時に至て、伴ひ行かん事を約せんとおもひ、日頃媚ひ置し女夷等に語りて其事を説せければ、コーニ事故なくうけが、幸ひちかきうちかの地におもむく事なれば、船の事を扶けて行へしと約しける故、(此コーニと稱するもの、此所の酋長にして、所謂カーシンタたるものなり、性篤實なるものにして、能林藏を憐み、東韃の往返中、多く此夷の扶助によ

るといふ)書を作り從夷に渡し、其外是迄認置し此島の事ともつりたる書物を悉く是に託し、我萬一かの地にて死亡の事もはかりかたく、かつは異域に入る事なれば、如何なる事ありて歸り來る事を得さらんもはかり難し、其時は汝これを持かへりて、シラヌシの府に捧ぐへしと命し置、ノテトの土夷コーニと四人、自注、男、ウヤクトウの夷三人、自注、内男夷一人、女林藏を合して八人、山且船、自注、長凡夷一人、兒夷一人、幅四、一艘に乘組、六月廿六日ノテトの崎を發して、東韃地方に赴しに、其日風おひ悪しく、潮路またつよく起り、輕軟の夷船是をしのき行事あたはず、終に船をかへしてラツカの崎に到りぬるに、日々風波あらく、日數五日の間此所に繫泊す、漸く七月二日に至て、風波穩なる事を得て、船を出すといへども、煙霧は猶濛々として東西も辨知し難し、洋中を行事凡三里半許にして、はしめて東韃の地方モトマルと名つきたる崎を見懸、夫より地方にそふて南流し、カムカタと稱せる崎にいたりけるに、此所潮瀨ありて、怒濤の激沸する事實に急河の如くなれば、夷船既に堪さらんとする事數度なりしを、漸

くしのきてゆきて、路の程凡十町許南の方ローカマチと稱する處にいたり、入灣のうち船をつなきて和潮を待つのでいだ、夷等鱈魚を得て水煮しこれを喰しむ、草根不滿の腹中、僅に滿る事を得て、痛氣もまた退事を覺ふ、其日も西に傾きぬる頃、漸く減潮の候に向ひ、波濤も漸くに靜なれば、其所を出て一里半許行、其夜はアルコアと稱する所に泊しぬ、(往返中の泊所、いつれの所といへども、夷家に寓するにあらざれば、ことごとく海濱河岸に假屋をつくりて泊す、下これにならふ、假屋の製樵木皮を以て屋を覆ふ、その狀圖のことし、其骨は大抵柳枝の直なるを伐採て、地上に植、これをつくる、その中た、蹲踞して雨露をさくるに足るのみ、すへて夷船は軟弱なれば、風波のために破敗せられんことを恐れ、夜ごとにこれを岸上に引あげおき、往返中夜も水上に浮繫することなし、これまた艱苦の一端といふへきなり、その圖左のことし、
假屋圖
 同三日船を出してトウウシホー自注、泊灣、トエカクムラ、カロ杯稱する所を過て、ムシホーと稱する所に

いたりて泊す、同四日此所にして、船中の雜具残らす取出して空船となし、地上に挽物などする事ありて、其日は此所にして暮しつ、カムカタより此所に到るの海岸凡六里許の間、大抵岩角あらし所のみ多く、殊に出岬ある所は悉く潮路あり、波濤湧沸する事瀧壺のごとし、是に依て船を寄すへきの地方稀にして、只上につらねたるロロカマチ、エルコエ、ムシホーの三所あるのみ、然れどもいづれの所も人家あるにもあらず、只船を繋ぐに便よく、且は産魚もありて、食糧を取得へき所なるのみ、其地沙濱もまたなきにあすといへども、大抵遠淺にして、磯船たに進退する事難く、此所の蟬蝻蚊の多き事、誠に糠糶をちらすかごとし、人の面目手足に集附して、厭ふへきに堪たり、肉色を見ざるにいたる、然れども晝の内のみにして、夜陰其所在をしらず、此邊よりマンコー河を経てレンに到るの間、其地は悉く塵土にして、樹木の繁茂する事カラフト島の地味に異なる事なし、)

同五日には、昨日明置たる空船盪挽し、其程二十町餘もありける山路を越え、タハマチーと稱せる小

川に到り、船をは川中に浮め置、かへり來て荷物何くれと負擔し、夷と共に其所に運送し、其日一日中往返のみして、夕陽の頃漸く船に積終りければ、其夜は此所に泊しぬ、(東韃の屬夷は論なく、其地東南の海岸四百餘里の間に住める諸韃種の夷人、レンに到て交易する者、悉く此所に來りて陸上挽船する事皆斯のごとくする事なれば、往返の諸夷も大抵絶る間もなく、林藏この所に到りし時も、チャツカラ、自注、地名なり、朝鮮界の地方、キムアインなど稱せる異類の夷、其外にも種々の夷船は九艘泊し在りといふ、滿洲夷カラフト島に到る時は、大抵マンコー河を乗下して島に達すといへども、或は此所に到て、前のごとく船を引越しカムタに到り、ラツカに渡る事ありといふ、◎チャツカラ船圖省略)

同六日タハマチーを發して流れを下りけるに、此は小川にして、所々に石瀬多く、流下すへからざる所も有ければ、船を下りて夷と共に是を挽くに、其流水殊に清冷、骨に徹して疼痛するに堪ず、蚊多し、ムシホーの如く、煙霧また咫尺を辨せず、漸にしてキチー湖の原に出ければ、夫よりは水も深く、碍

滞する所もなく、キチー湖に入ぬ、その夜は湖の中央ヌツクランカタと稱する所に泊しぬるに、殊に冷風にして、手足の凍寒する事、本邦の嚴冬のごとし、同七日また湖中を行事凡二里半にして、キチー自注、本邦の人傳稱するキチーチンなるものこれなりと稱する所に到りしに、住夷等大にあやしみ、數十人群集して林藏を圍み、懷を探り衣をひき、手足を弄し髪を握り、暫時の間は擲掄笑弄して止さりしといふ、韃地に入てより、此所に到りてはしめて土着の夷家あるを見ぬ、其夜は夷家に寓宿す、(住夷の容貌、カラフト島中ヌメンクル夷に異なる事なし、然れ共言語大に異にして辨すへからざるもの多く、其器械亦悉く滿洲の物にして、陶器も多く、衣服も亦大抵木綿衣を服す、故に女夷など何となく上品にして、まゝ、輒艶のもの多し、此所戸數凡二十軒ばかり有て、ハラタ二人カーシンタ二人、滿洲通譯をつかさどるもの二人ありて、衆夷の能く知れる所なり、居家の造法ヌメンクル夷に異なる事なし、此地はもと滿洲夷の假府を置し所なれども、交易の事によりて庶夷等鬭争せし事ありて、自注、年歴詳ならず、廢すといふ、此所既に

マンコー河の河岸なり、)

同八日、キチーを發してマンコー河を上りけるに、烈風にして船をやるへからず、僅一里餘上流して、カウヌエと稱する所に泊す、其夜大雨なりしに、河濱遠造の假屋なれば、雨漏りて一身全く濕ひ、終夜寐る事能はず、此所もまた山旦夷五六戸の部落あり、(マンコー河は山旦夷の唱ふる所なり、諸夷山旦をさしてシャントと呼び、山旦夷自稱してマンコー河と稱するなるへし、魯西亞其他西洋人の如きは、皆是をサカリイン、アモル、アミユルなど稱せり、サカリインは魯西亞城中の地名、此河源其所に發するを以て、此稱を設るなるへし、林藏問答の次手河名を問ひし時、滿洲夷書して答ふる所は渾沌江なり、林藏また此河黑龍の稱あらん事を問ひしに、黑龍江は別流にして、德楞哩名より奥地自注、黑龍の地方を経て、此河に合するものなりと答へしといふ、此河源魯西亞境界中より發し、數百里を経て松花江に合し、德楞哩名に到り、是より東北流してアタカーに到り、夫より正北流してカ

ルメーに到り、屈曲して東流し、ボツカの邊に到て
 ホンゴと稱する一大流自注、源魯西亞と合し、二十
 五六里を経て、ロロケに到り海に入る、其河中島岐
 洲渚の星列する事圖のことし、省略
 同九日此所を出て、凡五里許も上流しけるに、又烈
 風船を拒み、漸く日暮れて後、岩窟に船を繋ぎ、假
 屋をいとなみ泊しける故、其地名を間にコルヘー
 と名付たる、山旦五六戸の部落也と答ふ、同十日ま
 た船を出して二里半許上流し、ウルゲーと云所に
 到りしに、此所はコルデツケと名つけたる異族夷
 の部落也、船夷船を買の事ありて、其日は此所に滞
 泊す、(此日經來りしシャレイと稱せし所にして、
 船夷コーニを伴ひ上陸して、ハラグ夷自注、の家
 到りしに、主夷粟米の混粥をつくり饗せし故、辭去
 の時に當て、鐘一枚を出して其厚意を謝す、凡夷落
 にいたる毎に、衆夷群集して諸物を貪り求るの事
 は勿論、後年再び來る事あらば、何物を持來て我に
 あたへよ、彼品を齎して我に贈るへしなど約せさ
 るものなし、しかるにひとり此ハライのみ貪情を
 みる事なし、更に後來の約をなさず、贈る所の鐘す

ら唯是を受けて、少しくも欣喜の色なし、夷にしてか
 くのこときもの往返中の一人也、此所またシルン
 クルと稱せる蝦夷俗の者二人を見る、
 同十一日、ウルゲーを出、凡四里許も上流しける
 に、デレンにいたり付ぬ、是滿洲假府のある所也、
 船夷シャモを按するに、蝦夷の方言、本邦の伴ひ來りたる
 人を稱してシャモといふ。伴ひ來りたる
 事を訴へければ、滿洲の官吏等宿泊して在ける盧
 船に伴ひ來るへしと合しける故、船夷船をすゝめ
 て盧船の側に到りしま、直に盧船に乗移り、官吏
 の側に到りしに、官吏衣服をあらため應接す、其事
 終りて後、廚房の所に蹲居せしに、衆夷等又大に怪
 しみ、群來て林藏を弄する事、またキチーに倍せり
 といふ、其後滿洲夷、其みつから乗る所の船中に滞
 留すへしと云けれども、船夷是を許さず、遂に船夷
 の假屋中に雜居す、集居の夷日を假屋に來て、林藏
 を揶揄笑弄して、其喧嘩なるに堪ざりしに、滿洲夷
 時々來て是を制し、夜中また此假屋のみを廻見せ
 しといふ、
 一此假府前はマンカー河に臨み、後は洞達なる曠
 野をうけ、樹木蒼鬱として、實に其さまをなしたる

土地なり、其河岸は中の流上下に島嶼ありて、是を
 抱けは浩々たる大河なれども、風波の愁もなく、
 自注、マンコー河、此所に、實に穩なる泊岸なり、此地土着
 到て、凡一里有餘、
 の住夷とてはなく、府外は、何國ともなく集り來れ
 る夷等の營み造りたる假家、幾十百となく、樺木皮
 を以て屋を覆ひたる累々たり、其集夷西は朝鮮界
 に散し、東は魯齊亞の境域より來り、諸州を交易す
 るの間、大抵五六日滯留して歸り去るもの、林藏到
 りし頃、猶五六百人留住すといふ、
 一その府の形狀、凡十四五間四方に丸太木をもつ
 て柵を二重にほごし、その内左右後の三方に交
 易所を設け、その中央また一重の柵をほごし、そ
 の中に假府を設けて貢物をうけ、賞賜のもの下す
 ところとなすなり、柵ごとに只一門を設けて、他に
 出入するの門戸なし、
 一柵の製作大に粗にして、その木長短のきらひ
 なく、たゞ穴をうかちて貫柄を通したるのみにし
 て、さらに削磨のことなく、工匠の製せしものにあ
 らざるに似たり、同全圖省略、
 一官吏と稱するものは、此所より里程自注、詳隔り

たるイチヤホットと稱する所の者にして、夏月毎
 に松花江を下りマンコー河に達して、六月中旬此
 所に來り、初秋の末より中秋の初、既に府を開て歸
 り去るといふ、總て府中に越年するものある趣に
 ならず、
 一上官夷三人有て、其他五六十人許り中以下の官
 夷あり、されとも上官夷のときは、サンタン、コ
 ルテツケ夷と混雜して、分別しかたきもの多し、故
 に其人數を詳にする事を得ず、
 一上官夷の容貌は、蓋し毎年崎陽に來る者と異な
 る事なかるへし、然れども其見る所なれば、圖を出
 す事三人、一人毎に名刺を書して林藏に與へしま
 ま、摸寫して其一をこゝに出す、
 同名刺
 正白旗滿洲委署筆帖式營姓名伏勒渾阿 マンシヤカ
 大清國
 此他一人は、廂紅旗六品官驍騎校裝賞蓋翎葛姓名
 撥勒渾阿と書し、其餘の書法總て異なる事なし、今

一人は現任官職正紅旗滿洲世襲領姓斜名托精阿カンスイアと書し、大清國の下に天朝の二字をかへ題す、書式ごときは皆異なる事なし、

一官夷大抵日毎に假府に出て、諸夷の貢物をうけ、晩に廬船に歸りて憩息す、故に日暮れは柵門を閉、内には下官夷のみ交易所に宿直して、其日の終事を統、明日の行事を備ふ、夜中すへて油燈火を用ひす、蠟燭火のみを用ゆといふ、

一上官夷三人相應接するの状は本より論なく、中以下の官夷を待するのさま、又中以下の官吏其指揮に従ひ、其事を行ふを見るに、貴賤の禮なきにあらずといへども、さして恭敬を盡す事もなく、飲食の類亦上下の分なきかごとく、毎事相助け相成すのおもむき、實に相和して一家のもののごとし、一凡此所に来り集りたる諸夷、船を河岸に繋ぎ終れば、直に其船中の長たるもの一人、官吏の船に到り、笠を脱て官夷に向ひ低頭する事二次す、是來船の事を訴ふるなるへし、其後官吏酒を出して其夷に飲しめ、精米三四合を出して與ふ、是一の禮なり、

一進貢の禮は、下官柵門に出て、諸夷のハラタ、カ一シシンの類一人つゝを呼出して假府に到る、上官夷三人府上に卓子三局を設け、是に腰をかけて其貢物をうけ、諸夷は笠を脱て地上に跪き、低頭する事三次して、終て其貢黒貂皮一枚自注、夷名ホイヌリ、ハラタ、カ一シシンの類を奉る、中官夷紹介して上官夷の前に呈す、貢禮終りて後、賞賜の物を下し與ふ、其品ハラタに與ふる物は錦一卷、自注、長カ一シシンタは純子のこごきもの四尋、庶夷に至ては木綿四反、自注、下品、櫛針鎖袂紅絹三尺許りを下し與ふ、以上二禮あるを見るのみにして、其他路上相値の禮、或は中以下の官夷より贈物をうくるごといへども、謝答の禮なごといふ事もなく、又上官夷中官夷ともに府中に入出入するを見るに、從者といふものもなく、唯一人にして扇子を持、群夷騷擾の中を往返す、故に諸夷往々其肩腰に觸れ、衣裳を汚す事少なからずといへども、制する事なく、諸夷も亦恐怖する色なし、中以下の官夷は猶更に諸夷と馴昵しめ、相語れるを見るに、草間に並臥して交易を計り、或は煙管を含ながらにして、諸夷と並ひ府外を往返し、諸

夷の假屋中に到て飲食を共にし、或は夷中の少年を捕へて嬉戲をなすごとするさま、いかにも親厚にして、更に恭敬を以て諸夷を責る事を見ず、進貢圖略

一諸夷相共に應接する所の禮、一も見聞する所なれば、其有否をしらす、林藏に對しては、時々跪拜するものありしごといふ、

一交易の事は亂雜にして、さらに一定の式なく、交易所夷假屋相共に往返して交易をなす、其他道傍街上ごといへども交易する事にして、其所を論する事なし、

一其交易の態、諸夷種々の獸皮を腋下に挟み、交易所に到り、我欲する所の物酒煙草布帛織物の類、思ふさまカ一シシに易來りて後、餘す所の皮ある時は、其價を貪りて奪りに交易せず、滿洲夷又是を取んご欲して、色々の品物を出し示し、猶交易せざる時、己が着服を脱して交易するに至る、其亂雜無紀の事、是を以て稟知すへし、

一諸方の夷幾百人となく、日々假府中に亂入して交易をなす事なれば、其喧嘩なる事譬るに物なし、

或は他夷の獸皮を奪ひ去るものありご罵り、又は我腋下の皮末を裁去しご呼び、其價を貪る夷ある時は、着衣を脱して猶其皮を得たる官夷あり、或は相共に撲擲し、又は獨走て轉倒し、布帛を易得て出るもの、あるは木綿をかへして酒を得んご呼ぶ夷あり、其間撞木を打て其喧嘩をいましめんとすれば、官物を盗み去るものありごて、銅鑼を打鳴し、柵門を閉んとすれば、柵を攀て屋に登り、誠に叫聒にして、其事狀を辨知しかたし、進貢圖略

一柵中いつれの所いや、鐘樓を設けて、一日中これを撞鳴しやむ時なし、煩雜喧嘩の内、林藏其所を詳にせず、

一喧嘩騷擾、上條のごとしごといへども、官夷強て是を制する事なし、然れごも其進貢の禮、又は下令の式のごとごに至ては、官夷は論なく、庶夷ごといへごも大に肅慎敬畏すごといふ、

一下令の事、何にても急速にして、優寛の事を見ず、中官夷跪て合をうくるに、僅一二辭を接すれば、たちまち去て其事を行ふ、實に手を返すか如し、林藏在留中、何夷にてやありけん、自注、其觀山丹夷のごとし

えしといふ、同日船を出さんとおもひけれども、潮水減去し、自注、此處減潮の時に至りては、海面陸地なる事多かり船動かす、漸く其日の斜陽に至て潮水來り、船を浮すへき事を得て漕き出すといへども、其程もなく日暮ければ、チヤカマエバーといふ所の沙濱に露宿す、同六日此所を出て、ハカルバーと稱する所に泊し、同七日は朝より船を出しぬるに、霧すこし覆へども、風波も穩にして、さまで艱苦の事もなく、カラフト島のワケーに歸り渡り、其夜はテツカ崎に泊し、明日八日にノテトに歸り着ければ、六月に残し置たる滿夷も出むかひ、ともに恙なき事をよろこひ、其所に滞留せしに、此頃幸にして滿夷の南方に遊獵せんとて、船装をなしたるもの有ければ、滿夷と共に此船に乗組み、同十一日滿洲同行の夷に別れ、此所を出て、九月十五日シラヌシの府にいたり、同廿八日ツウヤに歸りつきぬといふ、東艦紀行、

通航一覽卷之二百三十七終

を盡せり、又ツアンフレセネン、スココル等の二所に離宮あり、帝王夏はスココルに居し、冬はツアンフレセネンに移れりこそ、又北方は長城裏りて、其高さ十尋に餘り、幅これに準するよし記す、華夷通商考、萬國夢物語等に、この地塞國にして積雪多し、よてみな裘を着し、人物豪強なり、且沿海の地にあらざるをもて、本邦渡來の船なく、た、其商賈南京船に乗組、商物を携へ商に來るよし、其産物は人參其外藥種類、水晶瑪瑙瓷器等數品なりと見えたり、

○政令等御尋

享保四己亥年三月、松平島津中將吉貴より、清朝の政令及び風俗等の書付をたてまつる、この事先に仰の旨あるによりてなり、

享保四己亥年三月、中華の儀に付申上候覺

大清當時の仕置其外段々の儀、琉球人に相尋可申上旨被仰出候に付、承届候趣左の通御座候、
一中華の仕置六ヶ條御座候、去子年、按するに、寶永五年なり唐に相渡候琉球人板行仕、持歸候六論行儀と申書物一冊御座候付差上申候、右の内にて諸事仕置式等

通航一覽卷之二百三十八

唐國北部三十四止

按するに、此地東西千二百二十八里、本邦里法に約し町なり、已下、南北千六百二十八里に距る、東は盛京北に錦州府、山西省の大同府、南の河南省の開封府、北は邊城に界ふ、禹貢には冀兗二州の域、春秋戰國等には燕の都たり、其後しばしば變革ありて、唐の武徳の初、郡を罷て府を置、此地を幽州府といふ、宋の宣和七年、金に屬して燕京折津府とし、また中都とす、元にいたり大都と改め、明の洪武のはしめ、北平府とし、同九年布政使司を置、永樂九年北京を建て、北平府を順天府と改め、布政使司を罷て直隸とす、清にいたり猶都を建て、八府を置直隸たりと、清一統志に記し、異國和解に、古はキュンションまたベキング、ヘツシングともいひ、唐土の大都にして、規制方形なり、文官武官及び工商の居を分ちて赤街黒街とし、赤街は帝王の親戚ならひに官人女官の居とし、黒街には園圃ありて、造作美麗

の儀相見申候、

一琉球の使者唐に參候て、琉球館屋に上り、夫より北京に參り候、水路陸地、日本道にて八百八十里餘の積にて御座候、北京にて宿は館屋又は寺にも罷在候よし、

一中華の城廻り、差渡し大體日本道七八里餘も可有御座哉と奉存候、堀有之、門數大分有之事に御座候、平城の城にて御座候、城圍の内町屋人居多く、三公九卿の居所寺院等も御座候、

一村里毎に學問所有之、人々出精相勤申候、學問の巧により、官人に罷成候に付、何者にても別て精出し申候由に御座候、

一武藝の儀、無油斷致稽古候様子に御座候、
一從國々諸侯都に交替の儀は無御座候、官人を國國に召置、其官人國を治申由に候、

一親孝行の者、忠節の者或は烈女、及百歳候老人には、勅額被下候處數多有之候、福州の内にも勅額有之候、靖南王謀反の節、范部院と申者に相談仕候處、曾て同意不仕候に付、召捕候て死罪申付候、范部院忠節の儀帝被聞召、福州の内位牌所建候様に

と、其子に被仰付、材木を被下、范部院像を造立仕候よし、

一山川草木湖水段々御座候、川は大河有之、近江の湖水と見申様成る所も有之、又狭き所も御座候、岡は大形按ずるに、異國紀聞、繁昌にて御座候、日本の山より總て古く見得申候、唐繪山水の様子に相見え申候、

一合戦のならし、北京にては見不申候、福州の城東南の門外に、日本道一里廻り程の平地を圍ひ、其内にてならしの節、琉球人見申候、八色の旗を以士卒を分け、鐵炮を持玉を不入打申候、五人つゝ組合ひ、尤鍵長刀の取捌有之、幾度も式日有之よし、此儀國々所々同前にて、稽古有之よし、

一衣類の儀、輕き者迄鈍子、縞子の類着用仕候も御座候、衣類は結構に御座候、勿論身上次第に候得は、見苦敷様子も御座候、

一儉約を用申事は、成程有之様に見及申候、奢り候儀は別て見及候儀無御座候、銀子を以の外望み申事に御座候に付、一厘一毛の事をも六ヶ敷申事に御座候、

者も見不申、福州にては、客を日の内に申請、夜に入御座終申候、子細は街門を閉候に付、夜會無御座候、祝儀成程祝申候、身上の高下により、食物馳走の替、又は上中下の分、段々日本同意に御座候、
一北京の城の内に象を繫候て有之候、是は飾に仕候様に見及申候、食は藁を給候よし承候、安南國より進貢仕候よし、鞍を仕懸、其上に大瓢箪を飾置候、牛門の内庭上左右に二疋宛つ有之候、歴々出仕の時計飾申候、常には莊不申候、

一朝夕食物上中下差別有之、五穀不足の所に有之候得は、肉食可仕候得とも、續無之ものは不罷成、米は官人も赤米を被下候、日本の赤米とは違、唐にては性の好き米は毒にて、性の惡敷は肺胃にまかけ候て、消申敷のよしに候、

一銀と錢は遣申候、金と銅は遣不申候、銀は少き物と相見え申候、

一唐より外國へ法度にて不出物は、武器類、船道具、西洋太白按ずるに、外國通覽、純子、桐油、史記の類、外國へ出し申儀法度に御座候、
一町の家軒は續不申、屋敷屋敷を構、高さ三丈宛の

一鳥獸色々御座候、六畜は日本のと少し類も有之、其内驢馬と申は、尾は牛の如く、耳太く長く、せいしく有之、荷物を附乗用にも成申候、又駱駝と申馬御座候、高さは九尺計り有之、長さ馬に應し、尾は羊の尾の如く、首は鵝の如し、歩候事は遅し、爪は牛の爪に似申候、千斤を負ひ申候よし、兵糧運送に召仕申候、食物は鹽又は草を給申候、牛にも水牛と申御座候、常體の牛よりはせい太く、毛の色は灰色に有之候、田地を鋤申に、常の牛よりも農人用申候、其外鳥類畜類、日本に有之物段々多く有之候、
一物毎に和候様子に相見え、人品も見事に御座候、行跡等も猥成儀は不承候、韃人の儀別て權柄に御座候、行跡も不宜よし承候、路次にて韃人行合候と、唐人除候よし承候、人品の事は、上下貧福段々替御座候、

一鷹狩鹿狩も御座候、鹿狩は、半弓鐵炮鍵長刀は何も勝手次第持候て、馬上并に歩行にて働申候、半弓を馬上より達者に仕候よし、福州にて虎を鐵炮にて打留、八人にて持通候を見申候、
一酒宴成程御座候得とも、路次杯にて醉候様子の

土手を築き、其廻り瓦葺の家を造り、小路の方へ門を明け、扉に鐵にて張、土手の外へ店を出し、賣物出置候、夫故に火事杯と申は稀にて、縱令御座候ても、一ヶ所限り類火は無御座候、火を出し候者の屋敷へ、其近邊の捨物を、方々より取捨申候事に候、大分取捨置候付、是を取除申儀大造成手間入にて御座候故、火を出し申候過料に、左様に仕候事に候よし承候、賣物出置候様子は、日本に替り不申候、

一鐵炮は日本の鐵炮より長く御座候、弓は半弓にて御座候、
一具足は杉原紙の厚さに金をのべ、鎖にて繫なき、其上を本綿にて包申たる具足にて御座候、紗綾を以包み、綿厚く入たる具足も御座候、

一盗人別て多御座候、晝も少も油斷不成候、家に入候てぬすみ申候節、未道具取不申内に討果申候へは、打捨に罷成申候、道具を取逃候の節討果候へは、科相懸申候よしに候、切手に科相懸候事は、家に油斷ある故に盜に逢候道理に候よし、
一賊船當時も御座候、兵船を以毎日改め御座候、賊

船別て念入候、船に兵具乗せ居候もの詮議有之候、津々浦々に間屋有之、柱額の様致し、國々所々の名を書記有之候、辻駕籠雇人足等も有之、旅籠屋も有之候、

一勝れたる強力の人も、間には有之候、關羽の長刀とて、柄迄銕にして、八十二斤程の重み有之長刀御座候、是を自由に振廻し候もの稀成事にて、萬一御座候へは、官人に罷成よし咄し承り候、

一近年は隗人より中國を犯し候儀承り不申候、琉球人儀は進貢の節、北京迄罷越候得とも、左様の儀承知不申、三十年以前、西遊より中國を犯すべく仕候へとも、皇帝出身有之遣散候へは、其後は右體の儀無御座候よし、三十年以來の儀は存不申候、

一賄賂を取候儀、官人も随分取申事のよし御座候、當時も三十六官有之、官女三千人有之由、當時皇子四十人餘も御座候よし、嫡子は別て氣儘人にて御座候ゆゑ、學問の師匠何かと異見申候へは、立腹にて師匠を被討果候故、帝王より屋敷園の内へ數年被入置候處、中頃より被出候得とも、又何やらん不宣儀御座候て、又々被押込、只今に其通の由承知

候、二男も氣儘人にて御座候と承候、諸王子數多御座候て、其母儀達も諸國の人にて、其國々の人々出生の皇子を最負致し、何か六ヶ敷御座候、

一道路に非人乞食在之候、

一諸寺院へ物參の人多御座候、女は參不申候、奉加も心次第に御座候、

一、服忌、儒方は三年慎み申候、佛法は、七々、數にて行ひ申よしに御座候、

一諸役人出仕の儀は、明け六ツに罷出、八時に歸着仕候よしに候、

一挽茶昔は有之候へとも、只今は煎茶計にて、名物段々有之候、

一北京は薪不自由にて、遠國より持參賣買仕候、

一硫黃、鉛は多御座候、錫は少く御座候、

一福州にて承知候へは、切支丹宗門信仰の者無之、中庸を書直し出し申候、依其科仕置に逢申候よし承候、大聖孔子の道を直し候答と承候、

右は、去年參府仕候琉球人の内、唐へ罷越候者に相尋候處、右の通申候に付、此段申上候、以上、

享保四己亥年三月

○漂着

元文四己未年五月廿一日、陸奥國田代濱沖に、杜鹿郡に北京船漂ひ來り船繋りによて、領主松平伊達 陸奥守宗村の家臣等警固として、同郡に同國石の巻に、出張す、此事追々江戸に注進ありしな、同郡に明和四丁亥年三月十二日、薩摩より、さきに同國既島漂着の北京通州船、長崎に護送あり、後例のこゝろ、歸唐仰せ付られし成へし、

元文四己未年五月

田代濱沖の掛合候漂着船見え申候品覺書

一船三艘の内一艘は、長さ十五間に横三四間程也、色黒塗、高さ水際より一間餘程に相見え申候、残り二艘は、餘程小振にて荷足輕し、
一帆柱大小二本、一本は大柱、中柱は立、上下に帆二つ、下帆は大きく上は小さく、其上幡有之候、柱の左右に細引にて蜘蛛の巣のこゝろかけ階子に用ひ、自由に致上下候、一本の小柱は、中柱に二三間間を置、先の方立帆は、何も木綿の様に相見え申候、

一大船に人數五六十人程、小船二艘は十五六人程宛相見申候、

一船の船に、水晶の様成物にて張り候窓二つ有之、面に彫物繪様有之、同所に幡印相立、長さ二間に横一間有之、茶角違十文字染出候模様有之、三艘とも同様、

一人柄阿蘭陀に似候、毛色赤縮、冠物色々、

一面鼻ほねはしり、眼さめ色、餘は大體常の人の通り、

一衣装大抵阿蘭陀に似候、中にも重立候者は、緋羅紗の様成物を着し、餘に皮にて仕立候裝束、多く相見え申候、

一犬四疋、鶏數多御座候、

所之者船に乗入見届候品々覺書

一食物麥粉餅干堅め候物、鴨家の類の血にて丸じ、

但是は阿蘭陀仁給候パンと申物と相見申候、

一右の食物、鬢付の様成物を付給候、但是は阿蘭陀仁の給候はうくりと申物に御座候、

一徳利五、又は燒酒の様成味のものを用、入物は硝子錫子、

一日本たばこ殊の外好物仕候、
 一此外食物色々相見え申候、
 一太鼓三味線有之候、
 一船の内積物は、皮類多く相見え申候、
 一地球の様成ものを皮にて作り、諸國の圖黒漆にて書付申候、但文字は漢字には見え不申候、□□□□致所持候、尤同通り表立候道具相見え不申候、
 一二人鍵を持居申候、
 一三艘の内大船へは、人集候筈□□入申候、残り二般へは、此方の人をいれ不申候、尤諸事ともに大船にて相極候様に相見え申候、
 右之通、此度拙僧見届仕候、以上、
 元文四年未五月晦日
 大年寺役僧 龍 門

候、又金一分所持、勘七爲見申候、勘七不審に存、得と見申候處に、文金に紛無御座候、船の底覗き申候處、爲見不申候、以上、
 五月晦日
 奥州仙臺異國船の沙汰
 一元文四年未五月廿五日、牡鹿郡の崎難島綱島と申所御座候、所のもの當所肴町の參候て咄申候は、綱島沖異國船二艘見え候、中溜船を乗出し致見物候處に、船形四角に三千石程も積可申程に御座候、一艘の船印は黒地に筋違十文字、又一艘は八疊敷程の狸々緋の様成大船印、船は黒ぬりの様に見え候、鏡をのべたることく丈夫に御座候、船の兩脇は例の如く大石火矢等を仕懸有之、一艘七十人程も乗組申候歟と見え申候、右の者共も難□□附乗戻候と申候よし、上の村中寄合、早速御上にも、按ずる陸奥守をさす、相通候て、急に彼御用意左の通、
 廿六日立、自注、異本に廿四、日本寺村へ、
 一郡司 平 次 兵 衛
 異本に、御旗本三十人、御小人三十人、御小人の内、水練の忍の者撰候て十人相添、

廿七日立、自注、異本に、但本土佐、大町主計、御旗本三十人、御小人三十人、當日本多七三郎は不見
 一軍者 本多七三郎
 御武頭を兼、組中引連、 濱田平十郎
 一御武頭 細中引連、 阿部甚藏
 一御目付 小林權之允
 一大筒役 熊谷惣右衛門
 扱引連、右石火矢等も、段々石の巻に被差遣、
 廿七日九時立 鮎貝志摩殿
 一火番頭 御役所御座候間、大勢御召連、武道具持參候由、
 一天文者 戸垣善太郎
 一儒者 高橋與右衛門
 一大年寺に、長崎より參居候出家三人、
 一御穀船漁船ともに先に差扣、石の巻川口より綱島まで御用の通達、大混雜に御座候、
 一先年唐船の沙汰有之、村々にて聞傳へ候ものも有之候は、無遠慮早速可申出旨、濱方に御觸相廻候所に、先年廣東に被吹流候者一人、及晩年生殘罷

在候者有之候て、按ずるに、正徳三年七月船觸せし、廣東の濱濱相馬等の漂流の内なるへし、廣東の濱に一年半程居候て、船形外に船見覺候に付尋出し、此度被召連候由に御座候、
 一昨日南坂本荒濱兩所より、沖異國船三艘見え候段被相達候、右荒濱に鈴木牧太殿、今日急に被相下候、
 一相馬領より石之巻の方へは、箕の輪の様に入海に遠島綱島、金花山の方は、巽の方へなり出申候所に御座候、
 一綱島沖へ見え申候船着の由、亘理荒濱より同船見付候て申候事も御座候哉、別船にて御座候哉、兵船にても可有御座候歟と被存候、唐船に御座候は、聞通にても濟可申候得とも、近寄申候得は、總髮長髮の男出候て、二人四五寸程の黒ぬりの箱を出し爲見候よし御座候、然とも阿蘭陀船の様にも可有御座哉と被存候、何にも今日までも片便にて、島々沙汰相知不申候、珍敷事候間、罷下見物可仕と心掛罷在候、今日までも早急に相認候間、乍早々申上候、跡より追々可申上候、
 五月廿七日

右は、仙臺米問屋より、江戸高間傳兵衛方の差越候書付の寫の由、左の書付も同前の由、問曰、何之國船、何故漂流于此、船中有幾人、船官何姓名請審言、答曰、京東阿縣之後官氏名正字明方、與鞏戰被疵敗北國居、有慈惠而請扶助焉、船中の者答のこなへ、ハレンハレンハホウナヤンシヤンヒンリスレリシスハシ

日本の言葉にして、我々は北京の國東の濱のものなり、あわれみてたすけ給へと申事の由、

一昨廿九日の朝、網島のもの肴町の參候、此ものとも内八之丞と申もの、一昨廿八日漁船に出候節、五六人にて唐船の側通る、右唐船より致手招故、近寄申處に、手をとり船中へ引入る、先達て委く爲見申候故、持合の鯛一枚唐人へ遣申候得は、殊の外悅申候て、まめいたの様の物五つ貫申候、又一人は平巨一枚遣申候得は、虎の皮の様成頭巾、替りにくれ申候、長崎にて給候様に、十人計打寄しつばこの様に寄合居候所を參候て、右の喰物手をいたし是望申候得は、又四斗桶ほどの物よりとりいたし、申栂の様成物貫申候、此三人とも肴町へ持參仕候て爲

見申候、持參候刻御上へ申上候ゆゑ、まめいた計と申候、五厘程に有之候、乍去唐桐の葉の様にて、裏の方に石疊の模様御座候、鯛一枚は銀五つ積にくれ申候、先書申上候二艘は三艘に相違無御座候、船丈夫にて不及言語結構のよしに御座候、沖に浮ひ候て乗候に、少もゆれ不申候、いづれも六尺程つゝの人物はかり見え申候よし、右の内六歳計のもの見え申候者御座候處に、子供かご存候へは髭はへ申候、

一唐人丈六尺計も可有之候よし、

一石火矢二挺仕懸置候よし、

一亘理荒濱の方より見え申候船、彌間近くなり候へは、大久保監物殿御越の筈にて、專御用意被成候、先達て亘理安房様、石川修理様被仰付候御心掛にて、御下知次第濱邊まで御出候筈に御座候、石之巻の後詰にも、伊達相摸様、茂庭筑後様御兩所へ被仰付候よし御座候、鮎貝志摩様御渡海被成候由、此間御城の御用意、扱近代無之大騒動にて、折節大手筋などへ參懸り見申候得は、廿五六日の頃に、鐵炮數箱、火なわ杯は俵にいれ持運ひ申候、或長持其

外色々の道具も遣候、

五月晦日

奥州田代濱三ツ石沖に、異國船三艘掛り居申候に付、船中見申候覺、

一船内外共黒ぬり、油ぬりにも御座候哉ねばり申候、形は角あり候造りにて、大かつこ船形にて御座候、

一船中鋒一本、長さ六尺位にて、穂一尺四五寸位、幅二寸程御座候、又はむらさび御座候、

一鐵にてまはり八九寸、長さ四尺ほごにて、本の方に同穴なし、前方に細穴有之、中は空なる物、大から竹前後に節をこめ、元方に細穴明け候様成物四本御座候、

一常式の様子は、板敷に其下等も人住居仕候、やぐらと申は無御座候、をものの方に一段高き處御座候、

一帆柱三本宛立申候、中の柱長さ十五六間相見え、前後は段々短く御座候、中程の蟬本より、何本ともなく網代の様に組候て橋にいたし、蟬本迄上り下り仕候、

一帆三ヶ所を引申候、帆布木綿などにて、油にても引候様、にちくご鳴り申候、

一常式の帆は下け候節、右りへ下け申候、右の船の帆は蟬本よりまき上げ申候、

一人の形は髪赤きも有之、ほけ色黒赤まぢり、何もしやぐまをかふり候様子御座候、

一面相も殊の外あかく御座候も有之、一様には無御座候、

一眼は何も眞丸にて、赤く御座候、

一衣類は皮の縫詰め着候もの多く、其内布木綿などの織物の様成地相なる物着候ものも御座候得とも、大方は毛皮のぬいづめ着申候、

一頭巾は、毛皮のかむり物にて御座候、

一股引の様成もの、足袋迄作り付たるを着申候、

一毛皮買賣仕候ものと相見え、毛皮を澤山に所持仕候得とも、何の皮とも知り不申候、

一犬三疋飼置申候、常の犬より一かさ大く、毛長く御座候、

一聲は常の通にて御座候、

一鶏二羽籠中に飼置申候、

一人数は五六十人乗申候、右の内十二三歳位の子
 供二人乗申候、是も毛皮のぬいづめを着申候、
 一たばこ殊の外すき申候か、所望申候、一通の言葉
 の中にて、日本松前たばこ申計通し申候、其外一
 向何にても通し不申候、松前と申候故、北の方へ指
 いたし候へは、うなつき申候、

一船中の匂ひ、殊の外わるくさく御座候、
 一残り二艘の船は、はし船の様に相見え申候、吾人
 は未見申さす候へは不存候、此ものとも人相、眼丸
 く赤く御座候間、蝦夷人にて可有之と奉存候、尤日
 本人を珍しかり、拙者ども小船に乗り船場へ参り、
 遠慮仕乗うつり不申候へは、右のものとも参り、手
 を取て引入、船中委案内いたし見せ、其上に頭上よ
 り脊中までなて、殊の外馴染申ものに御座候、
 右の通、大圖見申候通書上仕候、以上、

五月廿八日 田代濱組頭善 兵 衛

外に
 一羅紗にて頭なりに、虎の皮にて縁をとり候頭巾
 一つ、
 一荷物仕候様子、龍眼肉にもあるへくや、外の皮煉

砂糖のかたまりの口様の物にて御座候、味は甘く
 御座候、
 一此方より漁獵仕候木を一本かそへて、金のまめ
 板一つ遣候よし御座候、重さは九分も有之由、
 一先詞はだつたんか、おらんだかの内にて可有
 御座候哉と奉存候也、柳營秘鑑、
 明和四丁亥年三月十二日、薩摩より漂着の唐船一
 艘送來、船主朱茂順十九人乗組、去戌十月十五日、
 通州より按ずるに、北京船を出し廣東に赴き、大豆桐
 油を買調來る處、洋中にて逆風に逢、同十二月廿五
 日、薩摩領上飯島に漂着のよし、挽船を以て當三月
 十二日、當湊に送届らる、長崎志、

通航一覽卷之二百三十八終

通航一覽卷之二百三十九

阿蘭陀國部一

按ずるに、此國歐羅巴洲のうちにして、國名を啞蘭
 地、ヲランデヤ、和蘭、紅夷、紅毛など唱ふるよし、
 采覽異言に見え、啞蘭新譯地球圖説には、涅迭爾蘭
 士ゼルマニヤインベリヨル、羅甸語には、ヘルギユ
 ム、フランス語には、バイスバスキイ、天下通し
 てヲランダといふ、紅夷、紅毛、阿蘭陀、和蘭、啞蘭
 に作るは、皆漢譯なるよしを記す、今慶長十四年の
 御朱印による、道程は本邦の里法にして、肥前國長
 崎より凡一萬三千里、直にしては二千四五百里の
 西北に當れり、唐山天竺韃靼へも地續にて、一片の
 地なり、或年蘭人北京へ陸地を往行せしに、山川幽
 谷越かたくして、遂に三年を経たり、かくたやすか
 らざるにより、後絶て陸地を行ものなしと、甲必
 丹物語りせしよし、落穂雜談一言集に見えたり、
 開國は、本邦垂仁天皇三十一年、唐土にては漢の
 平帝元始二年に當る、草創の後漸々二十餘州を一

統せしか、國大に過れば、政事も心に任せずとて、
 過半復古せしめ、只七州を治め從へて、海外の交
 易を専とし、通商する國々百二十箇國に及へる
 よし、同書及び栗園漫抄等にしるす、啞蘭新譯地球
 七州を統へ、十州はチーステンレイキに屬し、七州はホルランドに
 屬す、商社殷富の地にして、四方に船を出し、國々して到らざる所
 なしとす、本邦に渡來せしは、慶長五年を以しめとす、
 風土は甚だ寒國にて、唐山朝鮮琉球など、は地氣
 異なり、却て本邦奥羽の風土に似たるよし、此ほど
 りの草木多品のうち、二百餘品をもて、彼國の本草
 を閱し合するに、悉く同品なりと、中陵漫録に見ゆ
 れども、信し難きに似たり、されども寶永酉年仲書
 に、蘭人の音聲奥羽の人に似たり、もし隔てきくと
 きは、其音聲異ならずと記す、國法は七州にフリ
 スといふ總司を置て、政務を統掌せしむ、この任最
 重く、一代を限り、七州の司々より撰出して其任に
 當らしむ、但し七州はゼーランド、ゲルテルラン
 ド、コロニンヤ、ヤールエイヌル、ライトレキト、
 フライスタンド、ホルランド等なり、皆地續にし
 て、ゼーランドの一州のみ孤島なるよし、一縣一村
 ごとに、ホルコルメーヌタルといふ役人を置て、事

務を司らしめ、又南海に瓜哇ジャバといふ大島あり、蘭人
群島に居館を構へ、地名をバターピアと唱ふ、此地
より諸州に往來して、交易互市の利用を求む、こ
には赫葉喇兒ヘツエラといふ役人を置、萬の用度を辨し、毎
歳交易の利用、運送の事を司らしむるよし、長崎志
に見えたり、風俗は國王はしめ交易の事を專とし、
幼時より洋中になれて、萬里を遠しとせず、普く諸
州に渡りて、交易の道を識らしむ、されども頗る賞
すへき風あり、開國の後、國に侵掠の患なく、世々
君は君、臣は臣として、上下おのづから安し、干戈
は他の賊徒を防ぐへきために備へ、國人に向て用
ふる事なく、他國に邦裏の鬭諍あるを嘲るとぞ、又
哺啜の禮正しくして、哺時には甲必丹より次第を
追て哺すへき臺にむかひ、天地及び國王への禮を
なし、畢て俱に哺ふ、此禮かりそめにも怠る事な
し、又其徒死する時は、速に骸を硝子の中に納め、
床に直し置て、其子弟親戚等喪を務め、生るかこと
く仕ふる事、五十日にして則野に送り、後墳墓も築
かず、忌日年回の營もせず、親子も再顧みず、國に
儒佛の道なく、國字三十餘字を或は二十六もて、萬

事を辨するよし、翁草に見えたり、其人地理天文雲
氣を識り、醫學も精く、都て巧技を研究せるよし、
官中要録に記す、其宗法は歐羅巴諸州の法と同じ
からず、然れども其奉する所の神をまた天主とい
ふ、實は源同くして派異なるのみと、萬國夢物語に
載せ、新井君美か邏媽人處置の上書中にも、阿蘭陀
も天主を奉せしか、耶蘇は用ひす、天主は天教の祖
神、耶蘇はしめて其法を弘めしもの也とあり、然
る故にや、年毎に入津の唐船は、踏繪せしめしか、
阿蘭陀は其事なかりし由、翁草に見えたり、

○入津通商

慶長五庚子年、異船一艘和泉國堺浦に大島郡に入津す、
尋問あるに阿蘭陀人ならびに諸厄利亞人にて、商賣
のためはしめて渡來せるよしを訴ふ、よて奉行より
注進あり、此頃成瀬半人正、米津清右衛門と堺の奉行たり、東照宮其異人を江戸に
めされて、猶糾問せしめらるゝに、偏に通商を願ふよ
しを申す、則御免ありしか、本船破壊して使船なく、
數年江戸に滞留し、月俸及び屋敷を賜ひ、時々召され
て異國の事等尋させ給ふ、諸厄利亞人にも、同じく月俸等を賜はりし事、その國の部、渡來御簡の條に出す、

慶長五庚子年、自注、西洋年曆、泉州堺之浦に不見馴大
船一艘着津す、遂吟味候處に、爲商賣始て咬啣吧よ
り渡海の阿蘭陀人并諸厄利亞人也と云り、依之堺
之役人、早速江戸へ注進仕候處、江戸へ乗廻し可申
由被仰付、則堺之浦より出帆す、時に於海上遇難風、
相州浦川に打寄らる、然共破船に付、陸より江戸へ
被召、御詮議被遊候處、彼者共申上候は、日本渡海
可蒙御赦免爲願、始而來朝仕候、於御赦免は、年々
致渡海、商賣仕候度由申上る、其後歸國仕度存候
得共、便船無之故、江戸へ致逗留事八九年、其中は
御扶持等拜領す、阿蘭陀之頭人ヤンヤウス、諸厄利
亞之頭人安針と申者、逗留之間折々御城へ被召、異
國之物語共御尋被遊候、殊にヤンヤウス儀は首尾
宜し、此兩人之者共、屋敷拜領仕、暫住居する故、ヤ
ンヤウス居所をやよすかしといひ、アンジン居所
を于今あんじん町といへり、長崎御用書物古集記、
長崎大記、長崎雜話、
慶長五年、泉州堺の浦に大船一艘來津せり、仍て其
容子を尋るに、阿蘭陀人并に諸厄利亞人、爲交易
願、貴國に渡海せし由訴ふ、即注進有之處、其船江
府へ可乗廻この御事なり、然るに彼船南海を乗廻

り、遠州灘にて難風に逢、相州浦濱に打寄破船す、
此旨言上之處、船中之人數、陸地より可差越旨被仰
渡、即陸より江府表に參上す、依之委細被遊御詮議
處、彼兩國之者共、日本渡海商賣仕度旨御願申上
る、則達上聞、願之通御免被仰出、然るに可令歸國
乗船無之、江戸に八九年之間滞留せり、其間御扶持
方居屋敷被下置、時々營中ね被召呼、外國筋之事杯
も御尋ありき、拜領之居屋敷は、阿蘭陀人ヤンヨウ
ス居たる所をヤウスガシ、諸厄利亞人アンジン居た
る所をアンジン町といへり、長崎志、山本氏筆記○按する
の圖及びその他諸記に記せし船の
形状等、因に左に出す、○圖省略
阿蘭陀人船中にての座列、船頭按針役、以下旗役、
帆役、楫取等、乗船要務の者を次第す、
船中にて座列 スケツブル船頭 ステユール
マン按針役 コムスタール石火矢打 フラツ
カマン旗役 フラツカナ、并旗縫 セイルマー
カル帆役 デインムルマン 船大工 ヲヒシイ
ル船役 アンカルゴトキ楫取 ウキンドケン風
見 マダロース水主長崎志、
肥前長崎の湊は卑地にあり、山より一坂くだりて、

平地を行事しはらく有て又坂あり、如此坂を下る事三坂にして町にいたるといふ、湊は鶴のはねをひろけたるか如く、丸くひらきて、其向ひ二里海表に、いわゆるの島あり、島の左右を船入口とす、島に向て左右の岸皆絶壁にして、その上に西國大名かための番所立つゝきてあり、湊の内にオランダ屋敷をはじめ、南京漳州等の旅館水門をかまへ、あゆみを取つけたるに、其國々の船を着置たる體夥敷事にて、中々十艘二十艘などの事にあらず、いづれも船の高き旅館の軒もひとしく、大なる船の高さなり、其中にオランダ船計はすぐれて大きく、獨立して見ゆるなり、船の廣さ三十四間高さ十六間あり、船の内にカピタンをはじめ部屋々々ありて、一段下りて臺所あり、又一段くだりて料理する人の居る所あり、夫より又一段下りて牛羊など飼て置所あり、厩の如し、船の造は軍配うちちの如く、入口せまく中廣く、船底は狭し、至て狭所わたり九間ありとぞ、オランダ船海上に見ゆるより、遠目鏡にて日々うかひ居て、いわゆる島へ近づく比、長崎役人支度して船をこき出て、おなしくむかへの船三

百艘出するなり、扱琉黄か島へ乗入時、むかへの船百五十艘行に、櫓をたて綱二筋にて、オランダ船を湊へ引入る、右左三百艘の船にて引とも、中々うこく様にもなく、そろ／＼と船ひかれて、漸々時をうつして、島のこなたへ船入時、大通詞をはじめ役人乗移りて、カピタンをはじめ残らすオランダ人の懐中までも探り見て、ぬけ荷などの用意なきやと吟味済て、安永四年より始められ、其事御答筋の條に詳なり、其後船の内の荷物をはじめ、上下人数幾人と云事を微細に記する事四通なり、一通は長崎町の者の御用に拘合たる者に渡さる、役人オランダ船へ乗移る時、はしごをかけてのぼる、はしごの高さ凡九間有といふ、直にして下より見あくるに、中々のほる様にも見えす、はしごの左右に、上より太き長き綱を二筋さけてあり、梔子といふ木の皮を、糸によりてなひたる赤き綱なり、此綱をマダガス共按ずるに、マダロス記す、なふ事なり、三十年もかゝりて、一筋なひ出すといふ、此綱に取付てのほりくたりするなり、手にて綱をさらへたる心持、柔軟にしてたとへんかたなし、心よきものなり、本邦に簡様なる綱

なきゆゑ、はしめて手にふるゝものは、奇妙なる事におもふなり、扱のほり見つれば、クルスとマダルスといふもの二人ありて、其人の手をさらへて船へ引入る、船の内にもはしこありて、下る様にしてあり、扱役人改過て鉦をならせは、むかへの船ちりちりに成ていそぎ陸へにけ歸る、其後オランダ人言語にて、打ます打ますと云事を、數度船の内をいひありく、其時役人皆々絹にて腹をいくへもいくへも、力のあるかきりを出して巻き、耳にも紙など入ふさきて床机にかゝりて居る時、石火矢に火をつけてからうちにするなり、其ひゝき思ひしよりは船の内にてはすさまじからず、良久しくふるひ響て、そのひゝきにつけて、ゆらくと船動き出て湊へ入る、一打に船のゆく事十町ばかり、凡石火矢を放つ事五度にして、初て湊へ入終る、外の異國船は其水門際に着てあれども、オランダ船は大なるゆゑ、旅館の水門際まで乗入る事叶はず、三四間へたゝりて水中にあり、其間の往來は、はし船にてする事なり、石火矢を放つに、湊へ入時は筒口を跡の島の岸根へむけて打なり、其ひゝき陸にては誠に

すさまじき音にて、釜も鍋もふるひさくる如く、石火矢をうつ島の邊の人は、かねて逃避て、其日は島に居らぬ様にする事也、はじめいわゆる島へむかひに行て、オランダ船を見かけたる時は、其大なる事ひとへに山岳の如く、立向ひたる處、何にたとへんものもなく、大造なるものなり、オランダ船のみよしに、大なる獅子の形したる頭面も分ち兼たる物あり、其前を通る時は、蘭人みな再拜稽首して通る、火急の用有ても、敢て失禮する事なし、是は和蘭國の始祖なるよし、國王といへども敬して怠惰する事なしとぞ、クルスは則くろん坊といふものなり、輕健なる事鳥の如く、數十丈高き帆船の上に幾人も座してあり、鳥のごまりて居るか如く、下より望めは其形分ちかたけれ共、帆柱の綱をのほりくたりする事さるの如く、身の輕き事いふ計なし、帆は大小いくらといふ數もしらすあれども、第一の大なる帆柱口のしきより五十間程あり、其綱の大さ二尺廻り餘もあり、其綱に下より上まで木を階子の如く附置て、クルスそれを踏ており上するなり、數十丈の帆柱の上へ、手を附すして走り上

り、何やらん□□といへば、其詞につきてマダルス下にて帆綱をあやどり、帆柱を引なす、柱も大きく綱も太ければ、皆くろゝにて取扱なり、是を役するはマダルスなり、マダルスは力ありて、くろゝの如き物を自由に取あつかへども、クルスの如く力ある事なし、按ずるに、官中要録には、マダロス帆柱に登り、身の軽き事鳥のこさしとありて、此説と相反せり、いつれもまなじりさけて、青くまぶちうるしをさしたる如く、總身の色は薄雲の如し、オランダ人一艘に百人餘つ、乗來るなり、オランダ船のへりに、たがやさんにて拵たる角物の木口三尺四方ほどある物數十本、船より四間程つ、差出てあり、是は碇の綱をこれにかけて上げさける爲の木也、外の木にて造ては、碇の綱にすれあひて火を出し焼るなり、たがやさん計は、火の出る事なき故是を用ゆるといふ、オランダ船大體用らるゝ事三百年計なり、夫を過ては朽て用た、す、船一艘こしらへる價をオランダ人に問しに、日本金にて八十萬ほどの費かゝるものなりといへりこそ、又船底に風穴を附て、船中の荷物のくされざる様にせしなり、又其風を抜穴もあり、穴の口いくへにもまかり

まかりて、風の出入する様にこしらへたるものなり、漂海□□、
 總て阿蘭陀船は、一艘拵るに三四年を経て、漸に成就するよし、悉くちやんを以て何邊もぬる由なり、依之いかなる風波に逢ても、岩に當りても破れず、鐵炮石火矢も通る事なし、夫故に海中にて自由を働、日本への商物も盜取たる品多きよし、道の遠き事一萬三千里なれば、年々に來る船本國より出るにあらず、道の海上を家として、世を渡るゆゑ如此と云、柳營勳役録
 一阿蘭陀船は、其國の人これを呼てシキツプといひ、傳馬船をバツテイラといふ、乗船は大さ四十間三十五六間も有之、材木を組て堅固に造りたる物なり、表の方に獅子を付る、總て無用の所にて、ふとぎ鐵釘を打て、其間はすへて蠻打麻にてぬりたり、大體の岩石杯は、磨碎て通る様に仕立るなり、此船の帆柱なども、中々横にする杯といふ事は容易ならざるなり、着岸の後にて、始終立置事なり、只風の強き時杯は短く縮るなり、時により又長くするなり、其奇巧いかなる術か不知、爐の方家形

作り、内に入皆硝子障子、前に天幕を張、地毯天毯を置半に楫を廻す事あり、其左右小水壺を置、帆柱三所に建、はしこにて下に入、石火矢二十五左右にありて、朝暮一つ宛放つ、又十二三も放つ事あり、是は祝事にはなつ事にて、彼國風なり、又洋中に出ては、要害に放つ事もあり、多くは穢を散しめる事にて、此國にて火を打てきよめるか如し、
 一マダロスと云ものあり、是は船中の水主のものにて、船の中のはたらきをす、自注、水練をよくするものなり、はクロンボウにあらす此
 マダロ、此者阿蘭陀本國の人にて、言語も阿蘭陀の辭なり、顔色は白く髪は茶色、目のひとみ赤し、十五六歳のもの、散髪衣服阿蘭陀の如し、此マダロス帆柱に登りて、身のかるき事鳥の如し、
 一阿蘭陀人連來る崑崙奴は、奴僕としてつかふものにて、其國をカブリと云大國にて、南天竺の西南にあり、大熱國にて、其色至て黒し、此地に來り二三年もすれば、其色黒みうすくなり、大體日本の色黒なる人と異なる事なきなり、日本にては黒坊といへども、阿蘭陀人は黒坊の事スワルトヨングスといふ、黒坊は大概鼻低し、其故は鼻のひきを悦

ふなり、故に幼き時鼻をおしひらめ、革の紐にてきり／＼とからけ置、成長の時是を解なり、カブリ國には雪といふ事決してなき地故、黒坊始て日本に來る者、冬に至り雪を見て、奇怪の事に思ふとなり、黒坊は其性質直にて、能馴れ仕へは、主人のため身命をいごふ事なし、阿蘭陀人の法に隨はしむるに、理を以解せしめかたぐ、只禽獸を仕ふ如く、うちたゝきいまして仕ふ、若又強く其法にしたかはさる者は、殺して海底へ捨る也、黒坊夏月は裸にして、けさの如きものをまごふ、赤きペンガラ島なり、冬月は阿蘭陀の衣服の如し、羅紗花布にて作る、頭に巾あり、世にクロンボウさらさと言物これなり、官中要録、
 吉雄耕牛云、按ずるに、阿蘭陀の船は、皆全木を疊み重て作り、ちやんにて塗固め、何様の岩角に載せ掛ることも、少も動く事なし、其中に積入たる荷物を盡く外に出せば、其船自ら倒る、故に荷物を出せば、又外の荷物を入易へにすと云、凡水の深さ三丈許の所へは、引船にて引入は、何迄も入易し、如此なれ共、唐船よりは破船する事あり、毎度日本渡海

の船底を破りたるを聞く、先年も日本の地に入て大風に逢ひ、水の入事八分に過るを見て、一の同船に大綱を引て、綱を渡りて辛き命を遁れ、一人も恙なく長崎に来るなり、其船は五島の邊に漂流して着けるに、帆柱は折れ、諸道具も散々損失す、牛豕も死す、只犬のみ残ると云、此船日本の帆を掛て長崎に引入れ、官府より拂ふ町家の面を買ひ、是を解破て見れば、其船底には盡く錫にてのへ附てあり、是にて大利を大に得る事、言語につくしかたしといへり、中陵漫録、

同十三戊申年、阿蘭陀船肥前國平戸に松浦郡、入津し、嚮に堺浦に渡來せしもの、存亡を尋ね來るよし訴ふる旨、領主松浦壹岐守久信より注進ありしかば、江戸に召れ御吟味ありて、ヤンヤウスに歸國を命せられしか、願によりて猶在留す、

慶長十三戊申年、阿蘭陀船肥前之内平戸へ着岸す、時に彼等申候は、先年紅毛より初て日本へ渡海仕候船、于今歸國不在故、彼等行末を相尋候半ため、此地へ入津仕るといへり、依之平戸領主松浦壹岐守方より江戸へ注進有之、自江戸之仰に、其地に入

津之紅毛之頭人を、此地へ可差越由にて、檢使を添參府仕る、時に御吟味有て、先年之破船之紅毛人イギリス人を此船より御歸し被遊、然共ヤンヤウスは、在留仕度由願申に付被召置候、彼等爲商賣、日本へ渡海之儀御赦免、御朱印頂戴仕る事、此時より始る、長崎集、長崎記、○按するに、御朱印を賜りしは明年なり、

慶長十三年、阿蘭陀船一艘平戸に着船す、船中之者申上るは、八九年前、阿蘭陀船爲商賣願、日本に赴きし處、其船行方不相知、諸方を尋るに、日本に在留し居る由承り傳へし故、今度貴國に渡海仕る由訴之、依之松浦壹岐守方より言上有之處、江戸に其船之長たる者を可差越旨被仰下、則平戸より阿蘭陀人に警固相添被差上、江戸到着之上、年來在留之阿蘭陀人に被引合處、則尋來る者也、然處ヤンヤウス事、江戸表に馴居し故、滞留仕度旨相願に付、その儘差置る、商賣御免之事は、先達而被差免故、今度御朱印を被下、平戸より來りし阿蘭陀人頂戴之、此後數年阿蘭陀船平戸に着船して商賣を遂り、但ヤンヤウス江戸表に滞留し、數年之後依願歸國し、追而彼方より日本に赴しか、臺灣沖にて破船沈溺

せしごなり、長崎志、長崎記、長崎雜話、按するに、噫語、噫語、むれ言上せし事見えたり、寛永の頃、ヤンヤウス自後風説書を奉るへきよしは寛永年中の事なるへし、

同十四乙酉年、かの國主より書儀を獻して、入津の港を賜はらん事を請ふ、七月十一日平戸を入津の港と定められ、御返簡及び通商の御朱印を賜ふ、同十七年、慶安三年、使節渡來の事あり、證はさも、同十九年、に呈書御返簡并使者拜謁の條にあり、同十六辛亥年七月廿五日、かの船本邦渡來の時、風波によりて何れの港に着岸すとも、相違あるまじき旨の御朱印を賜ふ、元和三丁巳年八月十六日、台徳院殿よりもまた此御朱印を下さる、同月廿三日、商船舊の如く平戸にて商賣をゆるさるゝにより、その地に下る、京堺の商人等、相對次第商賣せしめ、伴天連の法弘めざるやう申付へき旨、年寄衆より奉書をもて、領主松浦肥前守隆信に達す、
慶長十六辛亥年七月廿五日

阿蘭陀之船、日本に渡海之刻、逢風波之難雖爲着岸何湊、不可有相違、此旨無異議可有往來者也、如件、
慶長十六年七月廿五日 御朱印

元和三丁巳年八月十六日、阿蘭陀人に再御朱印被下賜、
けくすくするうむいけ異國日記、

台徳院様御朱印之寫、
阿蘭陀商船到本邦渡海之節、縦遭風波之難、雖令着岸日本國裏孰地、聊以不可有相違也、
元和三年八月十六日 御朱印

同月廿三日、松浦肥前守に被成下御奉書之寫、
尙以京都堺商人も、其地に可罷下候間、相對次第商賣致候様尤候、以上、
急度申入候、阿蘭陀船於平戸、前々之如くかびたん次第、商賣致候様に可被成候、不及申候得共、伴天連之法ひろめざる様に、可被仰付候、恐惶謹言、
八月廿三日

土井大炊助 安藤對馬守
板倉伊賀守 本多上野介
松浦肥前守殿人々御中以上、條令、

寛永十八辛巳年、阿蘭陀方商賣願には、十七年、是より先、商船肥前國平戸に入津せしか、自後同國長崎に渡來すへき旨命せらる、よりてことしより同所に入津す、
寛永十八辛巳年、爲上意、向後阿蘭陀船長崎に可令着船旨被仰付之、但去慶長十三年より寛永十七年

まで三十三ヶ年、平戸に着船し、去冬如例阿蘭陀人江府に拜禮、平戸より令出立之處、今度右之通被仰出仰付、拜禮相濟、歸路直に長崎に來着せしめ、出島屋敷に令住館らる、甲必丹マクスガメリヤアンマイラ、平戸より附來る通詞西吉兵衛、名村八左衛門、志筑孫兵衛、横山又兵衛、石橋助左衛門、肝付伯左衛門、横山與三右衛門、高砂長五郎、秀島藤左衛門、貞方利右衛門、猪股傳兵衛、同年入津の阿蘭陀船九艘、直に長崎湊に着船せしむ、長崎志、阿蘭陀は慶長十三年より、年々渡來を絶たず、寛永十八年よりは、湊を今の長崎に移す事となり、出島といふ所に商館を置、こゝに船を來す、長崎雜話、山本氏筆記、阿蘭陀方商、寛永十七庚辰七月、阿蘭陀人平戸より長崎へ引越、寛永十八年、九艘入津、一當年より阿蘭陀船直に長崎湊に着船せしむ、新甲必丹エンサラキ渡來在留す、同十九壬午年、五艘入津、一月古甲必丹エンサラキ歸國、新甲必丹カメリヤアンマイラ渡來、

同二十癸未年、五艘入津、一今年古甲必丹カメリヤアンマイラ歸國、新甲必丹エンサラキ渡來す、是より已後交代之事略之、正保元年甲申年、八艘入津、同二乙酉年、七艘入津、同三丙戌年、五艘入津、同四丁亥年、四艘入津、同安元戊子年、六艘入津、同二己丑年、七艘入津、同三庚寅年、七艘入津、同四辛卯年、八艘入津、承應元壬辰年、九艘入津、同二癸巳年、五艘入津、同三甲午年、四艘入津、明曆元乙未年、四艘入津、一入津延引に付、依願九月廿四日出帆、同二丙申年、八艘入津、同三丁酉年、九艘入津、萬治元戊戌年、十艘入津、同二己亥年、八艘入津、同三庚子年、五艘入津、寛文元辛丑年、十一艘入津、一入津の二番船三番船は、臺灣より追出されし由、當表に着船、同二壬寅年、八艘入津、一四番船修復有之、依願九月廿五日出帆、同三癸卯年、六艘入津、同四甲辰年、八艘入津、

同五乙巳年、十二艘入津、同六丙午年、七艘入津、同七丁未年、八艘入津、同八戊申年、九艘入津、同九己酉年、五艘入津、同十庚戌年、六艘入津、同十一辛亥年、七艘入津、同十二壬子年、七艘入津、延寶元癸丑年、六艘入津、同二甲寅年、六艘入津、同三乙卯年、四艘入津、同四丙辰年、四艘入津、同五丁巳年、三艘入津、同六戊午年、三艘入津、同七己未年、四艘入津、同八庚申年、四艘入津、天和元辛酉年、四艘入津、同二壬戌年、四艘入津、同三癸亥年、三艘入津、貞享元甲子年、五艘入津、同二乙丑年、四艘入津、同三丙寅年、四艘入津、同四丁卯年、三艘入津、元祿元戊辰年、三艘入津、同二己巳年、四艘入津、同三庚午年、二艘入津、同四辛未年、三艘入津、同五壬申年、四艘入津、同六癸酉年、五艘入津、同七甲戌年、四艘入津、同八乙亥年、四艘入津、外に飛船一艘、同九丙子年、四艘入津、同十丁丑年、六艘入津、同十一戊寅年、七艘入津、内三番船一、同十二己卯年、五艘入津、同十三庚辰年、五艘入津、

特港異國通商船格の部、商法
鐵網金銀并船隻の條にあり、
 同十五壬午年、四艘入津、同十六癸未年、四艘入津、寶永元甲申年、四艘入津、同二乙酉年、四艘入津、同三丙戌年、五艘入津、同四丁亥年、四艘入津、同五戊子年、三艘入津、同六己丑年、四艘入津、同七庚寅年、四艘入津、正徳元辛卯年、四艘入津、同二壬辰年、四艘入津、同三癸巳年、三艘入津、同四甲午年、四艘入津、同五乙未年、三艘入津、按ずるに、また明年より、享保元丙申年、二艘入津、同二丁酉年、二艘入津、同三戊戌年、二艘入津、同四己亥年、入津無之、同五庚子年、二艘入津、一當年入津の阿蘭陀人申口、去年五月中旬、船三艘仕出せし處、臺灣沖にて難風に逢、一艘即時破船し、二艘行衛不相知、追て破船の阿蘭陀人、遊き上りし由申出之、同六辛丑年、三艘入津、同七壬寅年、一艘入津、一當年二艘仕出し、五島沖まで類船せし處、七月三日大風にて、甲必丹船見失ふのよしにて、一艘入

津す、

同八癸卯年、二艘入津
同九甲辰年、一艘入津

一當年二艘仕出し、五島女島より百里程沖にて難風に逢、甲必丹船見失し由にて、一艘入津す、

同十乙巳年、二艘入津 同十一丙午年、二艘入津
同十二丁未年、二艘入津 同十三戊申年、二艘入津
同十四己酉年、二艘入津 同十五庚戌年、二艘入津
同十六辛亥年、一艘入津

一當年二艘仕出し、臺灣近邊にて大風に逢、甲必丹船見失し由にて、一艘入津す、

同十七壬子年、二艘入津 同十八癸丑年、二艘入津
同十九甲寅年、二艘入津 同二十乙卯年、一艘入津
一當年三艘仕出し、廣東前にてヘトル乗組之船破損に付、爲修復廣東に寄せし由、甲必丹船一艘入津す、

元文元丙辰年、一艘入津 同二丁巳年、二艘入津
同三戊午年、二艘入津 同四己未年、二艘入津
同五庚申年、一艘入津 寛保元辛酉年、二艘入津
同二千戌年、二艘入津 同三癸亥年、二艘入津

一當年五月四日、咬啗吧より二艘仕出の處、洋中不順にて、例年より三十日餘及延滞、七月廿二日同廿五日兩度に入津せり、且又去年歸國の甲必丹役儀斷申出に付、當表に在留のヘトルに甲必丹役申付の旨、頭役より申趣に付、直に在留にて新甲必丹に相成る、

同十三癸未年、二艘入津 明和元甲申年、二艘入津
同二乙酉年、一艘入津 同三丙戌年、二艘入津
同四丁亥年、一艘入津 同四戊子年、一艘入津
同六己丑年、二艘入津

一當秋來朝の甲必丹言上に、去秋爲來朝甲必丹乗組たる船、於洋中見隠し、于今行方不相知、暹羅沖に船具等流れ漂ひたる由風聞有之、若於彼邊及破船けるやと存する由を申上、以上、長崎志、

明和七庚寅年、一艘閏六月十五日、同十七日入津
同八辛卯年、二艘六月十六日、同十七日入津
安永元壬辰年、一艘七月八日入津
同二癸巳年、二艘六月廿四日、同廿八日入津
同三甲午年、二艘六月廿七日、七月朔日入津
同四乙未年、一艘七月十九日入津

延享元甲子年、二艘入津 同二乙丑年、三艘入津
同三丙寅年、三艘入津 同四丁卯年、三艘入津
寛延元戊辰年、二艘入津、

一當年三艘仕出之内、一艘破船之由にて、兩度に二艘入津す、

同二己巳年、三艘入津 同三庚午年、三艘入津
寶曆元辛未年、三艘入津 同二壬申年、二艘入津
同三癸酉年、二艘入津 同四甲戌年、二艘入津
同五乙亥年、二艘入津 同六丙子年、二艘入津
同七丁丑年、二艘入津 同八戊寅年、一艘入津

一當年五月二十三日、咬啗吧より二艘仕出の處、翌日乘離れし以後、終に洋中にても見掛の由にて、七月八日一艘入津す、但當表出島在留の阿蘭陀人甲必丹役申付由、咬啗吧より書簡差越すの由にて、則在留の者甲必丹に相成、

同九己卯年、三艘入津、
一去年入津一艘不足に付、其積りを以當年三艘入津す、
同十庚辰年、二艘入津 同十一辛巳年、二艘入津
同十二壬午年、二艘入津

同五丙申年、二艘六月十六日、同十八日入津
同六丁酉年、二艘七月九日、同十日入津
同七戊戌年、二艘七月十七日、同廿日入津
同八己亥年、二艘七月四日、同七日入津
同九庚子年、二艘七月八日入津
天明元辛丑年、一艘六月廿三日入津
同二壬寅年、入津無之

同三癸卯年、一艘七月廿九日入津
同四甲辰年、一艘六月七日入津
同五乙巳年、一艘七月十八日入津
同六丙午年、二艘七月晦日入津
同七丁未年、二艘六月廿四日入津
同八戊申年、二艘七月十日入津
寛政元己酉年、二艘閏六月九日、同十一日入津
同二庚戌年、一艘七月十七日入津

按ずるに、こゝより半減、
同三辛亥年、入津無之
同四壬子年、一艘七月八日入津
同五癸丑年、一艘七月五日入津
同六甲寅年、一艘七月五日入津

同七乙卯年、一艘六月六日入津
 同八丙辰年、入津無之
 同九丁巳年、一艘六月廿八日入津
 同十戊午年、一艘六月十日入津
 同十一己未年、一艘六月十五日入津 以上、長崎志續編より以下、入津の事
○按ずるに、これいまた記載を得ず、

通航一覽卷之二百四十

阿陀蘭國部二

呈書御返簡并併使者拜謁附不時
 按ずるに、獻上物の事、江府拜禮の甲必丹より獻せしものは、拜禮
 并獻上物の條に出す、今、こゝに載る所は、則使者渡來の刻等、不時
 に獻りし
 ものなり、

慶長十四己酉年、阿陀蘭國王より書簡方物をさし、けて、入津の港を賜はらん事を乞ふ、前冊にいふ、ヤンヤウス免ありしよし、かしこに開て、この乞ひにお願ひによりて、渡來御よひしこを推て知へし、この呈書今所見なし、よて七月廿五日、肥前國松浦港を入津の地と定め、居館の地もこの所にて賜り、隣交を修せらるへき旨、御返簡および渡來御免の御朱印を出さる、

慶長十四己酉年七月十一日、於御本丸本上州按ずる多上野介正純なり、被仰候は、ヲランダより御書を上候、彼國の文字にて、其分不見候故、通事に假名にのへさせられ候、以來船を渡可申候間、湊をも被下、往來仕候やうにこの儀に候、印子の孟二、糸三百五十斤、鉛三千斤、象牙二本上候、此返書認、下書上可申由也、圓光寺御書候、此書は少文體可然やうにと仰に

通航一覽卷之二百三十九終

候、
 日本國王源家康、復章阿蘭陀國王殿下、遠傳信書、披而見之、則近如對高顔、殊投贈四種方物、歡悅有餘、抑從貴邦遣異域兵船、大將裨將、許多軍衆之内、到著本邦松浦津、殊與陋邦可有和睦堅盟、予所希也、兩國同志、則縱雖隔千萬里之海陸、年年往來、何有異哉、於陋國正無道、令歸有道也、依之渡海商客安居必矣、貴邦真如路數人、被遣置本邦、可被立館舍之地、著船之湊、任貴國意分與之、自今以往、彌可修鄰交者也、餘事付在船主舌頭、惟時秋天、殘暑尤甚而已、自齋、不備、

慶長十四年龍集己酉孟秋二十五賞

御朱印

右圓光寺清書、間に合鳥子、下繪あり、上包は可漏鳥子、上の真中にてのりにして、封の字三所に書、御朱印は七月廿一日に被押候也、
 同月十七日、於御本丸、本上州被仰渡候は、ヲランダへ日本の文體にて、御朱印可被遣文言調、御右筆へ可申渡由也、則一紙に此一つ書有給候、
 おらんだ船、日本へ渡海の時、何の津へ雖爲着岸、

不可有異議候、向後守此旨、可被往來、聊疎意有間敷候也、仍如件、

慶長十四年七月廿五日

御朱印

ちやくすくるうんへいけ

右大高に書之、御右筆庄九左衛門書之、四通也、同じ文言にて、あて所はフランスヒックキ、アフラム、バンデンブロック、キウアスヘイケ四通也、上包は大高二つに折て包、上下を折返す、以上、異國日記○朱印は長崎集令條條にもめて、長崎集には、チヤクスルキ、ヘイケと記し、令條條には、チヤクスルキ、ヘイケとあり、慶十四年に阿蘭陀より書を物ごを始め奉れり、御返書をも贈られたり、按ずるに、以下の事蹟、他の證を得ず、しほらく存して後考に備ふ、
 寛永四年に至りて、我國に入れらるまじき由議定ありて、其使をおしかへされし事あり、其また渡り來ることを許されて今に至る、國朝舊章錄、
 同十七壬子年八月、船使渡來し、十月八日駿城に登り拜謁して、國王の書儀を捧げ、先に賜はりし御返簡の事等を謝し奉る、御返簡を出されしは、十また國王の名代ヘイトルポットよりも、本多上野介正純に書を來たして、渡來御免、居館の地をも賜はりし事等を謝し、かつ船使去年渡來あるへきを、延滞してこたび渡せし

故をいふ、このとき、先に賜はりし御朱印二通を返上せしよ、よて
異國日記に載せられたるも、其故しりつたし、
同月いよ、前契を渝す、年々商船往來あるへき旨
の御返簡を出さる、時に正純よりも副書ありて、腰刀
を贈らせらる、これ願ひによりて、大泥番且の二國にも、渡來
の御朱印を出され、轉達すへき旨命せらる、猶二
國の部併せ

慶長十七壬子年八月十二日、阿蘭陀船來于平戸、
駿府記、

慶長十七年八月廿八日、此度來朝の唐船どもの内
おらんだ國より來る、仁鳩の比なる鳥一、大鳥一、
何れも生鳥を駿府、江戸に進上すへきとて、京都
まで上る、右の小鳥は人の云ことを聞て、則其こ
ごくいふ、大鳥は頭は鶴に似たり、背の毛は猪の背
の毛に似たり、官本當代記、創業記○按するに、これ十月八日
拜謁のとき獻りし品なるへければ、こゝに出す
慶長十七年、阿蘭陀之船使於駿城、十月八日に御禮
申上、種々進物有之、上様御袴道服、上壇曲録に御
座、書を上野殿御披露、其書に云、

阿蘭陀國よりうらいます、で、なつそらう、
おらんだの國猶も國有、兵船賣買の船、方々へ差遣
候、奉拜上日本國主源家康、貴君於天下無比類貴人、
殊には武道無雙相聞候、就中御世も豊に、千年之齡

奉存候、殊更於遠國尊書頂戴仕、恭事難述筆紙候、就
商賣阿蘭陀之者、於日本着津候之處、日本國中萬事
可有御許之由、被仰下候儀、身に餘り恭奉存候、國
も程近においては、日本人も可被罷渡事も可有之
候、其儀においては、隨分馳走可仕候所、無其儀候、
御厚恩之處、如何様可奉報覺悟に候、

一前阿蘭陀之國無御存處、かびたんジャカウベク
ニカラナル船中飢におよひ候て、罷着候處、其刻ホ
ルトギス按するに、波爾社五
爾國のこさなり申上候は、おらんだのもの
は、盗人ばはん人と、色々申上候へとも、不被立
開召、被添御心候儀、是は則我等に御厚恩と覺申
候、

一此前某之者、於大明企賣買、三度參候處、一度は
使を上候へとも、ほるとぎす大明の屋形へ、色々進
物を過分に上、種々さま／＼の籌略を廻す故、使も
理を不申通致乗船、其儘懸出申候、惣してホルトギ
ス、カステアンかたきにて候間、重てはおらんだも
參り候はんやうにと、申上る事も御座あるへく候、
ほるとぎす、かすてあんは、昔より商ひ申候、おら
んだの事は、始て參候、其故商ひに損御座候と申上

事も可有之候、それは偽にて候、大千世界を次第次
第に我儘に可罷成と存候處に、おらんだ參候て、此
次第を可申上かこ、ほるとぎす校量仕、重ては我儘
に罷成まじきかこ可存候、かやうに申上儀は、餘り
御懇切に被仰下候儘、正直に申上候、重てほるとぎ
す、如何禮之儀を申上候とも、真に被成間敷候、兎
角我々申上儀、重て思召可被當事も可有之候、
一前々パンタン、パタニ餘之國にても、ほるとぎす
罷居處に、おらんだのもの參候處に、別して御懇に
被成候處、ほるとぎす色々支申候、結句後には偽に
罷成、今に無出入候、おらんだの儀は不相替、互に
入魂仕候、またかすてあん、ほるとぎすの心持にて
難成所を、ハイテルの心の内に深くつゝみ、色には
少しも出し不申候處を、能々被成御分別候て可被
下候、このはいてるの心は、日本のものを次第々々
に我宗になし、餘宗をきらひ、後は少々宗論を仕、
大なるとりあひも御座候事も可有之候、其ときは
はいてるの存次第に、罷成節も御座あるへく候、
一おらんだのもの、其元へ罷居候者、何用之儀も申
上るにおいては、可被開召之由被仰下候、是以忝

奉存候、以來も御相違なく奉憑候、

一我等之者は、遠國へ商賣仕候ものにて候、然は高
麗國へも自然參度と申上候時は、御朱印被仰付候
て可被下候様奉頼候、
右之條々雖憚多、不貽心底、細碎申上候條、爲何御
用に御座候とも、可被仰付候、如在御座有間敷候、

千六百十年十二月十八日
日本にて

慶長十五年十一月十二日

從阿蘭陀之國主之文體、無所殘和之寫拜上仕候、

あんでれいこぼらわる 在判

じやかうべすつへきす 在判

御披露 本田 上野守様

同年阿蘭陀之國主の名代へいごるぼつと

奉拜上、日本國主、乍恐言上仕候、貴國御安全之儀、
幾久御座候様に奉存候、

一中途いんでやに罷出承候得は、おらんだのもの、
其地へ參候所に、商賣に付て、萬事被成御懇、其上
居屋敷まで被下候儀、吾々までも、忝次第難申盡
候、右之御心中、永々不相替候様に承およひ候、い
よ、御頼敷奉存候、致渡海候おらんだの者之儀

は、御被官御同前に、可奉仰御慈悲候、兼又おらんだの船、去年可罷渡之由申上候處、國元より船延引仕候間、從中途、先々爲御禮小船申付候、其首尾不相替、今年令渡海候、この船、去年延引仕候儀は、おらんだよりは、日本より罷着候て、五月の内に船被申付候得とも、途中にて、日寄により令延引候、然は御禮之御返札持參申候官使は、あんでれいこほろうわると申候、爲御存知申上候、

一 おくより以細書被申上候、やうにはいてるの儀を、按するに、南蠻人を、の姓名なるへし、よく、被成御推量、御尤に奉存候、其子細は、おらんだとかすて、あんに、上には、按す、かすてあんに、南蠻中の國名なるへし、十二年和談に被仰合候得とも、總別かすてあんに屋形かたきにて、マロク表においては、今に弓矢半に候、この旨悉く使者可申上候、右之條々、誠雖憚多、細碎申上候、御用之儀とも、可被仰付候、

千六百十二年三月晦日

慶長十七年二月廿六日

マロクより上被申候狀之心持、其儘やわらけ進上仕候、

あんでれいこほろうわると在判
じやかうべすつひやす 在判

御披露 本多 上野守様

一 先年被下候雨通之御朱印、按するに、慶長十四年七月廿五日、同十六年七月廿五日、はりし御朱印にて、前にのせられたれば、ここに略す、今度渡海之おらんだ船主返上る、自上野殿被見せ下候、一覽以後御使内田織部殿に返す、以上、異國日記、

慶長十七年十月十七日、金地院崇傳より板倉伊賀守勝重に賜る書中、

今日拙老式出仕可申と存候、阿蘭陀より書を捧申候、其返書可被遣旨、被仰出候間、今日可得上意と存候、國師日記、

慶長十七年十月、阿蘭陀へ御返書之留、

日本國源家康、復章阿蘭陀國王麾下、遠書到來、再三披閱、殊領數般之方物、惠意不淺、彌不淪契、年年商舶往來、則縱隔萬里重濤之險、實成四海一家之思者必矣、餘蘊付上野介正純筆舌也、自齋不備、

慶長十七壬子十月日

御朱印

右之御朱印、間に合鳥子、下繪有、裏に切薄有之、盡

結構、架籠常のことし、

右此外大泥國并バンタン國之船、日本へ往來不可有異儀候之旨、御朱印二通被遣之、是は御右筆衆被書候、案文は、大形先年阿蘭陀船に被遣候同前也、此二通之御朱印ヲランダに被遣候、阿蘭陀船日本へ渡候時、大泥バンタンへ寄往來し候へは、自由成由申候に付て、右二通之御朱印被遣也、阿蘭陀の船使望申に付て、右二通之御朱印被遣なり、ヲランダの右之御朱印とも、何も十月廿八日に相濟也、日本國臣上野介藤原正純、復章阿蘭陀國主殿下、來書件件、方物般般、奏達吾日本國主、采納惟幸、則裁答書、且副以腰刀大小二柄、被謝惠意、抑不異前約、商船到着于本朝松浦津、可得賣買之利者、宣任船主之意旨、吾國主之所許命也、莫訝、彌年年商舶往來、可被修鄰交、如微臣亦聊不可有疎志、依船使之望、大泥國等之商船來朝、不可有相違旨、別整得印札二通、二通渡與船使、猶有攸懇求、聞國主速可調達、何有隔礙哉、所頒賜之音物拜納、感佩無他者也、委悉附船主舌端、不宣、

慶長十七年壬子初冬日

右之書、間合鳥子無下繪、架籠同前、但たけは、いさし、

上州の書は、廿九日清書する、何も廿九日、上野殿より阿蘭陀の船使に被渡候由也、以上、異國日記、

同十月甲寅年九月朔日、船使また駿城に登り、拜謁して物を獻す、慶安三庚寅年三月七日、使節江戸に來り、甲必丹ごとも登營獻物あり、これ去る寛永二十

癸未年、陸奥國南部に漂流のもの、恩遇蒙りし事を謝し奉りしなり、ごきに御不豫によりて出御なく、後殿有院殿に拜謁す、其日次詳ならず、同八月御暇、かつ國王およひ

使者甲必丹に賜物あり、呈書ありしにや、今所見なし、ごきに深着人の内留置れしもの五人をいへし遣はさる、猶深着并難船被

慶長十九甲寅年九月朔日、阿蘭陀人御目見、白糸二

丸、龍腦二斤、丁子二囊、大木綿段子等獻之、ヤンヤ

ウス出御前、虎子二匹引之來、按するに、駿府政事録に、奇也、江戸幕府若公達可進上之由申上、御年譜附尾、あり、

慶長十九年九月朔日、阿蘭陀船使詣駿城、賀禮捧土

産重疊兩虎獻之、併兩共に江戸へ被送、此時不捧書

簡、異國日記、

慶長十九年九月朔日、カンボチャより爲音信虎の子

二駿府へ來、籠に入馬につけ通路す、同いんこの鳥も來る、官本當代記、創業記考異、止戈談叢○按するに、この書以下これを東埔塞より、の獻物とせしは誤りなるへし、慶長十九甲寅年九月朔日、東埔塞國より虎子二匹、鸚鵡一羽を獻す、南蠻人耶楊子是を捧く、按するに、耶人こそしは誤り、虎子一匹の尾、骨の上に毛生て風の文字鮮然たり、觀るものこれを奇とす、江府公子兩君に按するに、兩者君は、大猷院殿、獻し度と云々、外國入、よひ駿河大納言殿の御事にや、慶長十九年九月朔日、東埔塞國より虎の子二匹、鸚鵡一羽を貢す、南蠻人耶楊子これを獻す、其中虎の子一匹は、尾骨の上に毛を生して、風の字鮮に見はる、見る人皆これを奇とす、江戸の兩公子へ獻せんと請、かつ阿蘭陀人白糸二丸、木綿純子、龍腦二斤、丁子二袋等を獻す、東埔塞より獻する所の虎の子二匹、江都に送らせられ、世子および國松丸君へ呈せらる、大三川志、

慶安三庚寅年三月七日、兩上様へ阿蘭陀屋形より、始て以使者進物、品々依獻上之、彼使者并カピタン今日御禮申上候付て登城、殿上之間に置之、公方様御廣間へ雖可被出御、御不豫之餘、氣付而無出御、オランダ屋形より進上

大鏡一面 花毛氈一枚 金之遠目鏡一本 狸々皮三反 色羅紗三反 奧島三十反 みいら百目カピタン進物所謂

猩々皮三反 色羅紗三反 白羅紗三反 小羅紗五反 毛しよろけん五反 はるせ金入五反 色ふらた五反 白糸百斤 ひりんす二十反 さらさ二十反 へるとるばさる五 あめんどう二十斤

大納言様へも品々獻上物有之、獻廟日記、寛明日記、慶明カピタンの恩賜、下に載る雜語國野作、雜記譯説と異なり、かのつたはなるへし、一慶安三年三月七日、阿蘭陀人御禮に登城、依之御譜代大名悉く出仕、同八日阿蘭陀人に御暇被下、從公方様銀子五百枚阿蘭陀王に、同五百枚御小袖十カピタンに、銀子二百枚、小袖十使者に、從大納言様御小袖二十カピタンに、御小袖二十使者に、寛明日記、慶明錄、

慶安三年三月、阿蘭陀屋形獻使价、萬年記、慶安二己丑年、赫業刺兒方より、先年按するに、寛永南部へ漂流の阿蘭陀人とも御厚恩を蒙りし御禮として、使者アレインシュス着船す、其年冬、爲參府出立

の甲必丹ボロンコス同道にて、江戸表に參上し、翌三年正月御禮相勤る、但先年の甲必丹は奥國に渡、其節之赫業刺兒も別人に代、彼是延引におよふ、去る寛永二十年より當年まで八年の間、江戸滞留の阿蘭陀人五人ともに、此度長崎に連歸る、長崎志、

使節アンデイリス、フリシウス、日本の都府に到りし始末

曾て日本なむばに自注、漂着せし、我國人十人は、彼地にとらはれし後、都下にめされ、其事由を檢査し、明白を得て、國王これを許し給ひ、款待淺からざりし、其恩謝の使節として、ビートルブロックホヒウス君をして本國より差送り、しかるにこの人不幸にして洋中にして病死せり、是に依て例のごとく其屍は藥汁を以て殮めて、バタバヤに載來る、是におひてバタバヤの總督、其人に次くの官吏アンデイリス、フリシウスなるもの、再び使者の役を命したり、其使節九月十九日自注、按するに、十九年の彼九月にて、すなは、彼一千六百四十九年、我慶安三年己丑の秋なり、長崎に着船す、在留の我國人は、皆恭しく使節及び來舶の諸官屬を出て迎たり、しかるに日本人は、別に此等に禮を盡せる事なく、

其取扱ひ毎年来舶の甲必丹と異なるなし、最使節はもとより其副使諸官屬等は皆帶劔して上陸せんと請ひしに、是亦免許なくして、其使節のみに許す、着船して後、云々の事まふし報せしに、日本人始めに病死せし本使ビートルブロックホヒウスと、則今來舶の使節の官爵を問、因てこれに答るに、其すでに死したる本使は、本醫官なり、しかれども高名博識の名士なるを以て、自注、かくのこゝに大本人は簡實に屬するを、任に命するに、却て日本に在りし大いにいしむ、本國よりこれに其使節を命して、この度大禮を勤しむるか爲に送りし也、今代て來りしこのものは、當時本國において我國の政務に預る一官たり、このもの曾て二三年前までは、バタバヤに在て交易會館の密書記なりき、然るに此度本使の副となり、同船に出帆せしときに、本使ブロックホヒウス病死せしに由て、我バタバヤ總督、其代使を命して遣せしもの也と、

吾使節駕したる船中に、交易の貨物積來れり、然るに日本人甚たこれを賤しむ、愧へきの事也といへるこの風聞あり、

船中のせ來る所の軍器は、吾定法のごとく、本船中